第一部　川上

第一編　自然誌

第一章　位置・面積

位置・境界・区画・面積

位置、境界　地図を開いてみると、愛媛県は猛虎のうそぶくような形をしている。其の中部を占め、稍北に位置するものを温泉郡とし川上村は温泉郡の東端に位し、東部は周桑郡中川村、桜樹村の両村に接し、西部は横川（旧久米川）を以つて北吉井村に、南部は三内村、拝志村の両村に境し、北部は山脈を以つて北吉井村に接している。

（川上小学校は東経百三十二度五十五分、北緯三十三度四十七分に在る。）

区画　川上村を区画し四大字四十三区に区分する。

大字	行政新旧名区劃							摘要
松瀬川	水越	上ノ段	川筋	桧皮	添谷	音田	三軒屋	上ケ成	奥松瀬川分
松瀬川	原鳥	宝泉	横瀧	西組	上海上	下海上	猪之窪	上古市	前松瀬川分
北方	西ノ側	西中村	原沖	且ノ上					
南方	西古市	東中村	板戸	道向	森	北八幡	八幡	曲里	
北方（寄）	高木	竹ノ鼻							
南方（寄）	天神	市場	下之町	上砂	宮西	斉院ノ木	茶堂	下沖	新旧国道筋寄合地区
松瀬川南方（寄）	中之町	小坂							旧国道筋ニテ寄合地区
吉久	下古市	宮東							計　四十三区
吉久									

更に四大字の小字を挙げると次の通りである。

大字松瀬川	広見 並松 北風 丸山 横灘 宝来 宝地 大元 原ノ子 鳥組 西田 山田 山田 黒穂 小渋 渋谷 吹上 黒穂
大字松瀬川(奥)	三軒屋 河崎 三軒舎 大川 下船野 船野 船窪 中坪 栗之木段 桧皮 添谷 高知 中村本谷 神子野 中村 柿野ケ市 水越 程野 坂畑 大ノ段 上ノ水 赤之谷 坂ノ谷 宮ノ谷 六畝
同	名元屋敷 音田 河崎山 船野山 桧皮山 添谷山 古屋山 本谷山 程野山 水越山 中村山 上ノ段山 板ノ山 音田山 三軒舎山 下市山
大字北方	三島 海上 田鍬 谷ノ内 猪之窪 赤坂 岸下 中溝 長音寺 銭塔 龍王之元 標ノ窪 高曽根 西之宮 鈍泥 胡元 塚穴 且ノ上 中畑 松原 角田 荒畑 片山 宝泉 西ノ側 北揚 祇園前 薬師前 大門 揚
同	客ノ宮 小川 川上 上砂 原之坊 中村 古宮 沼田 御蔵元 五反地 斉御堂 西中村 中柴 下正 古市 田中 角田采 且ノ采 苔谷 医王寺采 海上采 客ノ元 一本松
大字南方	天神 吹上 光法 川上 市場 町裏 上砂 卯之日田 経塚 払川 高木 岸下 向井 道向 板戸 竹ノ鼻 東森 八幡森 広町 八幡 曲里 厚味 厚美 下岡
同	表山 西打越 西大谷 坊主畔 丸山 嶋潰 三所ケ成 奥打越 杉ケ成 東大谷 城ケ谷 塩ケ森 浦山
大字吉久	宮ノ西 田中 谷口 高木 小打谷 荒神谷 池ケ谷 猪ケ成 大谷 猪持谷 水ノ元 丈ケ側

面積

大字南方	反別	大字北方	反別	大字松瀬川	反別	大字吉久	反別
田	一六四七反一二六	田	一九八八反四〇〇	田	九〇八反一二八	田	三一九反六二八
畑	二七四反七〇九	畑	二四二反二二	畑	六四一反四三〇	畑	三一反三〇二
宅地	四六三五坪 六五	宅地	三九二八坪 三三	宅地	二五五〇九坪 〇七	宅地	五七〇坪七五
山林	三八六反六〇八	山林	一四二反〇三三	山林	七一一反一二六	山林	八八二反八八
原野	一八反二二六	原野	二四反八〇九	原野	一六反八二三	原野	七二
雑種地	七〇二	池沼	〇〇三	池沼	〇三三	池	一三反五一六
池沼	五〇九	溜池	三四反四一六	溜池	一〇三反八〇三	墓地	一反七〇七
墓地	三反〇〇二	墓地	一七反六二九	墓地	一二反三三〇	荒田	二七反三三
溜池	一四反三二九	役場敷地	三七九坪〇〇	荒田	九反八一三		
避病舎敷地	一反三〇五	学校敷地	一四坪五七	保安林			
荒田	二反三三	獣畜埋療場ノ敷地	反一〇〇				
		荒地	七反〇三				

全字合計　千八百二十四町一段五畝二十八歩（昭和二十五年九月川上村役場台帳による）（年代により多少変動あり）三四、五五平方キロメートル（五万分の一地形図、図上測定）（役場位置大字北方二二七七番地の一）

主要面積

田	一八〇九七、反 八〇四
（内訳）	
畑	四七七三、四一二
宅地	一一七九、六二二
山林	三九一、三〇六
原野	一一六九二、七一五
	六〇、六〇九

広がり

東西平面積	五二五〇米
南北平面積	四四〇〇米
村最長線	一〇七五〇米

第二章　地勢・地質

總説

川上村は、道後平野の東端にあつて、北部、北東部は高

縄山塊によつておおわれ南には四国山脈の支脈があつて、山が割合に多い。本村の中心をなす西南部の平野は、この両山脈にはさまれているので、東はせまく、西にいくにつれて、ひろがつている。重信川がその西を北から南に流れて北吉井、南吉井両村と境しているので、ほぼ三角形をしている。この平野の北から東の山裾にかけては、台地になつているが、ここも耕地として、よく耕されている。

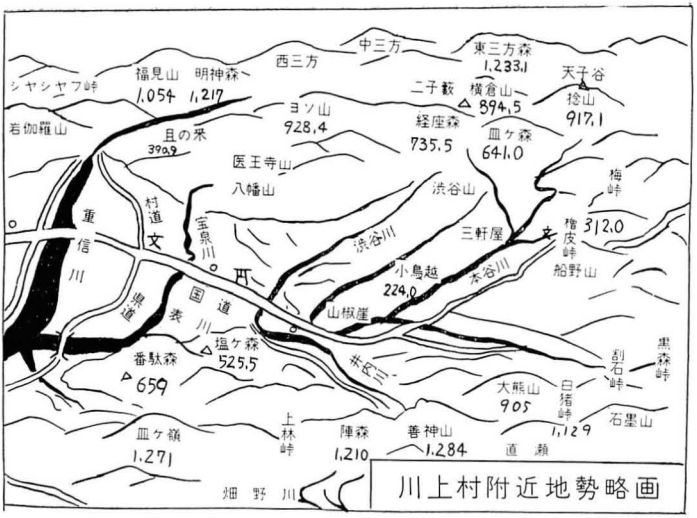

又この平野の東に、小山をへだてて、本谷川の川筋に、松瀬川の細長い平地が連なつている。

山

川上村の南、三内村、拝志村から上浮穴郡にかけて黒森山、大熊山、前司ケ森、皿ケ嶺等の、千米を越える山々が連なつている。

北も亦重信川のきざむ山之内の谷をへだてて、千米以上の福見山、明神ケ森、東三方ケ森等の山が重なつている。本村内でも、ヨソ山、横倉山、捻山等の連なる北方の山は、千米に近い。

南の塩ケ森は、航空燈台が（昭和十六年）出来てから、有名になつた。北の経座ケ森、皿ケ森から、奥松瀬川の部

山峠の名	高さ
	m
捻（ねじれ）山	917.1
横倉山	894.5
経座ケ森	735.5
皿ケ森	641.0
ヨソ山	928.4
且ノ采（うね）	390.9
塩ケ森	525.5
桧皮峠	312.0
山椒（しょう）ケ崖	224.7
大鳥越峠	260.0
小鳥越峠	260.0

落を切りはなすように、南に延びる低い二条の山なみがある。大鳥越、小鳥越の両峠は、昔の街道筋で、この山を越して、前松瀬川と、奥松瀬川の三軒屋を結ぶ近道である。

桧皮峠は、道後道前の両平野をつなぐ国道廿一号線後廿四号線、讃岐街道の要地で、昔は大鳥越、小鳥越を経て、七曲坂を登り、この峠に出て、更に、桜三里のけわしい山路を、周桑郡の来見駅に出たものである。現在は、国道が通じ、峠も岩を堀り切ったので、坂もゆるやかになっている。高い山の連なる、南と北の、上浮穴、越智郡地方へは近代的な交通路の開発が、遅れているため、本村との交渉は少ない。しかし、近年の産業の開発にともない道路も整備されて来た。持に道前道後平野水利の開発事業の進展によって、黒森峠が上浮穴郡との交通の要所と変りつつある。

山椒ケ崖は、大鳥越から南に延びた山の先にあつて、端が、表川にけづられて屏風を立てたような絶壁になっている。下を流れる表川の川床から四十米、水成岩の地層が横縞のように見えている。

川

川上村を流れる大きな川は、西の村境を流れる重信川と村の南を流れて重信川に入る表川とである。これに次いで主要なものは、本谷川（奥松瀬川ともよぶ）渋谷川、宝泉川等で、北部の山地から南流して、表川にはいつている。

以上の川々は平野に出ると、水は伏流水となつて、地下にもぐり、水無川となつているところが多い。

川の名	長さ	川巾	水源地
重信川	約二五粁（四里弱）水源より畑川まで	一九〇・三米（横河原橋橋下）	東三方ケ森方面
表川	約三粁（三里）	九七・七米（畑川橋橋下）	唐岬、白猪の滝方面
本谷川	約八粁（二里）	一三・二米（三軒橋橋下）	奥松瀬川志太尾山
渋谷川	約三・五粁（一里弱）	七・三米（渋谷橋橋下）	大渋谷山、小渋谷山
宝泉川	約五粁（一里一〇町）	七・〇米（上砂橋橋下）	ヨソ山、本谷方面

表川の支流として左の諸川がある。

一、本谷川

水源は奥松瀬川御所の御城山

志太尾谷川、若荷谷川、江野地谷川、程野谷川、水越川、坂の谷川、宮の谷川、大潰谷川、仏生川、船野川、中角谷川、等が本谷川に灌ぐ。

一、渋谷川

水源は松瀬川の大渋谷山、小渋谷山
黒穂谷川、小渋谷川、等が渋谷川に灌ぐ。

一、宝泉川

水源は本谷山、医王寺山、角田山
菅谷川、池の谷川、角田川、が宝泉川に灌ぐ。
其の他大興寺山を水源とする狩子谷川
曲谷山を水源とする曲谷川、等の小谷川は北方上井手に注ぎ込み海上三嶋神社北より重信川に入るものと且ノ上籔下を廻つて宝泉川に灌ぐ。

重信川が、山の内から流れ出たところの大畑を扇の要として、見奈良、吉久にかけての扇状地は、この川が流しだした砂礫によつて出来たもので、時代によつて、川の流れは扇の骨のようにうつりかわつたもので、或る時は、旦の上のすぐ下、崖下のあたりを流れていたものと考えられる。今の重信川の河道は約三百年前、足立重信の治水工事によるもので、それ以前以後ともに、度々洪水が繰かえされたことであろう。海上から吉久にかけての東岸の地形や堤坊の様子を見ると、昔から現在までの村人の苦心が、うかがわれる。今日この川筋一帯に建設省の治水大工事が続行せられている。表川の柳土手も重信の工事で土手に残る松は、其の頃植えられたものだといい伝えている。然し、さしもの、この大工事の土手も洪水の害が昭和二十一年前後三回に及び、出水によつて流失した。その後当局の才許よろしきを得て柳土手と二の堰も近代的セメント作りに改修された。しかし三百有余年の松並木は見られなくなり、昔日の面影を失つた事は誠におしい。

池と水利

川上村は瀬戸内平野の例にもれず、夏の稲作に備えて池が多く、大小合せて約二十の溜池がある。特に前松瀬川から、北の山裾にかけて並ぶ池の群は、本村農

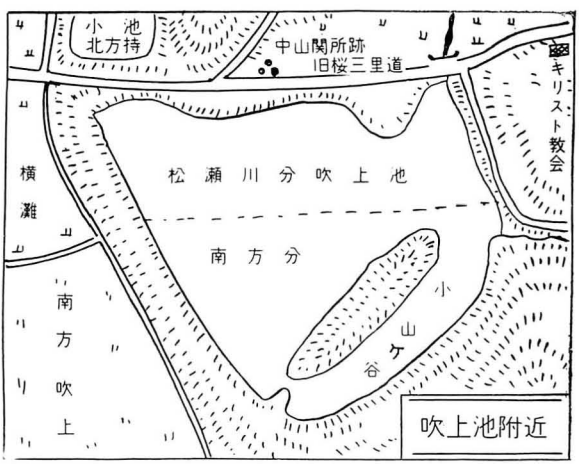

業の強みであり、又山裾の風景に一段の趣をそえている。

吹上池は、本町第一の大池で、前松瀬川の横灘にある。もとは現在の三分の一位の池であつた。萬延元年に、北野田村、南野田村（現南吉井村の内）南高井村（現浮穴村の内）の三村が合同して、現在のような大池につくつたが、引き水の水路が長く、不利な点が多いので、明治十年に、南方にゆづつたものである。

見奈良の水源

吉久の吉井神社を中心として、吉久方面はきれいな水に恵まれ、泉が多い。南吉井村の見奈良部落は、吉久を水源地としている。表川、五ケ村泉、オキチ泉等、吉久方面の水を集め、重信川の川底を、暗渠によつて渡し、見奈良へみちびいているのである。

川上村の水利

本村の水利は、主として村内を流れる川をせいて、水を引き入れ、利用している。池の水は農業用水の不足を補い、高い台地の稲田に、利用せられる。

池の名	場所	大きさ其他	記録
吹上池	松瀬川横灘	池周六五〇間水深九間半面積五町一反一畝二五歩	萬延元年増築（北野田、南野田、南高井、合同）明治十年南方にゆずる。
小池	松瀬川横灘	約七反歩にかかる面積一反二畝二歩	松瀬川村飛地三千三百七十一番、一池反別一反二畝二歩、北方村持。右は氏社遙拝の資本として往昔北方村氏子中より工築し南方村へ宛附ある氏社資田で北方村限りの共有に付据置（明治二十一年九月調べ）
山戸池	松瀬川鳥の子（山戸）	面積四反一八歩	明治二十八年崇上工事以前の記録はないが、寛永年間の築造とゆう。
若宮池	松瀬川鳥の子（東谷）	面積一反五畝一〇歩	明治二、三年頃築造明治十七年伏樋がいたみ土手がきれたことがある。明治五年増築修理
黒穂池	松瀬川鳥の子（黒穂）	池周四八〇間水深五間半面積一町六反六畝二一歩	貞享五年築く（現在の五分の一の大きさ）。嘉永六年増築出願安政二年完成
原庄屋池	松瀬川（原上）		個人持で水利組合の管理外となつている。
原上池	松瀬川（原上）	面積六反九畝一〇歩	築造の年不明、附近の池の中最も古いといわれている。弘化、嘉永、慶応の各年間に修理した記録がある。

原中池（原大池）	松瀬川原（原下）	池周二四〇間水深五間半面積一町三反一畝七歩	築造原上池と同じ天保、嘉水の修理記録がある。
笠張池	松瀬川原（笠張）	面積二反五畝二歩	年代不明、原上、原中両池と同じ頃の築造という。
長谷池	松瀬川原（長谷）	面積四反二四歩	築造は貞享元禄の頃か文久年間の修理記録がある。
西組庄屋池	松瀬川西組		個人持で水利組合の管理外
笠坪池	北方（笠坪）	面積九反三畝一〇歩	明治三年起工（人夫延日数四一〇八四人役）大正七年七月十二日大雨の時土手が切れた（被害水田一町）
苔谷池	北西側（苔谷）	（十町一畝にかかる）面積二町三反一畝八歩	安政五年起工、同七年完成か（池の上に陶器の焼窯あとがある）
谷池	北西側（苔谷）	池周二八間水深三間（三段にかかる）	
医王寺池	北宝泉方	（三反にかかる）	
宝泉池	北宝泉方	（三〇町にかかる）水量一万立方尺	昭和十六年着工、十八年完成
奥池	北鷲ケ谷方	（九町六反三畝にかかる）	
天神池	北且の上方	（七町五反五畝にかかる）	
譲葉池	松瀬川添谷		年代不明なるも古い池である。
谷口池	吉畑川久	面積一段	牛淵村（南吉井村の内）がつくり、明治初年見奈良部落が改修、現在は畑川部落が利用している。
曲谷池	北海上方	面積一反三畝二歩	昭和二十五年着工総工費三十万円の豫定

左に菅浦堰吹上池其他に関する古記録を抄出しておこう。

菅浦堰の定法

北方菅浦堰に関する書類写の中

第十二号

温泉郡川上村役場　所蔵

温泉郡川上村大字北方全部普通水利組合規約抄本

第九章　雑則

第四十条

本部落上井関用水は毎年遅くとも六月五日迄に関取可致事。

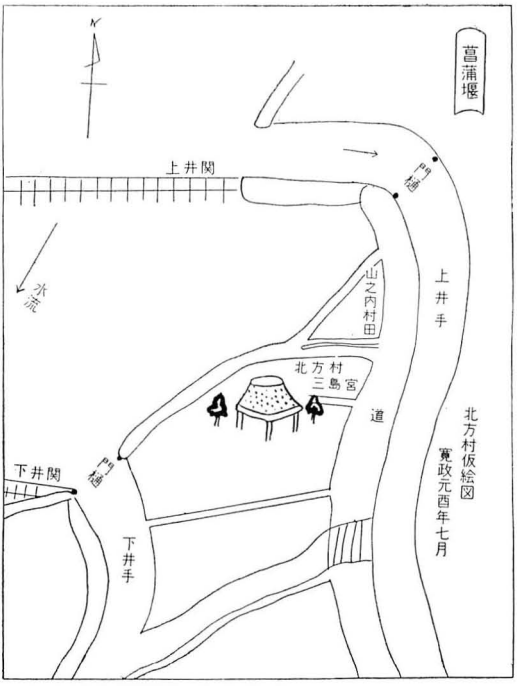

第四十一条

養水減少により切渡に取扱をなす場合は左記旧慣によるものとす（慶応三年八月書改めたる旧記を写す）

但し年柄により役員に議員協議の上適宜取計をなすことを得。

一、壱番切　御城下行道　但し西茶堂の元、東、揚り、源四郎前。

一、弐番切　古市　地蔵の元　但し西の、喜平裏より東、松瀬川道迄。

一、参番切　道通り道　但し、西林之亟、裏より東、矢石、大樋の元迄。

一、四番切　藤の木大道、但し、西、半蔵裏、東、源蔵裏より兵右衛裏迄。

一、五番切　医王寺道（但し西、新九郎東、前道より六番鎌迄但し、是までにて、切渡し、順上の分一応相済申候、尤長照の節は龍王裏より、段の、覚蔵、上立の道より、下も医王寺道までの間水戸下げにて右医王寺道より、又々切渡し可致若しその上長照の節は右龍王道より上の処は相談の上臨時取計に可致事。

右之通り相談之上相定置候也。

慶応三卯年八月書改

後見　野中虎之亟
庄屋　重松薫太郎
組頭　九郎左衛門
　　利右衛門
　　政太郎
　　源次右衛門
　　兵平
　　吉蔵

作改　松五郎
作改　勘七

三親第九号

河川復旧工事ノ件

河川工作物ノ新設又ハ復旧工事ヲ要スル場合ハ例ヘ田用水堰堘ノ復旧工事ト雖モ官庁ノ許可ヲ得ザレバ工事施行スベカラザルコトハ客年十一月町村長会同ノ節注意ヲ加ヘ尚、特ニ書面ヲ以テ注意ヲ促シ置候処其村ニ関係スル菖蒲堰ハ復旧工事ヲ要スベキ現状ナルニ其施行ニ関シテ未ダ願書提出無之右ハ無願ニテ施行候儀ハ決シテ不相成候条関係者ヘ屹度申聞ケラレ後累ヲ生ゼザル措置セラ

ルベシ也　通牒ス

明治　四年四月十八日　　温泉郡役所

川上庄　松木喜一殿

為心得一出之事

仍先例　堰切被申付条　村　向後　相違　有間敷之状如件

嘉吉元年六月十日　　和田式部少輔　通憂判

大興寺　方丈

参

大興寺　北方衆中江

為光井て先きのむねに　通頼判
任せて太下木にて、せききり　氏忠判
たるべき物なり　拝之　通春判
もし此旨をそむき　通置判
こうげ　小土をおき　候ば　泰氏判
い己れざる事　なり　近光判
仍為末代之状如件　泰通定判
嘉吉元年六月十日　通家勝判
房成判
政俊判
弘氏判
通公判

菅浦堰水利事件書は川内役場に「永久保存」されて居る。其の数約六綴に及ぶ。編纂に当りその一部を抜萃した。

一、北方大興寺は旧河野家と最も関係深く其の一部を記して見ると。

一、豫松御領分寺院名称に曰く建長元己酉年十一月十二日に勅詔により国守河野伊豫守通久　得能冠者太郎通秀同志伽藍建立し余戸郷　川上庄を寄附

嘉吉二年二月　同左馬頭通智伽藍再建並鎮守堂共

吹上池　見取図

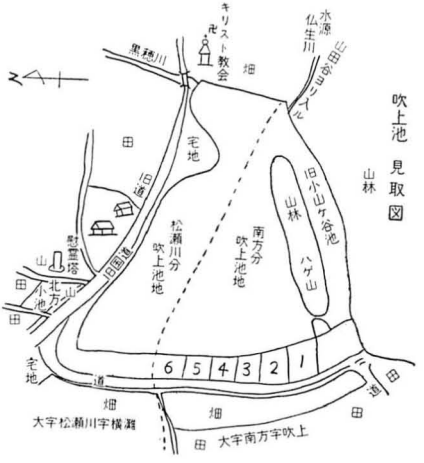

吹上池之面積

堤防ノ直高　二十八尺

総樋ノ延長　五十三尺

満水面積　四町四反壱畝二十歩

灌漑面積　約百八十町歩

堤防ノ面積　九反〇〇五歩

敷地所有者

一、二町二反九畝二十七歩　南方水利組合

一、壱町八反十四歩　松瀬川水利組合

一、三反〇三歩　渡部寅太郎
一、四畝〇九歩　寺田次郎
一、五畝二十七歩　仙波茂三郎
一、壱畝歩　仙波源十郎
外二十三名以上溜池ノ分

堤防敷地所有者
一、四反一畝二十九歩　南方水利組合
一、三反五畝十三歩　松瀬川水利組合
一、四畝二十三歩　寺田運太
一、十二歩　菅野孫市郎
一、二畝十三歩　佐伯久次郎
一、二畝二十七歩　坂本公賢
一、二畝〇八歩　田中金五郎

右吹上池は大字南方川上町の東方旧道の南側にあり。往古は現今の三分の一程だったが萬延元年北野田、南野田、南高井の三村が合同して灌漑の為更に穿鑿したが引水に不便なので、明治十年に南方にこれを譲つた。池の水源は北にある新池より、又渋谷川の掛井手等より引入れている。深さ九間半、廻りは六百五十間である。

山戸池　記録
一、所在地　大字松瀬川字鳥の子（山戸）九百二十九番地
一、四反十八歩及九三〇番地、田二畝歩とす。
一、灌漑区域大字松瀬川字鳥の子水番帳区域　一円
一、明治二十八年嵩上（寛永年間の築造と伝へらる）

若宮池　記録
一、大字松瀬川字鳥の子（東谷）九百五十五番地、一反五畝十歩
一、灌漑区域　鳥の子九五七番地より九五八、九五一、九五四ノ各番地以下番帳区域内とす。

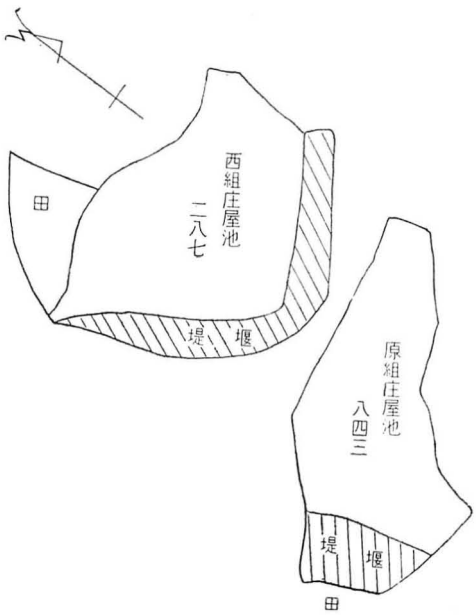

松瀬川池誌の内池名と地番
山戸池　大字松瀬川字鳥の子山戸九百二十九番地
若宮池　大字松瀬川字鳥の子東谷九百五十五番地
黒穂池　大字松瀬川字黒穂八百四十七番地

原上池　大字松瀬川字原上八百三十五番地
原中池　大字松瀬川字原下八百四番地
笠張池　大字松瀬川字笠張六百四十七番地
長谷池　大字松瀬川字長谷五百九十一番地
笠坪池　大字北方笠坪谷御林之内
計　八池
水利組合外池
庄屋池　西組二八七番地
庄屋池　原　八四三番地

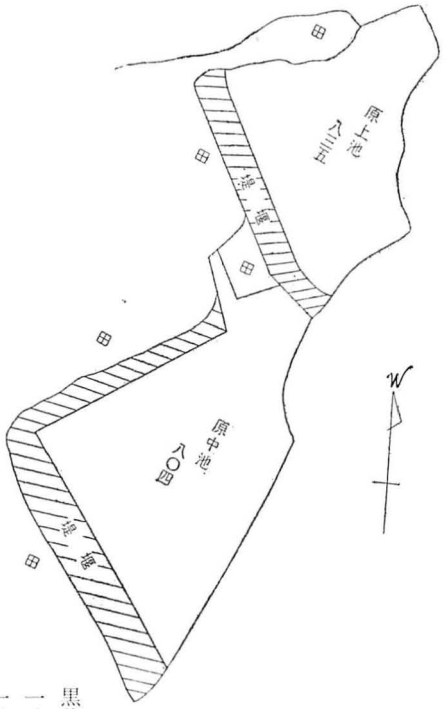

黒穂池　記録

一、大字松瀬川字黒穂八百四十七番地一町六反六畝二十一歩
一、灌漑区域　原上廻り水路西組、法宗坊井手以下全部
一、起元　古老伝　貞享、元禄年中ノ築池ナラント

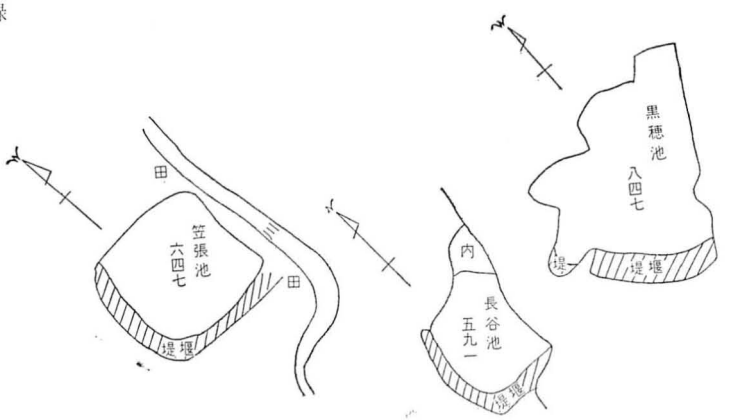

一、経過　嘉永六年迄現在水量ノ五分ノ一内外ノ小池ナリシヲ同年十二月庄屋玉井歳之介外組頭ノ連署ヲ以テ増築ヲ出願シ許可ヲ得テ起工シ安政二年ヲ以テ完成シタリ

公儀ヱノ願文　略ス

庄屋　玉井歳之介
組頭　滝右衛門
同　幾左衛門
同　久左衛門
同　民七

嘉永六年十二月

右池人夫

総高一、九千四百二十九人

日雇賃銭

二十八貫二百十七匁　但し一人に付　三匁宛ノ

一、文久元年内腹付工事を行ふ

人夫総高　三千五百五十八人九歩役（一人役一升）

庄屋　玉井　孝之助
組頭　長松、同久左衛門、儀右衛門、弥三八

原上池　記録

一、大字松瀬川字原（原上）八百三十五番地

六反九畝一〇歩

一、灌漑区域　彼岸田井手　以下の全部水田とす。

一、起元　詳細不明なるも本部落最古の溜池ならんと云ふ。

一、経過　弘化元年　洩留及外腹付工事を行ふ。

人夫高　四百八十八人四歩

庄屋　玉井　庫之助　組頭　龍右衛門
同　久左衛門
同　長　松
同　仮、浅右衛門

以下略ス

笠坪池　記録

明治三年三月北方村庄屋、組頭と、松瀬川村、庄屋組頭、との間に於て契約成立。本溜池を築造することとなり同年着手。

両村より取替しの証文は略す。

明治三年三月　北方村庄屋　重松薫太郎
外組頭　六名

松瀬川村御庄屋
玉井孝之助殿
外組頭三名殿

（松瀬川村よりの分略す）

場所面積、大字北方笠坪谷御林之内

九反二畝五歩　長さ七十間　横三十九間五合

（内訳略す）

〆九反三畝一〇歩

築造　夫積　総　人夫四千百八人四分役

（以下略す）

苔谷池の記録

一、大字北方字苔谷　千六百二十六番地
　一町八反七畝二十歩
　同所四反三畝十八歩　堤塘
一、灌漑区域　北揚　揚　祇園前　畑田一円とす
　掛田　約十町一畝歩
一、起元　安政五年極月より六年七年之三ケ年断続事業
苔谷新池嵩上　西門　喜市郎　安政五年苔谷池畑田開発
料人別貸
　佐右衛門　実右衛門　利右衛門　忠八郎　伊左衛門　和五郎
　清市　重松　松之助　金左衛門　市助　伊兵衛　信右衛門
　源四郎　斧八　辨助　長助　彦八　勇次　又四郎　宗助　助
　左衛門　五平
　新井手
　合計　一〇貫三百二十七匁四分五厘
安政六年より始め翌七年四月二十七日之を終了する。
　帳方　東門
　才許人　五平

一、経過
一、萬延中歳御殿様より借入たり
其の他御上　村方庄屋　組頭等　奉願に上書等
　大庄屋　相原次郎右衛門
一、萬延年中　一、六十九貫四百十五匁四分
　一、四百俵

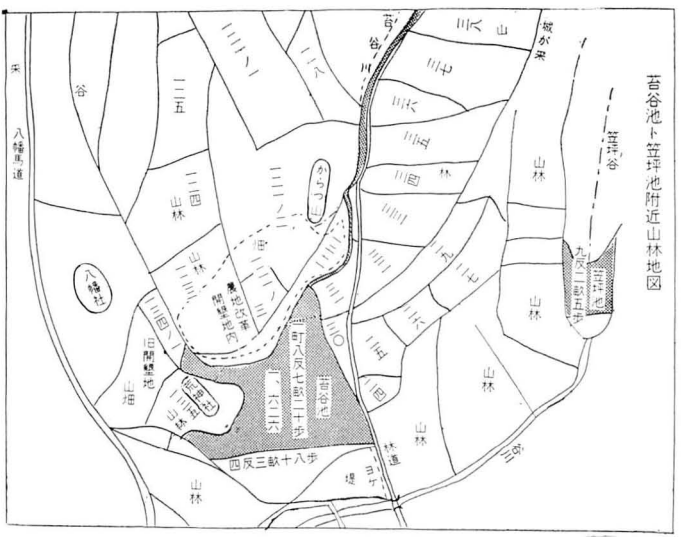

右借入たれ共旱魃の為返還出来難く
一、明治六年　苔谷池を返上す　喜一郎外　十八人
一、廃藩置県となり、士族、奥平氏其の他五名。明治九年

第十三大区　第十二小区　伊豫国久米郡北方村
一町八反七畝七歩　奥平貞固　五反五畝二十一歩奥平貞幹
九反五畝二十九歩　森正典
九反九畝二十七歩　藤野信作　四反一〇歩　天岸季寧
五反一畝二十七歩　佐伯丈平
置県当時より右六名各自作したるも旱魃等の為最後には売却せり。
一、明治十六年現在の持主　六名。（其の後順次変る）
以上全部の反別五十二反九畝二十一歩
花山実平　二町五反九畝一歩持し為総代となる。
此の持主は花山実平　花山孫四郎　佐伯丈平
仙波茂三郎　奥平貞幹　渡部市九郎
（以下略）

近年は泉を堀つて、水揚ポンプで、田に水を引くことも始められているが道後平野内の、他の村と比べると、少ない。

水利については、各部落ごとに、水利組合があつて、（土地改良区）昔からの慣行によつて配水が行はれている。

川に設けた堰の中、重信川の菖蒲堰、表川の一の堰、二の堰は、水の取り入れ口として特に重要なものである。

その中で、菖蒲堰は、すぐ下手に、北吉井村一体にかかる北吉井村の堰があるので、分水については実に細かいきまりがある。現在は川上六割二分、北吉井三割八分の割合で分けられている。昔からこの分水問題では争いが繰りかえされた。

北方部落には河野家下付の嘉吉年間（五百余年前）の記録をはじめ古記録が大事に保存せられているとゆうことであり、村役場にも、

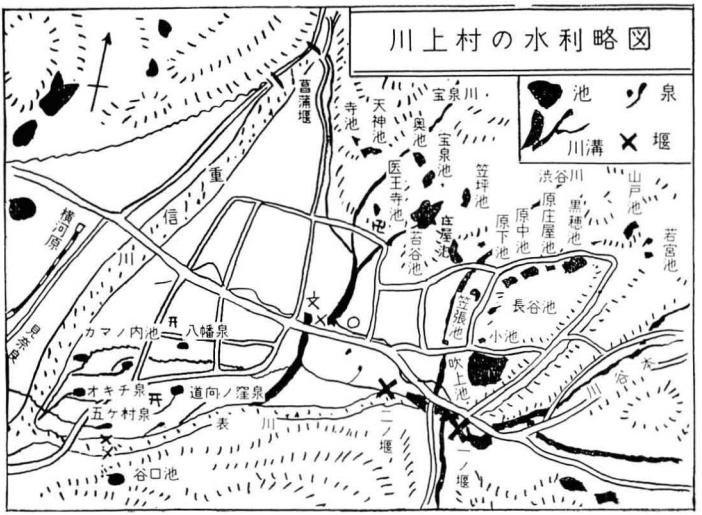

これに関する沢山な記録がある。これによると、分水問題に関して、度々役人の出張があり、明治に入つても、水争をしづめるために、警官の出動等のことがあつたといわれている。

一粒の米も、粒々辛苦、というが、川を治めて、田を開き、池を堀り、溝をつくつて水をみちびく。真に今日の一粒には、祖先以来の苦心が含まれている。

地　質

川上村の広い山地は、殊んど砂岩及び頁岩によつて、おおわれている。

この地層は、大阪の和泉山脈の地質と同じもので、和泉砂岩層と呼ばれている。和泉砂岩の層は、紀伊半島から淡路に渡り、香川県に入つては、讃岐山脈にあらわれ、その連りが、愛媛県に入つて、三島の東から新居浜西条間の丘陵、道後平野の南北の山地、天山、星の岡、城山等にあらわれ、さらに、長浜沖の青島におよんでいる。上部白亜紀時代に、堆積したもので、接触変質を受けた和泉砂岩は粒子がこまかく、かたい。

塩ケ森の頂上附近には、黒雲母安山岩があり、番駄ケ森の頂上から南にかけては、斜方輝石安山岩が露出している。

塩ケ森、番駄ケ森の頂上の南には、有名な中央構造線が通つていて、この線の附近には、地質学上変化に富むところが多い。

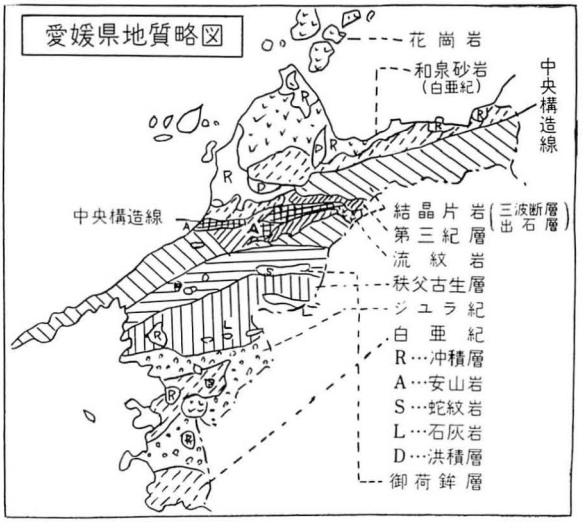

中央構造線は東は桜三里の鞍瀬から、小松、三島を経て香川県から、紀伊半島を経て、中部地方の諏訪湖に達し、西は砥部、郡中を通つて、九州の長崎県に及ぶもので、西

日本を地体構造上、内帯（北）外帯（南）の二帯に区分する主要な線である。

この線を境にして、北側が断層で陥落したので、山の端が三角面をしている。川上、郡中間など、北から眺めると三角面が明らかに見られる。

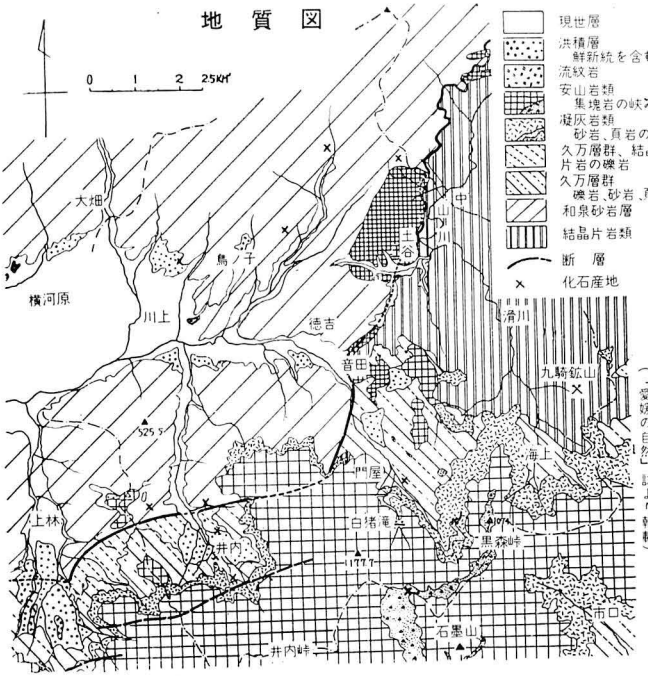

平野部の北から東にかけての台地、並びに奥松瀬川の谷合は、洪積層からなり、砂が多く含まれている。

平野の広い低地は、沖積層で、粘土砂及び、砂の層から、出来ている。この平野部には、河岸段丘や、扇状地が至るところで見られる。大宮神社下、旦の上の西のがけも、川によって削られたものと考えられる。扇状地としては、渋谷川のつくった、原から、西側、西組、横灘にかけてひろがるものは、特に、見事である。今の川上町のあたりは、扇端にあたっている。扇端は、伏流水が湧き出るところで深い井戸をつくることのむづかしかった大昔は、きれいな

水が出るので、家がここに集つたものである。現在残つている、大宮神社を中心とする古墳の群や、川上駅がここにおかれた事などと考え合せてみるのも、面白い。

農業をすすめていくのに、地質や土壌をしらべることは大切な研究の一つである。昭和二十五年十月から、村内の土壌の酸度調査が、手はじめとして行われている。

第三章　気　候

1、総　説

川上村の気候は瀬戸内海型といわれる型である。大体に温和で、恵まれた気候である。

川上小学校の、昭和八年三月から現在に至る十五ケ年間の観測によれば、午前十時一回の観測で年平均気温一六・九度（摂氏）である。

註　松山は午前十時の平均一七・四度、一日六回観測では平均一四・九度となつている。

最高気温の極は昭和十七年八月一日の三六度で最低の極は昭和二十四年二月四日の零下七・二度であつた。

松山市にくらべて、夏はやや高く冬はやや低いのは、海から遠いためであろう。

降水量は十五年間平均で年一、四五八・一ミリメートル、年により相当の変化がある。最も雨の多かつたのは昭和十八年で年二、二四九・六ミリ、一番少なかつたのは昭和十四年で九一一・九ミリ、それぞれ大水害大旱害をきたしている。また一日の降水量で一番多かつたのは、昭和十八年七月二十二日の三七五・五ミリメートルで、一年の約四分の一を一日に降らせている。松瀬川では山地部であるか

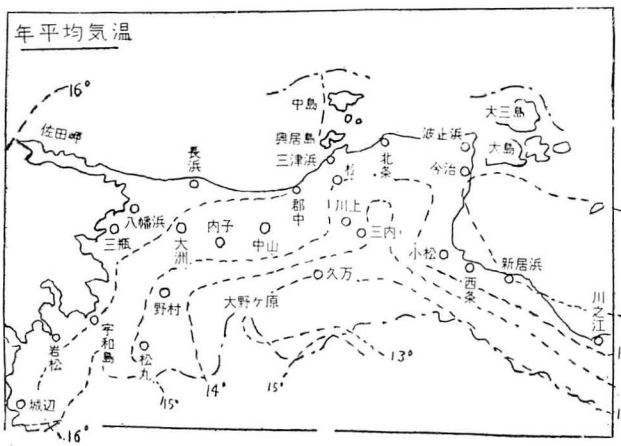

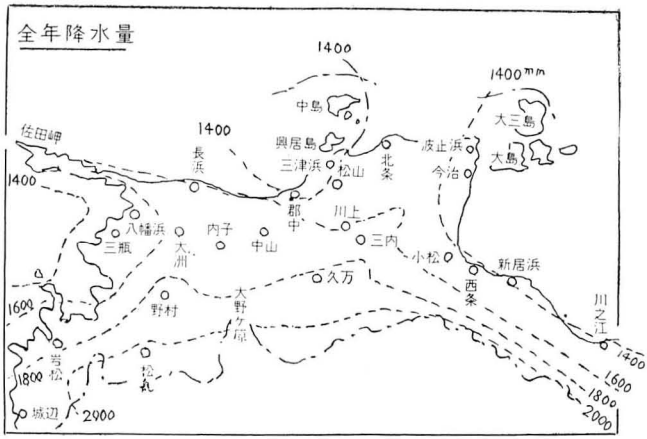

大体東西と北とを囲つている。

日和は四、五、十一、八月に多い。

霜雪は平均十一月十四日と十二月一日が初であるが初霜が十月二十八日（昭和十六年）初雪十一月十二日（昭和十三年）という記録もあり、終霜五月六日（昭和十五年）終雪三月二十九日（昭和十六年）どなも作物の栽培上注意が必要である。積雪は日数、量ともに少い。

奥松瀬川は海抜五〇〇米地形も複雑で、従つて気象も相当の違いがある。

2、気　温

○午前九時の気温

年／月	昭和二〇年	昭和二一年	昭和二二年	昭和二三年	昭和二四年	昭和二五年	昭和二六年	昭和二七年
1月	3.4	6.2	6.0	5.4	6.7	6.8	5.0	6.4
2月	3.9	6.3	4.0	6.7	7.1	6.6	6.5	6.0
3月	9.6	7.6	8.2	9.4	8.8	9.2	9.5	9.5
4月	16.5	16.1	15.5	15.8	13.5	16.4	14.5	16.1
5月	18.4	19.4	19.3	20.1	20.0	20.1	20.0	20.5
6月	23.8	24.7	22.0	24.6	21.8	21.7	22.4	22.9
7月	26.9	28.8	28.5	27.8	27.2	27.5	26.1	26.7
8月	29.5	28.2	29.9	28.0	28.4	28.1	29.8	29.7
9月	25.3	25.2	25.6	25.3	26.7	24.3	22.8	25.7
10月	18.8	19.2	17.9	20.9	19.5	19.3	20.4	19.9
11月	14.6	12.6	13.8	14.0	13.1	13.2	14.6	16.4
12月	7.6	6.5	6.7	11.1	9.1	7.1	11.3	9.2
年平均	16.5	16.7	16.5	17.4	16.8	16.7	16.9	17.4

○最高気温・最低気温

月	最高気温平均	最低気温平均	最高気温の極
1月	7.8	0.0	19.2
2月	8.7	㊀0.2	18.5
3月	12.9	2.1	24.1
4月	18.3	5.7	27.5
5月	23.5	10.1	30.5
6月	26.9	14.7	33.6
7月	30.7	19.2	35.8
8月	31.1	19.0	36.0
9月	27.6	16.4	34.1
10月	22.3	11.1	31.1
11月	16.8	6.0	26.3
12月	11.7	2.3	22.4
年	19.9	8.9	36.0

昭和二八年	昭和二九年	昭和三〇年	昭和三一年	昭和三二年	昭和三三年	※川上平22ヶ年均	※松山平56ヶ年均
4.5	6.7	5.0	4.8	6.0	4.0	5.3	6.4
5.5	6.9	7.6	4.9	3.8	6.2	5.9	6.8
10.0	8.4	10.1	9.8	6.9	8.9	9.3	10.0
13.8	15.7	15.7	15.1	15.4	15.2	15.2	15.4
19.5	18.6	19.3	17.7	18.3	18.4	19.9	19.8
22.6	21.1	24.4	23.7	21.6	23.9	23.5	23.6
26.9	24.3	27.5	28.0	26.2	27.8	27.5	27.7
28.6	28.3	27.7	27.4	27.4	27.1	28.5	28.9
25.1	24.7	24.9	24.6	21.4	24.9	24.9	25.5
18.0	17.8	18.1	18.9	18.3	18.0	19.3	20.1
13.3	15.1	12.7	13.0	14.5	12.8	14.0	14.9
10.1	9.3	9.0	5.3	8.1	10.0	8.7	9.2
16.4	16.4	16.8	16.1	15.7	16.4	16.8	17.4

3、降水量

○月別降水量（単位ミリメートル）

年／月	昭和九年	昭和一四年	昭和一八年	昭和二〇年	昭和二一年	昭和二二年
1月	31.9	32.0	42.6	7.2	47.8	82.0
2月	35.2	32.4	64.1	47.0	92.1	61.7
3月	67.6	20.8	44.0	88.7	67.6	74.8
4月	171.5	140.3	126.1	54.3	139.7	23.2
5月	27.2	63.9	114.8	85.5	82.7	101.7
6月	100.7	102.5	221.4	249.9	295.3	161.4
7月	75.6	14.6	92.9	301.8	230.9	139.1
8月	19.3	47.1	95.4	161.4	69.2	54.5
9月	268.9	110.9	426.5	356.4	90.9	48.4
10月	96.1	176.5	211.9	325.0	94.4	117.9
11月	103.6	67.7	37.1	35.9	33.0	24.6
12月	47.5	3.2	59.2	69.9	55.4	75.1
年	1045.1	911.9	2249.6	1783.0	1299.0	964.4

同年月日	最低気温の極	同年月日
年 月 日 16.1.31	㊀6.8	年 月 日 15.1.6
14.2.4	㊀7.2	21.2.23
11.3.6	㊀7.0	17.3.23
12.4.6	㊀1.6	16.4.21
10.5.3	0.5	15.5.30
14.6.5	9.0	19.6.30
20.7.7	14.6	17.7.18
14.8.16	15.5	17.8.1
9.9.23	10.0	15.9.5
17.10.25	1.1	23.10.2
9.11.30	0.8	15.2.6
10.12.23	㊀3.5	15.12.7
		17.8.1

※22ヶ年平均	昭和三三年	昭和三二年	昭和三一年	昭和三〇年	昭和二九年	昭和二八年	昭和二七年	昭和二六年	昭和二五年	昭和二四年	昭和二三年
47.1	59.3	33.9	94.2	58.1	76.6	52.2	69.9	36.9	107.3	45.2	30.1
65.1	60.6	65.2	54.4	95.3	43.4	65.7	78.7	32.5	94.4	58.5	67.1
86.6	94.5	34.7	120.2	105.7	60.6	119.0	98.7	66.7	76.9	89.0	103.4
101.6	308.0	190.1	82.3	203.3	128.4	40.5	95.1	150.6	88.0	31.2	87.5
109.1	90.7	250.8	228.8	73.6	233.3	165.1	71.0	130.3	138.7	105.9	79.0
226.9	110.2	130.0	226.2	229.4	360.3	610.2	135.1	164.8	211.1	230.0	31.3
235.5	101.3	278.7	220.4	189.8	336.1	153.8	355.5	507.0	134.0	126.7	254.8
150.4	169.0	182.0	51.8	54.4	152.3	142.2	54.6	78.9	107.1	86.1	218.6
215.7	115.7	385 5	444.7	187.5	425.5	205.9	88.3	72.2	452.8	151.2	233.4
118.6	129.1	71.3	151.1	145.7	40.2	125.6	21.8	141.6	125.1	47.9	82.5
67.7	46.9	92.3	13.7	72.1	66.5	66.5	81.4	72.6	168.2	124.7	59.5
60.6	81.4	32.8	21.8	20.2	62.9	72.7	35.2	72.3	66.0	113.4	71.3
1484.9	1366.7	1747.3	1709.6	1435.1	1986.1	1819.4	1185.3	1526.4	1769.6	1209.8	1328.5

○昭和の旱害

昭和九年
六月二十六日――七月十二日の十七日間
七月二十七日――八月十六日の二十一日間
（十七日に〇、三耗降つている。）
八月十八日――八月二十九日の十二日間
昭和十四年
七月五日――七月二十一日の十七日間

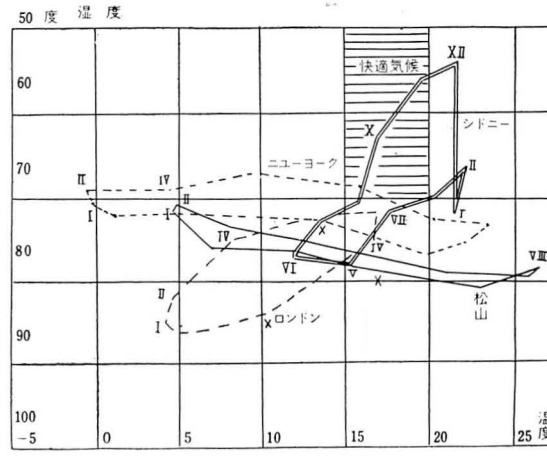

- I II III は1月2月3月を示す。
- 右下から左上へ曲線をえがくのがよい。
- 私たちの村（松山）を始め日本は湿度が高いので夏はむし暑く冬はよけい冷く感じられる。

八月七日――八月二十一日の十四日間雨のない日が続いている。

○昭和の風水害

昭和十八年　七月廿二日（廿一日―廿五日の雨量　八〇二、六粍）
昭和二十年　九月十七日（十六日―十七日　一七一、〇粍）
昭和二十年　十月　十日（八　日―十一日　二二四、四粍）

川上村の気温と降水量（15ヶ年平均）

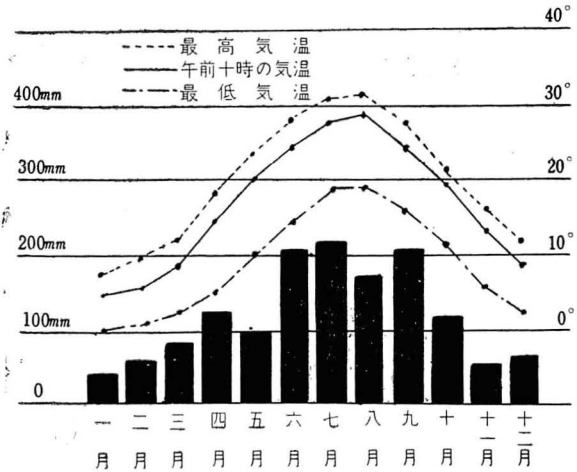

4、風

○風向（最多風向九時）

年／月	昭和二〇年	昭和二一年	昭和二二年	昭和二三年	昭和二四年	昭和二六年	昭和二九年	昭和三〇年	昭和三一年	昭和三二年
1月	西	西	東	西	西	西	東	西	西	東
2月	西	西	西	東	西	東	東	西	西	東
3月	西	東	西	東	西	東	東	東	東	西
4月	西	西	西	西	西	西	西	東	西	西
5月	南西	西	西	東	西	西	東	西	西	西
6月	西	西	北東	西	東	西	東	西	西	西
7月	東西	西	西	西	西	西	南東南西	西	西	西
8月	西東	東	西	東	西	西	西	東	西	西
9月	東	北東	西	東	西	東	東	東	東	東
10月	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
11月	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
12月	西	西	西	東	東	東	東	東	西	東
年	西	西	西	東	西	東西	東	東	西	東西

○暴風日数

年／月	十ケ年平均
1月	2.5
2月	1.6
3月	2.3
4月	1.1
5月	0.1
6月	0.4
7月	0.4
8月	0.5
9月	0.8
10月	1.0
11月	0.2
12月	1.2
年平均	1.0

5、天気（二十一ヶ年平均）

月	雲量	快晴日数	曇天日数	降水日数	雪日数
1月	7.1	4.2	17.5	9.4	3.8
2月	6.8	3.9	14.8	10.1	3.0
3月	6.7	6.6	14.7	2.5	1.6
4月	5.8	8.3	3.4	10.8	0.0
5月	6.2	7.4	13.7	10.4	0.0
6月	6.9	3.9	16.0	13.6	0.0
7月	6.1	4.9	13.3	12.5	0.0
8月	5.7	7.7	9.4	10.1	0.0
9月	6.7	4.8	12.7	12.5	0.0
10月	6.1	7.5	11.9	10.0	0.0
11月	5.7	8.5	10.9	9.5	0.0
12月	6.6	5.6	15.3	9.4	1.6
年	76.4	72.3	161.8	115.2	10.0

6、雑象

年月日	霜 初霜	霜 終霜	氷 初氷	氷 終氷	霰 初霰	霰 終霰	雪 初雪	雪 終雪	最大積雪量
昭和八年	一一、二六		一二、一五		一二、一七		一二、二二		
九年		三、二二		三、二三		三、一一		三、七	
一〇年	一一、一八		一二、一三		一三、一一	四、三	一二、一五		
一一年					一三、一一		一二、一六	三、二五	三、四cm
一二年	一二、一三				一三、一一		一二、一五	三、一四	五、〇
一三年		三、二六					一二、一三		二、〇
一四年	一二、一〇								

7、気象に関する俚諺

気象に関する俚諺はその数が多い。天気を豫知することは、昔も今も人々の生活にとつて必要であり、人々は強い願いを持つていたにちがいない。

天気についての知識をあまりもつていなかつた大昔の人々は、占いなどをやつていたであろう。今も子供達がやつている、下駄をポンとほうつて表が出れば天気、裏が出れば雨、横になつたら雪というのや、運動会遠足の前の日に、てるてるぼうずを作つて、明日の天気を祈るなどは、その時代の名残であろう。大人も長い日和や雨の続く時、雨乞や、御祈禱をさえするのである。

しかし人々は次第にいろいろなものに目をつけて天気を豫知しようと試みてきた。例へば、生物の行動から天気を豫知しようとするものがある。それは生物が変災の時に取つた行動が、その変災を豫知していたと思われるようなことなどもあつて、生物には何か神秘的な感覚があるかのように考えたのである。このような例を次にあげてみよう。

○鷹が午前に空を舞えば晴、午後に舞えば雨或いは上に向いて飛べば晴、下に向いて（低く）飛べば雨
○猫が上を向いてあくびをすれば晴、顔をかくして眠れば雨
○鶏が遅くまで餌をたべているときは雨
○もずが鳴けば雨があがる
○蛇が出てくれば雨、道を横切れば雨、木に上れば雨
○むかでが出てくれば雨、一寸むかでが人をさせば雨
○ひぐらしが鳴けば雨がはれる
○わたうりがとべば雨（わたうりはぶとの一種）
○ありじごくの背が黒ければ雨、白くかわいていれば晴
○雨降り前にはみみずが出ない
○蚤を火にくべて音が高ければ天気がよい

植物では

○たんぽぽの花がしぼめば雨（夜とか雨天の時はしぼむ運動をしている）

これ等はあまり科学的な根拠はないが、いろいろな物の乾湿から天気を豫知しようとするものには、科学的な根拠のあるものもある。

○茶碗の飯粒がよく取れると天気がわるい
○飯釜をおろしたとき底に星（すすがもえてきら光る）が散れば天気がよい

前者は空気中に湿度が多く、後者は少いことを示す。

○あかぎれがかゆければ雨、これは湿度と温度の変化による。

割合確かな天気の豫知は雲、風、虹など天気の変化や天体を見てのもの（観天望気の法といわれる）である。今日の天気豫報術の進歩は目ざましいものであるけれども、これ等の中には科学的にも理由があり今も有力な豫知法であるものも含まれている。

私たちの祖先は、ここまで達するのに幾代を費し、何千年の年月を要したことであろうか？

○秋の夕焼鎌をとげ、夏の夕焼川向うへ行くな（水門を下げ、川越するなと変つたいい方もある）

中緯度の地方では天気は西から東へと移る。秋の美しい夕焼は

西方の天気のよいことを示すものであるから翌日は必ずやよい日和であろうし、夏の日は翌日も又よい天気で強い日光がカンカンと照りつければ、地面から水蒸気が盛んに立ち上つて下昇気流を起こし入道雲となり、それがくずれて夕立を起こして、川に出水を見ることは考えられるであろう。

○月に雨傘　、日に日傘

傘は巻層雲によつて生じる、地上には別に変化もない時、上空には低気圧の先ぶれである巻雲、巻層雲が雨の近づいていることを知らせている。しかし巻層雲は低気圧の前にばかり出るとは限らないから、雨とならない場合もおこる。雨のあたる場合は六十%くらいだといわれる。

○朝降りと女の腕まくり

朝早く山から海に向つて吹く風が、海の上の空気とふれ合つてすこしばかり雨を降らせるもので、この雨はすぐ消えて晴となる。女の腕まくりなら大したことはないとは、今の世時女の人に少々失礼ないい方だが、女の人も腕まくりをして働きましようということにしたら……ついでに「と」を「は」と変えて。

○朝虹は雨　夕虹は晴

朝虹は西の方が降つているのだし、夕虹は雨はもう東へ過ぎているのだから、当然のこと。

○朝焼に簑を持て

○虹が川をへだてて立てば雨、山から山へかかれば晴、地形にもよるが之だけでは理由がない。

○空が高い時は晴

○綿雲が出れば晴、さば雲は雨の兆

○霧のあしが揃つて一度に晴れれば晴、片上りは雨

○西の空に雲が土堤を作れば雨（お日の入りが高かつたら雨、お日の入りが見えたらお天気）

○山が近く見えたら雨が近い

○川の瀬音、汽笛が近く聞えたら雨が近い

○星がチラチラとまたたくと雨が近い

郷土的のものでは

○石槌山に雲がかかれば雨、反対に（お山のむぎ出しは雨が近い）山の近く見える場合も雨が近いわけである。

○岩伽羅山が曇れば雨　○青島が見えているうちは雨は降らない

○雨は低部から

○山之内から降つて来た雨はひどくない

○夏南が鳴れば雷雨

○昼は西、夜は東風が吹けば天気（朝東へ雲が走れば晴、西へ走れば雨、夕方東風が吹けば天気がよい）これらは海風陸風をいつたものである。

○西風が吹けば晴、東風は雨

○夏は南、冬は西

○五月六月の頃風南へまわれば天気日和なり、十一月、十二月、正月の頃風北へまわれば日和なり（年暦掌箋慶応二年伊豫屋善兵衛板）

五月西、春は南に秋は北、いつも東風にて雨降ると知れ、こ

れらもよく合う。

○つむじ風が西へ走つたら雨
○冬東が曇れば雪
○日が沈む時白黄の雲が出ていたら大風
○燈台（塩ケ森）の光が空に二重に見えていたら雨、これは乱雲など下の方に出る雲のある場合である、新しい俚諺が生れてくるのは、おもしろい。

長期の豫知では

○夜上りの雨は天気が長続きしない
○初霜の翌日雨が降ると霜のたびにふる
○亥の子に降つたら翌年は日焼け
○寒に雨雪が降れば夏日焼はしない

その他　○朔日和は三日の雨　○つち日和等は気象の週期性を○十月の西しぐれ　○十月の神もどし（西風）　○半夏のはげ上り　○梅雨あけの雷　○八十八夜の名残の霜　○伊豫の夕凪等季節の特徴や、移り変りなどをうたつたものがあるが科学的な天気予報の発達につれて次第に忘れられて行く。

しかしその土地の正確な天気の豫報にはこのような地域的な気象の変化の特徴の研究が必要である。

第四章　変　災

飢　饉

「松山藩領分諸郡村大手鑑」中、たとえば浮穴郡吉久村の年貢上納高は

寛永十三子年は六ツ二分（御免の事）
（此の解釈は吉久村大手鑑にあり）
寛文元丑年は八ツ九分
元録元辰己午未申酉戌年は四ツ九分
正徳元卯辰己午未年は五ツ
享保元申より亥迄年は五ツ
同子年は不納

と、また南方村については

寛永十三子年は九ツ三分
寛文元丑年は十一六分
元禄元辰己午未申年は八ツ五分
同酉戌年は八ツ九分
正徳元卯辰己午未年は九ツ
享保元申より亥迄年は九ツ
同子年は不納

と、それぞれ、上納に差異があつて、年々の豊不作状態があらわれている。

旧時代の百姓は農耕上、非常な風水、火虫害等の被害を受けた。旱害についても終始苦難を嘗めたものである。

こうした被害の対策と云うことが藩の村方行政の最重要な問題であつた。こうしたことのために、藩は、各地に貯水池を新に堀つたり、以前からあるものを拡張した。わが川上村については、以前からあつた小山谷池の大拡張工事を起し、周囲六百五十間余、水深九間半と云う大貯水池、吹上池を竣工した。

古考の談によると、一日千人の人夫をつかつた。そして、その人夫をはげますために、「高歩とり」と云つて、よく働くものは賃銀を増して支給した。また、浮穴郡則之内の百姓で、もつこの綱の直径一寸もあるので仕事をしたと云う大力量の人夫がいたと云う。

こうした大工事は一面また救済事業でもあつたのであろう。また、北方村の菖蒲堰は河野氏時代に築造されたものとされている。大興寺文書を見ると、当時樋口村との間に分水問題のもめがあつたことが窺はれる。今も昔も用水には苦難がつきものである。

蝗害その他の虫害対策も昔は虫祈禱と云つて村中又は組中の百姓衆が集つて、きな粉、握り飯を供へて念仏を唱へ、鐘や太鼓で大川筋への流し祈禱を行つたもので、これを虫祈禱又は虫送りと云つていた。いまでもこの行事は処々で行なはれている。

兎に角、以前は、よつぽど恵まれた年でない限りは凶作だつたのである。

川上村にも文献に残されていない大小の災害が多数あつたことと思はれるが、判明しているものをあげて見よう。

それは享保の飢饉であつて、吉久村、南方村、北方村、松瀬川村ともみな、享保十七壬子年は「不納」と大手鑑に記されている。

享保の蝗害、浮塵子、旱害

享保十七年五月二十日から七月上旬まで降雨止まず、次ぎて浮塵子発生せり。松山叢談に「七月十三日、追々稲枯れ、御領分中皆無と相見え、一両日の内には不残枯れ腐る模様なり」、とあり。よつて代官等は国家老水野佶左衛門邸に会して、その救済方法を議し、又、家臣を派してこれを幕府に報告せり。物価は次第に騰貴し、細民は困窮を極めたり。

松山叢談に

米、銀札一匁につき一合一勺、銀札通用悪く、銀一匁に十枚換へ云々

七月始めより雑穀切につき

米、百六十匁、白麦百二十五匁、小麦百二十五匁、あら麦百匁、大豆百九匁

七月二十八日

米銀札二百八十匁、その後三百六十匁となる。

十月五日

米七百五十匁、麦五百五十匁

大豆六百五十匁、小豆七百匁

八月朔日

一匁につき米二合八勺、白麦四合

あら麦五合、大豆四合

小豆四合

とあり。これによつて物価騰貴の現況を知ることが出来る。

己にして庶民飢餓にせまり、袖乞に出づる者甚だ多し。

藩は令を出してこれを禁止したが、餓死者日を逐うて増加せり。享保十七年十一月十九日、藩より老中への届出数によれば男、二千二百十三人、女、千二百七十六人、計三千四百八十九人の多きに達し、牛馬の斃死三千余。而して伊豫全国の飢民の

数は実に十六万九千人に上れり。かの伊豫郡筒井村の農夫作兵衛が麦嚢袋を枕として餓死せしは実に享保十七年九月二十三日のことなり。

藩はその救済に全力を傾注したり。その救助米の割は久米郡の例を考ふるに

享保十七年末まで一人に付一日三勺六才
同　十八年元日より一人に付五勺宛
同六日より一合
（一日の救助米合計十一石）

しかして、米以外の救助品は

塩、凡そ二百九十俵（一俵五斗二升入）
十三郡へ味噌四千貫
諸郡へ、薪若干、あらめ六百一貫目、神馬草、ひじき、小粕、芋のくき、醤油の実、糠（十郡へ六十石）、漆の実（和気郡以下八郡（三十三石）
等なり。

又、享保十八年二月には種籾四千八百十一石一斗四升九合も諸郡に頒賜す。これは、主として諸国より購求したるものなりと云う。

藩主松平定英はその領内餓死者多く、裁許不行届の廉を以て享保十七年十二月、将軍より差控を命ぜられしが、翌年四月解除となり、五月俄に卒せり。（松山叢談）

寛政九年大干魃あり。代官大宮神社参拝、祝詞を奏上。

寛政十年、南方村大字森の楠庵に餓死者塔が建てられ、その菩提を弔ふ。

昭和九年の旱魃

昭和九年は冬期から降雨少く、吹上池においても平量の貯水程度であつたが、植付期になつても降雨なく、各水利組合では度々の会合を重ね、昼夜兼行で田植の完了に努めた。而し九月に至るも、雨らしい雨なく、苗代で出穂するところもあるくらいであつた。大体七月二十日頃田植は終つたものの、養い水なく、稲は枯死するし、田は真白に亀裂を生じ惨たるものであつた。八月になつても穂水がなかつたので、稲は黒く変色し、稔りに至らなかつた。

昭和十五年旱害見舞

全県的に見て、昭和十四年は、昭和九年に次ぐ旱魃であつた。此の時秋田県から米三百二十俵、新潟県北魚郡広瀬村、酒井俊一氏個人から米二十五俵を本県の旱魃見舞として寄贈されたので、本村ではこの割当三俵をいただき罹災農家へ配給した。

翌十五年三月、岩手県からも同様な意味で二百俵の寄贈があり、本村へも二俵の割当があつた。

経済土木事業

旱害復旧応急施設事業

昭和九年の旱魃と十年の風水害の罹災農家救済のため、政府においては応急対策事業を起したので、本村では事業主体を水利組合に指定して、北方では水路を改修し、南方では吹上池の腹付工事、松瀬川では下池、山戸池の修繕を吉久では水路の修繕を行つた。

時局匡救事業

昭和五、六年は、世界的な不況時代であつて、銀行の閉鎖するもの多数あり、金融は極度に硬塞をした。したがつて農村では格別な危機に当面したので、政府は農村振興の目的で、全国に匡救土木事業を起した。本村ではこの時、奥松瀬川に本谷林道、三千四百米を新設し、北方では岩谷池の修繕を行い、松瀬川では黒穂池の腹付工事を行い、北方且の上、本谷林道も新設した。

明治二十六年の水害（川上村部落有財産に関する綴より）

明治二十九年十月稲の完熟期に豪雨があり午後三時頃になつて北方海上地区三嶋神社裏の重信川左岸が、百五十米程破れ重信川の本流は猪之窪、せんだの窪を経て、西古市東の低部より南方の森部落をなめつくして、相の川より表川に至る間、田も稲も共に流失し、その流域四十町歩は全くの河原となつた。

そして復旧に当つては、決潰場所に巨石で、丈夫な石畳式堤防をきづき、耕地は長いものは十五年の免租措置によつて、地主負担で長年月と、多量の労力をかけ、復旧した。随つて、此の被害地域には、とり除いた石が各所に山のように寄せられ、石塚として残つていたが、耕地整理の道路新設に利用し、取りのぞいたので、現在は各所に其の跡形を僅に止めている。

大正十一年の雹害

大正十一年大正十一年十月上旬から、気温が降下し、稲の完熟がおくれていたところ、十一月になつて、蚕豆大の降雹があり、稲籾は脱粒し、農家の人は手箒で田の籾を掃き集めた。収穫は半作ぐらいになつたという。

昭和十八年の水害

昭和十八年七月下旬県下にわたる豪雨があつて、近村拝志村では、重信川の堤防が決潰し、下林より荏原村に至る田畑、家屋が流失し、惨状を呈した。

本村では、部分的な被害はあつたが、拝志村や荏原村ほどではなかつた。

昭和二十年、二十一年の水害

昭和二十年十月、数日にわたつて降雨が続き、表川二の堰より道向、吉久に至る堤防が決潰し、多くの水田を流失した。これにより高木部落は、一戸残らず現在のところに転住のやむなきこととなつた。

吉久においても宮の西より田中にかけて、石礫堆積して河原同様になつてしまい、復旧も絶望された程であつた。

翌二十一年、堤防の復旧が完成しないうちに、又も豪雨があつて、以前の流れ口は益々流失し、宝泉川、渋谷川、本谷川などを始め、小河川の流域に多大の流失田を生じ、総被害前年分と合わせて、六十町歩にもなり、村の耕地の一割二分が流失或は埋没した。

昭和二十五年の台風

昭和二十五年九月、キジヤ台風があつて、稲作は大被害を受け、村の生産目標一万七百五十九石の二割五分、又風害に誘発された諸病虫害を加えて、村の耕地の四割四分が被害田となつた。

昭和二十九年九月の台風

本村被害甚大、全壊家屋七軒半壊八軒中住宅全壊六、半壊三、其他学校民家の屋根瓦飛撒多数、稲作、村有林倒木等の被害があつた。

地　震

医王寺文章によると、天正十二年頃、大地震があつて、殿堂、楼門てんぷくなどの記事を見る。又安政年中に大地震があつて、石垣をこわし、土地に亀裂を起したところがあつたと伝えられている。近年では昭和二十一年十二月、大地震があつて、村内各所の石燈籠、石塔、家屋など倒壊し、人畜にまで被害があつた。

火　災

寛政九年南方村百姓兵次郎納屋より、出火し各所に飛火延焼し、四十戸の家屋が灰燼に帰した。大正七年春、釈迦の日北方岩谷山百町歩余りを焼き被害が甚大であつた。明治の初、桧皮山の大火災以来、年々各所にあるが町余に達することはない。

第五章　生　物

本村の生物

本村は北境に、ヨソ山九二八メートルをはじめとして、

横倉山、捻山、経座ケ森、皿ケ森の山々をめぐらして、松瀬川の谷を抱き、東南に表川、西に重信川が流れ、その間に平地が開けて居るので、種々環境が異なり、生物の種類も少なくない。特に珍らしいのは天然記念物に指定されているオキチモヅクであるが、これについては別に述べる。

動　物

野生の動物中、鳥獣の類は、年々その数や種類が少なくなつてゆく。

哺乳類ではノウサギ、イノシシがよく獵の対象となるが、サルアナグマ、キツネ、タヌキも時々見うけられイタチ、ムササビ、リス、コウモリは誰の目にもよくとまる。少くてよいネズミは種類数共に多く、ネコを飼い、また近年世間の不安からイヌを飼う家も多い。

鳥類ではゴイサギ、カモの渡る姿の美しさが目をひく、ツバメにはさすがのいたずら子も手を出すことが少いが、このくらいに他の鳥も愛したいものである。クマタカ、ハヤブサはよくスズメをおそう。キジ、カモ、ハト、ヒヨドリ、ツグミ、アヲジ、カケス、ホウジロ、モズ等獵銃のほか無免許の空気銃にまでねらわれる。メジロ、ヤマガラ、シジユウガラ、ヒタキ、ミソサザイ、コマドリ、クワツコウ、ウグイス、ヒバリなど昔から詩や歌によく詠まれているが、同じ詩歌に出ていても、ホトトギスやクイナなどの声は近代の人にはよく知られていないようである。その他河原によく見かけるキセキレイ、セグロセキレイ、明けくれのトビカラス、夜のフクロウなど私たちに親しいものである。

魚類ではコイ、フナ、ハヤ、モツコ、ドジヨウ、シマドジヨウナマズ、アユ、ヒメマス等がある。

何といつても最も種類の多いのは昆虫類である。

ツバメが来、ナタネの花が麦の緑に映える頃にはまずモンシロチヨウ、キチヨウ、キアゲハ、スヂグロチヨウなどなどが春の舞を始める。やがてアヲスヂアゲハ、クロアゲハ、オホウラギンヒヨウモンが軽快に空をかけり、籔かげにはジヤノメチヨウ、コヂヤノメ、ミスヂチヨウ、コミスヂ、アカタテハ、ヒオドシチヨウ、サカサハチモンジ、路の草かげに小形のシジミチヨウ、ダイミヨウセセリなどが飛びたつ。

アシナガバチ、マルハナバチ、クマバチ、スズメバチ、ジガバチ、ルリバチ、ミツバチが花から花へ忙しい。

甲虫の王は推古の昔からめでられたタマムシであろう。コメツキムシ、ハネカクシ、コガネムシ、テントウムシと色形共にめづらしく美しいものが多いのはこの仲間である。

田畑にヨトウムシ、アブラムシ、テントウムシダマシ、カメムシ、カナブン、つづいてズイムシ、ツマグロヨコバイ、ウンカなど春から夏にかけては害虫駆除に忙しい。

家の害虫、ゴキブリ、シミ、イエバイ、シマバイ、ルリバイ等のハイ、ヤブカ、アカイエカ、ハマダラカ等は最も多くこれ等の駆除は生活の衛生化近代化の第一歩としての急務である。

苗代に水がはられるとツチガエル、トノサマガエル、ヒキガエ

ル、アマガエルが時を得顔に雨をよぶ。

渓流に玉をころばせる、カジカガエルに、夕やみがせまれば、ゲンゼホタル、ヘイケホタルが青い灯を水面に美しく乱れさせる、が四月初頃から雨の夜や、明方、川端の草や石といはず、道路にまで這い上つてくる、尻に火をつけた毛虫がこの螢の幼虫であること。卵も光つていることなど知らない人も多い。

キチョウもこの頃は、羽先の黒い夏型となり、ルリタテハ、ベニシジミ、イチモンジ、キマダラヒカゲチョウ等が春の蝶に代つて出てくる。

ヤンマ、オニヤンマ、ギンヤンマ、ムギワラトンボ、シオカラトンボ、オハグロトンボ、イトトンボ、ショウジョウトンボ、ツノトンボ、ヘビトンボは初夏の爽快を思わせるが、本格的な夏を代表するものは蟬であろう。

ハルゼミに始まつて、ニイニイゼミ、アブラゼミ、クマゼミ、ミンミンゼミは夏の王者である。

ミンミンが、ヒグラシにツクツクボーシにかわるとようやく秋が訪れてくる。

河原の焼けつく砂原にまだ、アリヂゴクがアリを待つている。

日中の炎熱が去つて、夕風の立ち始める頃オニグモ、ジョログモ、クサグモ、チグモなどが網を張つて待てば、燈火をしたつて、フクラスズメ、ヤママイ、スカシバ、アケビコノハの類からヨトウガ、カノコガ、ズイムシガ、ハアリ、クワカミキリ、ホシカミキリ、カナブン或は、水生のグンゴロウ、ミズムシ、タガメミズカマキリガムシ、タイユウチなどが、網をくぐつて昼間の水遊びに疲れた子等の枕辺にまでよつてくる。

朝露をわけて草刈る頃、シマヘビ、アヲダイショウ、ヤマカカシ、マムシに肝を冷やすことがあるが、トカゲ、カナヘビなど爬虫類は別に害もしないが嫌ふ人が多い。

イナゴ、バツタ、ショウリウバツタ、トノサマバツタ、がそろそろ秋のおとづれを思わせる。

アカトンボが飛びかい、朝夕涼しくなる頃秋の夜長を草にすだく虫は、キリギリス、ウマオイムシ、スズムシ、マツムシ、コホロギ、などである。クツワムシは桧皮峠から東に多く、平地部には不思議に見られない。

虫の音のおとろえと共に生物は、冬の眠りについて行く。ミノムシ、カマキリの卵、イラガのまゆ、などよく見受けられる冬越の姿である。

植物

村を貫く国道に立つて先づ私たちの目につくものは西重信川、南表川土堤のクロマツの巨樹の並木である。これらは私達祖先の治水のための苦心を物語つている。

クス、カシ、シイ、ムク、エノキ、などの暖帯林を代表する常緑樹は村の各所の神社仏閣の境内や村の要所に或は森を作り或は巨大な姿を張つて人々の目じるしとなつている。

村内にある代表的な巨樹をあげると次のようなものがある。

北方医王寺のトチの木

海上三島神社のクロマツ

北方揚神社のクス

吉久長泉寺のピヤクシン

松瀬川長福寺のイテフ

次に目を北に移すと海上から松瀬川へ連る北方の山々をおほふアカマツの林が緑の中に赤い幹を並べている。

秋の頃マツタケを沢山に出すこともさこそとうなづかれるのである。

その他杉、桧、ムロ等の針葉樹の林を縦つて、ナラ、クヌギ、クリ、サクラ、ケヤキ、ニレ、ウルシ、ハゼ、フジ、イテフ、クルミ、などの濶葉樹が春は萌える若葉に、秋は美しいもみぢをいろどる。

其の他山に多く茂つている。木には、ヤナギ、ツゲ、ノブ、ネムノ木、エンジユ、サンジユ、ブヨウブ、ヤマモモ、ツバキ、ケンポナシ、アヲキ、クロガネモドキ、カシワ、等がある。

松瀬川方面にはマダケ、ハチク、ニガタケ等も多くモウソウの竹藪も多い。

また、コウゾ、ミツマタ、チヤ、シキミ、等の栽培も行なわれている。

南方の山々には梨、みかん等の果樹園が開かれ、これらの園の堺や家々の生垣には杉の他カラタチ、ホソバノトキワサンザシ、のほかノバラ、なども用いられる。

山裾から田中の路傍には四季さまざまの草がある。春の七草をつむ頃は野山はまだ雪や氷に閉されているが、春のかすかなおとづれは、スズメノカタビラ、ノミノフスマ、オオイヌノフグリ、のかすかな花にはじまり、スミレ、サギゴケ、ハルノノゲシ、ニガナ、ジシバリ、タンポポ、アザミ、レンゲソウ、サワオグルマ、等とともに春もたけなわとなる。スイバ、キシギシ、チガヤ等は子供等のままごと材料となり、ツクシ、ワラビ、ゼンマイは春の野の幸として食膳を賑わす。

夏になると畑には、スベリヒユ、スズメノテツポウ、カモジグサ、エノコログサ、ニワボコリ、イヌタデ、ドクダミ、ツユクサメヒジワ、コブナグサ、アレチノギク、等、次から次へとつてもとつても生えてくる。

可憐な山かげのホタルブクロや、ウツボグサ、ヤマユリ、河原にはマツヨイグサ、ヒルガオなどが花をつける。

水中にはフサモ、マツモ、キンギョモやアヲミドロが茂る。

秋の訪れは七草のキキヨウからはじまりカルカヤ、オミナヘシクズ、ハギ、ススキ、ナデシコは冬の頃まで横河原の土堤には衰えもせず咲いている。

ヨメナ、リンドウ、ワレモコウ、ミズヒキ草は七草にも劣らずかわいらしい花である、夏からつづいてオイジワ、メイジワ、コブナグサ、カヤツリグサ、ヌカキビ、チカラシバ、ハツカ、ミゾソバは水を落した田の畦を埋めている。

山や野から帰へる人のすそに、イノコズチ、ヤブジラミ、センニングサ、ススピトハギ、メナモミ、チヂミグサの実がくつつい

ている。

川上校庭に並ぶアメリカスズカケの一風変つた実とその種子のとび方と共に小学校で習つた理科の一こまが思い出される。

秋の山幸にはヤマノイモ、アケビの実なども少くない。茸には松茸、クロコ、シメジ、ハツタケ、コウタケ、等がある。

薬用植物にはアカネ（熱さまし）リンドウ（熱さまし）オオバコ（せき止め）センブリ（胃痛）ゲンノショウコ（下痢止）ドクダミ（利尿）等が昔からよく用いられている。

これらの生物は誰の目にもよくとまる。ごく普通のものをあげてみただけである。

表川原から、水田や畑、山裾の池や泉、山境の山々から、奥松瀬川の谷々等を、くまなくたずねたら、まだまだ研究されていない種類もあるであろう（たとえばオキチモズクなどのように）

私たちが心なく見すごしている水田の、或は道ばたの水たまりの水の一滴を、顕微鏡下にうかがうなら、どのような名工の織物にも劣らぬアヲミドロの繊維細胞の美しさや、緑色の色素体を規則正しく、その透明な体に四つずつ並べて、水中をふるうように回転運動して行くゴニウム等の単細胞生物のいじらしい姿に思わず感歎の声を発せずにはいられないであろう。

天然記念物　オキチモズク

天然記念物オキチモズクは淡水産の紅藻の一種である。学名をネマリオノプシス、トルツオサという。昭和十三年愛媛県の生物学の権威松山高校の八木繁一先生によつて発見研究され、昭和十九年九月二十九日国の天然記念物に指定された。世界中で川上村と熊本県とただ二ケ所だけしかない。学問上非常に珍らしい大切なものである。

お吉の伝説（伝説の項参照）で知られた吉久部落「おきち泉」の流れ口から下方約四百メートルの間、茂みにおおわれた高い堤防と重信川の河床をくぐる暗渠とで、日陰となつているところにだけ、浅い流れの中の小石に生えている。

毎年十一月初めに発生して一月の中頃から二月初めにかけて最も茂り三月ごろには大方はなくなるが一部は四、五月まで残つていることもある。

濃い紅褐色の何本にも枝分れした糸状の粘りのある藻である。長さは五―三〇センチメートル、長いのは四〇センチメートルもあつて、一面に水になびいている様はお吉の黒髪を思わせる。

体の表面に胞子が出来てこれでふえる。

これに似た植物は世界でフイリツピンのバターン半島にあるだけだといわれている。日本では熊本県にチスジノリというオキチモズクによく似たものがあつたが、北海道大学の山田教授が実地に調査し比較研究せられたところチスジノリではなくてオキチモズクであることがわかつた。

これでオキチモズクの産地は二ケ所になつた。

私達はこの貴重な植物を持つことを誇りとし、大切にして保存しなければならぬ。同時に近くまでこのような珍らしいものも知られずにいたことを思うと、もつともつと郷土の自然につい

ても研究をしなければならない。

薬用植物

本村は平坦地と山間地帯とで気候度が違つていて、自然、生育する植物にも差異がある。

深山には、山帰来、黄連、独活、苟薬、木天蓼、五倍子、木通、ニハトコ、サンショ、当薬其の他種々あり、平坦地には、車前子、桜、ホーズキ、白南天、ハブ草、ゲンノショウコ、タンポポ、ドクダミヨモギ、桑、ハトムギ、ホーズキ、ハコベ、其の他がある。これらの植物は誰の目にも、よくとまるごく普通のものを、あげてみただけである。左に某氏作製の薬草の色々を採録して置こう。

郷土薬草の色々

植物名	採取月	薬効部	調製方法	効能	量（匁）	使用法
アケビ	五、六	木部	輪切ニシテ天日ニカワカス	利尿、腹痛	一、三～三匁	煎用
ゲンノショウコ（ミコシグサ）	八	全草	ナルベク土用ニトリカゲボシニス	胃腹、整腹	一、三～二匁	煎用
センブリ	八、九	全草	開花期ニトリカゲボシトス	健胃、下痢止	一、六～三匁	振出
タンポポ	四、五	根	開花前ニ水洗トシカゲボシトス	解熱、発汗、タンセキ	一、六～三匁	振出
ドクダミ	六、七	茎葉	開花時ニ取リカゲボシトス	化膿、腫物	三～五匁	蒸焼
ニハトコ	八、九	茎葉	カゲボシトス	利尿、打撲	一、三～三匁	煎用
ニハトコ花	六	花蕾	ツボミノ肥大セル頃カワカス	発汗、利尿	〇、五～一匁	煎用
オホバコ	六、七	全草	ナルベク花ノ有ル時ニカゲボシトス	利尿、健胃	三～四匁	煎用
クズ	一〇、一二	根	ウスク切ルカ細クキザミテカワカス	解熱、発汗	一、五～三匁	煎用
イタドリ	四、一〇	根	水洗シキザミテカワカス	利尿、鎮咳	二匁	煎用
シヤクヤク	一〇、一二	根	カワカシテ上皮ヲ除ク	利尿、鎮咳、婦人病	一、五～一、八匁	煎用
ユキノシタ	年中	全草	生蔓ヲ用フル外カゲボシトス	小児セキ止	一、三匁	煎用
ヨモギ	七、八	茎	カゲボシ、モグサ用	腹痛ニハ煎用ス	一、三～二匁	煎用
キキヨウ	八、九	根	根ヲ洗ヒ外皮ヲ去リ米ノトギ汁ニシタス	去痰、咽喉疾	一、〇～一、三匁	煎用

クワ	早春、九、一〇	根、皮	上皮ヲハギトリカワカス	鎮咳、利尿、動脈硬化	一、〇～一、六匁
ハトムギ	一〇	実	成熟シタル種子ヲツキワツテ用フ	利尿、健胃	二、七～三匁
ハコベ	五	全草	カゲボシ又ハ生葉ヲソノママ食用	乳不足、カツケ、盲腸	一、三～八匁
ザクロ	年中	根抜幹	皮ヲハギトリカワカス	条虫、蛔虫	八匁
ザクロ	一二	果実	成熟シタルモノヲカゲボシトス	扁桃線炎	五、三匁
カキ	一〇、二	ヘタ		セキ、シヤクリ、リウマチス	二、一匁
サクラ	三、四	木皮	アマリ大キクナイ中枝ノウス皮	鎮咳	一～一、五匁
ヒガン花	年中	根	根ヲスリオロシソノママ用フ	肋膜炎、ジンゾウ病	五、三～八匁
ソバ	一〇、二	茎	乾茎ヲ根本ヨリ五寸上ヲ三～五寸ヲキザムシボリ汁又ハ煎汁	蛔虫駆除	二匁
ツハブキ	年中	葉		魚類中毒	
ホホズキ	七	根実	根ハカワカシ実ハ二、三ケヲ食用	鎮咳、利尿、条虫、十二脂腸虫	二～三匁
ナンテン	一二	実	成熟シタル果実ヲソノママカワカス	咽喉疾、強壮剤	一匁
ハブソウ	一〇	実、茎葉	熟シタルモノヲ充分カワカス	胃腸、盲腸炎、蛔虫	

煎用		
煎用		
煎用		
煎用		
煎用		
煎用		
湿布	水二合ヲ半量ニ煎用	
煎用		
煎用		
煎用		

（注意）

一、一番大切ナコトハ採取ノ時季ヲ誤ラヌコト。時季ヲ誤ルト収量ガ減ジタリ品質ガ悪クナル、シタガツテ薬効モ減ズルヨウニナル。

二、大体ニ於テ花ハ開花中ニ、葉茎ハヨク繁茂シテキル夏ニ、根ハヨク充実シ晩秋ニ、果実ハ熟シ秋ニ採取スルガヨイ。

三、収集シテ来タモノハ生ノママ用フル場合ハ別トシテ普通ハ皆乾燥スルガ、コレガ一番簡単で効果的デアル。

四、植物性薬ハ凡テ金属器具ヲ嫌フカラ土器類ヲ用ヒ煎ジル時間ハ十～二十分等ト云フハ凡テ沸騰シテカラノ時間デス。

但シ二合ノ水ヲ入レテ煎ジ一合トスル場合ハ分量デ見ル。

五、煎薬ハアツイ内ニフウフウ吹キナガラ服ム方ガ効果ガ多イ。

第二編　人文誌

第一章　沿革

(一)　村のあけぼの

悠久の昔
霊峰石鎚の嶺にあかつきの光がさしはじめた頃、北方の山の麓には朝げの煙があがり始めた。
見下す南西のあたりは、まだ拓かれない扇状地に、幾筋かの川が流れている。
まもなく石のやじりのついた弓矢を持ち、山へ狩にゆくものや、石庖丁をもつて、苦心の末ようやく、この土地に育つようになつた稲を刈りとるため、いそぐ人々の姿が見え出した。

このような大古のわが村の姿を、私達は海上の山や宝泉から掘り出された石のやじりや〔註1〕石庖丁や〔註2〕土器〔註3〕によつて、想像することが出来る。そうして旦の上、宝泉にある古墳や大宮社の前方後円の古墳群や〔註4〕その北方にかけてあつた多数のよこ穴の古墳跡〔註5〕により、当時の人々が、今の北方の山麓から大宮社附近に聚落をなして、住んでいたことがおしはかられる。

かく悠遠の原始時代に川上の地は拓けていつたのであ

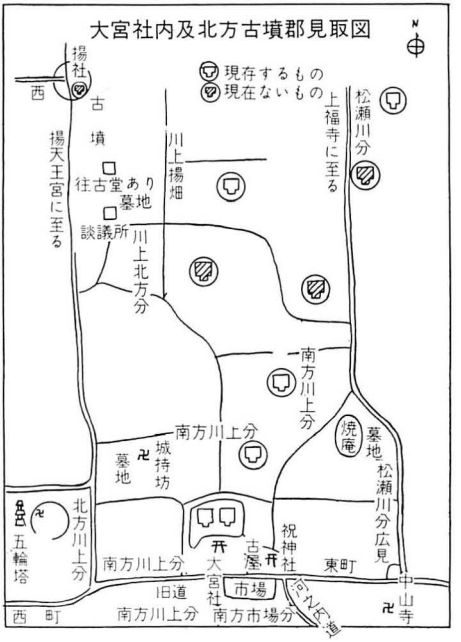

大宮社内及北方古墳群見取図

る。

〔註〕

1　石のやじり　大字北方宝泉の北方の丘にある畑から数多く発見。多くは打製である。

川上神社裏古墳出土品

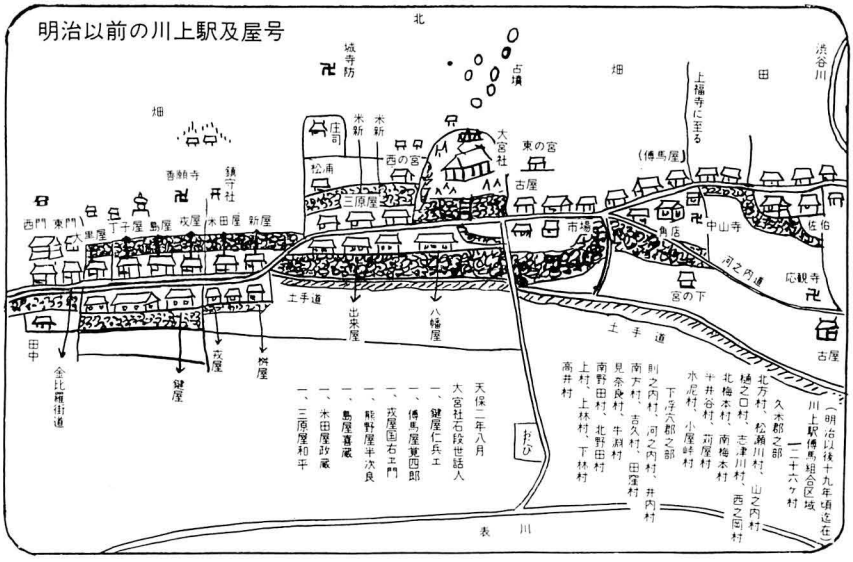

明治以前の川上駅及屋号

2　石庖丁（石小刀）海上の山畑（渡部四郎所有）から一個発見。打製のものである。

3　土器　宝泉の新池工事中発見。破片であるが、模様も明かで、三種類あつて弥生式のものと思われる。

4　古墳　日の上の山上に塚穴とよばれ、巨石を残している。宝泉の渡部政義氏宅西南の森に巨石あり、古墳と思われる。

5　大宮神社古墳　前方後円式古墳で長さ二十一間幅十二間、高さ三間で、内部は石槨である。大正二年発掘の際の出土品は土器約八〇、馬轡一、刀剣二、杏葉四金環銀数個、弓矢等で古墳上には雑木茂り、周囲には木柵をめぐらし、完全に保存されている。

(二)　拓けゆく村

中央に於て大和朝廷の勢力が確立されると、伊豫の国には五つの国造が任命された。

その中小市の国造であつた子致命は、この国に定住して越智氏の祖となり、その子孫は豪族として栄えて来たが、二十一代目の玉澄は分れて、温泉郡河野の地に住んで河野氏の祖となり、ここに伊豫第一の名門が誕生した。この頃（和銅五年）伊豫の国に十四郡を置き、七十二郷を設けた中に、久米郡余戸郷野々口邑があることが、久米誌〔註〕1に見えている（異説あり〔註〕2）之がわが村が歴史にあらわれた始である。

更に野々口が桓武天皇の延暦二十三年になると、河之内と野々口に分れ〔註〕3、然してその野々口は、北方昧畝川南方よりなるとあるをみると、山沿いの松瀬川方面や、扇状地帯である南方方面も、ようやく開拓がすすみ、各所に小さいながらも聚落が形づくられて、いつたものであろう。

部落が形成されると人々は、その年の豊作を祈り、生命の安全を希つて産土の神をまつり、寺院を建立して、心の拠りどころを求めたのにちがいない。

このゆかりを基として、開拓のあとをこれらの神社や寺院の縁起に求めてみよう。

原始時代に大きな聚落があつたと思はれる北方の地帯には、さすがに早くから文化が進んだと見え、文武天皇の御世、医王寺建立の記録があり、又聖武天皇の天平七年に、北方揚天社再建の棟札が〔註〕4残つている。

そうして此辺一帯の地は河野家の勢力下にあつたらしく、松瀬川上福寺を小子玉純が建立したり、河野氏の氏神である大山祇神社を、一郷一宮といつてその勢力下の郷に設けた時、わが海上に一宮三島大明神を造営した。〔註〕5。河野氏は民政によく留意して、AD一三〇七年に野口保の荒地を医王寺の荘園として、寄贈し開拓させたりした。

この頃には南方の聚落は相当大きくなつていたらしいことは、以前三軒屋船野城主としておつた堀口堯氏〔註〕6（新田の一族）が退官して、野口郷に住んで高須賀氏となつたが、その曽孫堯倫というものが、南方板戸邑主となつて、後小松天皇の応永二年紀州熊野権現を勧請して、竹の鼻に熊野神社を作つたことや、これと同時代に横滝権現を改め吉井神社が造営されたなどから、推察することができる。

然しこの中、曲里吉久方面の開拓はすこしおくれたらしいと思われるのは、曲里の氏神が則之内三島神社であることは、昔曲里方面の荒地を開いたのは則之内出身の人々であつた故だと云う古老の言や、戦国時代頃、吉久村畑川に、大西八兵衛正次が荒地を開墾し、その歿後大西大明神と祀られたと云う、碑文から証こだてられる。

之を要するに、わが川上村の開拓は現在の川上町、北方、前松瀬川方面より南進して、天正十五年豊臣秀吉によつて五十七代一千七百有余年続いた、伊豫の名門河野氏が滅された頃には、現在の形に近いものが出来ていたのではないかと思われる。

〔註〕

1　伊豫久米誌。（成立）元和八年三月依領主命藩臣加藤内記著、延宝九年正月松山藩奉行稲川八右衛門本好、御代官林源太兵衛信秀増補貞享五年正月成

（前略）元明天皇の御宇和銅五年に至り、五畿七道に国号を減じ郡号を増し、境界を直し給ひ、駅場を増して便宜を与えられる。即伊豫国に十四郡を置き七十二郷を設く。此地を久米郡余戸郷野々口邑と呼ぶ。其後に延暦廿三年に至而余戸郷を分割而庶野内と野々口とを置く。神亀より延喜の頃迄には、分郷及郡の組替分勝等の所数々有り、川上駅名、来見駅、久米駅等、和銅の頃よりみる。古き駅場の部なり（中略）

故に此の地を野々口郷と号し其の内を南方名、昧畝側名と呼ぶ（後略）

2　異説。久米郷吉井郷とは、今の北吉井村川上村辺なるべしとある。

3　伊豫漫遊記。（成立）起慶長二年至寛永十五年成、佃十成外池備中著

一、久米郡余戸郷野々口と庶野内と、分郷の時野々口郷をおく。

4　温泉郡誌及川上村誌の宗教の項参照のこと。

5　二名洲神祇令鈔の中、伊与国古神社勅祭口社の部の黒滝神社の項と、伊豫漫遊記中一宮三島大明神の項参照。

6　高須賀氏系図

堯氏―新田之一族堀口備中守家貞子堀口備後守堯氏住干紀州熊野人王八十七代後嵯峨院御宇寛元二年航干伊豫国和気郡堀江之浦。八十八代後深草院御宇康元年中暫住同国久米郡熊畑邑。平昔崇敬於伊勢大神宮最篤矣年年往詣大神宮憑神宮久保倉氏某頂受御秡爾後。後人王八十九代亀山院時弘長年住干同国道前与道後之中山船野城雖レ主ニ国務一有レ故下二干民間一是為高須賀高祖云云

堯寧　号次郎作―人王九十代後宇多院時弘安年中、住伊豫国久米郡干川上野口郷

堯重　次郎作

堯尋　九郎兵衛

堯倫　号源左衛門、住久米郡南方村板戸邑為荘主、後小松院御宇応永二年九月十七日勧請熊野神社創建宮殿。

㈢　にぎわう駅路

駅路のうつりかわり

和銅年中、諸国に駅場を設けて、旅人の便宜を計ったとあるが、その頃のこの村は、荒れた扇状地に、奥松瀬川、河之内川、井内川、それに渋谷川などが合して、一つの大きな川となり、柳堤のない頃は大水が出ると、今の大宮神社下の辺まで水がやつて来たらしい。（地質の項参照）

又海上の三島神社の裏の堤のない頃は、山之内より溢れ出た洪水が北方の西部を侵したことも、屢々であつたろう。そのような変化常ない地帯を避けて、安全な流れない

土地を旅人は通つたことと思われる。

今、その順路と思われるものを、古老よりうかがつて表示してみる。

海上――医王寺前――上福寺前――原鳥の子――小桧皮峠――三軒屋――七里――大桧皮峠

つぎに、久米誌によると延暦二十三年に、久米郡余戸郷野々口郷を分けて、野々口と河之内を置くとあり、又後に川上駅を設けて、来見駅、久米駅と相応じ、又駅路をはさんで南北を、南方、北方と名づけられた、之から判断すると自然のまま流れていた重信川（旧久米川）表川は人々の努力によつて堤もできて、洪水の害を防ぎ、道路も新に平坦部の中央を貫くものが出来たと思われる。

そうして、年を経るにつれて人々の往き来は多くなつて駅路の制度は次第にととのつて、江戸時代に到つた。

一　里　石

今江戸時代の駅順と里程とを表示すると

松山駅（札の辻を基点とする）――久米駅久米村伝馬継場（一里二十町）――川上駅松瀬川村伝馬継場（二里二十一町）――周布郡来見駅来見村伝馬継場（四里三丁）――小松駅大頭村伝馬継場）

のようになつているが、その間札の辻を基点として、一里石が建立され、道の別れには道案内の立石が、心ある人によつて立てられ、旅ゆく人をよろこばした。

それらのものを現在の川上村にたづねると

茶　堂　道　標　金毘羅大門より廿七里、嘉永九申年、松木屋（今は旧国道筋）

斉院木一里石　松山札の辻より四里（時御堂より下手）

中之町道標　金毘羅大門迄廿七里、施主嘉永三年米田屋仙助（米田屋自転車屋前）

名越座前道標　左讃岐金毘羅道、右河之内金毘羅道

永寿橋一里石　松山札之辻より五里（三軒屋の上手）

土屋一里石　松山札之辻より六里（旧道登り口辺にあつたが今は失つたらしい）

にある。いわゆる桜三里というのは、小桧皮峠あたりから、土屋――千原（七里）――落合（八里）の間を云うので、ここをすぎると、道前の平野が拓けている。

駅のおもかげ

川上の名の生れたわけは、重信川の上流に位するという

ことからしい。この地は、大宮神社の北の古墳群や、物部塚によつて示されるように、古くから開けており、そうして聚落が次第に大きくなると、ここが川上の中心地となつて来た。

そこで従来この辺の中心と思はれた中村より応永三十四年に、川上五社大明神を遷座申して守護神とし、いつきまつた。後天正十五年河野家滅亡の時、神社の変革あつてより、この宮を川上大宮五社大明神と号し、北方村、南方村、松瀬川村下分の氏宮とあがめまつるようになつた。

伊豫の名族河野家が滅び、このあたりを治める大名は小早川、福島、加藤（嘉）、蒲生と移りかわつたが、伊勢桑名より、久松定行が入国するに及び、政局は安定し、その子孫十四代この地に臨んだ。

この間二百余年、世は泰平を謳歌し、神仏相共に崇敬され、川上駅は、讃岐金毘羅宮や石鎚山大権現等の講参りが宿場に出入し、諸国の商人も集り、又それを送り迎えのかごや馬又は駄馬が、むれをなして往来は激しかつた。当時川上駅には、伝馬屋（庚申様、山伏霊場）さては大宮社の辺には、挿絵にあるような、商家や、宿屋が立ちならび、完全な駅町の姿をしていた。

松瀬川字広見には伝馬屋があつて、そこには駄馬組合などがあつて挿絵の下に書いてある村々から、助郷といつて交代に、馬や労力を供給したものが、そこにつめておつて旅人や荷物を運んだ。

駅の旧家には、領主代官等の泊る御定宿があつて、代官以上が入駅する折には、小走をもつて村中に鳴物しづめのおふれがまわつた。

商家には、笠方役所から駄馬の持ち出す材木の中間屋があつた外、挿絵のような、各種の商売が行われていた。それらの営業は代官所の許可のもとに行われ、勝手に出来なかつた。

そうして時折、久米（後に平井に新築）の代官所から、店の目録検査や商品改めにきた。商品仕入は概ね大阪方面から買込み堀江の浜・三津ケ浜より駄馬で運んだ。その頃大阪えの舟路は帆船で往復に四十日もかかつたと云う。

明治四年ごろの、世のうつりかわりが激しくて人心がおだやかでないとき、久万に一揆がおこつて、その騒ぎはこの村にも及び、夜になると、各商店を竹槍などでおどして

荒し廻つたり、各村の庄屋の宅をおそつて、火をつけたり書類を焼いたりする乱暴をはたらき、翌朝は平井の方面にいつて、代官所をおそつたりした。其の後悪い事をした者達はつかまつて罰せられたと古老は伝えている。（百姓一揆）

以上のことから推察できるようにわが川上駅は当時近郷に於ける、文化の中心地であつたのである。

(四) 新しい村づくり

江戸時代に於けるわが村は、松瀬川村、南方村、北方村、吉久村にわかれていた。今そのなりたちを各村ごとにたずねてみよう。

松瀬川村

松瀬川村は以前、奥と下分といつてよんでいたが、今は前、奥の名を冠してよんでいる。奥松瀬川は殆ど山間地帯で、往古、道後平野より道前に越す多くの峠のある所で、従つて砦や番所があつたので古老の口碑には添谷川筋には渡部倉之亟、居守、本谷川筋には、高知砦、弓矢源左衛門、的場、権田八郎左衛門、御所の城山、水越は篠森左近之亟、坂には今井兵庫守居守、等伝えている。中村の長福寺辺りには多くの五輪塔あり又寺の裏には大銀杏ありて廻り八米あり古きを物語つている。高知砦の跡よりは室町時代の明銭（永楽通宝、洪武通宝）十三貫が手製の壺に入れて埋ありしを見つけ出したので口碑の砦、番所跡であつた事が立証されるのである。社は五柱神社を氏神と崇め其他多くの寺社が手鑑に記されているが今は合祀されたものも多くある。

村民の人口も少なく未開拓の土地も多かつたことは維新前後まで大桧皮峠から小桧皮峠にかけては桧の大森林があり、野獣が棲んでいたが、大火があつて、それが烏有に帰したので、村人は之を拓いて稲田としたので、人家も増して来たとの記録があることからもほぼわかる。人々は孜々として耕作、開墾につとめる傍、炭も焼いたり、或は良土のある山麓で陶器を作つたりする副業をしていた。其他紙の原料の楮の皮むす仕事をしていたのである。此の地の石高は七十九石九斗二升八合で、御免八つ二分、明和八卯年改（大手鑑参照）

奥松瀬川村　庄屋　松瀬川村庄屋と同人儀太郎

久米郡松瀬川村古文書（愛媛県立図書館蔵）

享保元丙申年十二月十六日

松瀬川村地坪水帳

安永五丙申年十二月

松瀬川村坪水帳

天保十二丑年十一月

一、村方仏谷江浮穴郡新池築方記録

松瀬川村

池　定　書

一、浮穴郡山田池　松瀬川村余水掛に付稲作中者勿論冬春迚茂仏生川水掛之池溝水致候迄者　水落方一切不相成候事

一、松瀬川村新池　新井手等　出来之節故障申間敷事
一、何等故障及出入候節者　松瀬川村之役入用失却浮穴郡より
　相弁可申事
附　於池取入水不時死等之儀者南方村調之事
　　年　号　月
右文面之通両々納得致候上者於松瀬川村立石彫付山田池江早々
立方可致尤右役入用失却者　浮穴郡より相弁可申事
一、山田池之儀萬一如何様之変事有之候共以前之通田畑作付相
成候迄者　賦来四十五俵浮穴郡付掛持に而松瀬川村皆課目録
引に可致事

　　浮穴郡
　　御代官所
寅正月
表紙
山田池定書御渡書入
天保十三寅年二月七日於御役所
御渡し相成候
慶応元丑年八月改
一、松瀬川村田畑人別地寄帳　南組
一、仝　　西組
両冊共長冊にて竹の見出付

明治四辛未年正月
一、久米郡松瀬川村神社明細帳
明治五年
一、久米郡松瀬川村戸籍帳
明治五壬申年二月
一、久米郡松瀬川村人別戸籍帳戸長控
明治九年十二月
一、段別畝順帳　八冊之内第一号
　第十三大区十壱小区　伊豫国久米郡松瀬川村
一、仝　第二号
一、外雑綴一部　第三号

北方村

この村は北に山をおい、南西に拓けていて、川上村で一番古くから開けた土地であり中心地であつたと考えられる。医王寺、揚天王宮、八幡宮、西法寺（建長年中五輪塔）等の古い由緒や、小字の由来〔註1〕は、これを物語つている。はじめは山麓にいたがだんだん下えおりて扇状地を開拓していつたものと思われる。しかし、その道は安易でなかつた、嶮難の一路であつた。まず苦しんだのは灌漑の水であつた、溜池を累年に渉つて七個築造してはいるが、北方村の大部分は山之内川をせいた、菖蒲堰に仰いでいるため、隣村（旧樋口村）北吉井村との間にともすれば紛争がおこりがちであつたので、両村の間に厳重な水利のとりきめが行われたことは、幾多の古文書〔註2〕によつて明かである。それでも旱魃の時等は水喧嘩がおこつて、あわや血の雨を降らさんとするまで切迫したことも珍しくなかつた。実に灌漑水の確保こそは、農民の生命線である。爾来水利は旧慣例の定法に基き両村は

時世にかんがみ、平和の裡に現在は、川上六割二分、北吉井三割八分の割合で分水されている。農民の生活に大切なのは入会山であつた。薪炭採草地の山は北方部落は、よほど不便で、自然と近い山行き易い山を選んだので、其の資源を隣村に求めた。東部落民は松瀬川村渋谷山に入会山を求め、両村の間に紛争のこともあつたが、両村話合が成立して、入会山定約証の締結となつて入会山の場所が決定し、入会山鑑札が発行されたのである。（役場保存）西部の北方部落は入会山に不足したので、伝説にある様な訴願の行はれたとの事などと考え合すと其の不足の程が推察できるのである。隣村山之内村の入会山は、その後、山之内村より、北方村に代金を以て買受たので、北方村（川上村）の所有権である。（区画は北吉井村地内である）その後も境界等の為紛争の起るところは川上村に買受られたのである。かくの如く先人の労苦と努力の集積の上に北方村の地は拓けて来たのである。政治の中心地は中村で庄屋は重松氏が任命されていた。附近に御蔵元があつて御石高は千二百七十九石壱斗九升と手鑑に見えている。

明治二十一年九月
久米郡北方村共有財産
戸長　横田市太郎

明治二十一年九月
戸長　横田市太郎

字塚元九百三十一番地
一、竹林　四畝廿歩
地価　六銭
北方持

右は北方村民有費を以て修繕を浮橋染元用ゆべき女笹藪に付据置

字松原千二百三十二番
一、池反別四反二畝歩
北方持
右は北方村田地養水池に付据置

字片山千三百九十二番
一、池反別四反六畝四歩
北方持
右は北方村田面養水池に付据置

字片山千四百七十五番
一、墓地反別六畝廿歩
北方持
右は北方村共有の墓地にて据置

字宝泉千五百七十番地
一、墓地反別四反一畝十四歩
西ノ側宝泉組持とある
右は北方村共有の墓地に付据置

字揚り二千百二十四番地
一、石寄場反別一畝三歩
北方持
右は北方村民有の耕地の畑中に有之は処譲地に小笹の茅葺すれは畑地の陰と成故刈笹の都合有之に付据置

字御蔵元二千六百五番
一、宅地反別九畝十歩
北方持
地価四円五拾四銭　地租十一銭四厘
右は村内赤貧者災害に係りたるも一時仮小屋敷等に貸与其他共有物等を積置等の為に要する場所に付地方持と評決す

字松瀬川村飛地三千三百七十一番

一、池反別一反二畝二歩　北方持
右は氏社遙拝の資本として往昔北方村氏子中より工築し南方村へ寄附ある氏社資田にて北方村限りの共有に付据置
字苔谷百三十七番
一、艸山反別四反二畝十八歩　北方持
地価五十五銭　地租一銭四厘
右は従来より北方村限りの肥草山に付据置自今北方部内の共有とするに評決す
字苔谷石三十八番
一、草山二畝廿七歩　北方持
地価四銭　地租一厘
右　仝上
字苔谷百四十六番
一、草山六畝十二歩　北方持
地価七銭　地租二厘
右　仝上
字苔谷百五十番
一、草山九畝二十三歩　北方持
地価十三銭　地租三厘
右　十上
字苔谷百五十一番
一、草山七畝四歩　北方持
地価八銭　地租二厘
右　仝上
字苔谷百五十三番
一、草山二畝十歩　北方持
地価三銭　地租一厘
右　仝上
字苔谷百五十四番
一、草山二町歩　北方持
地価三銭　地租一厘
右　仝上
字苔谷百五十五番
一、柴草山一反五畝五歩　北方持
地価十九銭　地租五厘
右は素より北方村限り貧民を救助旁薪の共有山に付仝上
字医王寺采百九十七番
一、松山五反九畝歩　北方持
地価二円六十三銭地租　六銭六厘
右は素より北方村限り貧民を救助旁薪の共有山に付据置
字医王寺采二百五十七番
一、草山十五町一反二畝十二歩　北方持
地価十九円十五銭　地租四十七銭九厘
右は北方村限りの肥草山　仝上
字医王寺采二百五十八番
一、草山十七町七畝二十四歩　北方持
地価二十七円二十八銭　地租六十八銭二厘
右　仝上

字角田采二百六十八番
一、草山十七町三反六畝八歩　北方持
地価二十七円二八銭　地租六十八銭二厘
右 仝 上
字角田采二反六十八番
一、草山十七町三反六畝八歩　北方持
地価二十二円十三銭　地租五十五銭三厘
右 仝 上
字角田四采百六十三番地
一、柴草山一畝十八歩　北方持
地価二銭　地租一厘
右は仝上薪山
字角田采五百二番
一、草山三畝二十六歩　北方持
地価五銭　地租一厘
右仝上　肥草山
字旦の采六百八十九番
一、草山七町五反六畝十歩　北方持
地価九円六十三銭　地租二十四銭一厘
右 仝 上
字旦ノ采七百四番
一、草山五畝二十八歩　北方持
地価七銭　地租二厘
右 仝 上
字旦ノ采七百三十七番
一、草山五畝歩　北方持
地価六銭　地租二厘
右 仝 上
字旦の采七百五十九番
一、松山二畝十一歩　仝
地価八銭　地租二厘
右 仝 上　薪山
字旦の采七百六十二番
一、草山一畝十八歩　仝
地価五銭　地租一厘
右 仝 上　肥草山
字旦の采七百七十二番
一、草山四反四歩　仝
地価五十一銭　地租一銭三厘
右 仝 上
字海上采八百四十三番
一、荒山三反七畝十八歩　仝
地価四十八銭　地租一銭二厘
右 仝 上
山〃〃の内村畑百二十四番の内第二
一、田十八歩　北方持
地価三円　地租七銭五厘
右は北方村之関係の車井手掛の都合により北方村より集金を

為し買求めたるに付据置
（註）　山之内村字大畑四十七番地の内第一
一、立木山八反八畝二十四歩　　北方持
　地価一円八十三銭一厘　地租四銭六厘
右は前年地方村肥草山不足に付山之内村より北方村へ買請たる現在の肥草山に付仝上
山の内村字大畑七十七番地の内第一
一、立木山三十七町五反五畝二十七歩　北方持
　地価八円三十六銭七厘　地租二十銭九厘
右仝上
字田中三千三百七十番の内第二
一、原理二反九畝十五歩　　堀川牧蔵　北方持
　地価五十五銭　地租一銭四厘
右は北方村中限りの牛馬死屍を埋却するの地所に付据置
字原二千四百一番
一、田反別一反二畝歩　　北方持
　地価七十四円四十七銭　地租一円八十六銭二厘
右は北方村限りの集金を為し買求め現今詳村中共有の建物有之仝村限りの融通物に付据置
字胡の元甲八百七十番の内第一
一、宅地反別七畝十一歩　　北方村持
　地価三十八円七十銭六厘　地租九十六銭八厘
右仝上
字上り二千十三番地　　北方持
一、畑反別六畝十八歩　　仙波慶次郎
　地価五円八十三銭　地租十四銭三厘
　　後　記
　右は明治二十一年戸長横田市太郎時代北方村持となつていた財産の記録である。特に注意すべき点は山之内村の田や肥草山立木山等の広大な土地を買求めている点である。其の後村の統合合併等があつて現在の財産台帳とは相違する。順次整理処分されたのであらう。

南方村

旧国道の南部を云う。南に表川をへだてて、塩ケ森そびえ、西は重信川に接する大半坦地で、表川、一之堰、二之堰より水を入れる外、吹上池の大貯水池を有して、耕作に好適の良田地帯をなしている。

開拓は、大宮社附近は古くより開け、駅場をかたちづくつて来たが、新国道がつくやそれに沿うて、人家が立ちならび東西に長い街道町を形成した。西部の部落は次第につくられていつたことはすでにのべたが、その間、荒地を拓き、水を治めるなどの努力は、村人をして勤勉、惇厚の気風をつくらしめたものか、宝暦十三年二月五日将軍家治代替の時孝子として表彰され正史に名をとどめた孝子九郎兵衛〔註3〕を出している。

このごろの南方の状態を古文書〔註4〕よりみると

田	畑	上納高	千三拾石三斗三升七合
戸	数	人	口
弐百三十四軒		八百五十八人	
牛	馬		
百拾弐匹			

で之が庄屋は代々高須賀氏で板戸にすんでおつた。尚、板戸には御蔵元があつた。

神社仏閣には大宮神社、一の宮稲荷社、熊野神社、森天神、森正八幡宮、応観寺、南昌寺がある。

又当村の上納高は一〇三〇余である。

久吉村

この村は、浮穴郡に属していた。位置は南方の西南端にあり、重信川、表川の合流点で純然たる扇状地でむかしは河原であつたらしく少し堀れば、砂が出るという。

永録二年、会津の浪士大西八兵衛、諸国をめぐつて此地に到るや、以つて墳墓の地と定め、畑川の荒地を開墾し、爾後、大西家一族より小社をたてられたとの碑伝は、この村開拓の一面を語つている。

開拓がだんだん進むと、南の山麓にあつた横滝権現をうつし吉井神社としいつきまつた。その他、寺としては長泉寺があり、その境内の柏の巨樹はその由緒の古さを物語つている。この寺と社の中間に庄屋所があつて、相原氏がその任に当つていた。

尚、吉久の納石高は、二二四石である。

以上で各村の昔のおもかげの一端をのべたが、どの村にも共通した自治制度の姿があつた。

まず村三役〔註5〕といつて、庄屋、長百姓、組頭が最も重んぜられていた。

又、河川道路の取締や村の治安を保持するため郷筒というものがおかれていた。

その他、連絡係として小走、作改め、水利の係の水番や、蔵番などの仕事をうけもつものもいた。

下部組織としては、五人組が設けられていて、お互に助けあい、又犯罪をおかさないよう相戒めあつたり、昔の「ゆい」の名残りとして、労力供給の単位となつたりしていた。

この制度が維新になつて崩れたが、念仏講となつて今なおその名残りをとどめている。

(五) 新しき村へ

明治維新の変革は、古い封建制度の殻を破つてその巨歩をすすめ、我が村にも大変革をもたらした。その激しいうつり変りは、種々の形であらわれたが、その中の最も大きい面である政治をとりあげてみると、庄屋はじめ従来の役割は廃れて(明治四年より十一年迄変革中略)(政治の項にあり)明治十一年四ケ村に、村会が開かれ、ついで役場が設けられ、戸長がおかれた。それから、四ケ村は他の村と合併や分離をくりかえした末(政治の項参照)明治二十三年四ケ村合併し、遂に川上村が誕生したのである。

小字の由来

〔註〕

① 小字の由来

○海上 大古、この辺まで潮がよせて来たので、海上とつけ

たと古老は伝えている。

○旦　上　ここは古くから開けた高い岡である土地故名付けたらしい。

○宝　泉　よい泉のあつた処であるからだろう。今でも井戸を掘るにもすこし掘るとよい水が出る。

○揚　この村の安全地帯で地が揚つている故とも又揚天王宮があるによるとも云う。

○客の宮　客の宮と云う小社ありしによる。

○大　門　医王寺の大門ありし処から名付けらる。

○岸の下　往古、川が旦の上の籔下辺まで流れてきた故、高地の岸の下に当るので云うたのである。

○御蔵元　藩政時代に大名の蔵があつた故この名が出た。

○胡の元　戎神社のある土地故この名がある。

○古　宮　大宮社の上古御鎮座の地故、名付けたものである。

○中　村　北方の平坦部の最も中央にあたるためである。昔この名のつく所は多く村の中心であつたと云う。

○片　山　片山某の紀つてある地であるからこの名が生れた。

○小　坂　ここは畳石の坂が六ケ所程あり、その他小さい坂道が多いのでつけられた。

○苔　谷　苔谷山医王寺の奥の院のあつた所でこの名がある。

○八幡栄　八幡宮の鎮座の栄で名付けられ麓は聚落の地であつた。

○医王寺栄　医王寺が栄崎にあるのでこの名がある。

○荒　畑　荒地を開いて畑とし、はじめて人家が出来たことからつけられたらしい。

○茶　堂　むかし通行の人々にお茶の接待をした一宇のお堂があつた故名付けられた。

○天　神　天神社おまつりしてあるため。

○光　法　光法天神社があつた故とも、当時耕作道路が三つに分れていたのによるともいわれる。

○市　場　大宮社前に市場があつたのが地名となつた。

○町　裏　駅路の裏の意。

○払　川　表川が自然のまま流れていたのを、堤防をつくつて山つけの方を流れるよう払つたので名が出来た。

○向　井　表川の向になるから、昔は出百姓の地であつた。

○八　幡　正八幡宮の鎮座の地であるから。

○経　塚　小さな塚が田の中にあるから。

○五本松　学校前をすこし東南竹の鼻へゆく小道附近に五本の松があつたから云つていたものらしい。

○曲　里　則之内村三島神社が古宮から今の所へ御遷座の時御移転にこの辺の人家がまがるのでその氏子の何軒かが今の地え来て荒地を開き住んだからだというているが、外にも説がある。

○御塚様　西之側、天王宮北に塚があるので名づけた。

○塚　穴　旦の上に塚穴があつて大正十年頃土器、人骨、古銭等が出た。巨石は運び出されている。

○上　砂　年間通じて風多く、そのため砂を吹き上げるから名付けて上砂と云う。

② 水利の古文書　本書の水利の項参照。

③ 宝暦十三年二月五日、松山領孝心者、南方村、左七郎、召連九郎兵衛（南方村大手鑑に依る）

今年将軍家（家治）御代替に付諸国巡見使四月下旬松山領御通行の節於当領孝心者有無の儀御尋に付左の通書付を以て、郡奉行より差出之下賤の身として、其の名を官使に達する事、実に忠孝の大徳なり。

④ 南方村の古文書（大手鏡其他）

各村の大手鑑

（川内町役場蔵）

松山藩領内大手鑑

弘化三丙午年

浮穴郡南方村大手鑑

正月改元

高　千三十石三斗三升七合

一　百三十町七反三畝　田畑

内高三石九斗三升三合

九反二畝十九歩

内高三石

四反二畝十九歩　田方

高九斗三升三合　畑方　池床御引地

五反

高　千二十六石四斗四合

残　百二十九町八反十一歩

内

高　九百八十石一斗六升四合

百十六町四反二畝十一歩　田方

高　四十六石二斗四升　畑方

十三町三反八畝

〆

寛永十三年

一、子　九つ三分　一、丑　八つ三分　一、寅　九つ二分

一、卯　八つ　一、辰巳　九つ　一、午　八つ七分

正保元年

一、未　九つ三分　一、申　九つ三分　一、酉　九つ七分

慶安元年

一、戌　十ヲ一分　一、亥　十ヲ四分　一、子　十を六分五厘

一、丑　十を六分五厘　一、寅　十を五分五厘　一、卯　十ヲ

承応元年

一、辰　十ヲ一分　一、巳　十ヲ三分　一、午　十ヲ五分

明暦元年

一、未　十ヲ八分　一、申酉　十一ノ二分　一、戌亥　十一ノ八分

寛文元年

一、子　十二　一、丑寅　十一ノ六分　一、卯辰　十ヲ五分

御定免迄六ヶ年

一、己午　十ヲ一分一　一、未　十ヲ四分　一、申酉戌亥子　十ラ四分

延宝元年
一、丑　十ヲ四分　一、寅　九ツ五分　一、卯　十ヲ一分
一、辰己　十ヲ　一、午　十ヲ四分　一、未　十ヲ五分
天和元年
一、申　十ヲ六分　一、酉　七ツ四分　一戌　七ツ六分
貞享元年　延〇免この
一、亥　七ツ九分　一、子　八ツ　一、丑　八ツ五分
元録元年
一、寅　八ツ七分　一、卯　八ツ六分　一、辰己午未申　八ツ八分
宝永元年
一、酉戌　八ツ九分　一、亥子丑寅卯辰己午未　九ツ　一、申酉戌亥子丑寅　九ツ
正徳元年　享保元年より同十六年まで
一、卯辰己午未　九ツ　一、申より亥まで　九ツ　一、子　不納
元文元年　寛保元年
一、丑寅卯　八ツ一分　一、辰己午未申　八ツ一分　一、酉戌　八ツ一分
延享元年　寛延元年
一、亥　八ツ九分一厘　一、子丑寅卯　五ツ　一、辰己午　九ツ
宝暦元年　明和元年
一、未より未まで十三年　九ツ　一、申より卯まで八年　九ツ
安永元年
一、辰より子まで九年　九ツ

天明元年　寛政元年
一、丑より申まで八年　九ツ　一、酉より申まで十二年　九ツ
享和元年
一、酉戌亥　九ツ
文化元年　文政元年
一、子より丑まで十三年　九ツ　一、寅より丑まで十二年　九ツ
天保元年
一、寅より丑まで十二年　九ツ
天保十三年　弘化二年
一、寅卯辰　九ツ一分五厘　一、己　九ツ一分五厘

一、地租延宝八年申年　御代官内藤嘉兵衛殿
御年寄吉村直兵衛
一、同延享二丑年　御代官伊八郎大夫殿
御手代鴨川市郎兵衛　重松理左衛門殿
田方　一反に付八斗九升九勺五才
一、九百三十九石一斗六升　本米
一、十八石七斗八升三合　口米
一、二十五石七斗五升八合　夫米
一、五十三石五斗七升七合　御種子米　元利
〆　千三十七石二斗七升八合
但シ
田方一反ニ付八斗九升九合五才
一、銀三百五十一匁　御入木百三十五荷代

一、同三百三十四匁五分　御山札八十四枚代
一、同十六匁　松御札四枚代
一、二十七匁二分　新植松御運上銀
一、斤目四貫八百目　上リ

一、三十六俵一斗　諸給米
内
十八俵　庄屋
四俵　組頭
三斗　桝取
九俵　小走
四俵二斗　俵番
四十一俵一斗四升　役立給
千三百五十四人
米二〆

内
八俵　組頭　三斗四升　土手番　五人頭
四俵　作改　二俵二斗　山預リ　御蔵預
二斗　相封　六升　土手番増　米払
一俵八斗　米見　二升　桝取り　普請方
二俵二斗　役帳付　一俵　小走　廻役
一斗八升　井手番
七俵三斗三升　郡〇持
三斗　役帳付増
一俵二斗　御城下米預宿

四俵三斗
一俵
一俵
一俵
二斗五升

一、一俵　役算用改
〆　一斗　其他の五人頭

一、三俵一斗九升三合　諸山初穂米
一、三俵二升六合　座頭、瞽女(ゴゼ)勧物米
一、三俵三斗九升六合　右同断
一、二十九俵三斗八升三合　池並井手賦米
一、五俵三斗九升四合　諸山初穂米　村払
一、百七十俵　大割米村入用米中分
大借り

一、十九俵三斗七升一合
小物成銀代米直段二俵ニ付
銀五十目替
〆　二百十四俵三合
合　二千九百七俵八升一合
田方　一反ニ付二俵一斗九升八合八百三才
御物成米諸入用米共出来

新田
高　十九石七斗六升六合
一、一町九反七畝二十歩
元禄十五年年御改畝
永川御引捨残

高二石七斗六升七合
一、二反七畝二十歩
高一石七斗七升三合
一、一反七畝二十二歩
高二斗八升三合
一、二畝二十五歩

同三ツ
右同年御改畝
同三ツ
右同年御改畝永川
御引捨残
同三ツ
右同断

高五石六升
一五反十八歩
高一石一斗
一、一反一畝
高三石二斗二升
一、三反二畝六歩
高五石六斗一升七合
一、五反六畝五歩
高五石七斗七升七合
一、五反七畝二十三分
高四石二斗
一、四反二畝
高五石三斗一升
一、五反三畝三歩
高七石二斗五升七合

御免二ツ二分
元禄十五午年御改畝
同二つ一分
右同断永川御引捨
同二つ二分
同十三辰年御改畝
永川御引捨
同二つ三分
正徳四午年御改畝
同四つ五分
享保元申年御改畝
同二つ
同三戌年御改畝
同三つ
寛延元辰年御改畝
同二つ五分

一、七反二畝十七歩
高一石五斗一升
一、一反五畝三歩
高一石七斗五升
一、一反七畝十五歩
高七石一斗一升
一、七反一畝三歩
高四石五斗一升
一、四反五畝三歩
高一石三斗
一、一反三畝
高三石八升
一、三反二十四歩
高八十一石三斗九升
〇八町一反三畝二十七歩
御償ニ八分

右同年御改畝
同二つ
宝暦三酉年御改畝
同一つ八分
右同年御改畝
御免三つ三分
宝暦九卯年御改畝
同三つ
右同断
同二つ七分
右同断
同二つ四分
右同断

一、五十三俵一斗四升六合
本米
高五斗
一、五畝
高六升七合
一、二十歩
高五斗五升
一、五畝十五歩

新田
二つ一分
明和三戌年御改出畝
同二つ三分
右同断
同四つ五分
右同断

高　二斗
一、二畝
高　二斗
一、二畝
高　三斗四升七合
一、三畝十四歩
高　二石三斗一升七合
一、二反三畝五歩
高　三石五升
一、三反五畝
高　九斗
一、九畝
高　一年七升三合
一、一畝二十二歩
高　三石三斗七升
一、三反三畝二十一歩
高　一石七斗八升
一、一反七畝二十四歩
高　一石四斗四升
一、一反四畝十二歩
高　十二石七斗四升
一、一町二反七畝十二歩
高　二石七斗
一、二反七畝
高　三石一斗三升

同三つ
右同断
同二つ五分
右同断
御免三つ
明和三戌年御改畝
同二つ五分
右同断
同一つ五分
右同断
同二つ七分
明和五子年御改畝
同二つ五分
同六丑年御改畝
同三つ三分
安永三午年御改畝
同二つ三分
右同断
同三つ八分
文政二卯年御改畝
同三つ五分
右同断
同三つ二分
右同断
同二つ八分

一、三反一畝九歩
高　二斗一升
一、二畝三歩
高　五石七斗三合
一、五反七畝一歩
高　一斗四升
一、一畝十二歩
高　一石六斗七升
一、一反六畝二十一歩
高　四十一石六斗三升七分
〇四町一反六畝十一歩
一、三十二俵一升七合

新畑
高　五石二升一合
一、六反二畝二十三歩
高　四石四斗八升三合
一、五反六畝一歩
高　一斗三升
一、二畝
高　一石一斗三畝三合
一、一反四畝三歩
高　八千五升一合
一、一反十九歩
高　一石四斗九升一合

右同断
同一つ五分
右同断
御免三つ五分
文政十亥年御改畝
同三つ〇分
右同断
同三つ
天保十三寅年御改畝

御償米
本米

御免一つ
元禄十六未年御改畝
同九分
享保三戌年御改畝
同七分
同三戌年御改畝
同一つ
寛延元辰年御改畝
御免一つ二分
宝暦三酉年御改畝
同一つ

一、一反八畝十九歩
高　石九斗三升八合
一、三反七畝三歩
高　二石二斗二升四合
一、二反七畝二十四歩
高　一石二斗六升四合
一、一反五畝二十四歩
高　十九石五斗九升八合
〇二町四反四畝二十九歩
一、五俵三升六合

新畑

高　四斗八升
一、六畝
高　二斗四升
一、三畝
高　一石三斗三升八合
一、一反七畝三歩
高　三石二斗八升
一、四反二畝
高　一石二斗二升四合
一、一反五畝九歩
高　一斗七升三合
一、二畝六歩
高　四斗一升三合

右同断
同一つ五分
同九卯年御改畝
同一つ
右同断
同七分
右同断
御償ニ入分
本米

御免一つ二分
明和三戌年御改畝
同九分
右同断
御免二つ
安永三戌(午)年御改畝
同九分
右同断
同八分
天明元丑年御改畝
同五分
右同断
同一つ八分

一、五畝六歩
高　四斗四升
一、五畝十五歩
高　一石一斗二升
一、一反四畝
高　一石六斗八合
一、二反三歩
高　十石三斗五升二合
〇一町二反九畝十二歩
一、二俵三斗二升五合

新田畑本米ノ

九十三俵一斗二升四合
一、一俵三斗四升六合
ノ　九十五俵七升

一、二百三十四軒
内　百五十三軒
五十八軒
二十三軒
此の外ニ三十二定
一、八百五十八人
内　四百二十三人
男四百二十三人
女四百十四人
一、百十二定

文政二卯年御改畝
同一つ二分
右同断
同一つ
天保十三寅年御改畝
同八分
右同断

御償外
本米

家数
本門
無給門
無縁門

宗門人高

外二百五十七人

内　六十五疋　牛
四十七疋　馬　牛馬

出家　四人
道心　三人
山伏　二人
社人　五人
神子　二人
座頭　二人
替女　二人　外ニ
医師　一人　百五十七人
ノ一百十二疋　内　六十五疋　牛
四十七疋　馬　牛馬

渡御祭礼八月二十六日
一、産宮稲荷五社大明神　神主
野口因幡
社号帳付産子
南方村久米郡北方村松瀬川村
境内　一荒神　小社
渡御祭礼八月十九日
一、正八幡宮　神主　野口筑前守
社号帳付
境内　一、若宮小社
同　九月十七日
一、熊野権現　預社人　野口因幡
社号帳付
境内　一、若宮小社
川上祭礼九月二十四日
一、天神宮　預社人右同人
社号帳付
板戸祭礼六月七日
一、祇園牛頭天主
預神主　野口豊前
社号帳付
一ノ宮祭礼八月二十八日
一、市ノ王子　預社人
右同人
社号帳付　本寺京都妙心寺
禅宗本尊観音
法池公儀御帳付
本寺久米郡北方村医王寺
西岸山如意輪院
一、真言宗本尊弘法大師　応観寺
法池公儀御帳付　境内鎮守山社
京都聖護院末流　青西山不動院
一、本山方山伏尊庚申　中山寺

高木祭礼九月十二日
一、熊野権現　預社人右同人
社号帳付
山ノ神祭礼九月九日
一、山之神　右預社人
社号帳付
松ノ木　森
一、荒神小社　森
一、夷子宮
川上　本有山
一、祝神小社　曲り　南昌寺
一、荒神小社

本寺久米郡北方村禅宗大興寺
持主庄屋

一、常念寺庵本尊地蔵　高須賀安右衛門
公儀お帳付　堂庵帳付
曲り　北方村真言宗医王寺預り
持主百姓兵蔵

一、地蔵庵本尊地蔵　堂庵帳不付
境内一地蔵堂

竹之鼻禅宗南昌寺預り

一、光堂庵本尊阿弥陀
竹之鼻組中持

右同断

川上久米郡松瀬川村真言宗上福寺預

一、円通庵本尊観音　持主　左七郎
右同断

川上真言宗応観寺

一、城持房　本尊毘沙門　川上組中持
右同断

森楠木　久米郡北方村祥宗大興寺預
森組中持

一、福寿軒　本尊観音
右同断

川上　一、闘魔堂　アイノ川　一、地蔵堂
堂向　一、地蔵堂　中ノ森　一、地蔵堂
卯ノ口田　一、地蔵堂

一、他村入山、肥草、牛馬飼草、薪、河ノ内村、則ノ内村、井内村、久米郡松瀬川村
但、右四四ケ村入山之儀、享保四亥年出入有之、同五子年落着、久米郡苅屋村江、御奉行〇、御代官御出郷、被仰渡〇夫二札分け並日数等相究候、

川上一、池一つ
但池床高御引地前ニ〇高井より上南方迄九ケ村池ニ有之候処、寛政二戌年、南方村池ニ相成、八ケ村ニ鯛ケ淵と申泉相渡候趣、其以来南方一ケ村持之事

一、大川筋　御定法普講
一、横河原筋　右同断
一、渋谷川筋　御定法外普講
但夫食米半減被下候
一、法泉川筋　村普講
但大補〇上難及力の節者願出御定法外夫積

一、泉内四ケ所
沢泉、岸下泉、池ノ西泉、向井川原泉、
一、同二ケ所
内
鯛ケ淵泉、下筋八ケ村持
見奇良泉、見奈良村用水

ノ

一、用水井関七ケ所
　内　大川一、二、西井関
二ケ所　御定法普請
三ケ所　渋谷　法泉川筋
　村普請
一ケ所　高木下井口
　井掛普請
一ケ所　向井川井口
　右同断
往還筋小坂さや木
一、橋二ケ所、但橋木御定法依願被下候
横川原筋二の井手口
一、無高　植松五ケ所
　追々新田畑御竿講有之御引渡帳ニ
　不引会事
御運上銀三十九匁一分八厘
　内二十七匁二分　仕掛免内持ニ相成
　村中渡三分
残
　十一匁九分八厘
　　人別渡三分
横川原　東西三百五十間
一ケ所　南北十二間
　御運上銀十八匁二分
二ノ井関下　東西三間南北五間
一ケ所
　御運上銀二分
横河原　東西二十四間南北三間
一ケ所
同所　東西十八間南北十六間
一ケ所
　右二ケ所
　御運上銀五匁七分八厘
横河原安右衛門植松間空地
　東西六十間南北九十間
一ケ所
　御運上銀十五匁
〃
　鉄炮　三挺
　内
　　持主百姓
一、一挺　用心筒　玉目二匁五分　助右衛門
一、一挺　〃　玉目二匁五分　勘右衛門
一、一挺　〃　玉目三匁五分　与右衛門
一、御高札一枚　切死丹御札
南井内村境　東則之内村境
一、高木御山　南北十五丁、東西十丁、松木
　但城ケ谷新畑、植松替地当山之内ニ有
　内

一ヶ所　東西二十五間　南北三十間　松
一ヶ所　東西十間　南北二十間　松
〃
右同断

一、塩ヶ森御山　東西南北二丁四方　野山
南井内村境西吉久村境
一、上成御山南北十四丁、東西十五丁　松木
内
一ヶ所　東西三十五間南北七十間　松杉
〃
東北松瀬川村境
一、天神御山　松木
但東境二三所ヶ嶽と申滝有
〃
一、南方村久米郡より浮穴郡ヱ御結
寛文十二子年正月十一日、郡御奉行
大田忠左衛門殿、菱田権右衛門殿より
被仰付、御代官〇水八左衛門殿
一、松山御札之辻より四里二丁

一、川上、酉屋佐七郎家来九郎兵衛と申者
主人佐七郎儀、幼少之砌より厚く致
介抱忠心を尽候段御聞に、奇特之儀ニ
被思召、宝暦元子年九月為御褒美二人扶持
被下置候儀有之
一、大庄屋　高須賀安右衛門
但文政五午年庄屋役被仰付同十亥年庄屋役
御差免、同十三寅年庄屋役被仰付、天保六
未年改庄屋被仰付、同九戌年大庄屋役被仰付
為役扶持三人扶持被下置、同十一子年大庄屋
一役ニ被仰付　高須賀安右衛門悴
改庄屋格　辰之進
一、庄屋
但天保九戌年改庄屋格ニ被仰付、同十一
子年庄屋役被仰付　渡部次郎
一、
但天保十亥年差上来殻候付、改庄屋格
被仰付、同十二丑年郡方村々備米支配
主之内出来致候ニ付、帯刀御免被仰付
一、　高須賀半四郎
但天保十亥年差上来願候ニ付改庄屋格
帯刀御免被仰付　坂本仁兵衛
但右同断
一、代々年始御礼　百姓　右市
代替シ節者御願申上、相続被仰付候事

（武智昌信氏寄贈）　大正十五年六月下旬

久米郡手鑑

明和八卯年改

（伊豫史談会蔵）

北方村

北方村　松山札辻より四里二丁

庄屋役　宝暦四戌年被仰付

大庄屋

重松弥次郎

高　千二百七十九石一斗九升

一、七十二町一反三畝二十一歩　御免九つ五分

内　田畑

高　四升五合

畝　四畝十六歩　南方村池床未歳より引

高　千八百八十三石三斗三升七合

一、百三十五町五反三畝二十八歩　田方

高　九十五石八斗五升三合

三十六町五反九畝二十三歩　畑方

〃

高　十四代　下段五升代

高　三十三石三斗四升四合

一、三町四反三畝二十三歩　御償新田畑

内　高三十石七斗二合　田方

三町七畝

高二石九斗四升二合

三反六畝二十三歩　畑方

〃

高　三石三斗七合　御免二つ八分　御定免

一、二反十一歩　村中新田

高　一石七斗八升

一反七畝二十四分　同三つ　村中新田

高　二石六斗九升六合

三反三畝二十一歩　同九分　村中新田

高　九斗六升　同二分六分　曽根儀太郎新田

九畝十八歩

高　一石二斗一升七合　同三つ九分

一反二畝五歩　村中新田

高　二石五斗四升　同三つ四分　村中新田

二反五畝十二歩

高　二石二斗五升　同四つ二分　村中新田

二反二畝十五分

高　六升七合　同一つ一分　村中新田

二十五分

高　一石四斗六升　同三つ五分　村中新田

一反四畝十八歩

高　二石四斗九升七合　同四つ一分　村中新田

二反四畝二十九分

高　一斗七升九合　同一つ　村中新田

二畝七歩

高　五石四斗九升七合　同三つ六分　村中新田
　五反四畝二十九歩
高　二石三斗八升七合　同三つ　新田
　二反三畝二十三歩
高　五石七斗三升七合　御免二つ五分　新田
　五反七畝十一歩
高　一石三斗四升　同二つ五分　新田
　一反三畝十二歩
高　千三百十二石八斗三升四合
合　百七十五町五反七畝十四歩　○村帳高

高　三石一斗七升五合　御免三つ　新田
　一、三反一二十三歩
高　一石八斗八升七合　御免二つ　新田
　一、一反八畝二十三歩
高　一斗　御免一つ　新田
　一、一畝
高　四斗　御免二つ八分　新田
　一、四畝
高　一斗五升　御免三つ九分　新田
　一、一畝十五分
高　一斗　御免三つ四分　新田
　一、一畝
高　五斗五升
一、五畝十五分　御免四つ一分　新田

高　四斗五升
　一、四畝十五歩　御免三つ六分　新田
高　一斗　御免四つ二分　新田
　一、一畝
高　二斗　御免二つ五分　新田
　一、二畝
高　七石一斗一升四合
○　七反一畝四歩

御　入		
一子八つ五分	一丑七つ七分	一寅八つ三分
一辰七つ取	一己七つ取	一午七つ取	一卯八つ四分
			一未七つ五分五厘
一申七つ七分	一酉八つ三分	一戌八つ三分	一亥八つ六分
一子八つ七分	一丑八つ四分	一寅八つ五分	一卯七つ五分
一辰八つ取	一己八つ三分	一午八つ七分	一未九つ取
一申九つ五分	一酉九つ九分	一戌九つ九分	一亥九つ四分
一子八つ九分	一丑八つ九分	一寅八つ九分	一卯八つ九分
一辰八つ五分	一己八つ七分	一午八つ七分	一未八つ五分
	申酉戌亥子丑迄		御定免
一寅八つ七分	一卯八つ八分	一辰八つ六分	一巳八つ六分
一午八つ九分	一未〇九つ取	一申九つ取	一酉八つ三分
一戌八つ四分	一亥八つ七分	一子八つ八分	一丑九つ三分
一寅九つ四分	一卯九つ四分	一辰九つ四分	一巳九つ四分
一午九つ五分	但午歳より未歳迄三十八年之間御免		

一申九つ五分	一酉九つ五分	一戌八つ五分	一亥九つ五分
一子　不納	丑歳より午歳迄六つ六分　御免		一未八つ六分
一申八つ六分	一酉八つ六分	一戌八つ六分	一亥八つ四分一厘
一子九つ五分	一己九つ五分	寅卯辰巳午未申酉御免九つ五分	
一戌九つ五分	一亥歳より卯歳迄十七年之間御免九つ五分		

一、三千三百七十五俵三斗四升八合

内

御物成米

三千百六俵二斗五升五合　木米

六十一俵一斗四升六合　口米

七十九俵三斗八升　夫米

百二十七俵三斗六升七合　御種子米元

〆

銀　四百八十一匁　御入木百八十五荷代

同　九匁六分　薪御請銀

同　六十三匁五分　上り学五貫四百目代

一、一四百九十四匁　諸山札百二十一枚分

内

四十一枚高割木札　七十一枚歩割木札

三枚歩松札　一枚歩炭札

〆

一、二十七俵　庄屋給

一、六俵　組頭六人給

一、九俵　小走り給

一、四俵　御蔵番給

一、一俵二斗　舛取六人給

一、四俵　村夫番給

一、二斗三升　池番給

一、一俵二斗六升五合　月番給

一、二俵二斗一升　郡夫番給

一、二俵三升　井手番二人給

一、八俵三斗八升八合　諸初尾米

一、七升七合　座頭〇女勧物米

一、一俵　山守り給

小計

〇七十二俵一斗二升一合

一、五百十九軒　家数

内

三百三十一軒　本家

八軒　門

十軒　土蔵

百七十軒　肥家牛馬家

一、千二百九十七人　男女人高

内

男　六百三十一人

女　六百六十三人

一、無住寺守二人　僧一人　大興寺

道心一人

一、僧三人　医王寺

一、無住寺守　僧一人　岡之坊

一、山伏一人　持福院
一、山伏一人　理正院
一、山伏一人　宝正
一、山伏一人　福祥院
一、五人内　医師二人　徳永寿三
　女　三人
一、瞽女一人　次摩寿
一、瞽女一人　米寿
一、瞽女一人　寿
一、百六十六疋　牛馬
　内
　百五疋　牛
　六十一疋　馬
〆

本寺高野山高祖院
一、真言宗本尊不動　医王寺
一、堂一宇、木尊薬師　五間四面かやぶき
一、仁王門　二間ニ二間半かやぶき
　本寺同村医王寺
一、真言宗本尊観音　岡之坊
一堂一宇本尊観音
一、禅宗　本寺　京妙心寺
　本尊観音　大興寺
　本寺同村大興寺

一、禅宗　本尊阿弥陀　自性庵
一升舛　六つ
　社人　南方村
　兵庫太夫
一、天王宮
　本社　五尺ニ八尺かやぶき
　釣殿　一丈二間半かやぶき
　拝殿　二百ニ三百かやぶき
〆
一、八幡宮　社人　右同人
　本社　五尺ニ八尺かやぶき
　釣殿　一丈ニ二間半かやぶき
　拝殿　二間ニ三間かやぶき
一、天祥宮　社人　右同人
　本社　一丈ニ二間半かやぶき
　拝殿　二間ニ三間かやぶき
一、三島宮　社人　樋口村
　伊豆太夫
　本社　五尺ニ八尺かやぶき
　拝殿　二間ニ三間かやぶき
一、八幡宮　社人　右同人
　本社　五尺ニ八尺かやぶき
　拝殿　二間ニ三間かやぶき
一、王宮　九尺ニ二間　南方村
　かやぶき　社人　兵庫太夫

一、若宮八幡　五尺と六尺　社人　右同人
かやぶき
一、八幡宮　五尺二一間　社人　右同人
かやぶき
一、弁才天宮二社　五尺二一間かやぶき
一、鎮守宮　三社　五尺二八尺宛かやぶき
一、荒神　一間　二間　板葺
権現宮二社
一、堂一宇本尊観音　二間ニ三間瓦葺
一、堂一宇本尊釈迦　二間半四間萱葺
一、阿弥陀堂五宇　九尺四間萱葺
一、堂一宇本尊観音　二間ニ二間半萱葺
一、堂一宇本尊不動　九尺四間萱葺
一、堂一宇本尊毘沙門　三間四間萱葺
一、一反二十歩　御笹藪

一、鉄砲一挺　玉目三匁　持主　八郎右衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁五分　持主百姓　貞右衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁五分　持主百姓　源右衛門
〃　三挺　威筒
一、鉄砲二挺　玉目三匁三分　四右衛門
三匁三分
〃　殺生筒
一、御高札一枚　きりしたん

一、横川原
一、法泉川
往還筋
一、土橋　二ヶ所
一、門樋　一つ
一、御山ほのぎ　六ヶ所
内
八幡山　大興寺山　木谷山
医玉寺山　角田山　曲谷山
〃
時ノ御堂ノ西
一、里石　一ヶ所
一、二人扶持　郷筒
加右衛門

俵数三千四百四十八俵六升九合
銀合　一貫四十八匁一分

（川内町役場蔵）

松山藩領内大手鑑

弘化三丙午年

浮穴郡吉久村大手鑑

正月改元

吉久村
高二百二十四石
一、二十一町八反一畝　田畑

内

高二百八石五斗

十八町九反二畝　田方

高十五石五斗

二町八反九畝　畑方

（算出方法は吉久村高二百二十四石に六ツ二分を掛たものが其の年の上納と云ふ）

寛永十三年
一、子　六ツ二分　一、丑　五ツ六分　一、寅　六ツ二分
一、卯　五ツ六分　一、辰巳　六ツ二分　一、午未　六ツ四分
正保元年
一、甲　六ツ四分　一、酉　六ツ六分　一、戌　七ツ二分
一、亥　七ツ六分
慶安元年
一、子丑寅　七ツ六　一、卯　七ツ四分
承応元年
一、辰　七ツ五分　一、己　七ツ六分　一、午　七ツ八分
明歴元年
一、未　八ツ　一、申　八ツ五分　一、酉　八ツ九分
万治元年
一、戌　八ツ七分　一、亥子　八ツ九分
寛文元年
一、丑　八ツ九分　一、寅卯　八ツ九分　一、辰巳午　八ツ六分
一、未　八ツ四分　一、申酉戌亥子　八ツ四分
延宝元年
一、丑　八ツ四分　一、寅　八ツ二分　一、卯　八ツ一分
一、辰巳　八ツ二分　一、午　八ツ四分　一、未申　八ツ五分
天和元年
一、酉　六ツ一分　一、戌　三ツ八分　一、亥　四ツ一分
貞享元年　延溢定一入
一、子　四ツ四分　一、丑　四ツ七分　一、寅卯　四ツ九分
元録元年
一、辰巳午未申酉戌　四ツ九分　一、亥未迄九年　五ツ
宝永元年
一、申より寅迄七年　五ツ
正徳元年　享保元年
一、卯辰巳午未　五ツ　一、申より亥迄　五ツ　一、子　不納
一、丑寅卯　三ツ八分
元文元年　寛保元年
一、辰巳午未申　三ツ八分　一、酉戌　三ツ八分
一、亥　四ツ八分八厘　延享元年　寛延元年
一、子丑寅卯　五ツ　一、辰巳午　五ツ
宝歴元年　明和元年
一、未より未迄十三年　五ツ　一、申より卯迄八年　五ツ
安永元年　天明元年
一、辰より子迄九年　五ツ　一、丑より申迄八年　五ツ
寛政元年　享和元年
一、酉より申迄十二年　五ツ　一、酉戌亥　五ツ
文化元年　文政元年
一、子より丑迄十三年　五ツ　一、寅より丑迄十二年　五ツ
天保元年　天保十三年
一、寅より丑迄十二年　五ツ　一、寅卯辰　五ツ一分
弘化二年
一、己　五ツ一分

一、地組享保六申年御代官竹村半兵衛殿御手代三戸太左衛門殿

一、同寛延元辰年御代官土方恒左衛門殿御手代嶋本清美殿　山内小平太殿

田方一反ニ付高坪

一石一斗八升三合九勺三才

一、百十四石二斗四升　本　米
一、二石二斗八升五合　口　米
一、五石六斗　夫　米
一、十一石六斗四升八合　御種子米
〆百三十三石七斗七升三合　元　利

但、田方一反ニ付七斗七合四勺

一、銀　六十五匁　御入木二十五荷代
一、同　四十四匁五分　御山札十一枚代
一、斤目六十二匁九分　上り真綿
一、同　一貫四十五匁　上り苧
〆
一、十二俵四升　諸給米
内
六俵　庄屋　二俵　組頭　二俵二斗　小走
一俵二斗　使番　四升　升取
〆
一、十一俵三斗三升　役立給四百七十三人
内　米ニ〆
二俵二斗　組頭　一俵　五人頭
三斗　作改　七升　御蔵預
八升　桐府　一斗　米見

二斗　普請方　三斗　役帳付
七升　升取　三斗五升　山預
一俵二斗　郡状持　二斗五升　役帳付
一升　増
一斗五升　御城下　一俵二斗　小走足
米預宿
二斗　預山間　一斗四升　米扱縄俵
改直役
〆

一、一俵六升九合　諸山初穂米
一、二斗六升六合　座頭普女勘物米
一、二斗四升七合　右同断麦
一、一斗八升二合　井手賦米
一、二斗二升四合　燈明米
一、四十俵　大割米村入用米
中より大積り
一、四俵一斗八升三合　小物成銀代米直段
二俵ニ付銀五十目替
〆七十一俵三斗四升一合
合　四百六俵一斗一升四合
田方一反ニ付二俵五升八合九勺五才
御物成米諸入用米共出米

新田

高七斗八升
一、七畝二十四歩

御免二ツ六分
元禄十五午年御改畝
永川御引捨残畝

高九斗一升七合
一、九畝　五歩
高五斗三升三合
一、五畝十歩
高七石一斗八升
一、七反一畝二十四歩
高九石四斗一升
小以九反四畝三歩
一、五俵一斗三升三合

〆　新田

高四斗六升七合
一、四畝二十歩
高二石二升
一、二反六歩
高一石三升
一、一反九歩
高一石八斗九升
一、一反八畝二十七歩
高五石五斗四升
一、五反五畝十二歩
高三石四斗八升
一、三反四畝二十四歩
高十四石四斗二升七合
小以一町四反四畝八歩
一、七俵一斗一升一合
新田本米〆十二俵二斗四升四合
一、一斗一合　口米

同　三ツ
右同　断
同一ツ四分
右同　断
同二ツ二分　寛延元辰年御改畝
御償ニ八分
本　米

御免一ツ四分　明和三戌年御改出畝
同二ツ二分
右同　断
同一ツ二分　安永八亥年御改畝
同二ツ　天明元丑年改畝
御免二ツ三分　天保四巳年御改畝
御免一ツ八分　右同年御改畝

御　償　外
本　米

〆十二俵三斗四升五合

一、二十八軒　本門　家数
一、百五十四人　宗門人高
内　男七十五人
　女七十四人　外ニ一十六疋内九疋牛
出家　二人
社人　二人　馬七疋
神子　一人

〆

渡御祭礼九月九日
一、産宮横滝大権現　神主　森　宋女
社号帳附
森ノ木祭九月二十四日
一、客　天　神　預社人
社号帳附　右同人
天王祭礼六月十五日
一、牛頭天王　預社人
社号帳附　右同人
一、荒神小社　同　一山神小社
本寺京都花園妙心寺
一、禅宗本尊十一面観音　瑞応山
法地公儀御帳附　長泉寺
境内
一、鎮守少社

〆

寺之西　禅宗長泉寺預持主
一、庵本尊地蔵　庄屋
相原庫次郎
堂庵帳不附
畑川
一、地蔵堂　橋之内
一地蔵堂
〆
一、壱反　請銀三匁一分三厘　請所歟
一、大川筋　御定法普請
一、横川原筋　右同断
大川筋
一、用水井堰三ケ所　村普請
内畑川井口　北側井口
〆
同
一、同　一ケ所　但　見奈良村用水井口
一、泉　坪一ケ所　五ケ村泉
見奈良　田窪　牛淵　両濃田　五ケ村用水
〆
一、山神谷御山　東西十丁南北五丁　松木
内　栗ノ木なる　東西三十間南北二十五間桧
一ケ所
〆
一、高木御山　東西一丁南北三十間　松木
内一ケ所　南北十五間東西二十間　桧
〆

一、松山御礼之辻より四里
一、庄屋　改庄屋格
相原庫次郎
但天保五午年庄屋役被仰付同十亥年差上米
致候ニ付改庄屋格帯刀御免被仰付

（武智昌信氏寄贈）大正十五年六月下旬

久米郡手鑑

明和八卯年改

（伊豫史談会蔵）

松瀬川村
奥松瀬川村
松瀬川村　松山札之辻より四里十町
庄屋役明和王子年被仰付候
儀太郎
高　百九十六石七斗一升六合
内　高三石二斗二升六合　南方村池床未歳より引
畝七反五畝五歩
高　百七十六石七斗四合
二十七町六反五畝二十八歩　田方
内　高二石九斗六升一合　池床畝引
畝五反七畝十七歩
高　二十石一升二合　畑方
十三町三反二畝十四歩
内　高二斗六升五合　池床畝引
畝一反七畝十八歩

高段十三斗代　下段七升代

一、高二十石三斗二升六合
一、二町一反七畝二十一歩　御償新田畑
内　高十四石五斗五升　田方
一町四反五畝十五歩
高五石七斗七升六合　畑方
七反二畝六歩
高四石五斗七升六合　御免一つ八分酉歳より御定免
五反七畝六歩　しつ川村七郎右衛門　新畑
高一石五斗九升　御免二つ六分
一反五畝二十七歩　村中新田
高二石七斗　同　二つ六分
二反七畝　村中新田
高一石二斗　同　一つ八分
一反五畝　村中新田
高十石二斗六升　同　二つ八分
一町二畝十八歩　新田
高二百十七石四升二合
合　四十三町一反六畝三歩　郷村帳高
高七石九斗八升二合
一、七反九畝二十五歩　御免三つ　新田
高一石八斗六升七合　御免一つ八分
一、一反八畝二十歩　新田
高二斗六升七合　御免一つ二分

一、二畝二十歩　新田
高二石七斗七合　御免一つ五分
一、三反三畝二十五分　新田
高一石八斗二升四合　御免一つ
一、二反二畝二十四歩　新畑
高四斗八升三合　御免二つ六分
一、四畝二十五歩　新畑
高　十五石一斗三升
小計一町六反二畝十九歩
内
高　十五石五斗二升九合
一町六畝　新田
高　四石五斗三升一合
五反六畝十九歩　新畑

御初入		
一、子 六つ 七分五厘	一、丑 五つ 取	一、寅 五つ 四分
一、辰 一つ 六分	一、己 一つ 六分	一、午 一つ 五分
一、申 二つ 五分	一、酉 三つ 五分	一、戌 三つ 三分
一、子 三つ 七分五厘	一、丑 三つ 七分五厘	一、寅 四つ 五分五厘
一、辰 四つ 五分	一、己 四つ 七分	一、午 四つ 三分
一、申 五つ 七分	一、酉 五つ 九分	一、戌 六つ 四分
一、子 六つ 四分	一、丑 六つ 五分	一、寅 六つ 二分
一、辰 六つ 二分	一、己 六つ 二分	一、午 五つ 七分
申酉戌亥子丑迄		
一、寅 五つ 八分	一、卯 六つ 取	一、辰 六つ 取

		一、卯 二つ 二分
		一、未 一つ 五分
		一、亥 三つ 五分
		一、亥 六つ 四分
		一、卯 二つ 五分
		一、未 五つ 七分
		御定免
		一、己 五つ 七分

一、午 五つ七分
一、戌 六つ一分
一、寅 五つ六分
一、午 五つ七分
一、戌 五つ八分
一、申 五つ九分
一、子 不 納
一、己 五つ五分
一、酉 五つ五分
一、丑 六つ一分
一、戌 六つ六分

一、未(春)五つ九分
一、亥 五つ二分
一、卯 五つ六分
一、未 五つ七分
一、亥 五つ九分
一、酉 五つ九分
丑歳より卯歳迄五つ三分居御免
一、午 五つ五分
一、戌 五つ五分
寅卯辰巳午未申
一、亥歳より卯歳迄七年之間御免六つ六分

一、申 五つ九分
一、子 五つ二分
一、辰 五つ六分
一、申 五つ七分
但亥歳より未歳迄三年之間居御免
一、戌 五つ九分
一、未 五つ五分
一、亥 六つ四厘
御免六つ一分

一、酉 六つ取
一、丑 五つ五分
一、己 五つ六分
一、酉 五つ八分
一、亥 五つ九分
一、辰 五つ五分
一、申 五つ五分
一、子 六つ一分
一、酉 六つ六分

一、三百七十七俵三斗五升　御物成米
内
三百三十九俵九升六合　新田畑共
六俵二斗六升七合　本米
十二俵一斗一升八合　口米
十九俵二斗六升九合　夫米
御種子米元

〆
一、銀二百八匁　御入米八十荷代
一、同二十九匁三分八厘　薪御請銀
一、同二十一匁二分　上り苧一貫八百目代
一、同二百九匁　諸山札四十四枚分

内
十五枚　馬割木札　六枚　歩炭札
十七枚　高割木札　二枚　歩松札

一　枚　歩材木札
二　枚　高炭札

〆
一、漆百六十匁
一、茶二十五斤

〆
一、九俵
一、四俵
一、八俵一斗
一、二斗
一、四俵
一、一俵三斗五升
一、一斗四升四合
一、四斗一升五合
一、四俵三斗九升
一、七升
一、三斗二升九合
一、一俵

小計　三十五俵一斗八升八合

一、三百六十三軒　家数
内
二百三十五軒　本家釜家
二軒　門
六軒　土蔵
百二十軒　肥家牛馬家

一枚　灰札

上り漆
上り茶

庄屋給
組頭四人給
小走り給
升取給
村夫番給
池番給
月番給
郡夫番給
諸初尾米
宗門目録筆賃米
座頭普女動物米
山守り給

〆
一、九百九十三人　男女人高
内
男　五百十一人
女　四百八十二人
一、上下三人内　僧　二人　上福寺
道心　一人
一、四人内　社人　二人　森長門
女　二人
一、六人内　社人　一人　森加賀
男　二人
女　三人
一、六人内　社人　二人　森出雲
男　二人
女　二人
一、五人内　社人　二人　森大内蔵
神子　一人
女　二人
一、山伏二人　金剛院
一、山伏一人　金蔵院
一、山伏一人　宝正
一、山伏二人　長元
一、山伏二人　行宝院
一、座頭一人　千弥
一、瞽女一人　政寿
一、同　一人　喜世寿
一、七十七疋　牛馬
内　六十二疋　牛

十五　疋　馬

〆
本寺高野山金剛三昧院
一、真言宗　上福寺
本尊地蔵
一、堂一宇　本尊釈迦　四間ニ四間萱ぶき
一、堂一宇　本尊地蔵　二間ニ二間半萱ぶき
一、地蔵堂六宇　一間四間き萱ぶ
一間四間萱ぶき
一、観音堂四宇　二尺ニ三尺板ぶき
一、荒神宮二社　九尺ニ一丈萱ぶき
一、権現宮　社人南方村
一、三島明神宮二社　兵庫太夫
本社　二尺ニ三尺板ぶき
拝殿　二間ニ二間半萱ぶき
〆
一、天王宮二社　数馬太夫
本社　二尺ニ三尺板ぶき
拝殿　二間ニ二間半萱ぶき
〆
一、山神宮二社　二尺ニ三尺板ぶき
一、権現宮二社　二尺ニ三尺萱ぶき
一、明神宮二社　社人松瀬川村
大内蔵太夫
本社　二尺ニ三尺板ぶき

拝殿　二間ニ二間半萱ぶき

〃

一、明神宮王社　二尺ニ三尺板ぶき
一、八幡宮一社　二尺ニ三尺板ぶき
一、天神宮一社　二尺ニ三尺板ぶき

一、七つ　池数

平池一つ　水溜五反三畝
水舟一つ　同　九畝
ほりけ一つ　水溜四畝十歩
笠張一つ　同　一反八歩
新池一つ　同　五反
同一つ　同　一反六畝
黒穂谷一つ　同　七反一畝

〃

三反三畝十七歩三厘　御笹籔

一、鉄砲一挺　玉目三匁　持主百姓　與左衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁　持主百姓　喜左衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁　持主百姓　新兵衛

〃

三挺　威筒

一、鉄砲一挺　玉目三匁三分　持主百姓　與三右衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁　持主百姓　勘左衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁三分　持主百姓　伝左衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁　持主百姓　次郎兵衛

〃

四挺　殺生筒

一、御高札一枚　きりしたん
黒穂が谷　久七分
一、植松二ヶ所　六ヶ所
一、川ほのぎ
内
大渋谷川　小渋谷川　仏生川
すきやうざ川　舟の川　渋谷川

〃

一、御山ほのぎ
内
大渋谷山　小渋谷山　高越山
鳥子山　した尾山　神子ノ山
松萓山　吹ざこ山　御所ノ域山

〃

一、橋内　三ヶ所
一つ　吹上池の古手橋
一つ　すきやうさ川橋
一つ　吹上ケ上橋

俵数　四百十三俵一斗四升八合
銀合　四百六十七匁五分八厘

奥松瀬川村

庄屋　右同人

高七十九石九斗二升八合
一、二十三町四畝十五歩　御免八つ二分
田畑
内
高　六十五石五升　田方
十二町五畝二十五歩
高　十四石八斗七升八合　畑方
十町九反八畝二十歩

〆

高段　十三半代　下段　一代
高四十五石九斗四升二合
一、十八町三反二十八歩　御償新田
内
高三十三石三斗九升九合　古新畑
十六町七反
高九石一斗三升五合　田方
一町一反八畝十歩
高三石四斗八合　畑方
四反二畝十八歩

〆

高三十三石三斗九升九合
十六町七反　御免本田同免
右新畑

高二石八斗三升七合　御免五つ一分　酉歳より御定免
二反八畝十一歩　村中新田
高五斗五升七合　同一つ四分
五畝十七歩　村中新田
高二石二斗六升七合　同二つ六分
二反二畝二十歩　九兵衛新田
高二石五斗三升七合　同二つ三分
二反五畝十一歩　同人新田
高九斗三升七合　同四つ三分
九畝十一歩　村中新田
高三石四斗八合　御免三つ
四反二畝十八歩　新田
高　百二十五石八斗七升
合　四十一町八畝十三歩　郷村帳高

高　十石二斗六升一合　御免三つ
十一町二畝十八歩　新田
高三石六斗　御免二つ二分
十三反六畝　新田
高一石三斗七升三合　御免一つ五分
十一反三畝二十二歩　新田
高二斗　御免二つ六分
十二畝　新田

高二年　　御免二つ三分

一、二畝　　新田

高一斗五升　　御免四つ三分

一、一畝十五歩　　新田

高八升　　御免五つ一分

一、二十四歩　　新田

高十五石八斗六升四合

小計一町五反八畝十九歩

一、子　六つ六分	一、丑　七つ取	一、寅　七つ一分	
一、卯七つ一分	一、辰　七つ三分	一、己　七つ三分	一、午　七つ三分
一、未　七つ三分	一、申　七つ三分	一、酉　七つ四分	一、戌　七つ四分
一、亥七つ四分	一、子　七つ四分	一、丑　七つ六分	
但酉歳より未歳迄三年之間居御免			
一、酉　七つ七分	一、戌　七つ七分	一、亥　七つ七分	
一、丑歳より卯歳迄七つ一分居御免		一、辰　七つ三分	
一、午　七つ三分	一、未　七つ三分	一、申七　つ三分	
一、戌七　つ三分	一、亥　七つ八分四厘	一、子　七つ九分	
一、寅卯辰己午未申御免七つ九分		一、酉　八つ三分	
亥歳より卯歳迄七年之間御免八つ三分			

一、二百七十九俵三斗二升一合

御物成米

新田畑共

内

二百六十一俵二斗五升二合　本米

五俵七升四合　口米

四俵三斗九升八合　夫米

七俵三斗九升七合　御種子米元

〆

三軒家之上　一ヶ所

一里石

明治五年壬申庄屋戸籍

（括孤内は後の書入れ）

伊豫国久米郡北方村百八十八番戸　平　民

実父　易蔵　長男

生国久米郡北方村　戸主　重松富太郎

元治元年甲子年一月十六日生

祖父弥次郎亡妻

生国久米郡松瀬川村　祖母　玉井モト

平民玉井伝六亡次女　文政二己卯年三月十六日生

生国当国温泉郡東雲町士族河東高致長女

妻　河東イワ

慶応元乙丑年十一月二十日生

生国当国温泉郡三番町　長女　重松ヲシヅ

明治十六年十一月三十日生

生国　同　長男　重松鵞

明治十九丙戌年三月十六日生

氏神当国下浮穴郡南方村川上大宮神社

寺　当国　当村　真言宗医王寺

（旧庄屋）松瀬川村　玉井
伊豫国久米郡松瀬川村二百三十五番地居住自宅
百八十二番屋敷居住自宅
農父　玉井正具亡次男
明治十九年二月十八日より温泉郡千船町四十四番地へ止宿中
明治十六年十一月一日退隠ス　玉井正興
生国当村　壬申年二十二
（嘉永四辛亥年十二月八日生）

（丙子十二月七日病死）
当国和気郡太山寺村農内藤与右衛門
亡長女　祖母　泰
年八十四
（寛政元亡酉年五月五日生）

五大区十九小区小川邑
辛七番屋敷農大森盛直
妻ニ遺送籍ス
父玉井正具亡次女
妹　喜代
年十七

生国当村
明治十一年一月三十一日当国浮穴郡東方村八十二番戸民高橋君平方へ養子トシテ送籍
父玉井正具亡三男
弟　玉井好三郎
年十三
（萬延元庚申年五月三日生）

七年十二月加籍
生国温泉郡鉄砲屋町士族父田中賢重長女
妻　千賀
安政三丙辰年二月十二日生

明治十六年十一月一日父正興退隠相続
十一年四月一日ヨリ十二年四月一日迄温泉郡千船町四十五番へ寄留
長男
戸主　玉井正広
（明治九年丙子年一月十六日生）
生国当国温泉市千船町

氏神川上大宮五社大明神
寺　当村真言宗上福寺

伊豫国浮穴郡南方村　千四百十三番（旧庄屋）
百四十六番屋敷居住自宅
農　実父
当国久米郡高井村地分農
相原経冬　長男
高須賀堯善
弘化四丁未年九月二十九日生
父　隠居
高須賀富三郎
天保三壬辰年三月二十四日生
祖母　加津
文化十壬酉年八月十六日生
妻　美根
嘉永二己酉年四月十三日生
養子
高須賀猪之吉
嘉永六癸丑八月八日生

（明治十二年七月二日死去）
生国当国伊豫郡郡中灘町
河野三省亡次女

十九大区二小区麻生村六番屋敷
門田知太郎妹癸酉三吉加簿

明治九年七月十三日離別ニ付除籍

第八大正十五小区浮穴郡上麻生村原町六番住地居住門田知太郎弟嘉永六丑年八月八日出生明治七年七月養子トシテ参リ加籍
第八大区五小区麻生村原町二十八番地門口雅一郎方江離別

氏神川上大宮五社大明神
寺当国久米郡北方村禅宗大興寺

伊豫国浮穴郡吉久村
三番屋敷居住（自宅）
農　別系相原雄次郎隠居
（明治十二年九月一日死亡）　相原庫次郎
壬申年五十六才
文化十四丁丑年七月十五日出生

当国久米郡久米村南分
農乃万和之右衛門長女　妻　ため
年四十五才
（明治十二年四月二十八日離別届
伊豫郡鶴吉村五十三番地黒星朝
吉方へ送籍する事）

（旧庄屋）　氏名　住所　大字吉久
壬申戸籍簿　明治五年改正
伊豫国　浮穴郡　吉久村
二十一番地
四番屋敷居住　自宅
農　父庫次郎別居　相原雄次郎
壬申年三十六
（明治十二年七月七日死亡）
天保八丁酉年三月二十五日生

当郡南方村農渡部長綱亡長　妻　け　い
女年二十七
（明治十七年一月二十五日死亡）弘化三丙午年三月十五日出生

長女　て　い
年十一
元辛酉
文久二壬戌年五月十一日出生
（温泉郡持田村之内石手川堤
上岡宮忠恕妻明治十九年三
月十日送籍ス）

二女　た　や
年十
文久三癸亥年正月十二日出生
三女　た　か
年七
慶応三丙寅年八月十一日出生
（温泉郡出淵町一丁目士族小出
広光方へ明治十九年三月十日
妻ニ送籍ス）

（明治十八年六月八日当郡見奈
良村五百三十二番平民相原次
郎太長男直温之妻ニ送籍ス）

明治十二年八月二十五日相続
長男　戸主
相原弘一
年一
明治五壬申年二月二十日出生
（幼年ニ付後見人
当郡南方村　渡部英四郎）

（明治十二年二月四日死亡）　二男　相原盛斎
明治十一年七月六日生

（温泉郡三番町四十六番地士族新海正保妻）
第十三大区八小区浮穴郡東方村　同人妹　マサ
八十三番邸渡部操妻離別　天保十一年八月二十八日生
十一年九月六日
（明治十八年七月三日除籍）

明治二十年七月十五日温泉郡
三番町四十六番地
士族　新海正保妻
離婚復籍

伯母
祖父庫次郎長女　マサ
天保十一年八月二十八日生

氏神　吉井神社
寺　当村禅宗長泉寺

第二章　人口戸数

一、人　口

温泉郡誌によると、明治三十八年の統計として、男二八三九、女二七三九計五六二八人となつていて、それ以前の統計は不明である。其後の資料は役場を調査したが見出せず、判つた三ケ年については次の様になつている。

区名	昭和六年	昭和二年	昭和二五年
上ケ成	?	?	一七
水越	九三	一〇七	一〇四
上ノ段	六五	六九	六八
川筋	一八〇	二五五	二三四
添谷	七九	一四六	八九
松皮	五一	六五	七三
音田	五八一	二二九	七五
三軒屋	七三一	一五七	三七
原鳥ノ子	一九一	一五六	一四〇
横灘	一四八	二一三	二九
西組	一五五	一四〇	二〇三
西ノ側	一二四	一五四	上
宝泉	一六四	二〇一	砂
竹ノ鼻	二一二	九三	二六四
板戸	八八	一二五	一三九
道向	七七	?	九三
斉院ノ木	九七	?	一四六
森	一七二	二四三	二六八
茶堂	一〇六	一六五	一七七
猪之窪	六〇	一八一	六九
上古市	一〇四	一七七	一三
下古市	四一	二三〇	五五
西古市	一三七	一七三	一七七
西中村	一四三	一五一	二〇四
東中村	一三三	一六一	一〇六
北八幡	八四	一〇三	一〇六
八幡	一八五	二三六	二九
曲里	一六五	一八六	一七三
吉久	三五	二五〇	二五九
合計	五、二八	七、〇五三	七、〇七九

区名	昭和六年	昭和二年	昭和二五年
原沖中	一三〇	一三五	一五三
且ノ上	一七三	一六八	三九
海上	一四三	八〇	一八七
宮東	一五三	三五八	二四三
宮西	一一〇	三八六	一〇五
天神	二四四	九五	三一
市場	一六五	一八三	一七六
中ノ町	一二九	一三三	一七六
小坂	一三〇	一五五	一九七
下ノ町	一〇一	二四四	一二五
下沖	一〇八	五三	一五六
上砂	一七九	二七二	一三五
高木	八九	一二四	一一〇

二、戸　数

詳細なる資料乏しく、役場の資料により判明した三ケ年について記載する。尚温泉郡誌によると、明治三十八年、八七二戸となつている。

区名	昭和六年	昭和年末	昭和二五年
上ケ成	?	?	四
水越	一七	一五	一六
上ノ段	一〇	九	一二
川筋	二六	三〇	三五
音田	一三	一〇	一五
松皮添谷	三	二	二八
三軒屋	三八	三五	四二
原鳥の子	一九	二〇	三三
横灘	二六	二九	四四
西組	二八	二六	三九
宮東	三五	三七	五二
宮西	三	三三	二〇
高木	一五	一四	一七
竹ノ鼻	三	三七	五五

板戸	一七	一七	二四	西ノ側	二五	二二	三〇
斉院ノ木	二四	二二	三一	宝泉	二四	三四	三九
森	五一	二八	五一	原沖中	二四	二四	三三
北八幡	一六	一六	二〇	海上	二四	二五	三四
八幡	二六	二八	三六	西古市	二四	二六	三二
道向	一四	一一	一五	東古市	三〇	二二	三六
曲里	二三	二三	二六	東中村	一七	一九	二七
天神	四二	四八	六九	西中村	二二	二七	三九
市場	五九	五七	九〇	且ノ上	三三	三二	四四
中之町	二六	二五	三六	吉久	三六	一五	四七
下ノ町	三九	一九	二九	下沖	?	?	三四
小坂	二五	二七	四七	猪之窪	?	?	一二
上砂	三六	三九	四四	合計	九六八	九九四	一、三六三

	昭和二十九年		昭和三十年	
区名	戸数	人口	戸数	人口
上ケ成	五	二二	五	二二
上の段	九	六一	九	六一
水越	一六	一〇八	一六	一〇八
川筋	三四	二〇五	三五	二〇五
添谷	一五	九一	一五	九一
桧皮	一三	七六	一三	七七
音田	一三	六七	一二	六三

三軒屋	三五	二二七	三六	二二四
鳥の子	一四	九二	一四	九〇
原	八	五三	八	五三
横灘	四〇	二九三	四〇	一九五
西組	三五	一九五	三五	一九七
西の側	二九	一五八	二九	一五八
宝泉	三八	二一二	三八	二一四
原沖	三三	一五三	三四	一五三
且ノ上	四二	二三二	四三	二三二
上海上	一六	八三	一六	八二
下海上	一七	九三	一七	九八
猪之窪	一二	七〇	一二	七〇
上古市	二五	一三六	二五	一三七
下古市	一三	六一	一二	五七
西古市	二九	一五八	二九	一五三
西中村	三四	一九六	三四	一九二
東中村	二九	一五九	二九	一五九
宮東	五一	二四一	五一	二四三
宮西	一九	一〇〇	一九	一〇三
天神	六一	三〇三	六一	三〇二
市場	七八	三一二	七七	三一〇
中之町	三五	一五六	三六	一五六
小坂	四六	二二二	四五	二〇六
下之町	二八	一三一	二八	一三〇

下沖	三三	一五九	三四	一六二
上砂	四五	二五〇	四五	二五〇
高木	一九	一三〇	一九	一一六
竹の鼻	五五	二六八	五六	二八六
板戸	三三	一三三	三三	一三三
道向	一五	八七	一五	八七
斉院ノ木	三五	一六九	三五	一六九
森	四八	二五二	四七	二四六
茶堂	四一	一八二	四一	一八〇
北八幡	二〇	一〇八	二〇	一〇七
八幡	三六	二三三	三七	二三一
曲里	三一	一七五	三一	一七七
吉久	四六	二六一	四五	二五六
計	一、三一九	六、九六九	一、三三一	六、九三〇

第三章 政治

一、川上村役場の沿革

藩政時代は、川上村は久米郡松瀬川村同奥松瀬川村（奥分下分）同北方村、浮穴郡南方村、吉久村の五ケ村に分れ各々庄屋、年寄、組頭があつて、半ば自治制が敷かれていた。

明治四年四月廃藩置県、同年七月愛媛全県を二十九大区二百八十七小区に分つた。小区には戸長役場を置き、戸長が旧庄屋の仕事を引継いだ。そして、この改革前の川上村各村の庄屋は、松瀬川村、奥松瀬川村は同一人で玉井氏、北方村は重松氏、南方村は高須賀氏、吉久村は相原氏であつた。

明治七年五月、

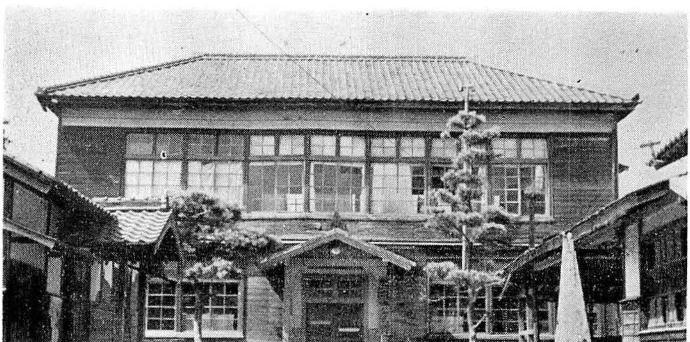

川上村役場

区の区域が改正せられ、十四大区三百十一小区となつた。この時、川上村は第六大区となり、吉久村、南方村は第二小区、松瀬川、奥松瀬川村は第十一小区、北方村は第十二小区となつた。

明治十年二月また改正があつて、いまゝでの第六大区は第十三大区となつたが、川上村の各小区名には変更が無かつた。

このごろの区劃編成の標準は次の如きものであつた。

戸数五戸を一伍とし、五伍乃至二十五伍を一組となし、これに一の組長を置く、（民選にして無償なり）。大凡十大組、乃至三千戸を合せて一の小区となし、一の小区長を置く。大凡八小区乃至二万四千戸を合せて一大区となし、これに大区長を置く。然れども、各地に大小広狭、聚落の隔接、戸口の疎密相ひとしからざるものあり、固より一定すべからず。故に各地自然の形状に従い、その制を設くべし。

明治十一年七月（太政官布告）郡区町村編成法が発布せられて、従来の区を廃して郡町村とし、各郡若くは数郡に郡長一人を置き、また、各町村又は数町村に戸長一人を置いた。

この当時、和気、温泉、久米の三郡に一郡長を置き、郡役所は温泉郡（松山市は温泉郡に属していた）二番町にあつた。

明治十三年、浮穴郡は二分せられ、上浮穴郡、下浮穴郡となつた。そして下浮穴郡の郡役所は森松村にあつた。南方村、吉久村は下浮穴郡に属した。

明治十八年ごろ松瀬川村は北方村とが、又久米郡北方村外一ケ村と云う一戸長役場に統合され、その役場は北方村原沖にあつた。南方村、吉久村は後の三内村、即ち井内村、則之内村、河之内村の五ケ村一戸長役場を置くことゝなり名称を下浮穴郡南方村外四ケ村区長役場と呼んで、役場を川上駅に置いた。

明治二十二年四月、郡制町村制の実施にともない、南方村外四ケ村は分離して、井内、則之内、河之内村が三内村となり、吉久村、南方村、松瀬川村、北方村は川上村となり、久米郡川上村として新発足した。そしてその初代村長は坂本公賢であつた。

明治三十年、川上村(三内村も)は温泉郡に編入された。

最初川上村の役場は、川上駅、渡部蔵五郎宅を仮役場としたが、後、坂本公賢の持家に移り、更にその後、北方字川上二二五五番地城謙三の持家に移つた。

大正四年八月二十日、松本喜一村長の時に、北方字川上、二二七七の一番地に役場を新築し、これに移り、爾来約四十年の間、川上自治行政の本拠としてその使命を果した。

昭和三十年四月二十五日、町村合併促進法により三内、川上の両村が合併し、川内村として発足したが、その役場は従来の川上村役場を用い、支所を当分旧三内村役場に置いた。後新庁舎を南方二八六番地（坂本新宅）に建築し、昭和三十一年九月八日そこに移転した。

昭和三十一年九月一日川内村へ周桑郡中川村大字滑川、大字明河字九騎字海上の区域が編入合併、同時に町制をしき、川内町として発足した。

旧川上村役場は爾来、川上公民館となつて現在に至る。

因に郡村の廃合を記載して見ると次の様になつている。

郡村の廃合

浮穴郡は明治十三年に二分して上浮穴郡及び下浮穴郡となつた。

町村制発布明治二十二年以前は記録不充分にして戸長氏名、役場位置等詳かならず参考資料としたものを左に掲げる。

○明治十五年土地売買の書類に

久米郡北方村戸長　一色忠長殿

○明治十五年北方村地誌編纂の書に

久米郡北方村戸長、仙波慶次郎（村会所医王寺）

○明治十七年家督相続願に

久米郡北方村戸長、仙波慶次郎殿
役場所在地、北方村大字中村二六一六（戸長役場）

◯明治十六年書入書類に
下浮穴郡南方村戸長、高須賀堯普殿

◯明治十九年建物売渡証に
久米郡北方村外一ケ村戸長、横田一太郎㊞

◯明治二十年絶家再興願に
久米郡北方村外一ケ村戸長、横田市太郎殿

◯年代不詳（明治十八年以後ならん）
下浮穴郡南方村外四ケ村戸長　高須賀堯普　小山朝明

◯仙波覚三郎氏履歴書
一、明治七年八月より同十月まで松瀬川村組頭助勤在務（戸長役場村会所横灘）
一、明治十一年九月より同十三年十月まで松瀬川村々会議長在勤
一、明治十三年十一月より十五年まで松瀬川村戸長用係在勤
一、明治十五年十月より十八年一月まで選挙によつて松瀬川村戸長奉務
一、明治十五年十月十日付久米郡松瀬川村学務委員申付兼務
一、明治十八年十一月から十九年十月まで松瀬川村々会議員在務
一、明治二十年二月地押之調に付き地主惣代在務
一、明治二十年九月より久米郡北方村、松瀬川村聯合会議員及村会議員兼務
一、明治二十一年一月十五日より旧松瀬川東組長在務

任免状写

仙波覚三郎

表彰

本村の自治関係者は、自治制度を遵奉し、村是を確立して治村の為め和衷協同日進月歩地方改良発展に尽力されたのである、昭和十四年二月十一日の紀元節に於ては、本県市町村治績並に地方改良功労者表彰規程により優良村として県知事より表彰を受けた。

表彰文　温泉郡川上村

和衷協同克く公共の事に竭し成績見るべきもの尠からず仍て本県市町村治績竝地方改良功労者表彰規程に依り之を表彰し別紙目録の金員を授与す

昭和十四年二月十一日

愛媛県知事従四位勲三等　古川静夫

治績

本村は郡の東部松山市を距ること東方約四里の位置に在り、戸数千五十二、人口六千四百三、四大字より成り、地勢概ね平坦肥沃、田五百二十四町歩、畑百十九町歩及山林千八町歩を有する郡内有数の大村にして専業農家大部分を占む、民風質実勤勉協同相率ひて村内克く融合す。

今之が治績概要を観るに本村は夙に民力の涵養、民風改善に意を用ひ曩に大正八年欧洲大戦後民力涵養の唱導せらるるや率先之が徹底を企図し、旧来の念仏組を改組して一層自治の基礎団体に適応すべく体制を整へ、爾来今日に至る二十ケ年間整然た

る統制の下に勤勉誠実隣保相扶の美風助長に努め今や愈々其の成果顕著なるものあり。尚之と相俟つて産業、経済の振興を策し農事改良督励員の設置試育試作の奨励、地主小作者間の融和親睦維持を図るあり、就中自作農創設維持に付ては、昭和元年度以降殆んど毎年度に亘り資金融通を為しが総額十三万四千九百四十円を以て田畑約三十五千歩、宅地二千坪の創設維持を図り、爾来極めて順調に所期の効果を収めつつあり。更に又各種産業団体は克く村当局と緊密なる連繋を保ち、村内産業の発展に資すること多大なるものあり。特に産業組合の如き大正四年十二月県下に先んじて設立し其の経営積極的なるも堅実性を失はず、逐年業績隆盛に向ひ、今や県下有数の優良組合として衆に冠絶するに至り、曩に数次其の筋の選奨を受けたり。之に亜で爾他の各種公益団体にありても夫々存立目的に向つて真剣なる活動を続け、而も相互の間連絡協調上、遺憾なく公益の増進に貢献する所至大とす。以上の外特に本村の場合推賞措く能はざるは当局の指導宣しきと住民の自奮興起と相俟つて村民経済生活の安定日に成り信義の念厚く、蓄財思想旺盛なることなり。即ち之を今次の国民貯蓄成績に徴するも本運動の提唱せらるるや之に相呼応し直に貯蓄組合の結成及貯蓄方法の決定等適切なる計画の下に実践に移り今や目標額二十万円に対し既に其の大半を達成せり。而して之が貯蓄の根源たるや村民の堅据勤勉に俟つものにして年来培はれたる美風茲に燦然として輝くに至れるものとす。

村情の概況以上の通なるを以て村財政並役場各般の事務整備固より不可なく教育、土木、交通衛生等公共施設経営何れも適切有効にして之を要するに本村は自治の面目躍如たるものあり。其の治績洵に他の範とするに足るを認む。

川上村自治関係者歴代表（村長の部）

代	氏名	認可年月日	就職年月日	退職年月日	退職事由	出身地
初	阪本公賢	明治二十三年二月四日	明治二十三年一月	明治二十三年四月十一日	依願	南方川上
二	渡部英四郎	明治二十三年四月十一日	明治二十三年四月	明治二十七年四月十一日	満期	南方八幡
三	渡部英四郎	明治二十七年四月十一日		明治二十八年五月九日	依願	南方八幡
四	渡部満弘	明治二十八年五月十三日	明治二十八年四月十一日	明治三十八年九月二日	依願	北方川上
五	仙波慶次郎	明治二十八年九月七日	明治二十八年八月十九日	明治三十二年四月十四日	依願	北方宝泉
六	仙波茂三郎	明治三十二年五月六日	明治三十二年五月十五日	明治三十五年五月九日	依願	松瀬川横灘
七	渡部平太	明治三十五年六月十八日	明治三十二年五月三十四日	明治三十八年十月二日	病気退職	北方鈍泥

八	渡部儀太郎	明治三十八年十月十一日	明治三十二年五月十四日	明治四十年十月九日	病気退職	南方八幡
九	松木喜一	明治四十年一月八日	明治四十年一月十五日	明治四十年十一月八日	満期	南方 森
十	松木喜一	明治四十四年十一月二日	明治十一月九日	大正八月八月五日	家事の都合	南方 森
十一	仙波秀一	大正八年十一月十一日	大正八年十一月十四日	大正十二年十一月	満期	北方宝泉
十二	仙波秀一	大正十二年十一月十五日	同	大正十四年九月二十五日	家事の都合	北方宝泉
十三	松木喜一	大正十四年九月二十六日	同	昭和四年九月二十六日	満期	南方 森
十四	松木喜一	昭和四年十月一日	同	昭和五年九月十日	家事の都合	南方 森
十五	渡部荘一郎	昭和五年九月十六日	同	昭和八年十二月十七日	家事の都合	南方八幡
十六	仙波秀一	昭和八年十二月二十六日	同	昭和十二年十二月二十五日	満期	北方宝泉
十七	仙波秀一	昭和十二年十二月二十六日	同	昭和十六年十二月二十五日	満期	北方宝泉
十八	三津山保太郎	昭和十七年一月十五日	同	昭和二十一年一月十四日	満期	松瀬川西組
十九	大西時久	昭和二十一年二月六日	昭和二十一年一月十八日	昭和二十六年四月四日	昭三、四、五選挙任期満了	吉久畑川
二十	樋口光春	昭和二十六年四月二十四日	昭和二十六日四月五日	昭和三十年四月二十五日	昭三、四、三日選挙	大字北方海上

一、昭和三十年四月二十五日三内川上両村合併により新村川内村となる。

一、川上村最後の村長樋口光春四ケ年の経過概要は次の様である。

最後の村長樋口光春在職四年の経過

前村長大西時久の後任、昭和二十六年就任。

昭和二十六年十月国道第十一号線改修期成同盟結成

桜樹村、三内村、川上村の三村

昭和二十六年十二月東温高等学校建築起工式

三内村、川上村、北吉井村南吉井村、拝志村、小野村、六ケ村組合

昭和二十七年一月一日　川上小学校六十年記念「村のおもかげ」編纂展示会開催（ＰＴＡ）

昭和二十七年四月十五日　奥松瀬川校庫学室落成式

同年四月二十日　東温高等学校落成式

同年四月二十八日　新日本国独立発足

同年六月二十二日　川上中学校二階建校舎建築に就て村会召集

其他東温六ケ村避病舎を北吉井村療養所内に建築決定

同年七月十三日　川上中学校座学室に於て国際ワークキャンプ開所式
　内　容
日本キリスト教青年部、外人共二二名
応援松山市其他各地より奉仕参加あり、本村応援一戸一名労力奉仕、トラック及三輪車所有者の無料奉仕、農協奉仕、愛媛県の力添え
工事計画　西土手嵩、石材運搬、排水溝（中学校、小学校共）防火用水池、西、村道暗渠工事二ケ所、奉仕人員延約二千人
昭和二十七年十月　川上小学校、南東校舎大修繕
昭和二十八年一月十三日　国道十一号線改修工事起工式、川上校に於て、桜樹村、三内村、川上村、三村の村長村議、県庁建設省、各係員、近村の村長村議列席
同年二月十五日　川上村、三内村、両村合併に関する懇談会を天神町、乗松に於て開催
世話人　名越明香（天神）富久卓美（惣田谷）
昭和二十八年三月二十四日　川上中学校二階建校舎落成式
昭和二十九年一月二十二日　三内川上両村合併の為め三内村役場楼上にて懇談会、基礎調査委員八名選任
昭和二十九年二月六日　三内川上両村合併の件協議、村内電話架設の件村会
同年二月二十一日　三内村役場に於て町村合併研究委員会開催
同年三月八日　川上村役場に於て町村合併促進法説明会開催、村会議員、嘱託員農業委員、教育委員、農協組合長、小中学校長、婦人会役員、青年団役員
同年四月六日　川上村役場に於て三内川上両村合併促進協議会
同年五月四日　川上村役場、村合併促進協議会、合併についての部落懇談会開催の日取に付いて協議
同年五月七日　委員に通知せる懇談会場
　五月十一日午後八時　松瀬川校
　五月十二日　同　横灘会堂
　同　十三日　同　地方会堂
　同　十一日　同　川上役場
　同　十二日　同　川上小学校
　同　十三日　同　吉久、長泉寺
同年五月二十一日　川上村役場に於て村内合併促進協議会開催
同年五月二十一日　三内村役場二階にて部落懇談会結果による綜合調整今後の計画其他の協議
昭和二十九年九月三日　三内村役場にて三内川上両村合併促進協議会開催
昭和二十九年九月五日　村名募集に就て
同年九月七日　川上村役場にて三内川上両村合併促進協議会開催
昭和二十九年九月二十六日　十五号台風本村被害甚大、全壊家屋七、半壊八、非住宅全壊六、半壊三、其他稲作学校民家瓦飛散後之れが対策協議
同年十月　三内川上両村合併に関する重点問題。即ち統合中学校位置に就て、部落懇談会を巡回開始
同年十二月　村内の関係ある部落に対し希望により村有山に植

林地貸付の件協議

昭和三十年二月　国道第十一号線町裏迄延長

同三十年二月十四日　三内川上両村合併促進委員を一〇一名に増員

昭和三十年二月十七日　川上村の合併促進委員会開催

同　三十年二月十九日　川上天理教会大広前に於て三内川上両村合併促進合同協議会開催（統合中学校問題）

昭和三十年二月二十四日　合併促進委員会召集、部落懇談会の件協議

昭和三十年三月十九日　三内川上両村合併促進会を三内村役場に開催

昭和三十年三月三十一日　国道第十一号線町裏庁舎位置辺迄開通

昭和三十年四月十八日　三内、川上両村の合併促進委員会を川上天理教会に於て開催

昭和三十年四月二十日　川上村閉村式

村長閉村式辞を述ぶ、議長大西時久挨拶

自治功労者表彰状授与式（表彰授与者　故人、松木喜一、仙波秀一　生存者　三津山保太郎、大西時久、樋口光春）

昭和三十年四月二十二日　川上村消防団閉団式

川上村農協棲上に於て挙行す

昭和三十年四月二十五日　三内、川上両村は合併　川内村発足

以上は最後の村長に就き四年間の極、重要なるもののみを記載したものである。

川上村自治関係者歴代表　（助役の部）

代	氏名	認可年月日	就職年月日	退職年月日	退職事由	出身地
初	大倉聰一郎	明治二十三年二月四日		明治二十三年四月十一日	依願	北方高曽根
二	渡部平太	明治二十三年四月十一日		明治二十七年四月十一日	満期	北方鈍泥
三	〃	明治二十七年四月十一日		明治二十八年四月三日	依願	〃
四	相原儀作	明治二十八年四月三十九日		明治二十九年八月十日	〃	南方
五	渡部儀太郎	明治二十九年九月三日	明治二十九年九月三十六日	明治三十三年九月三日	満期	南方八幡
六	〃	明治三十三年十月十日	〃	明治三十七年十月九日	〃	〃
七	〃	明治三十七年十月三十七日	〃	明治三十八年十月十四日	村長就任に付	同所
八	高須賀貫三	明治三十八年十月三十五日	同　年十一月一日	明治四十年六月二十七日	退職届に依って	北方
九	藤井繁太郎	明治四十年八月十四日	同　年八月十七日	明治四十四年八月十四日	満期	北方西の側

川上村自治関係者歴代表（収入役の部）

代	氏名	認可年月日	就職年月日	退職年月日	退職事由	出身地
初	野中藤四郎	明治廿三年四月二十六日		明治廿七年四月二十四日	満期	北方中村
二	〃	明治廿七年五月十六日	即日	明治三十一年四月十五日	〃	〃
三	〃	明治卅一年七月四日	〃	明治三十二年五月十二日	依願解任	〃
四	渡部吉作	明治卅二年五月三十日	明治三十二年六月一日	明治三十五年七月三日	〃	北方
五	仙波源十郎	明治卅五年七月十一日	明治三十五年七月十四日	明治三十九年七月十三日	満期	松瀬川
六	〃	明治卅九年九月十二日	同　三十九年七月十四日	明治四十三年七月十三日	〃	〃
七	〃	明治四十三年七月五日	〃	明治四十四年四月三十日	依願退職	〃
十	仙波秀一	明治四十四年七月十四日	〃	大正八年十一月十日	村長就任に付	北方宝泉
十一	渡部荘一郎	大正九年一月十二日	〃	大正十三年	任期満了	大字南方八幡
十二	〃	大正十三年一月十六日	〃	大正十四年八月十日	家事の都合	同　所
十三	渡部鶴一	大正十四年十月十二日	〃	昭和三年三月二十三日	〃	北方鈍泥
十四	仙波卓雄	昭和三年四月一日	〃	昭和五年十月二十日	〃	北方原沖
十五	樋口光春	昭和五年十月二十四日	〃	昭和九年十月二十三日	任期満了	北方海上
十六	三津山　保太郎	昭和九年十月二十四日	即日	昭和十三年十月二十三日	〃	西組
十七	〃	昭和十三年十月十八日	昭和十三年十月二十四日	昭和十七年一月十五日	村長就任に付	〃
十八	森義太郎	昭和十七年二月七日	昭和十七年二月十六日	昭和二十年八月三十一日	病気辞任	上砂
十九	田井敏光	昭和二十年十一月一日	即日	昭和二十一年十一月廿日	家事の都合	広見
二十	野中正邦	昭和二十一年廿月十三日	〃	昭和二十二年十一月	病気辞任	中村
二十一	渡部国恵	昭和二十二年廿月廿八日	昭和二十二年十二月一日	昭和三十年四月二十五日	任期満了	三軒屋
二十二	〃	昭和二十六年十二月一日	即日		〃	古市

八	渡部鶴一	明治四十四年三月二九日	同年四月十五日			
九	樋口弥三郎	大正九年一月二十六日	〃			
十	樋口光春	大正十年三月十日	〃			
十一	〃	大正十四年三月十日	〃			
十二	〃	昭和四年三月九日	〃	大正十年二月十日	家事の都合	〃
十三	渡部茂	昭和五年十月二十四日	〃	昭和四年三月九日	満期	〃
十四	〃	昭和九年十月十八日		昭和五年十月二十四日	助役就任に付	〃
十五	〃	昭和十三年十月十八日	昭和十三年十月十四日			〃
十六	石丸正一	昭和十五年三月二十五日	昭和十五年四月一日	昭和十五年三月三十一日	一身上の都合	南方川上
十七	野中正邦	昭和十八年三月二日	昭和十八年三月十一日	昭和十八年三月十一日	家事の都合	北方中村
十八	渡部武美	昭和廿一年十二月十三日	昭和二十二年一月四日	昭和二十二年十二月十二日	助役就任に付	北方宝泉
十九	〃	昭和廿五年十二月十三日	即日	昭和三十年四月二十五日	任期満了	〃

川上村自治関係者名誉職村会議員（自明治二十三年始りて至昭和三十年に終る）

大字	氏名	当選年月日	退職年月日	退職事由	一級二級の別	備考
松瀬川	仙波茂三郎	明治二十三年				
〃	寺田利太郎	〃		第二回定期改選	二級選出	
北方	仙波慶次郎	〃		有給史員就職に付	〃	
〃	渡部平太	〃		第二回定期改選	〃	
〃	樋口末吉	〃		第一回半数改選ニ当リ抽籤	〃	
南方	渡部英四郎	〃		第二回定期改選	〃	
〃	渡部儀太郎	〃		〃	一級選出	
〃	田中茂十郎	〃		〃	〃	

南方	東孫三郎	〃	〃	有給吏員就職ニ付	一級選出	
〃	菅源三郎	〃	〃	第一回半数改選ニ当リ抽籤	〃	
〃	菅野隣蔵	〃	〃	〃	二級選出	
吉久	相原久平	〃	〃	第二回定期改選	〃	
北方川上	城謙三	〃	〃	〃	〃	
北方	渡部彦四郎	〃	〃	第一回半数改選ニ当リ抽籤	一級選出	
南方	渡部馬次郎	〃	〃	〃	〃	
〃	高須賀東四郎	〃	〃	死亡	二級選出	補欠員
北方	大倉聰一郎	〃	〃	〃	一級選出	〃
松瀬川	渡部十五郎	〃	〃	満期	二級選出	
北方	渡部平太	明治二十六年一月廿四日	明治三十二年一月十四日	〃	〃	
〃	仙波高太郎	〃	〃	〃	〃	
〃	渡部満弘	〃	〃	〃	〃	
〃	高須賀貫三	〃	〃	〃	〃	
南方	阪本公賢	明治二十六年一月廿五日	〃	〃	一級選出	
〃	菅源三郎	〃	明治二十九年二月一日	〃	〃	
〃	高須賀東四郎	〃	明治三十二年一月十四日	〃	〃	
〃	相原儀作	〃	〃	〃	〃	
松瀬川	仙波茂三郎	明治二十九年二月一日	明治三十五年一月十五日	〃	二級選出	
南方	渡部英四郎	〃	〃	〃	〃	
北方	樋口末吉	〃	〃	〃	〃	
吉久	相原九平	〃	〃	〃	〃	
北方	大倉熊吉	明治二十九年二月二日	〃	〃	一級選出	

松瀬川	渡部寅太郎	〃	〃	〃	〃		
南方	渡部儀太郎	〃	〃	〃	〃		
〃	菅　茂十郎	〃	〃	〃	〃		
松瀬川	寺田利太郎	〃	明治三十二年一月十四日	明治卅二年一月十四日	〃	〃	補欠員
南方	佐伯文四郎	〃	〃	明治三十七年一月十三日	〃	〃	二級選出
〃	渡部元紆	〃	〃	明治三十七年七月十二日	依願解任	〃	〃
北方	仙波慶次郎	〃	〃	明治三十八年一月十三日	満　期	〃	〃
〃	仙波高太郎	〃	〃	明治三十二年九月一日	依願解任	〃	〃
〃	渡部満弘	〃	明治三十二年一月十五日	明治三十八年一月十三日	満　期	〃	一級選出
〃	渡部平太	〃	〃	〃	〃	〃	〃
南方	松木喜一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	相原儀作	〃	〃	〃	〃	〃	〃
松瀬川	渡部安吉	〃	明治三十五年一月十六日	明治四十年五月三十日	死　亡	〃	二級選出
北方	樋口末吉	〃	〃	明治三十八年四月十三日	〃	〃	〃
南方	菅　茂十郎	〃	〃	明治四十一年一月十五日	満　期	〃	〃
北方	高須賀貫三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
吉久	相原久平	〃	明治三十五年一月十七日	明治三十八年一月十六日	〃	〃	〃
松瀬川	仙波茂三郎	〃	〃	明治三十九年九月廿五日	〃	〃	一級選出
南方	渡部英四郎	〃	明治三十五年一月十八日	明治四十一年一月十七日	〃	〃	〃
〃	渡部儀太郎	〃	〃	〃	〃	〃	〃
北方	渡部綱久	〃	〃	〃	〃	〃	〃
松瀬川	田井吉太郎	〃	〃	明治三十八年一月十七日	増員者抽籤ニヨリ	〃	〃
〃	大野秋次郎	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	仙波茂三郎	〃	明治三十八年一月廿七日	明治四十二年二月二十日	死　亡	〃	二級選出

人口五千以上に付増員

人口五千以上に付増員補欠

人口五千以上に付増員死亡

北方	渡部平太	明治三十八年一月廿七日	明治四十四年一月廿六日	満期	二級撰出
南方	松木喜一	〃	〃	〃	〃
北方	大倉熊吉	〃	〃	〃	〃
南方	佐伯文四郎	明治三十八年一月廿八日	明治四十四年一月廿七日	〃	一級選出
北方	渡部満弘	〃	〃	〃	〃
南方	名越啓次郎	〃	〃	〃	〃
北方	仙波慶次郎	〃	〃	〃	〃
松瀬川	大野秋次郎	〃	〃	死亡	二級選出
南方	渡部儀太郎	明治四十一年一月十六日	大正元年九月二十九日	〃	〃
〃	菅茂十郎	〃	大正三年一月十五日	満期	〃
北方	仙波久次郎	〃	大正元年十二月二十五日	辞職	〃
松瀬川	花山団次	〃	大正三年一月十五日	満期	〃
吉久	大西庫太郎	〃	〃	〃	〃
南方	菅国市	明治四十一年一月十七日	〃	〃	一級選出
松瀬川	寺田次郎	〃	〃	〃	〃
北方	渡部綱久	〃	〃	〃	〃
南方	坂本公徳	〃	〃	〃	〃

町村制改正の結果明治四十一年一月十六日選挙会当選者満期選挙会を期し総選挙となる議員任期四ケ年となる。

北方	仙波慶次郎	明治四十四年一月廿七日	明治四十四年十一月十四日	満期	二級選出
南方	松木喜一	〃	大正三年一月十五日	〃	〃
北方	樋口弥三郎	〃	〃	〃	〃
〃	渡部平太	〃	〃	辞職	〃
南方	佐伯文四郎	明治四十四年一月廿八日	大正元年十二月二十七日	〃	〃
〃	名越啓次郎	〃	大正三年一月十五日	満期	一級選出

北方	渡部満弘	〃	〃	〃	〃	〃
〃	江戸喜三郎	〃	〃	〃	〃	〃
松瀬川	渡部幸助	〃	〃	〃	〃	〃
南方	菅野惣平	大正二年三月十一日	〃	〃	〃	二級補欠
北方	仙波久次郎	〃	〃	〃	〃	〃
南方	佐伯文四郎	〃	〃	〃	〃	一級補欠
北方	藤井繁太郎	大正二年三月十八日	〃	〃	〃	二級補欠
南方	佐伯文四郎	大正三年一月十六日	大正七年一月十五日	〃	〃	二級選出
北方	仙波久次郎	〃	〃	〃	〃	〃
〃	渡部長太	〃	〃	〃	〃	〃
〃	渡部綱久	〃	〃	〃	〃	〃
南方	菅茂十郎	〃	大正三年三月二十九日	死亡	〃	〃
松瀬川	寺田次郎	〃	大正七年一月十五日	満期	〃	〃
南方	松木喜一	〃	〃	〃	〃	〃
松瀬川	今井久次	〃	大正五年九月三十日	病気	〃	〃
北方	渡部平太	〃	〃	〃	〃	〃
南方	坂本公徳	大正三年一月十七日	大正七年一月十五日	満期	〃	一級選出
北方	渡部満弘	〃	大正三年三月二十七日	死亡	〃	〃
吉久	松末辻太郎	〃	大正四年八月二十一日	病気	〃	〃
南方	菅国市	〃	〃	死亡	〃	〃
〃	菅野惣平	〃	〃	〃	〃	〃
〃	名越啓次郎	〃	大正四年十一月二十八日	家事の都合	〃	〃
北方	花山仁平	〃	大正七年一月十五日	満期	〃	〃

松瀬川	三津山　保太郎	大正三年一月十七日	大正七年一月十五日	満期	一級選出
〃	花山　団次	〃	〃	〃	〃
南方	高須賀万平	大正四年一月八日	〃	〃	二級選出
北方	江戸喜三郎	〃	〃	〃	一級選出
〃	藤井繁太郎	大正五年十二月四日	〃	〃	二級選出
南方	名越啓次郎	〃	〃	〃	一級選出
吉久	大西久次郎	〃	〃	〃	〃
南方	佐伯文四郎	大正七年一月十六日	大正十一年一月十五日	〃	二級選出
〃	松木喜一	〃	〃	〃	〃
北方	仙波秀一	〃	〃	〃	〃
〃	花山仁平	〃	〃	〃	〃
〃	橋本長太郎	〃	〃	〃	〃
〃	渡部長太	〃	〃	〃	〃
〃	江戸喜三郎	〃	〃	〃	〃
松瀬川	三津山　保太郎	〃	〃	〃	〃
〃	渡部長作	〃	大正七年九月十六日	〃	〃
南方	坂本公徳	大正七年一月十七日	大正十一年一月十六日	〃	一級選出
北方	渡部綱久	〃	〃	〃	〃
松瀬川	寺田次郎	〃	〃	〃	〃
北方	仙波久次郎	〃	〃	〃	〃
松瀬川	花山　団次	〃	〃	〃	〃
南方	高須賀万平	〃	〃	〃	〃
〃	菅野惣平	〃	〃	〃	〃

〃	塩出駒吉	〃	〃	〃	〃
北方	樋口光春	〃	〃	大正十年三月二日	家事の都合
					〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
南方	菅　茂	大正十一年一月十六日	大正十五年一月十五日	満期	
〃	坂本公徳	〃	〃	〃	
北方	仙波秀一	〃	〃	〃	
〃	江戸嘉太郎	〃	〃	〃	
〃	渡部鶴一	〃	〃	〃	
南方	塩出駒吉	〃	〃	〃	
〃	渡部荘一郎	〃	〃	〃	
吉久	松末盛計	〃	〃	〃	
松瀬川	渡部長作	〃	〃	〃	
南方	松木喜一	〃	〃	〃	
北方	花山甚三郎	〃	〃	〃	
〃	田中今太郎	〃	〃	〃	
松瀬川	三津山保太郎	〃	〃	〃	
北方	渡部綱久	〃	〃	〃	
松瀬川	仙波源十郎	〃	〃	〃	
南方	近藤熊朝	〃	〃	〃	
松瀬川	花山団次	〃	〃	〃	
南方	丹生谷信太郎	〃	〃	〃	
〃	小倉市郎太	大正十五年一月十六日	昭和五年一月十五日	任期満了	
〃	田中藤十郎	〃	〃	〃	

南方	丹生谷信太郎	大正十五年一月十六日	昭和五年一月十五日	任期満了		
〃	坂本公徳	〃	昭和三年十二月	死亡		
〃	渡部荘一郎	〃	昭和五年一月十五日	任期満了		
北方	樋口文六	〃	〃	〃		
南方	高市庄五郎	〃	昭和二年十一月七日	死亡		
〃	近藤熊朝	〃	〃	〃		
松瀬川	大野菊次	〃	昭和五年一月十五日	任期満了		
〃	仙波茂三郎	〃	〃	〃		
〃	渡部長作	〃	〃	〃		
南方	塩出駒吉	〃	〃	〃		
北方	仙波卓雄	〃	〃	〃		
〃	渡部新吉	〃	〃	〃		
〃	渡部綱久	〃	〃	満期		
松瀬川	三津山登	〃	〃	〃		
北方	渡部鶴一	〃	〃	〃		
南方	田井正計	昭和四年二月五日	〃	〃		
〃	高須賀万平	〃	〃	〃		
〃	武田辻平	昭和五年一月十六日	昭和九年一月十五日	任期満了		
〃	渡部荘一郎	〃	〃	〃		
北方	森養太郎	〃	〃	〃		
〃	仙波秀一	〃	〃	〃		
〃	梅崎三代蔵	〃	〃	〃		
南方	寺田善三郎	〃	〃	〃	補欠選出	
					補欠選出	

松瀬川	渡部長作	昭和五年一月十六日	昭和九年一月十五日	満了	
南方	田中藤十郎	〃	〃	〃	
松瀬川	三津山保太郎	〃	〃	〃	
南方	高須賀万平	〃	〃	〃	
南方	桑原五郎	〃	〃	〃	
松瀬川	大野菊次	〃	昭和七年十月一日	死亡	
北方	橋本平太郎	〃	昭和九年一月十五日	任期満了	
南方	田井正計	〃	〃	〃	
北方	樋口弥三郎	〃	〃	〃	
〃	松木久太郎	〃	〃	〃	
松瀬川	高須賀俊一	〃	〃	〃	
南方	渡部美登	〃	〃	〃	
〃	名越盛行	昭和九年一月十六日	昭和九年七月二十九日	死亡	
北方	渡部満久	〃	昭和十三年一月十五日	任期満了	
松瀬川	渡部儀平	〃	〃	〃	
南方	渡部荘一郎	〃	〃	〃	
〃	渋谷良五郎	〃	〃	〃	
〃	細川信次	〃	〃	〃	
松瀬川	大野秀吉	〃	〃	〃	
南方	石丸正一	〃	〃	〃	
松瀬川	三津山保太郎	〃	〃	〃	
〃	高須賀俊一	〃	〃	〃	
北方	渡部鶴一	〃	〃	〃	
南方	丹生谷信太郎	〃	〃	〃	

〃	松木喜一	〃	〃	〃	
北方	渡部彦一	〃	〃	〃	
吉久	大西伝伍	〃	〃	〃	
北方	野中静	〃	〃	〃	
南方	相原千代太	〃	〃	〃	
〃	渡部美登	〃	〃	〃	
〃	高須賀菊次郎	昭和十三年一月十六日	昭和十七年五月二十日	〃	
北方	渡部卯太郎	〃	〃	〃	
南方	武田辻平	〃	〃	〃	
〃	渋谷良五郎	〃	〃	〃	
〃	渡部荘一郎	〃	昭和十三年十二月三日	死亡	
松瀬川	田井実一	〃	昭和十五年七月十五日	辞任	
北方	渡部鶴一	〃	昭和十七年五月二十日	任期満了	
松瀬川	大野秀吉	〃	〃	〃	
北方	渡部満久	〃	〃	〃	
松瀬川	渡部長作	〃	〃	〃	
南方	満田秋一	〃	〃	〃	
北方	松本栄太郎	〃	〃	〃	
〃	高須賀筆一	〃	〃	〃	
南方	丹生谷信太郎	〃	〃	〃	
〃	渡部藤四郎	〃	〃	〃	
松瀬川	仙波嘉市	〃	〃	〃	
南方	田中藤十郎	〃	〃	〃	

吉久	大西時久	昭和十三年一月十六日	昭和十七年一月二十日	満了		
北方	橋本平太郎	昭和十三年十二月十日	〃	〃		
松瀬川	田井団次	昭和十七年五月二十一日	昭和二十二年四月三十日	任期満了		
南方	田井寿太	〃	〃	〃		
松瀬川	大野秀吉	〃	〃	死		
南方	武田辻平	〃	〃	任期満了		
北方	仙波秀一	〃	昭和二十年四月十九日	死亡		
南方	菅野暹	〃	昭和二十年十一月十九日	〃		
〃	佐伯為蔵	〃	昭和二十二年四月三十日	任期満了		
〃	野口秀明	〃	〃	〃		
北方	梅崎善喜	〃	〃	〃		
吉久	大西時久	〃	昭和二十一年二月十七日	村長就任の為		
北方	野中重郎	〃	昭和二十二年四月三十日	任期満了		
松瀬川	渡部国恵	〃	〃	〃		
北方	樋口和一郎	〃	〃	〃		
松瀬川	高須賀正一	〃	〃	〃		
北方	渡部満久	〃	〃	〃		
〃	橋本平太郎	〃	〃	〃		
南方	丹生谷信太郎	〃	〃	〃		
〃	高須賀為三郎	〃	〃	〃		
〃	高橋忠一	昭和二十二年五月一日	昭和二十六年四月三十日	〃		
北方	江戸常一	〃	〃	〃		

繰上補充

南方	高須賀筆一				
〃	渡部義次	〃	〃	〃	〃
松瀬川	渋谷忠一郎	〃	〃	〃	〃
南方	細川秀四郎	〃	〃	〃	〃
北方	渡部忠右衛門	〃	〃	〃	〃
〃	大石満平	〃	〃	〃	〃
松瀬川	渡部国恵	〃	〃	昭和廿二年十一月三十日	助役就任の為
南方	永井為蔵	〃	〃	昭和廿六年四月三十日	任期満了
〃	田井野又一	〃	〃	〃	〃
北方	渡部房芳	〃	〃	〃	〃
南方	菅野本次郎	〃	〃	〃	〃
松瀬川	田井団次	〃	〃	昭和廿四年	死亡
南方	神野渡	〃	〃	〃	〃
〃	名越明香	〃	〃	昭和廿六年四月三十日	任期満了
〃	高須賀多三郎	〃	〃	〃	〃
〃	名越次三郎	〃	〃	〃	〃
松瀬川	大野賢一	〃	〃	〃	〃
〃	大石為市	〃	〃	〃	〃
北方	森和太郎	〃	〃	〃	〃
〃	仙波親恵	昭和二十六年四月廿四日	昭和三十年四月	〃	〃
南方	菅野義計	〃	〃	〃	〃
〃	大西梅吉	〃	〃	〃	〃
〃	田中正一	〃	〃	〃	〃

副議長

南方	細川喜三郎	昭和廿六年四月二十四日	昭和三十年四月	任期満了	
北方	渡部高義	〃	〃	〃	
南方	菅野健一	〃	〃	〃	
北方	渡部経広	〃	〃	〃	
〃	渡部嘉長	〃	〃	〃	
松瀬川	今井春長	〃	〃	〃	
〃	渡部数一	〃	〃	〃	
北方	松本文一	〃	〃	〃	
南方	名越明香	〃	〃	〃	
〃	田井野義俊	〃	〃	〃	
吉久	大西時久	〃	〃	〃	議長
北方	山下文四郎	〃	〃	〃	
南方	渡部虎市	〃	〃	〃	
〃	杉原英一	〃	〃	〃	
北方	渡部春一	〃	〃	〃	
南方	相原寿秋	〃	〃	〃	
〃	永井為蔵	〃	〃	〃	
松瀬川	大石茂三郎	〃	〃	〃	

（註）昭和三十年四月二十五日三内、川上両村合併により川内村と改称し議員改選長は別記新村川内村の部にあり。

(二) 川上村駐在所

藩政時代は各村ごとに庄屋の下に郷筒の職を置き、道路河川諸取締の事務を取扱つていたが、明治六年石鉄、神山の二県を合せて愛媛県とし県庁を松山に置き、庁内に庁訟課を設けた。後明治九年九月裁判所に移管、罪人を処置し捕亡のことを掌り、又別に警察掛りを置き、各地に邏卒を

配置した。此の時、第六大区第十一支屯所として川上村邏卒を配置、同十年屯所を改名、松山警察署川上分署と称した。古老の言に明治十一年頃大字南方字川上四三二ノ一番地に玄関造り二階建、裏に牢舎附の庁舎を新築、明治三十年十一月十九日警察の区画改定郡廃合に伴い所轄を川上、北吉井、南吉井、三内、拝志の五ケ村とした。明治三十六年、巡査部長派出所が設置され、昭和十二年仙波秀一村長の時、大字北方二二五三番地（現在地）に庁舎新築今日に至る。

㈢ 登記所

沿革明治四十一年六月二十四日司法省令第二〇号を以て松山区裁判所の管轄に属する温泉郡川上村、北吉井村、南吉井村、小野村の四ケ村及び、伊豫郡麻生出張所の管轄に属する温泉郡拝志村、三内村の二ケ村を分轄して、川上村大字北方二二〇六番地に仮庁舎を設け、川上出張所を新設し、松山裁判所書記古茂田市之丞氏初代主任として当所詰を命ぜられた。後四十二年五月北方二二七九番地（現在地）に庁舎新築移転し、大正七年六月周桑郡桜樹村大字滑川を管轄に加えた。昭和二十二年四月十五日松山司法事務局川上出張所、同二十四年六月一日松山地方法務局川上出張所と改称現在に至る。

歴代主任

代	就任年月日	氏名
一	明治四一年七月二日	古茂田 市之亟
二	同 四二、四、五	隠岐憲太郎
三	大正 二、七、九	安東貞亨
四	同 九、三、八	加藤正泰
五	同 一三、三、一四	西原徳太郎
六	昭和 四、四、八	西村勇三郎
七	同 一〇、四、四	古茂田信義
八	同 一四、九、六	柳原敏夫
九	同 一四、一二、一三	加地喜一
一〇	同 一九、三、二二	日野三太郎
一一	同 二一、三、一九	丹下時寛
一二	同 二三、一二、二五	田辺 貢

職務内容

不動産登記、商業登記其他法人登記の事務を取扱い、昭和二十五年八月一日より、税務署所管の土地台帳、家屋台帳の事務を加え、今日に及んでいる。

㈣ 厚生事業

方面委員と民生委員（担当区係員表）

昭和十二年一月方面委員令が公布実施された。本村に於

ては、昭和十四年一月十一日、方面委員を選任して地域活動に向つて其の任に就てもらつた。昭和十四年六月五日の「村報」には左の如く記載されている。

社会情勢は年と共に幾多の変転を現出して、我村民中にも或は精神上に、或は健康上に将又経済上に恵まれざる者も各所にある事と思われ、殊に長期事変下に於ては其の変転も又一層多いので、斯る不遇の人を保護し相談相手になる為め、本年一月から村内九区に分ち、方面委員を設置した。方面委員の仕事は随分多種多様なのであつて、大別すると救護法、母子保護法、軍事扶助法、児童虐待防止法、少年救護法等に依りて一般住民の福祉施設、生活安定、保護救済、其の他社会百般の御世話をして貰う事になつて居り、其の方面委員の受持区域は次の通りになつているので、何事にても遠慮なく御相談になつて御利用下さる様、方面委員は無報酬でありますが、各委員には皆犠牲的に御世話を願つて居ります。

其の方面委員の担任区域と氏名其の他は次の通りである。

方面委員担任区域表

区別	氏名	担任区域	戸数
一区	森市太郎	水越、上の段、川筋、添谷、桧皮田、音田、三軒屋	一二〇戸
二区	仙波茂三郎	原、鳥の子、横灘、西組、宮東	一一〇戸
三区	渡部藤四郎	天神、市場、宮西	一二五戸
四区	松木久太郎	中之町、小坂、下の町、下沖、高木	一一〇戸
五区	仙波大八郎	西の側、宝泉、原、沖中、且の上	一一五戸
六区	樋口光春	海上、猪窪、上古市、下古市、西古市	九五戸
七区	丹生谷信太郎	東中村、西中村、上砂、斉院の木	一〇〇戸
八区	武田辻平	竹の鼻、板戸、道向、森	一一〇戸
九区	大西時久	北八幡、八幡、曲里、吉久	一〇〇戸
計	九人		九八五戸

方面委員法令が発布されてから約八年、終戦後の昭和二十一年十一月三十日に新民生委員法によつて方面委員が民生委員と改称せられた。従前の区域及分担には大差なく、担任者は年期によりて多少の変更がある。

その後方面委員に就任された人々は次の通りである。

昭和十五年一月十九日　長野重恭（吉久）
〃　十六年三月四日　和田顕宗（北方）
〃　〃　中島庚嶽（宮東）
〃　〃　大西政恵（下沖）

昭和二十一年十一月三十日

民生委員と改称されてからは、次の人々が出ている。

伊原仁龍（市場）　福積文恭（竹の鼻）

森　市太郎（奥松）　渡部　彦市（北方）
森　義太郎（上砂）　武田　サヨ（茶堂）
昭和二十二年三月二十日
渡部　フシ　仙波由井
昭和二十六年七月三十日
橋本とし代　田井敏光　高須賀巽
渡部経広　林　とき　名越善蔵
杉原英一　渡部　幸
昭和二十七年以降　民生委員

担当地区

橋本とし代（三軒屋）　奥松瀬川全域
渋谷忠一郎（横灘）　前松瀬川、宮東、宮西
渡部経広（上古市）　海上上下、西古市、東中村、茶堂
高須賀巽（宝泉）　宝泉、西の側、原沖、旦の上
越智ふさ（天神）　天神、市場
杉原英一（上砂）　上砂、サヤノ木、竹の鼻、森
渡部　幸（八幡）　北八幡、八幡、道向、板戸、吉久曲里
名越善蔵（中之町）　中の町、小坂、下の町、高木、下沖

川上村託児所

一、創　設　昭和十四年六月
一、事務取扱　川上村役場内
一、目　的　本年夏季農繁期より託児所を四ケ所新設する事となり、其の目的は農繁期に於ける軍人遺家族の労力不足を補うと共に一般銃後農村の生産力を増進し、幼児保護の完全を期したいと思い、主体は主婦会及び銃後奉公会であつて従事者は主婦会役員及び篤志婦人並に方面委員等が犠牲的に御世話をする事になつており、設備についても不充分な点が種々あると思われるが、従事員も引続き研究をなし、村民皆様の援助を得て完全に幼児の御世話を致し度い覚悟を持つて居られるので、是非御利用になられる様、但し費用は少しも申し受けない。
一、場所は次の通りである。
川上大神宮境内、川上小学校、北方医王寺境内
川上産業組合醤油倉庫前
一、受託児の範囲
歩行し得る程度より学齢以下の幼児
（順次乳児も預る予定）
一、開所期間　麦刈時、田植時、稲刈時、年三回
受託時間は日出より日没迄とす。
（尚託児所は順次村内全般へ増設の予定である。）

第四章　経　済

財　政

昭和二十五年度の川上村一般歳入は主として、村税五百三十九万九千円、平衡交付金一千六百七万円、国庫支出金二百一万一千円、県支出金七十三万五千円、財産収入三万四千円、手数料二万五千円、などがあげられている。

村税の特に目立つているのは本年度より国家財政の大巾地方移譲によるものであり、地方自治行政確立をねらう民主的国家の一つの現れである。本村には先人の識見と苦心の賜になる約百二十町歩の村有林があり、ゆるがぬ基本財産となつている。ために学校建築など超多額の出費をまかなうことが出来ている。村民は先人の偉業を偲び後から後から植林のことに力をつくしている。

其の他国営植林県営植林があつて村の収入を補つている。これらは村の健全な財政の一つの要素をなしているものである。

歳出を見るに終戦前見なかつた社会事業費が戦後一段ときわだつている、これは生活保護を要する戦争犠牲家族の多いことを物語つている。

次に村財政の今昔を表にあらわしてみよう。

年度	経総費	役場費	教育費	衛生費	其の他	臨時費	摘　要
明治 三	一、三二五	六三六	五〇五	二			
二四	一、一四九	六二三	四七六	二四			
二五	一、三四九	六七八	五七四	二五			
二六	一、七〇三	六五五	八一四	一九			
二七	一、九三三	六八五	八六三	二三七		七六	
二八	一、八三八	七三	九二〇	七一		八三	
二九	一、七四五	七二	八七〇	一三七			
三〇	二、七〇三	九五九	九八七	五八		六四五	川上常小学校建築

三一	三、四一〇	八三六	九七四	一九二		一、三六〇	
三二	三、六二〇	一、〇二六	一、〇七一	七三		一、三六〇	
三三	三、八二〇	一、一三六	一、三三九	二二六		一、〇五七	
三四	四、七三四	一、二四九	二、二五五	五二		一、〇八〇	
三五	六、三一三	一、二八八	二、七七七	一〇六		二、〇〇三	
三六	六、〇九六	一、三三七	二、四〇七	五七		二、二二六	伝染病院建築
三七	五、五一三	一、四六九	二、四五一	一〇〇		六四七	土地台帳整理、松瀬川裁縫室建築
三八	八、四八七	一、五一三	二、三五六	五四		四、四八五	
三九	五、四五九	一、四五七	二、四一六	八七		一、四四一	
四〇	六、一五一	一、六五七	二、七三〇	一六二		一、五一八	
四一	八、七二一	一、七六一	三、二三八	二九一		一、三四五	
四二	一七、五一六	一、九一八	四、一四二	六二一		八、四九九	
四三	一三、八四七	一、九二一	四、二三三	二、〇二六		五、〇八七	
四四	一三、七七九	二、〇三三	四、七四〇	四二二		四、七六一	
四五	一三、二一九	二、二一三	四、八四三	六七六		三、六六二	
大正二	一一、三五七	二、二六八	五、二九九	二五六		一、九一六	補習学校開始
三	一四、〇一四	二、三〇八	五、五二四	二六四		二、六五五	
四	一一、二九二	二、〇四八	五、三〇一	七三		二、三〇九	
五	一一、七二六	二、〇一〇	五、二七七	五六九		二、一四七	
六	一四、二五六	二、〇七八	五、七〇〇	一一三		三、九〇七	
七	一六、四四三	二、七四九	七、一五五	二七五		四、四一〇	
八	四四、五四六	三、七八七	一〇、五五九	四〇一		二六、五六一	
九	四一、七三五	六、八三五	二、〇〇七	三八〇		八、七二九	
一〇	四三、三二五	六、〇五九	二、三七一	三〇三		三、二八九	

一一	六四、三七八	六、九五〇	三三、二六六	三一九	二六、六六一
一二	六六、四三五	五、七〇〇	二一、一三四	四〇七	三五、九二六
一三	五三、二三八	五、七四三	三三、〇八三	一四八	二一、六四六
一四	四二、〇四二	五、二八〇	三三、三九一	七三八	一〇、六九一
一五	五二、九八〇	五、五七一	二五、〇三三	四七二	二〇、七三六
昭和二	四七、七一六	五、八六〇	二四、一〇一	五三三	一八、六六六
三	四七、七一六	七、三三五	二二、八九七	三六五	一一、四三三
四	七〇、五三九	六、八四六	二二、三一〇	一八一	三五、〇三八
五	五五、一八六	六、一〇五	二〇、八二三	一七八	二〇、五九二
六	五五、一九二	四、九一〇	一八、八九一	四六	二五、七一六
七	七九、六八六	四、七六四	一八、九一二	一九六	五、二二一
八	五八、三一五	五、〇八六	二二、二二三	一三九	二七、四一六
九	九四、九七五	四、九〇〇	二二、三六七	一〇九	二四、六一六
一〇	七四、一二四	四、七九九	二二、四二一	五五	四四、〇六二
一一	七三、四七五	五、七八六	二〇、四〇七	一四一	三七、九九九
一二	六七、六五七	五、八六六	二三、九五三	二五一	三三、〇八八
一三	七四、七九八	六、〇七八	二五、六五〇	四一九	三八、一八三
一四	六五、〇〇三	六、九三九	二六、六八六	五三	二五、五〇一
一五	五一、四二七	八、四二五	一一、五六五	一一七	二三、〇九九
一六	九一、七六三	九、六三七	一五、九五〇	一三七	六〇、一五七
一七	一一九、二七三	一三、一四五	三三、六七四	二三四	七四、九五八
一八	八一、六七〇	一五、二〇三	六、八六一	四、〇八一	四〇、七八五
一九	一九三、二五七	一七、七六六	七、二八二	一、九三〇	—
二〇	四〇二、八一五	三、一一七	八、四五七	三、三五〇	—

二二	四六四、六四〇	一二五、七二六	三一、七四一	一〇〇、五七二				社会事業費	二九四、六八九	
二三	二、四五七、二七四	四四九、二九二	四五八、〇三五	四〇、〇六〇						
二三	一〇、一五九、八八五	一、三〇五、一八七	六八九、三七八	八〇、九四九				一、二八、七七七		
二四	八、一八四、六一五	二、三三四、〇一〇	一、七五三、一五八	二八〇、七〇〇				一、六六九、四〇〇		
二五	八、四六〇、九四四	二、二九九、三〇五	三、四九九、七一五	一一四、四二〇				東温高校建築外	九〇九、一九七	
二六	一三、一三六、四三一	二、八二五、四三五	四、四五四、一二六	八六、三四六	二、六三八、三〇七			土木災害復旧外	二、六九六、〇六一	
二七	一五、七三二、四四二	三、五六八、〇五八	二、八一六、三六八	八六、四五四	二、八三七、四四〇			中学校建築外	六、四二四、一三三	
二八	一九、〇二六、八〇四	三、六七二、六三三	四、六八三、三三六	三九六、〇〇三	四、二〇七、一三五			土木災害復旧外	六、〇五七、七〇八	
二九	一七、五〇八、〇五〇	三、五一三、七四一	五、一四五、九九三	二一六、一一〇	五、三九、二〇三			国道改修外	三、三〇三、〇〇三	

経済的地位

本村の経済的地位は生業別に見ると昭和二十四年十月の調べでは農業八百二十四戸（専七百三十戸、兼九十四戸）商業百十一戸（専八十六戸、兼二十五戸）勤労百九十二戸（専百八十八戸、兼四戸）俸給百三十四戸（専百三戸、兼三十一戸）大工二十六戸（専二十二戸、兼四戸）左官六戸（専五戸、兼一戸）工場主十三戸（専十戸、兼三戸）寺院四戸、医院六戸、石工一戸、あんま二戸、興業一戸、無職四十二戸となつている。農家が全戸数一千三百五十九戸の約六十%をしめしているわけである。これを自、小作別に見ると、昭和二十五年二月の調べでは自作農四百十一戸、小作農四十九戸、その他が自作兼小作農となつている。明治四十一年の統計表で見ると自作農二百五十戸、小作農四百戸となつており、農地改革によつて此の変動があつたわけで、農業経営は容易になつたものと思はれる。往年の貧富の差の大きい開きは全く見られなくなつた。

金融面から見ると、本村でもつとも利用されている金融機関である農業協同組合の昭和二十五年十月の調べによると、貯金総額三千百八十一万二千三百十円、貸付総額六百十二万二千五十円となつており、農家一戸当り平均三万八千円の貯蓄をしており、七千四百円の借金をしていることになつている。これを全県的に比べてみると、伊豫郡南伊

豫村に次いで本村が愛媛県で二番の上位にあり、小野村が三位を占めている。一般に安定性のある経済生活が行はれていることが察せられる。

我が村の農業

徳川時代、我が松山藩に於ても大手鑑台帳に、あるが如く、総て、定法に依つて政治され、上納に事かがぬ為め、百姓に勢を出して生業にいそしむ様、孝子、節婦を表彰し、難渋者の救助に、差上米をした者に格式を与へ又、五人組の制度を強化して、その連帯責任に於て年貢米の完納をはかる方法がとられた。（其の年貢上納の為めに苦しんだ。家に病人が出来たり、其他の事情の為め上納米に手をつけて納める時期に間に合はず蔵元の牢に入れられた為、親族相談の上、頼母子講を初めるとか娘を下女奉公若者を荒子男に奉公せしめて、給金を得て、米を購入、上納さした例は数々であつたと老人は伝へている）

後、藩財政が益々窮乏となると共に年貢の増収を計る為め本田畑より、幾分年貢を軽減することなどによって新田の開墾が奨励され、また、享保以来、米価調節政策などがとられた。農民は領主や地主の抑圧に対して百姓一揆などによって反抗を企てるようなことがあつたが、その度毎に農民の要求は蹂躙せられた。享保頃からは、次第に百姓一揆の規模が大きくなり、また各所に起こつた。その為め、寛保元年（一七四一）には強訴、徒党、逃散などの百姓一揆を、法令をもつて禁止し、その首謀者には、死罪という厳罰を以てのぞむようになつたが、直接その原因が除去されなかつたため、幕末に近ずくにつれて一揆はますます増加するに至つた。其の最も大きなものは明治四年の久万山一揆であつた。（百姓一揆の項参照）

明治維新以後

明治四年廃藩置県。我伊豫国の八藩も順次統合されて明治六年には伊豫一国は愛媛県となり、同年七月頃より前後約七年を要して地租改正が完成された。

（役場に残つている土地台帳図面野取帳当時測量は明治九年とある）

この地租改正によつて課税の基準が、今までの収穫高から、地価に変り、税率を地価の百分の三とし、豊凶によつて増減しないこととなつた。貢租の物納制を廃して金納制とし、その納税者も耕作者（土地占有者）から土地所有者に改められた。その為め、自給自足の傾向の強い農村に大きな影響を与え、その後に於て土地をもてあます者は品物をつけて、他人にもらつてもらう者さえ一時現れるに至つた。（金融の悪い時代の現れ。この時代に大地主が出来た）

なほそのころ地券の発行によつて法律的に土地の所有権が確認されたが、地券の交付をうけた者は実際にその土地を耕作している者でなくて、その耕作百姓を支配している地主であつたため、地主と小作人との関係は依然封建的性格のまま存続しその後の大きな問題として残された。地租改正については、次のような布達が各戸長宛に発せられている。

（前書略）

明治八年八月二十七日　　愛媛権令　岩村高俊

一、従来地租の法たるや其地全く人民の私有たらず其地を預り雇作するが如き旧慣に候処今この改正の御趣意は然らず人民地所に有に任せ永代所有すべきものとなし御用の節たりとも相当代金を以て御買上相成全く人民の所有物に定められ候儀に有之就ては自今土地売買の原価百分の三を地租と定められ候に付改正は仮令豊熟の年と雖ども毫も増租せず故に天災地異にて荒潰変換の地を除くの外違作の年柄と雖ども、減免之儀は一切無之儀と可相心得事

一、従前唱来候反別は往古の検地帳下け札帳等に拠り候事にて右検地は旧藩県種々の方法に依り自然伸縮ありて一様ならず、且年暦を経地型変易に依りて或は欠減するあり或は増加するあり故に従前の牒簿と現今の実地とは大に相違し甚だ適実ならず依つて今般の調査は一般御規則の通更に精密に検査を遂くべき事。

一、従前切開切添並に高外地試作或は家屋加建又は林藪原野を開発せし種類其他隠田たり共一切其科御差免に相成有体に申立萬一主意に違戻し欺隠の所為有之改正の後に至り相顕に於ては明治六年第三百十五号公布の通り欺隠田種律の所刑に相成候決して心得違致間敷候事（以下略）

然るにこれらの新しい改革は、政府が旧来の歳入を減らさないことを前提として行われたため、農民の負担は封建時代の貢租と殆ど変りなく、さらに、従来許されていた共有地が激減する結果となり、租税の金納化と共に農民は次第に窮乏していつた。そのため、地租の軽減が叫ばれ、遂に明治十年一月地租が百分の二・五に軽減された。その後、農村恐慌により起こる小作争議を解決するため、政府は大正十三年小作調停法を制定し、一方では大正十五年、自作農創設維持補助規則を公布して自作農創設につとめ、更に食糧事情の悪化するに及んで、昭和十六年臨時農地管理令等が発せられ、供出制度による食糧の国家管理などが行われた。

終戦後

大化の改新、明治初年の土地改革と並んで、土地制度の三大改革とも言われる農地改革が終戦直後、占領軍の強力な指令の力をかけて行われ、往古よりの封建的土地制度は根本的に改革され民主的な土地制度が急速に実現し然も絶対的権力によつて何らの反抗もなく一方的に断行されたのである。

耕地と農家

本村の農家戸数は昭和二十五年二月の農業センサスによると八百七十五戸となつている。内訳は専業五百二十一戸兼業三百五十四戸である。これを経営面積別に見ると、三反未満百四十三戸、十六％（全国二十％）三反～五反が百五十三戸、十七％（全国十五％）五反～一町歩三百九十五戸、四十五％（全国二十六％）一町～一町五反百六十戸、十八％、一町五反～二町歩四戸である。自、小作別に見ると自作四百十一戸、自作兼小作三百五十戸、小作兼自作六

十五戸、小作四十九戸となつている。

農地の内、田の総面積は四百七十三町二反三畝でその内訳は一毛作田三十一町七反、二毛作田四百二十町一反四畝、三毛作田一畝、夏作に畑作物を作つた田、六町六反七畝、はすなどを作つた田二十歩、休閑田十四町六反九畝である。畑の総面積は六十三町七畝で内訳は普通畑五十六町五反、牧草畑一町三反一畝、焼畑、切替畑四町三反九畝、休閑畑八反七畝となつている樹園地が二十三町五反六畝、合計耕地総面積五百五十九町八反六畝、植林の七百三十二町八反七畝、其の他の四十五町九反五畝を合せると本村の農業経営土地総面積は一千三百三十八町七反である。現在の耕地面積を農家一戸当りにみると平均田は五反四畝、畑七畝、樹園地二畝半、となる。

米作及麦と雑穀

灌漑様式は流水、溜池、湧泉利用など色々の型があり、又これらの複合地域もある。北方方面は主とした菖蒲堰により重信川の流水を引き入れ、溜池を加え、宝泉川の河水を利用し、南方部落は一の堰、二の堰にて表川の流水を利用、合せて吹上の溜池其の他湧泉などで補つている。松瀬川は主として大小数々の溜池、吉久部落では主として湧泉を利用している。一般に水利よく、良く稔る。

戦前は川上米として市場価値も高く評価されていた。且つ早生品種の適地多く郡内第一の早期生産村として、有名である。麦類に於ても適地多く品質の優良なものを多量に生産している。

供出制度

太平洋戦争の進展に伴い食糧確保の見地から昭和十五年に供出制度が施行せられる様になつて農村としての使命に徹し増産確保に努めて来たものであつた。終戦後も食糧確保の緊急に迫られ、少い肥料の配給を克服して、生産につとめ其の成績優良なるものとして、昭和二十三年には、軍政部から表賞を受けて面目を施したこともあつた。

戦争中は強制供出の意味で農家では先ず割当てられた供出を優先に残りを保有にして飯用にあてていたが、終戦後は農家保有を優先にするという型に変つたが、供出には常に圧迫感を受ける状態であつた。此の間昭和二十年食糧調整委員会を作り、昭和二十三年には公選による農業調整委員会を構成して自主的な農業計画を立てることとなつた。

又昭和二十年には、農地委員会を構成して従来の小作制度を改革し物納は金納に改めると共に貸地は一戸当り六反を限度として当時の小作人に解放することとなり、田二百二十三町歩其の他の耕地三十七町歩を小作人に賃貸価格の、田では四十倍、畑では四十八倍の価格で売買せしめた。尚耕地として適当な山林も希望者の申請により売買せしめ開墾をした。その面積二十五町歩に達し上ケ成部落は此の際出来た入植者の集団である。

昭和二十二年の統計ではその作付反別及実収高は次のようである。参考に明治四十一年と昭和八年の統計を併せあげてみよう。米麦の産額は温泉郡の町村では上位を占めている。馬鈴薯は主として稲作、及び野菜収穫の後地に、甘藷は畑に、大豆は稲田の畦に、トウモロコシは主として松瀬川部落の山間部に良質のものを産する。キビ、アワ、ソバ等の雑穀には見るべきものがない。

昭和二十二年

	収穫面積	実収高	反当り収量
米	4277反	9599石	2.244石
稞麦	3490	3778石	1.830石
小麦	476	518石	1.064石
大麦	16	5石	0.313石
馬鈴薯	45	10120貫	225貫
甘藷	269	64022貫	238貫
小豆	19	?	?
キビ	5	4石	0.800石
アワ	3	2石	0.667石
ソバ	2	2石	1.000石
大豆	118	47石	0.400石
トウモロコシ	35	18石	0.510石

昭和八年

	収穫面積	実収高	反当り収量
米	5050反	10437石	2.067石
稞麦	3593	3086石	0.859石
小麦	774	1044石	1.349石
大麦	38	105石	2.763石
甘藷	100	27000貫	270貫

明治四十一年

	収穫面積	実収高	反当り収量
米	4680反	14646石	3.129石
麦	4322	7873石	1.822石
甘藷	?	84000貫	?
大豆	?	245石	?
小豆	?	25石	?
トウモロコシ	?	616石	?

果樹

本村では農業の多角的経営は先づ果樹栽培からと、明治三十九年曲里区菅国一氏は南山に、西ノ側藤井繁太郎氏は苔谷山に、渡部綱久氏は天神山にそれぞれ蜜柑、梨などを植付けると共に一般農家に呼びかけて本村果樹栽培の草分け時代を作り、次いで昭和二年御大典記念事業として其の

当時村になかつた富有柿苗を多量に村で買入れ約二十戸に一本の割で無償配布する等果樹栽培えの刺戟を加えた。其の後一進一退はあつたが戦時になつて平坦地の果樹は伐採せよとの強力な勧奨に依り、ほとんど堀取つて甘藷に転作した。其の上肥料及び資料の割合も減少した為、急速に衰えていつた。終戦後或程度の回復を見るにいたつた。昭和二十五年二月の農業センサスによつて其の収穫面積は表の通りである。

（昭和二十五年しらべ）

	農家戸数	収穫面積 集団	収穫面積 散在
梨	32戸	237畝	264本
リンゴ	2〃	32〃	
桃	15〃	3〃	26〃
柿	188〃	534〃	1047〃
ぶどう	4〃	0	13〃
びわ	12〃	1〃	17〃
すもも	23〃	0	27〃
あんず	14〃	0	15〃
うめ	47〃	11畝	89〃
いちじく	32〃	0	37〃
くり	25〃	24〃	74〃
温州みかん	52〃	486〃	453〃
夏みかん	16〃	0	25〃

梨、柿、温州みかんには稍や見るべきものがあるが他は屋敷などに散在しているものである。一般に農家の兼業として行はれており、気温が果樹園などの諸条件に海岸地方のように恵まれず盛んでない。主なる果樹の収穫高を昭和二十二年の調べによつてみると次のようである。

（明治四十一年の調べによると）

	収穫面積	実収高	償格
桃	8反	100貫	60円
梨	60〃	560〃	280〃
みかん	20〃	270〃	21〃
夏みかん	2〃	50〃	25〃
リンゴ	8〃	8〃	4〃

（昭和二十二年しらべ）

	収穫面積 集団	収穫面積 散在	実収高
うめ	2反	200本	1000貫
みかん	60〃		5500〃
リンゴ	3〃		70〃
ぶどう	0	50〃	200〃
梨	60〃		13000〃
くり	7〃	100〃	700〃
柿	75〃	700〃	6500〃

（昭和八年の調べによると）

	実収高	価格
梨	29000貫	5220円
柿	2130〃	639〃
栗	2石	60〃
みかん	6960貫	1600〃
梅	23000〃	207〃

工芸作物

昭和二十五年二月の農業センサスによると、本村の工芸作物の種類、農家数及び収穫面積は次の通りである。

	農家数	収穫面積
わた	22戸	14畝
たばこ	39〃	629〃
さとうきび	6〃	2〃
茶	13〃	2〃
こうぞ	32〃	5〃
みつまた	28〃	655〃
はぜ	6〃	26畝

この調査にはあがつていないが、最近は菜種の栽培が多くなつた。併し自家用の程度を出ていない。葉たばこは大正十四年、本村竹の鼻、八幡部落に栽培をはじめたが、品質余り良好と言えず、その将来性も気づかわれていたが、昭和十年松瀬川地方の換金作物の少いのを考えた当時の農業技術員菅野頼一氏の熱意ある指導によつて上段、水越部落に奨励して平坦地にも栽培をはじめる農家もあり、現在では主要食糧作物に次ぐ村としての現金収入の第一位となつた、みつまた、こうぞは主として松瀬川の山間部に産する。

その他の工芸作物は自家用程度で見るべきものはない。製莚事業は現在はあまり見られないが大正年間頃は、相原千代太氏などのあつせんで盛に行われ製莚組合も作られていたものである。

(昭和二十二年)

	作付面積	実収高
わた	2反	14貫
たばこ	60〃	2100〃
こうぞ	27〃	(黒皮) 730〃
みつまた	250〃	(黒皮) 7582〃

(昭和八年)

	実収高	価格
たばこ	1541貫	387.000円
なたね	39石	644〃
みつまた	1150貫	345〃
こうぞ	350〃	120〃

野菜

本村の野菜栽培は、消費市場が遠く、気温の関係から促成栽培に適せず加えるに其の技術も遅れており、都市近郊の野菜に圧せられて、見るべきものはなく、自家用として耕作している程度に過ぎない。野菜の中、腐敗しにくいものは、その食べ残りを農協などのあつせんで、まとめて出荷することもあるが、村内需要を充す程度である。

本村の野菜の種類、農家数、作付面積を昭和二十五年二月の農業センサスによつてみると次の通りである。

その産額を昭和二十二年の統計表によつてみると、次の通りである。

（昭和二十二年調）

	農家数	作付面積		農家数	作付面積
れんこん	18戸	2畝	さといも	741戸	342畝
わさび	2	3/30	なす	825	218
しようが	28	5	トマト	317	21
キヤベツ	323	25	きゆうり	673	48
白菜	375	44	しろうり	55	3
きような	55	3	かぼちや	408	47
つけな	485	96	すいか	16	8
ほうれんそう	346	20	まくわうり	1	1/30
ふだんそう	31	3	メロン	1	1/30
ねぎ	554	34	とうがらし	38	8
たまねぎ	672	125	だいこん	853	625
たけのこ	41	45	かぶ	292	25
ごま	81	9	ごぼう	742	89
らつかせい	24	3	にんじん	589	32

養蚕

大正の末期県当局では、本県を養蚕製糸王国にしようとの方針を確立し、指導奨励をしたので、本村でもこの線に添つて、養蚕は急速に発達した。昭和三年、四年の全盛時代には、役場に養蚕専任技術員を京都府から雇い入れ、又南方、北方、前松瀬川、奥松瀬川等の部落には技術員を特に雇い、畑はほとんど全部桑園、水田にもかなり多くの桑園があり、盛んに養蚕が行なわれていたが、昭和六年の世界的な不況にあつて一時に衰微してしまつた。

昭和二十五年二月の農業センサスによると、その農家数掃立卵量、及収繭高は次のようである。

（昭和二十二年調）

	作付面積	実収高
だいこん	45反	31500貫
かぶ	5	2500
かぶぎ	8	5000
なすな	13	10000
つけな	8	4000
白菜	4	2000
れんこん	1	400
たけのこ	14	650
たまねぎ	24	14400
きゆうり	12	6000
しろうり	5	2000
かぼちや	52	2600
すいか	15	9000
トマト	8	4000
キヤベツ	7	2100
ほうれんそう	11	4400
さといも	140	8400

表でみる様に、昭和三年を頂上に現在では微々たるものである。

牧畜

大正八年、牛二百七十二頭、馬二十五頭の本村畜産は、昭和五、六年度の農村不況時代の切り抜け策として、牛の肥育熱高まり、昭和九、十年頃には多数の肥育牛を販売して、是の収入も少くはなく、竹の鼻、三軒屋、森などは、特に優秀で各種品評会などにもよく入賞し、牛の肥育全盛時代を作つたが、戦争になつて、飼料難から衰微して犢牛の生産に変つた。特に横灘地方では多数の登録牛を飼育して、其の成績も良好であつたが、やがて是も衰え、戦後に及んで国民の食生活改善に呼応して、乳牛の将来性を考えて、酪農組合を作り、昭和二十五年には、乳牛三十頭、牛乳一日に一石二斗の生産状態になつた。其の間昭和二十四年には、本県の畜産模範村に指定され五ケ年計画で斯業の発展に貢献した。昭和二十五年二月の農業センサスによると、本村の畜産状況は次の通りであつた。

（昭和二十五年調）

家畜の種類	飼養農家数	飼養頭数
役肉用牛	545戸	552頭
乳用牛	14戸	18頭
馬	1戸	2頭
山羊	17戸	18頭
豚	11戸	16頭
兎	73戸	139頭
にわとり	514戸	1882頭
あひる		36羽

明治四十一年		昭和八年	
牛	79頭	牛	371頭
馬	39頭	馬	27頭
にわとり	2500羽	にわとり	2183頭

林業

本村の地形からして林業は主要な産業の一つであり、地質及び土壌の基岩は大部分白堊紀層に属し、南方、北方方

次に大正八年同十三年、昭和三年昭和八年同十五年、同二十二年の養蚕農家数と収繭高をあげてみると（下表）

（昭和二十五年調）

春蚕			夏秋蚕		
農家数	掃立卵量	収繭高	農家数	掃立卵量	収繭高
5戸	25gr	145貫	2戸	9gr	45貫

	農家数	春蚕収繭高	夏秋蚕収繭高
大正八年	89戸	621貫	594貫
大正十三年	203	1913	1930
昭和三年	372	5020	4905
昭和八年	258	2403	2460
昭和十五年	67	824	771
昭和廿二年	5	19	7

面に沖積層、洪積層を見る。表土は概して肥沃であるため林業経営に適している。森林総面積は二千四百七十三町歩である。森林所有戸数は四百二十二戸で最高四十町歩、最低一畝、平均一戸当り二反二畝となつている。一般に樹林の生育状態は良好で杉は三十五年生で胸の高位で直径七寸樹高六十五尺、桧は杉についで四十年生で、直径六寸、樹高五十尺、赤松は三十五年生で径六寸、高さ四十五尺位が普通である。本村の樹種別材積を昭和二十四年の調べによつてみると

針葉樹	
樹種	材積
杉	112.007石
桧	217.289石
赤松	152.755石
計	482.051石

濶葉樹	
種樹	材積
くぬぎ	5718石
雑木	46968石
	52686石

竹	
樹種	材積
真竹	19091束
竹は	7591束
	26682束

昭和六年に村有林の施行案をたてて計画的な植伐を行つていたが、昭和十七年川上村森林組合設立と共に昭和二十三年より十ケ年計画で保安林八十二町を含めた総森林面積を三十六林班区に区分して計画植伐を行つている。昭和二十四年度の植林面積は四十三町三反で、くぬぎ六万五千五百本、杉、桧七万七千五十本の樹苗を要している。

主なる林産物は、用材、木炭、松茸等であり統計表でみると次の通りである。

	木材		薪		木炭	
	生産量	金額	生産量	金額	生産量	金額
大正三年	一九五〇 才	五三〇 円				
昭和二年	四三〇〇	三五〇〇	五〇〇〇〇メ	一〇〇〇〇	一五〇〇メ	一〇〇五〇 円
昭和十五年	一八〇〇〇	五九三五〇	一四〇〇〇棚	六三〇〇	一五〇〇	一三五〇
昭和廿四年	三一〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇メ	三〇〇〇〇	三三五〇	五〇一六〇

松茸は概して北方山に多く産するけれども、小野村、荏原村には及ばない。松山方面に搬出されている。昭和二十二年の愛媛県統計表では本村販売高百七十三貫である。

商工業

明治以前は、川上駅の名と共に商業は発達し、市場もあつたという故、市場の地名がある。商はみな、代官の許可制にして酒屋、醤油屋、金物、太物、米屋、小間物商、材木問屋、宿屋等あり東温での一中心になつていた。其の後交通機関の発達にともない、村の商工業は村外を客とする店少くなり、したがつて繁華ではなく、大正三年には商工

業戸数六十五戸程度であつて、多くは半農半商の形であつたが、最近人口の増加によつて昭和十五年には百十戸に増加し専業商家も次第に増して来た。

明治四十年初めて渡部次郎氏によつて機械による精米業が行われ、同年名越啓次郎氏によつて名越座の劇場が建てられ、大正四年には川上発電会社が創立され、電燈がつくなど文化の進むに伴い商工業も順次活潑となり、米を精白して阪神地方に売出したり、岡部綾太郎氏は川上産米を神戸大阪等に売る等村外との取引も発達するようになつたが、今次の世界戦争になつて物資はほとんど統制され、商家もしたがつて企業の整備にあひ、酒造、米穀、繊維、青果等ほとんど統合されてしまつた。終戦後は物資の生産増強とその他統制緩和によつて一時に商工業者が増加し、昭和二十四年には其の数百九十戸になつている。

現在本村の商工業関係の内訳をみるに総戸数百九十戸、内工業部門二十四戸、商業部門八十四戸、技術部門十六戸特殊部門六戸となつている。工業部門は精米精粉業六戸、瓦生産業一戸野鍛冶業二戸、下駄製造販売業四戸、製材業三戸調整業二戸、綿打業一戸、製縄業三戸、農具製造業一戸、傘製造業一戸となつており、瓦年産四万枚、下駄六万足、製材八千石、製縄六万貫の生産をあげている。

商業部門は物品販売業十七戸、時計修理販売業三戸、自転車修理販売業六戸、宿屋営業一戸、豆腐製造業三戸、飲食営業六戸、菓子製造販売業七戸、新聞販売業一戸、生魚販売業四戸、食肉販売業二戸、運送業七戸、青果販売業二戸、古物営業六戸、葬具販売業一戸、薬種販売業二戸、風呂営業一戸、演劇業一戸、牛乳販売業一戸、雞周旋業二戸となつている。一般的に昭和二十一年から二十三年末までは商業の隆盛時代で其の後急に業者が激増して、現在では稍々営業不振のきざしが見えている。

技術部門は、大工職三十五戸、左官職十戸、理髪美容職七戸、表具職二戸、籠屋職二戸、仕立職六戸、ラジオ修理販売業一戸土木請負業五戸、周旋業三戸、石工業二戸、写真業一戸、ブリキ業一戸、あんま業三戸となつている。

特殊部門は医師営業四戸、歯科営業二戸となつている。

昭和六年以後は、商業状態に変化をきたした。各組合の発達により、基因するものである。特殊部門としては、医師の営業が三軒、歯科医の営業が四軒、薬局は一軒、又ガ

ソリン販売所二軒、タクシー営業者が一軒、セメン細工一軒、又美容院は年と共に増加の傾向を示し現在五軒となつている。

金融

本村では現在農業協同組合が唯一の金融機関であり、これに郵便局、又県金庫関係は主として北吉井村横河原にある伊豫合同銀行文店を利用している。

昭和二十五年十月の調べでは、農協の貯金三千百八十一万二千三百十円、貸付け総額六百十二万二千五十円となつている。又川上郵便局では、昭和二十五年十月の一ケ月間に六十七万一千三百九十五円の貯金があつた。尚農協の貯金の種類及利率貸付けの種類及び利息は次の通りである。

貯金		
小口当座預金	日歩五厘	年歩一分八厘三毛
特別貯金	日歩四歩三毛	年歩五分一厘六毛
定期貯金		年歩五分二厘
定額貯金		年歩四分五厘
貸付		
信用貸付	日歩三銭	
協同組合担保貸付	日歩二銭六厘	
其の他担保貸付	日歩二銭八厘	

昭和三十三年調

貯金		
小口貯金	日歩七厘	年歩五歩七厘六毛
特別貯金		〃 六歩一厘
定期貯金		〃 四歩
貸付		
信用貸付	日歩三銭	
担保貸付	〃 二銭八厘	
公共団体貸付	〃 二銭六厘	

戦後インフレーションの為貯金に不安な心をかきたてて来たが、経済九原則の実施と共に稍々村民の生活も安定の度が増し、現在では貯蓄状態も大体安定の傾向になつている。

昭和二十一年終戦と共に戦時多額に発行された日本銀行の発行紙幣は、悪性インフレの傾向を増し、国民の生活をおびやかすまでに進展して来たので、政府では預金保険払込金、有価証券等の通貨価値のあるものと現金とを合せて一戸当り平均四千円の保有を認めて残りは全額を一時封鎖した。又五円以上の流通紙幣は新円と切り換えた。世にこれを通貨封鎖、預金の棚上げなどと伝えられていた。尚こ

の政治措置は昭和二十三年六月になつて解除になり自由に出来るようになつた。尚この時の本村での封鎖状態は、農協では総額四百八十六万六千八百七十六円であつた。

貯蓄運動

本村の貯蓄運動は大正初年県当局の方針として聖徳貯金と名付けて貯蓄を奨励し、各村の成績表を発表したりして激励した。大正四年の本村の成績は六百九十人で、一千五百七十六円であつた。昭和になつて年二回の収穫時に備荒貯金として不時の災害に備える特別預金をはじめたり、又常会貯金として毎月の定例常会には必ず現金を持ち寄つて貯蓄に励んだ。昭和二十三年には救国貯蓄運動が起り一人二千六十一円を目標に貯蓄にはげみインフレ防止につくした。

次に農協に於ける昭和元年よりの貯金高を調べてみると次の通りである。

年月	貯金高	年月	貯金高
昭和元年	一六、三三円	昭和十三年	四六、三〇一円
昭和五年	三五七、九五五円	昭和十五年	八三九、三二一円
昭和九年	二七七、三五五円	昭和十七年	一三七、一四四円
昭和十九年	三三六、四四九円	昭和二十六年	四四九、三〇〇、〇〇〇円
昭和二十一年	六二七、八九九円	昭和二十七年	五五八〇、〇〇〇円
昭和二十三年	二〇四六七、八七八円	昭和二十八年	七一五三、〇〇〇円
昭和二十四年	三三六、九二六円	昭和二十九年	七六〇一五、〇〇〇円
昭和二十五年	四〇五七、〇〇〇円	昭和三十年	九一〇四三、〇〇〇円

第五章　教育

寺小屋教育

寺小屋教育は、鎌倉時代に寺院の一部を学舎として、寺僧がその教師の任に当つたのに初まり、以後足利戦国時代にわたつては、もつぱら僧侶が教育の任に当り、士庶人共に寺に行つて僧侶に学んだ、しかし当時は設備も不充分であり又一般社会にも普及されていなかつた。

江戸時代に至り、庶民教育の発達にともない従来の寺小屋は、主として一般人の教育機関となり、多く民家を其の教場とし、教師も僧侶のみでなく、幕臣、藩士、浪人、医師、神官等が其の任に当るようになつた。そして寺院以外でも生徒を寺子といい入学のことを寺入といつた。教場は普通畳敷で、師の席は上席の中央に高く設けられ、生徒は

各自持参の机で学習した。生徒は七、八才より十四、五才までの男女を普通とし、男女共学であつたが其の席は男女によつて別にしていた。教科は習字、読方、珠算等日常必要なことを主として教え、教科書としては、童子教、庭訓往来、商売往来、農業往来、四書五経、実語数、消息往来などが用いられていた。授業時間は必ずしも一定していなかつたが、およそ午前七、八時より午後二、三時頃まで行つていた。

まず最初は「いろは」、数字等の習字から初め数名づつ教師の面前に呼び出され、その前にそなえられた机によつて、交々筆法と手本の読み方とを教えられ、終ると自分の席に帰り、教えられた読み方を復習し、又文字の筆法を習い、かくして次第に習字と共に往来本の読み方、日常書簡文の書き方等を学び又それと共にそろばん等も習つた。毎月一日、十五日、二十五日の三日及び正月、節句、盆、祭等には休業していた。又毎月一回手本の浚えがあつて、記誦をためし、又毎年一回大浚いといつて交る交る師匠の面前に呼び出して一年間に習い終つた手本の中から読書させて、其の成績をためした。寺小屋の維持の方法は一定していなく、多くは自家の資財によつて支え、他に生徒の束脩及び、年始、盆、節季等に多少の金品をうけていた。

このように江戸時代の一般の人々の教育は、寺小屋において行われ、明治初年に於ける全国の寺小屋の数は、実に一万五千八百有余に及び、明治に至り小学校の設けられるに及び、次第に廃せられるに至つた。

我が村に於いても数ケ所に寺小屋が開設せられて、子弟の教育がなされていた。次に其の概略を述べよう。

(一) 所在地　下浮穴郡南方村（現大字南方）
起原及変遷　天保十年頃起り明治六年頃まで続いた。
塾主　松木覚三郎
生徒数　男八十名位　女十名位
入退学　普通入学年齢八、九才、退学年齢十四、五才であつた。
修業年限　制限なかつた。
課業時間　始業時間午前八時、終業時間午後四時。正月、節句、盆、祭を休業日とした。
教科目　読、書、算
教科書　凡て師匠の書いたものをつかつていた。読本は商業往来、農業往来、童子教、庭訓往来、四書五経、女大学、習字は読本中より、師匠の抜き書きした書き本を使つていた。習字の流派はお家

流、特に仮名をよくした。

算術の教程　珠算、四則

行事　毎月二十四日を目標として、師匠の書いた、「天満宮」又は「天神社」の掛けものを正面にたらし、習字の成績品を展覧し、訓話をして其の後で菓子などを与えて休業とした。五節句には訓話を行つていた。

賞罰　よい行をしたものには賞詞を与えた。

束脩謝儀　師匠の家が資産家であつた為めか束脩謝儀ともになかつた。

(二)

所在地　久米郡北方村医王寺組（現北方宝泉）

起原及変遷　安政二年に起り明治六年まで存続。仙波惣太、元治元年より後継して明治六年に至り廃止、其の後惣太氏は村の小学校創立を手伝つた。

塾主　仙波五平（初代）後世門弟大字北方宝泉区西法寺に碑を立つ、二代五平は初代五平の二男。仙波惣太初代五平長男。伝馬屋、姓、丹生谷家を継ぐ。（丹生谷惣太）

生徒数　男四十名位、女十名位

入退学　普通入学年齢八、九才であつたが中には十、十一才位で入学するものもあつた。退学年齢十二、三才

修業年限　四ケ年

課業時間　始業時間午前八時、終業時間午後四時。休業日は十日毎に一日、他に正月、節句、盆、祭を休業日とした。

教科目　読、書、算。教科書読本は実語録、庭訓往来、商売往来、童子教、農業往来、四書五経。習字は師匠の書いた仮名、日用文、其の他読本の中より抜き書きした書き本を使つていた。

算術教程　珠算、四則

行事　天神講——各人米を持参握り飯を作り、天神様に供え、之をさげて共に食べて一日を楽しく暮した。

賞罰　善行あつたものには賞詞を与えた。罰則としては、個人机（巾一尺一寸、丈三尺位）に脚を重ね、其の上に立たせて、一方の手に点火した線香を持たせ更に重いものは、机三、四個を重ね其の上に立たせ、一方に点火した線香、一方の手には水を満した茶碗を持たせて直立させ、之をこらしめた。

束脩謝儀　束脩—白米二、三升位、謝儀—年額白米二斗。

(三)

所在地　浮穴郡南方村字川上（現大宮神社西）

起原及変遷　慶応二年に起り、明治五年まで存続。

塾主　松浦公斉（篤）医師

生徒数　男二十人位

入退学　普通入学年齢八、九才、退学年齢十二、三才

修業年限　四ケ年

課業日　年中課業日としていた。
教科目　読、書、算
教科書　読本は実語録、庭訓往来、農業往来、童子教、四書五経、習字は師匠の書いた書き本を使つていた。流派はお家流
算術の教程　珠算、四則
行事　天神講があつたが不詳
賞罰　善行ありたるものには賞詞を与え、罰則としては、一方の手に点火した線香を持たせ、一方の手には水を満した茶碗を持たせて、机の上に直立させてこらしめた。
束脩謝儀　束脩―白米二升謝儀―年額白米二斗

(四)
所在地　久米郡北方村大字旦之上（現北方旦之上）
起原　不詳
塾主　聖仙禅師（大興寺住職、現住職より五代前）習字の流派は不明であるが、能書家であることは今に伝わつていている。大興寺炎上のため書幅等は伝わつていない。其の他のこと不詳

(五)
所在地　久米郡松瀬川村横灘（現松瀬川横灘）
塾主　寺田作五郎。其の他のこと不詳

(六)
所在地　久米郡北方村大字海上（現大字北方海上）
起原及変遷　起原不詳、明治四年頃廃止
塾主　鈴木重遠。松山藩士にして暫く当地に住んでいた。其の当時閑日月の中に開塾したものであつて、其の期間は非常に短かく、後松山に帰り代議士に当選四回、衆議院に於て有数の人物であつた。
教科目　漢学
教科書　読本は四書五経を主としていた。其の他のこと不詳

(七)
所在地　久米郡北方村大字高曹根（現北方高曹根）
塾主　大倉武左右衛門。其の他のこと不詳。

川上小学校年表

年号	学校変遷	沿革	教育予算	児童数	卒業生	管理者	校長
明治五年		学制頒布					
同六年	県立久米第一小学校設立	北方村字中村に県立久米第一小学校設置さる	県費なれどその額不明	久米第一小学校約二〇			久米第一小学校教員は松山の人金子長斉月俸三円
同七年		久米第一小学校県立を解かれ公立となり時雍小学校と改名す、河東小学校を南昌寺に設置する	村費となる額は不明				

同八年	時雍小学校 / 河東小学校					
同九年	時雍小学校 / 河東小学校				戸長	時雍小学校 金子長斉
同一〇年	時雍小学校 / 翠松小学校 / 松尾小学校 / 臼杵小学校 / 河東小学校			臼杵小学校 一〇余名		翠松小学校 徳永
同一一年	同上			松尾小学校 約一〇名		
同一二年	同上	教育令制定		翠松小学校 約二〇名	仙波慶次郎	松尾小学校 近本光蔵
同一三年	同上	教育令改正（義務教育十六ケ月）				臼杵小学校 穂坂之亨
同一四年	同上			時雍小学校 約六〇名		河東小学校 山内
同一五年	同上			河東小学校 約六〇名		
同一六年	同上	時雍小学校北方村医王寺へ移る				
同一七年	同上					
同一八年	同上					
同一九年	同上	小学校令				
同二〇年	同上					
同二一年 / 同二二年	北方尋常小学校 / 松瀬川簡易小学校 / 道向尋常小学校	時雍小学校と翠松小学校を合し北方小学校となり松尾小学校と臼杵小学校合し松瀬川簡易小学校となり道向小学校設置		北方尋常小学校 男六〇 女三五 / 道向尋常小学校 男三三 女一六 / 松瀬川簡易小学校 男二六 女八		
同二三年	北方仮教場 / 松瀬川分教場 / 南方仮教場	小学校令改正町村制実施、川上尋常小学校設立北方道向松瀬川小学校合併南方仮教場北方仮教場松瀬川分教場をおく教育に関する勅語謄本下付	五八四円、六〇銭	男一五四 女三七	男二 女一 / 武井庄三郎	首席訓導事務 大泉知之

年	校						
同二四年			五三八、一九	一五四 五七	二一 七	武井庄三郎 坂本公賢 渡部英四郎	首席訓導 坂本里信
同二五年	松瀬川尋常小学校独立す		五六二、七七	一六七 五八	二三 七		
同二六年	川上高等小学校設置 位置 南方南昌寺 赤痢流行児童死者五名	校長 相原直温	四五〇、二七	尋常科 一三五 七三 高小 九四 六	二七 六		
同二七年			五〇八、九〇	一五一 八七 一〇六 九	一三 八 高等小 五 〇		
同二八年			六三五、五五	一八〇 一〇九 一一〇 一六	二三 七 一三 〇	渡部満弘 仙波慶二郎	
同二九年			六一三、四八	一八一 一二一 一三二 一八	二五 八 八 〇		
同三〇年	郡名改称（温泉郡）		六三四、九六	一九六 一一七 一四四 一五	二六 一〇 一三 〇		坂本里信
同三一年	川上尋常小学校新築（一〇、三） 北方、南方の仮教場を合す		六五一、六四	一九八 九九 一二五 一一	三四 二四 一三 二		伊賀上政五郎
同三二年	裁縫専修科設置		九〇七、五九	一五〇 一七	三八 一三 一九 〇	仙波茂三郎	
同三三年	改正小学校令（八、一八）（義務教育四年）		一、〇一七、一三	一四三 一五	三五 一五 二〇 一		

				尋常科 男	尋常科 女	高等科 男	高等科 女	男	女	男	女		
同三四年	川上尋	川上尋常高等小学校設置 尋常科四ケ年、高等科四ケ年(四月八日開校)	二、八三六円、一五銭	二〇一	一三七	九〇	一五	四五	二三	一六	一		相原 直温
同三五年		補習科設置	二八五六、七六	三三三	一五六	九六	二〇	四七	三三	一六	一	渡部 平太	
同三六年		教科書国定	二〇五三、九五	三三九	一六〇	九四	二三	四八	三二	一九	二		
同三七年			二〇八五、六九	二〇一	一六五	八〇	二七	五一	四八	一二	四		
同三八年		記念学校林を造る(十町歩)一万三千株	一九六八、〇一	二一九	一七〇	九三	三五	四六	三三	一一	七	渡部儀太郎	
同三九年			二三八九、一八	二三〇	一七九	九一	二八	五四	二六	二一	五		渡部 薫
同四〇年		補習科を廃す 義務教育六ケ年	二二九七、三	二一九	二〇九	九四	三〇	四三	四四	一九	七	松木 喜一	田辺万次郎 香川 男仲
同四一年		本年度限り仮教場(南昌寺)を廃す 尋常科六ケ年高等科二ケ年となる	三〇二九、三七	三〇八	二七三	三四	一〇	二六	五	一八	七		
同四二年			三三五〇、一七	三三四	三〇六	四二	一七	二一	一五	二〇	七		重松 太郎
同		校舎増築	三八四八、四七	三三九	三一二			四四	三六				

四三年				三七・二〇	一九・九		
同四四年	常高等		三九六九、〇〇	三五三・三二五・三五・二〇	三七・三七・一五・一一		大野鬼千三
大正元年			四一五四、六五	三四七・三二三・三一・一八	五二・四三・一二・七		
同二年		補習学校開設（八、一四）	四四一二、九二	三五七・三四二・四三・一七	五九・五三・三・七		
同三年			四五五五、〇〇	三六二・三三一・五六・三一	五四・五〇・二三・一〇		
同四年		運動場拡張	四三一八、一三	三七三・三三九・五六・三八	五三・五三・二五・二〇		
同五年			四五四六、七一	三七七・三三八・五八・三三	五四・四九・二四・一六		
同六年			四六三五、八六	三八四・三四一・五八・三一	四七・五二・二八・一三		
同七年			五六六六、二九	三九八・三三七・五五・三六	五六・五九・二四・一四		
同八年			七九七八、四二	四一二・三二〇・六七・四二	六四・四一・二七・一九	仙波　秀一	

同九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	昭和元年	同二年	同三年	同
小学校									
	校舎増築			校舎増築			運動場拡張		
一、五五八六、五〇円戔	一、四七五九、六〇	一、七七二九、二〇	一、五七八三、三五	一、六九六二、八六	一、五九三六、〇〇	一、六二二五、〇〇	一、七三四〇、〇〇	一、七五九〇、〇〇	一、八〇五二、〇〇
尋常科 男 四〇九 女 三三三	高等科 男 八三 女 三四	四一一 三四九 七四 三七	四〇〇 三八六 八五 四七	三八七 三七八 九八 六八	三七二 三七九 九七 六九	三五七 三八一 一〇二 七二	三六一 三七八 一〇二 五三	三七四 三八七 九七 五〇	三八五 三六五 九二 七七
五〇 四六 三四 一三	七五 五八 三八 一四	六五 五四 二七 二〇	七〇 五三 四三 二二	七五 五五 四八 三三	五六 五九 四二 三二	五七 六一 五一 二七	六六 八〇 四五 一八	六二 五六 三九 二四	五一 六三
松田恵雄 八束寿弘	伊藤元三郎				松木喜一 近藤和雄				高橋環

四年													
同五年		一、八〇九一、〇〇	三九七 三八一 九六 七七	五八 五四 四五 三四	渡部荘一郎								
同六年		一、六二四、〇〇	四〇六 三七七 四九 七五	五一 六〇 四〇 三八									
同七年	ピアノ購入　松山測候所の観測所設置	一、五二三、〇〇	四一五 三七四 八九 三	七〇 六三 四三 三一									
同八年	校舎副築落成（一〇二）	一、五四八七、〇〇	四〇一 三七一 九七 八六	七九 六四 三三	仙波　秀一	安平　章							
同九年	少年団をつくる 伊勢修学旅行	一、五五七一、〇〇	三六六 三八一 一三 九二	六四 六五 五四 四二									
同一〇年	青年学校設置	一、五二四三、〇〇	三六四 三六八 一二四 九六	六四 六五 六一 四三		渡部佐一郎							
同一一年		一〇五八三〇、〇〇	三六三 三七〇 一〇〇 八七	六九 五五 五一 四七									
同一二年	二宮金次郎銅像除幕式（六月）	一、六四四五、〇〇	三七九 三八〇 一〇四 七四	六三 六〇 四二 三二									
同一三年	融和教育研究会をする	一、七二九六、〇〇	三三五 三七九 一二四 九三	五六 七〇 五五 四一		大西堅九郎							

同一四年			一、七六二八、〇〇	三四〇 三六四 一〇四 一〇三	四六 六六 五六 四六		
同一五年		サイレン（六、三） 楽隊をつくる	一、八一四〇、〇〇	三五六 三五三 九一 一〇六	六〇 六〇 四七 五〇		玉井 清吉
同一六年	川上国民学校	川上校教育振興会発会 国民学校令施行 川上国民学校と改称 映写機の寄贈を受ける	四六七八、〇〇 円 銭	小学科 男 三六三 女 三五五 高等科 男 八九 女 一〇四	男 五九 女 六〇 男 四〇 女 五一		
同一七年		青年学校独立 二階建校舎新築（八、二七）	八九〇四、〇〇	三七九 三六七 一〇八 一〇〇	五五 六二 四七 四四	三津山保太郎	
同一八年		東温青年学校開校式（六、一五） 水害のため休業（七、二四） 軍人援護教育研究（九、二三）	一、三一〇四、〇〇	三八八 三六九 一〇三 一〇四	五三 六一 五一 五二		
同一九年		東温家政女学校設置 養護婦をおく、勤労奉仕―開墾生産	五六四三、〇〇	四二三 三七一 九二 一〇二	七〇 五八 四八 四八		
同二〇年		軍駐泊所 八月一五日終戦（八、一五） 校庭浸水三cm（一〇、一〇）	六七六〇、〇〇	四八八 四七一 一二三 一〇七	八四 七〇 四二 五四		池内 嘉晴
同二一年		伝染病発生一週間収容（八、九） 教育後援会復活（九、一四）師範生実習三ケ月 南海地震屋根壁大破（三、三）	一、六九九〇、〇〇	四八八 四七一 一二三 一〇七	八二 七六 五六 五一	大西 時久	加藤 栄安
同二二年		六三制実施、川上小学校と改称 川上中学校設置 教員五名奈良視察	四五七一、〇〇	男 四六七 女 四五六	男 七七 女 七八		
同二三年		教育方針制定、部落PTA結成、臨海教育(中島) 教科課程〃〃師範生実習三名十一月 幼児学級開設一月、新教育発表会二月 教員五名東京視察（五月）	二九、三五八〇、〇〇	四五六 四四九	八二 八五	大西 時久	

川上小学校

同二四年	川上校PTA結成（九、三） 川上中学校新築落成（三、一五）遊具設置 臨海教育（中島）県外修学旅行十一月高松	二八、三七八、〇〇	男四四七 女四三二	男八四 女八〇		
同二五年	県外修学旅行五月高知 臨海教育（怒和）創立六十年記念式（三、一七） PTA雨傘寄付 PTA「川上村のおもかげ」を出版	三九、五九二、〇〇	四三 四二八	六三 五六		
同二六年	修学旅行（高知琴平） 二宮尊徳先生銅像再建除幕式（七、二五）婦人会寄付 臨海教育（長師） 郷土幻燈スライド作製 PTA雨傘一三〇本寄贈 愛大教育実習生参観（二、三） ユニセフ粉乳給食開始	六三一、〇三〇、〇〇	四二九 四四〇	六七 樋口光春 八六		
同二七年	修学旅行（高松琴平） 国際キリスト教ワークキャンプ 防火用水池、西土手排水溝建設奉仕（七、二六より一〇日間）	六四六、〇四〇、〇〇 一七三、九五〇、〇〇追加	四一五 三九八	七六 五四		
同二八年	臨海学校（垣生） 村教育委員会発足（二、一） 南東校舎合掌壁付修理 中学校より北校舎返還	六四六、〇四〇、〇〇 五一七、六五五、〇〇追加	三八五 四〇七	六七 三三		
同二九年	修学旅行（高松琴平） 二宮尊徳翁記念日設定（七、三） 臨海学校（中島） 運動場土入れ（八、一七―三三）PTA奉仕 村立幼児学園開設（九、五）（昭三年より毎年幼児学級開設） 職員研修旅行（南九州）（一〇） 第八回国民体育大会六年生参観（一〇、三）	六四六、〇四〇、〇〇 一七三、九五〇、〇〇追加	四一五 三九八	七六 五四		

川上幼稚園

同二九年	修学旅行（別府） 給食調理室修理（七月） 臨海学校（中島一日） 台風十二号接近臨時休業（九、一三） 訓育実践要項作成（村教委） 学校図書館法国庫負担金（六万円）をうけ図書室充実 川上幼稚園設置（四月より）	八五六、三〇五、〇〇 一三九、三八、〇〇追加	三八一 四三〇	七七 五六		

	上川小学校	上川幼稚園
同三〇年	修学旅行（別府） 川上、三内両村合併川内町となる（四、二五） 合併祝賀式旗行列（五、一七） 臨海学校一日（中島） 愛大教育実習生参観（九、三一） 台風二十二号接近　臨時休業（九、三〇） 味噌汁給食開始（一一、四） 運動場南堤防築造（ＰＴＡ奉仕）（一二、四） 村内電話開通（一二、七）	八〇〇、七〇〇、〇〇 一〇、〇〇〇、〇〇（追加） 四〇〇 四四六 五八 七〇
同三一年	修学旅行（別府） 郷土調査写真撮影（八） 臨海学校（中島南）（七、三―八、三） 運動場土入れ（八、三） モーターポンプ据付 滑川地区合併、川内町制実施（九、三） 庁舎落成式旗行列（九、八） 台風十二号接近（臨時休業）九、一〇 味噌汁給食（一二、五） 「よい子のくらし」編集出版 中豫地区ＰＴＡ研究発表大会（三、六）ＰＴＡ表彰	七八〇、一六三、〇〇 四二九 四六一 六四 七〇
同三二年	給食室施設完成完全給食開始（五、一〇） 越智郡宮窪ＰＴＡ学校参観（五、三） 農繁休業廃止 青少年赤十字団結成式（六、一一） 流感のため一部学級閉鎖（七、一〇） ＴＲＣトレーニングセンター（荏原小）団員派遣 高松宮殿下奉迎（八、六） 台風十号接近臨時休業（九、七） 日赤八十周年記念ＴＲＣ全国大会（東京）校長出張 日赤本社青少年課長本庄氏来校	一三八、四八六、〇〇 四五九 四五五 五八 五〇

大窪晴市

武智惇

同三三年	川上小学校	川上幼稚園	修学旅行（別府） 川上小学校ＰＴＡ設立（五、三） 道徳時間特設、道徳教育研究会（五、二） ＴＲＣトレーニングセンター臨海学級（中島南） 洗滌機据付（八、一九） 中学校舎新築落成式（一一、二六） 同校舎引つぎ 理科教育振興法国庫補助金（九万円）をうけ 理科教育設備充実 学校林設置植林作業ＰＴＡ二百二十名出動（二、一一、一三） 教室移転（三、一八）校舎移改築起工式（三、一八）	八三一、〇八四、〇〇円戔 七〇、〇〇〇、〇〇国補	四七六 四六一	五七 七〇	

川上小学校のうつりかわり

一、久米第一小学校

川上村に学制に依る学校が設置されたのは明治六年である、県立久米第一小学校がそれである。

学制が頒布された当時は、石鉄県は三中学区、二一二小学区に分れていたので、久米郡内の第一小学区の学校の意味で、久米第一小学校と名づけられたものである。（註石鉄県と神山県が合併したのは、明治六年二月であるが、その後でも、久米郡の学区はそのまま残つていたものと思う。）

久米第一小学校は、当時北方村字中村に設置せられ、校舎は旧殿倉を使つていたものであり、教員は、金子長斉といつて、松山の人であつた。月俸は三円であつたと言うことである。経費は県費であつたということである。

二、時雍小学校

翌年久米第一小学校が県立を解かれたので、公立となり、名も時雍小学校とかわつた。此の頃の村人は、新しくできた学校では寺子屋で教えていたことと教えることが違うので、小学校のよさがわからず、読み書きそろばんの力がつくのは、寺子屋に限ると言つて、小学校へ来る児童は二十名位だつたと言われている。

明治九年愛媛県では始めて、二番町へ師範学校をつくつた年であるが、その年金子長斉先生は転任されて、芥川先生（名は不明）服部信廉先生、穂坂先生（名は不明）、宇高利久先生が新任された。この四人の先生は皆松山藩の士族であるといわれている。

明治十六年には北方村医王寺組に、校舎を新築してそこに移つたと言はれる。其の後時雍小学校の先生となつて来られた人には宇高実、今城（名は不詳）、橋本（名は不詳）、相原直温（南吉井村大字見奈良）金子元太郎の各先生があつた。

その頃、学制が出されてから十年位たつて、小学校の必要やよいところがわかつて来たと見えて、児童も六十名位となつた。

その頃（明治十五年―二十年）の先生は正教員一人、授業生一人であつたと言はれる。

明治十九年には学校令が出て面目を一新した。その頃の小学校では、綴方、修身、口授、読書、算術だけで、芸能や体育等は無かつた、学年は第一級より第八級までに分けられていたということである。

北方村時雍小学校に関係のあつた村吏は、戸長戒能通矩、戸長高橋豊隆、戸長仙波慶次郎、戸長一色忠長、北方村外一ケ村戸長横田市太郎の諸氏である。

三、翠松小学校

翠松小学校は、明治十一、二年頃、松瀬川村横灘に設置されたもので、教員は、徳永（名は不詳）、奥平貞固、越智新、宇高利久の諸先生で、児童は二十名位であつたと言はれている。明治二十一年には時雍小学校に合併した。

四、松尾小学校

明治十一年頃の創立で、松瀬川三軒屋にあつた、教員は、近本光蔵先生（他は不明）で児童数は十余名であつた。明治二十一年松瀬川簡易小学校となる。

五、臼杵小学校

明治十一、二年頃の創立で松瀬川村中村に設置され、教員には穂坂之享先生（他は不詳）等で児童数は十余名であつた。明治二十一年には松尾小学校と合併して松瀬川簡易小学校となつた。

六、河東小学校

明治七年、久米第一小学校が廃止となつてから、下浮穴郡南方村南昌寺に設置されていたが、その後南方村道向殿倉に移した。教員は、山内（名は不詳）、金子長斉、戸塚（名は不詳）、三宅克徳、高木共之、乃万源三郎、相原直温、の諸先生が来られたようである。

月俸は、六円乃至九円位であつた、児童数は、四〇名乃至六〇名位であつたらしい。経費は、寄附金や部落の共有金から出していたと言う、明治十五年五月、文部省大書記西村茂樹が属官水野遵外一名を随えて、巡視のため来校したと言うことである。河東校の関係村吏は、戸長奥平貞固、戸長高須賀堯普、戸長小山朝明の諸氏である。

明治二十一年改正小学校令が出るに及んで、川上村の処々にあつた学校も統合されて、北方尋常小学校、道向尋常小学校、松瀬川簡易小学校と三校になつた。教員は、北方尋常小学校には、豊島保一郎、金子元太郎、宇和川宇太郎の諸先生、道向小学校は曽根亀弥、正岡宗内、細川詢の諸先生、松瀬川簡易小学校では野本英和、大内毅親、宮原坦の各先生であつた。

七、川上尋常小学校

明治二十三年四月十五日、町村制実施のため、下浮穴郡南方村、吉久村を久米郡北方村松瀬川村に合併して。川上村と改称し、その結果、川上村にある三校を合併して、川上尋常小学校とよぶことになつた。しかし、北方尋常小学校を北方仮教場といい、道向尋常小学校を南方仮教場といい、松瀬川簡易小学校を松瀬川分教場といつて、従前の校舎を其のまま仮りに使つていた。北方仮教場は、児童も多く、首席訓導が常に在勤していたから、北方を本

校、南方を分校と見なしていたということである。松瀬川簡易小学校は、此の四月以前は、簡易科であつたが。本年から尋常科に程度を引き上げた。（簡易科は修業三年）道向は下浮穴郡、伊豫郡の教科書を使つていたが、四月から後は、風早、和気、温泉、久米郡の教科書を使うこととなつた。

その頃使つていた教科書は、新体読方書、小学校習字帳（以上四年生）、日本読本、尋常小学習字本（以上三年以下）、其の他小学習画帳等であつた。なお参考書として、小学作文書、小学珠算全書、小学校尋常筆算書、尋常小学教師用修身科、体操摘要、小学作法鑑、修身用書、兵式体操教範などであつた。この頃は。、試験を特に定めた日に行い、臨時試験は年四回、学年試験は年一回とし、そして、その学年試験は、北吉井村志津川尋常小学校、山之内の藤之内及び荒木谷簡易小学校等も北方分教場に集つて同時に行い、優等者には褒状と賞品を与えていたと言う。賞品には羽織のひもや、作文帳、墨等が使はれていたようである。児童を罰するのは二時間の留置が一番重いものであつたといはれている。試験に不合格となつた者は、落第としていた。明治二十三年には落第生は十三名あつたと言うことである。

その頃運動会を四月八日、十月十七日、十一月二十八日に実施していた。四月八日には、北方分教場と道向分教場が合併して、重信川畔の柳土手で行つた。野原に春がすみがたなびいて、すみれ、たんぽぽ、れんげ草の咲く土手に集つておこなつた昔の運動会を想像して見よう。

十月十七日（当時は神嘗祭であつた）は遠足である。その頃の記録に依ると、坂本訓導は、北方仮分教場の三、四年生を引卒して、松瀬川分教場にいたり、桧皮峠を越えて土谷に出て三内村河之内に至り、金比羅宮に詣で帰校す、とある。

十一月二十八日、その頃の記録によると、北吉井村籠池に於て全校生徒の運動会を施行し、旗拾い、戴嚢競争、綱引き等の遊戯をなし、村役場よりは、助役渡部平太、書記松末東十郎氏等出張し、周旋よく行き届きたり。本日生徒の特に愉快を感じたるは、英国某宮の迷路に擬し、繩張りをなし、其の中を迷はずして入りたる者には賞品を与える事となしたるものなり。天氣晴朗温暖なりしを以て充分興をつくしたり、とある。

この年の十月三十日には、教育に関する勅語が渙発になり、其の後、太平洋戦争の終るまで、日本の教育の依りどころとなつた。

祝賀式は、新年、紀元節、天長節に挙行し、新年、紀元節は各教場で行い、天長節は、全校合併して、川上駅大宮神社に於て行い、各節とも生徒には菓物及酒を与うとある。大体このような行事は、大同小異で毎年繰りかえされていたようである。

明治二十四年新校舎新築の説があり、村会の可決はあつたが、その後反対するものが多く村会の決議が立ち消えとなつた。

明治二十六年、高等小学校を南方に設置し、五月より開校する。

明治二十八年、北方仮教場に、一、二、四学年、南方仮教場に一、二、三年を置くことになる。

明治三十年十一月上旬より、校舎新築に着手する。この年の四月一日、久米郡を改めて温泉郡となる。

明治三十一年十月三日、川上尋常小学校の新築工事が完成した。

学校の位置が北方揚砂に指定されたのは、明治三十年四月であつて、新築工事に着手したのは明治三十年十一月である。それより工事を進めて、明治三十一年十月三日には全工事が終了したのである。

明治三十四年四月六日、川上尋常小学校に高等科併置の許可があり同八日開校する。その通学区域は、南方、北方、及び吉久、松瀬川の一部分（前松瀬川）であつた。明治三十五年度までは北吉井村からも、高等科児童の委託を受けていたのである。校舎はさきの川上尋常小学校を使用していたが、一年経過して南方の南昌寺を借りて授業をした。（明治四一年迄）修業の期間は、尋常科四ケ年、高等科四ケ年であつた。尋常科三年からは裁縫も課していたようである。

八、川上尋常高等小学校成立の経歴（原文）

我が川上村には、従来川上、松瀬川の二学校あり、又本村及三内、北吉井、三村の組合立に係る川上高等小学校あり、然るにこの組合は、区域偏長にして、山川その間を阻隔し、往々、児童の通学に困難なり。しかして時勢の進歩に伴いて、当時教育上大いに更張刷新すべき必要を生せる折柄、明治三十三年八月十八日、勅令第三百四十四号を以て、改正小学校令を公布し、又同年同月二十一日文部省令第十四号、小学校令施行規則の発布ありて益々教育の普及改進を図らざるべからざるに至りけるを以て、理事者及組合員、村会は、言うを待たず、地方の有志熟議する所ありて遂に、該当組合を解き高等小学校を廃して従来の川上尋常小学校に高等科を併置する事となり、三十四年三月三十一日限り、川上高等小学校廃止の認可を得、同四月六日組合解除及本校（川上尋常高等小学校）設置の認可を得。而して本村長は、四月八日を以て本校を開く旨県知事に開申しけり。此の時村長は、仙波茂三郎、校長は相原直温の諸氏なり。（学校沿革誌による）。

明治三十五年七月には、本校に補習科をおいて、修身、裁縫に志す人のために授業をした。

明治四十一年尋常科は六学年となり、高等科は二年となつた。運動場の拡張は大正四年と昭和二年に行われて、現在の一〇八九七平方米となつた。昭和十六年四月一日より、川上尋常高等小学校は、川上国民学校と改称さることになつた。

九、川上国民学校及び川上小学校

昭和十六年四月一日。昭和十二年七月中華民国蘆溝橋に於て端を発した支那事変は、未解決のまま引き続いていつた。従つて教育も戦争と結びついて、日本の国策の線に添うの止むなきに至るは当然の姿であつた。大学等に於いては学園の自由を叫ぶ教授などもあつたけれどそれは微力でとうてい教育の進路をかえることなどは出来なかつた。そうして校門は営門に通ずのスローガンに、皇国の道を実践することに総ての力を投入するの必要を強調した。校内に於いても、軍事的な訓練、食糧増産に、教育の方針が向けられて行つた。毎日空襲におびえながら、軍事教練、開墾飛行場の設営作業等に協力するようになつた。遂には昭和二十年五月、日本陸軍は国土防衛の為に校舎を兵営の代用として使用するようになつた。同年八月十五日、日本が連合国の前に屈服する

ようになるまでとかくの批評はされることもあつたけれども、全校児童は目まぐるしい生活に明けくれしたものであつた。

敗戦と同時に国家本位の教育から民主主義の教育へ。真の教育の途は如何。これが真剣に思索されるようになつた。しかし教育に関しては、勅語を中心とし、皇国の道に帰一随順し馴らされて来た国民は、新しい教育に対しては暗中模索五里霧中であつた。

昭和二十二年四月、川上国民学校は、六三制実施に伴つて、川上小学校となり、高等科一、二年生はそれぞれ中学校二、三年へ尋常科六年生は中学校一年へ入学し、ここに川上小学校と、川上中学校が新しい教育、平和国家建設の脚光を浴びて発足することになつたのである。

川上小学校の現状

昭和二十二年五月三十一日、教育基本法が制定され、今までの教育勅語に代つて、民意に依つて教育に関する根本基準が示されたのである。その教育の目的に「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行はなければならない」。と述べられており、教育の方針に於ては、「その目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力に依つて文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない」、とのべられている。此の目的や方針に則り、地域性を重んじ自主的教育の方針を立て全教員は教育課程の設定並に改定に努力して来たのである。

昭和二十二年以来毎年その設定の改訂に努力し教育を進めているのであるが、将来も研究と検討を重ねて、よりよい教育課程を作つてゆかなければならない。教員数は現在男一一、女一〇、計二一名である。教員以外の職員として校医二、使丁一、がある。児童数は、男四二五名、女四二四名、計八四九名である。学級数は一九である。

校地校舎、学校敷地合計一、四三九二平方米であり、その内校舎敷地二九三二平方米、運動場一〇八九七平方米、其の他五六三平方米である。建築総面積二六二三平方米、二〇年以上経過したもの七〇六平方米、一〇年未満九九〇平方米となつている。

川上小学校校舎変遷図 (1)

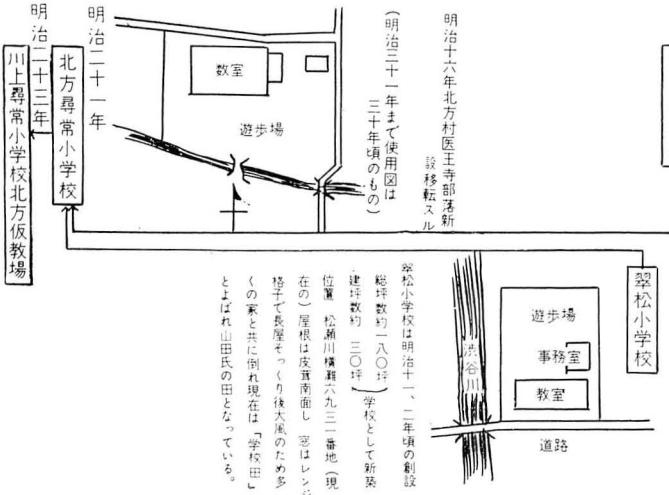

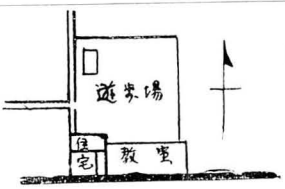

河東小学校
南方村南昌寺を利用す
後南方村道向の旧殿倒に移転す
現在の南方岸下一〇三二番地
で在図は明治三十年頃のもの
総坪数 一八〇坪
建 坪 三三坪）今日は旧位置
の北隣に須藤氏宅の長屋（納
屋）を改築され利用されている

道向尋常小学校
川上尋常小学校南方仮教場
奥松瀬川分教場
松瀬川簡易小学校
明治三五年松瀬川校分離す
松尾小学校
松瀬川三軒屋
臼杵小学校
松瀬川中村

一村一校と定められ、奥松瀬川の分教場とし北方南方の児童を一個所に集める学校を建てるため、校地の予定も上砂と定められたが、新築の運びとならず三十一年九月末まで従前の校舎を仮教場として授業をすすめていた。

川上小学校校舎変遷図 (2)

明治三十一年（現地へ創立）

位置＝大字北方二六五五番地
原図は校地図と校舎図が別記してあるので校地の何れに校舎が位置するか不明・想像により記入した。

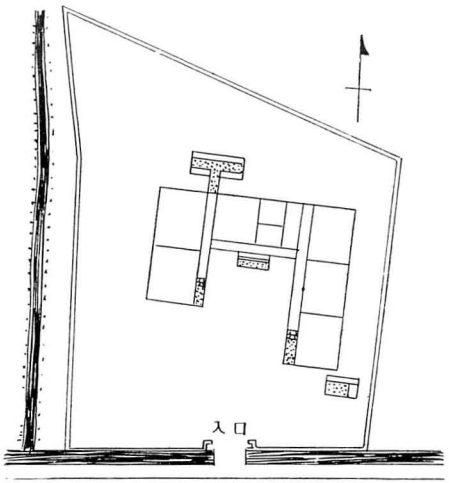

明治二十四年　川上尋常高等小学校

明治二十六年　村内有志の熱心な運動により川上・三内・北吉井の三村協立の高等科がおかれたが校舎せまく（尋常科だけでも充分でない）南昌寺に於て授業がすすめられた。

明治三十四年　尋常高等小学校と改称せられたが校舎不足のため南昌寺を仮教場とし四十一年まで南昌寺で授業が続けられた。南昌寺教場は当時今の寺の前の田が運動場として使用せられ寺の裏手は仮校舎が建てられていたとゆうことである。

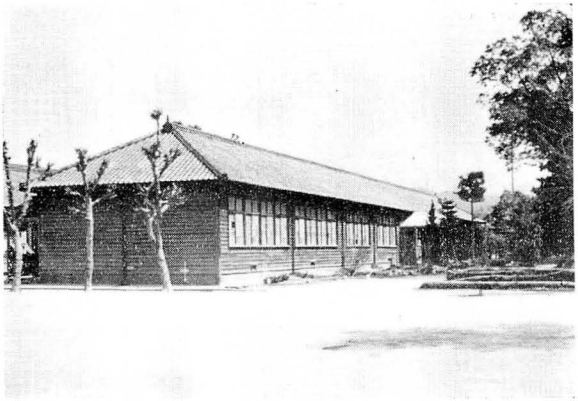

川上村立川上小学校正面（昭和34年改築前）

青年教育

本村に於いても青年教育に対する重要性にかんがみ、明治四十一年二月名越座に於いて、青年団創立発会式を開き、ここに本村青年団の誕生をみるに至つた。次いで北方、南方、松瀬川、町、吉久、奥松瀬川にそれぞれ分団が創立され、これから後は各々分団単位で補習教育（常時夜学会）が行われるようになつた。其の後大正二年九月八日川上農業補習学校が創立せられ小学校内に本校を置き、第一分教場（松瀬川前分）第二分教場（大字南方）第三分教場（大字北方）奥松瀬川補習学校の

開設を見るに至つた。次いで大正十年に至り奥松瀬川を除いて、全村農業補習学校が川上校に統一され、充実した青年教育がほどこされるようになつた。其の後十二年には女子部が置かれ、一段と補習学校教育の進展を見るようになつた。その後のことは次の表によつて大要を記しておく。

年号	学校変遷	沿革	教育予算	生徒数	管理者	校長
明治三二		実業学校令制定			仙波茂三郎	
〃 三三						
〃 三四						
〃 三五		実業補習学校規定発布				
〃 三六						
〃 三七						
〃 三八						
〃 三九						
〃 四〇					松木喜一	
〃 四一					松木喜一	
〃 四二	夜学校	南方、吉久、北方に開設	南 三、〇〇〇 北 三、〇〇〇		〃	兼 重松太郎
〃 四三		町、松瀬川、奥松瀬川に開設	町 一五、〇〇〇 奥 二、〇〇〇		〃	〃
〃 四四					〃	兼 大野鬼千三

〃 四五								
大正 二	農業補習学校	補習学校創立さる。第二分教場(南方)本校小学校内、第一分教場(松瀬川前分)第三分教場(北方)	九三		〃	〃	〃	〃
〃 三			三八		〃	〃	〃	〃
〃 四			一八八		〃	〃	〃	〃
〃 五			一八六		〃	〃	〃	〃
〃 六			二〇〇		〃	〃	〃	〃
〃 七			二三三		〃	〃	〃	〃
〃 八			二四八	仙波秀一	〃	〃	〃	〃
〃 九			七四〇	四三	〃	〃	兼松田恵雄 兼八束寿弘	〃
〃 一〇		全村農業補習学校を川上校に統一	六四三	一四三	〃	兼伊東元三郎	〃	〃
〃 一一			六六七	四九	〃	〃	〃	〃
〃 一二		学則改正、女子部設置	一、七八七	一六七	〃	〃	〃	〃
〃 一三			一、七六〇	一五八	〃	〃	〃	〃
〃 一四			一、四八〇	一七七	松木喜一	兼近藤和雄	〃	〃
〃 一五		青年訓練所併設　教練指導員を置く	一、七五九	一四二	〃	〃	〃	〃
昭和 二			二、九〇五	一八九	〃	〃	〃	〃
〃 三			二、六七三	二〇〇	〃	〃	〃	〃
〃 四			二、六七六	二三四	〃	〃	兼高橋環	〃

〃	五			二、八二六	一九八	渡部荘一郎
〃	六			二、五六二	一九七	〃
〃	七			二、四四一	二一四	〃
〃	八			二、五〇七	一九八	仙波秀一　兼　安平章
〃	九			二、四〇九	一八六	〃
〃	一〇	青年学校	青年学校令発布補習学校、青年訓練所統一される。青年学校と改称さる。	二、五〇一	二一八	〃　兼　渡部佐一郎
〃	一一			二、六二八	二五一	〃
〃	一二		本科一部昼間授業となる。	三、四二六	二五三	〃
〃	一三		全生徒の勤労奉仕により資材購入、	四、一〇二	二一七	〃
〃	一四		全校昼間制授業となる。本科一年より義務制となる。松瀬川青年学校を本校に統一。海軍指導員設置	四、九八〇	二五四	〃
〃	一五		川上校教育振興会発足。	五、四七二	二六五	〃　兼　玉井清吉
〃	一六		青年学校生徒代表御親閲を賜う。	六、三九四	二八四	〃
〃	一七		独立青年学校となる。専任校長を置く。専用教室男二、女三応接室、職員室改造	七、八六八	三〇三	津山保太郎
〃	一八	東温青年学校	川上、三内両村組合立青年学校創立。女子青年学校を家政女学校と改称。教練科専任教師設置さる。	一八、三七六	四八七	渡部鹿太郎　仙波直記
〃	一九	東温家政女学校		四、四五三	四三〇	仙波直記　都子野清茂
〃	二〇			四、六七五	三四四	〃　渡部常盤
〃	二一			一四、三三九	四三七	〃　大西時久

〃 二二	中学校	学制改革により中学校創立される。組合立青年学校廃校となり川上青年学校中学校に併設さる。	二七三、一二五	中 四三 青 八二	〃
〃 二三		青年学校本年度より廃校となる。ピアノ寄贈（婦人会）	二九八、八一五	四七〇	〃
〃 二四		校舎新築（本館及八教室）落成式挙行、ホームルーム制採用。図書館設立、子供農業協同組合設立。PTA創立。校庭に植樹（PTA）	四二七、三八八	四六六	〃
〃 二五		運動場拡張 放送施設寄贈（PTA）	四六七、四五〇	四八九	〃
〃 二六		校門、特別教室、東便所移築完成 温泉郡教育研究大会（長田博士講演）	八二三、八三五	四四六	樋口光春
〃 二七		日本キリスト教会青年部ワークキャンプ（外人を含む二二名） 村民生徒の協力により土塀、排水溝、防火用水池完成。川上村教育委員会設立。	八三四、七三五	四三三	〃
〃 二八		文部省産業教育研究指定校　発表会。 中学校第二期増築工事完成（二階校舎等） 運動場土入れ作業（PTA）	一、四八三、六三〇	三八六	〃
〃 二九		文部省産業教育研究指定校、同研究発表会。 家事室改増。	九六一、六三〇	四〇九	〃
〃 三〇	川内村立川上中学校	旧川上村、三内村合併川内村となる。 中校庭土入れ、排水溝作業（PTA）	九〇五、二五五	三九九	大窪晴市
〃 三一	川内町立川上中学校	滑川地区編入合併、川内町となる。 研究PTA指定校。理科振興法による指定校。	一、〇二九、四五七	三九九	〃
〃 三二		創立十周年記念式、PTA研究発表会。	八六〇、五九〇	三八七	〃
〃 三三	川内中学校	川内中学校開校式。教場別授業（十一月迄） 新校舎落成式。 新校舎へ移転。統合授業開始（十二月一日より）			〃

川上村松瀬川小学校

昭和二十二年四月一日　学校教育法施行に伴い校名改称　六・三制実施

○松瀬川校の教育

一、学制以前の教育

松瀬川に於ける藩政時代の庶民教育については殆んど資料なく

僅かに古老の語り伝えるところを綜合してその概要の一端を察知し得る程度である。

◇寺小屋（手習師匠）

時代……不　詳

所在……松瀬川字中村

師匠……慈眼（ある者は次源に作る）和尚

後花山滝右衛門（組頭）

科目……読書、算（読本ほのぎづくし、村づけ、郡づけ、国づくし、名がしら。商売往来、消息往来の類）

尚、三軒屋会堂西南の旧道の傍に一基の碑がある。碑面には正面に「鈍斉先生」側面に「通称清水源左衛門信美」「休足堂門人建立」とあるも他に碑文らしきものも見当らずその如何なる人であるかは全く不明である。

二、小　学　校

一、松尾小学校

明治十一、二年頃の創立で松瀬川村三軒屋にあつた。教員は近本光蔵先生（他は不明）で児童数は十余名であつた。

二、臼杵小学校

明治十一、二年頃の創立で松瀬川村中村に設置され教員は穂坂元亨先生（他は不詳）で児童数は十余名であつた。

三、松瀬川簡易小学校

明治二十一年に松尾、臼杵両小学校を統合し松瀬川簡易小学校と改称された。

教員は野木英和先生（明治二十一年末転任）、大内穀親先生（明治二十一年末就任明治二十二年十月転任）、宮原坦先生（明治二十二年十月就任）であつた。

四、川上尋常小学校松瀬川分教場

明治二十三年四月十五日町村制が敷かれ、南方、吉久、北方松瀬川の四ケ村が合併し川上村と改称、道向、北方、松瀬川の三小学校が統合され、川上尋常小学校が設立された。校舎は従前のものをそのまま仮に使つていた。松瀬川簡易小学校は統合後に川上尋常小学校松瀬川分教場とよぶことになつた。

五、松瀬川尋常小学校

明治二十五年十月一日、新教育令実施され、松瀬川尋常小学校として独立。高等科生徒は川上尋常高等小学校に委託する。

六、松瀬川尋常高等小学校

大正九年四月一日、高等科併置、校名改称。高等科生徒の川上校委託を解く。

七、松瀬川国民学校

昭和十六年四月一日、国民学校令施行に伴い校名改称。

八、松瀬川小学校昭和二十二年四月一日、六、三制による学校教育法施行に伴い校名改称。

松瀬川小学校年表

年度	学校変遷	沿革	教育予算	児童数	卒業者数	管理者	校長	後援団体長
明治10		松尾小学校を三軒屋に設置 臼杵小学校を中村に設置						
11	松臼小学校							
12								
13	尾杵小学校							
14								
15	小小学校							
16								
17	学学校							
18								
19	校校							
20								
21	松易小学校 瀬川簡校	両小学校を統合し松瀬川簡易小学校と改称						
22						坂本公賢		
23	川上松尋常小学校	南方村、吉久村、北方村、松瀬川村を合併し川上村と改称（四月十五日） 三小学校を統合し川上尋常小学校と改称				渡部秀四郎		
24								
25	松瀬川尋常小学校	松瀬川尋常小学校として独立（新教育令実施十月一日）						

43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26
	小		常		尋			川		瀬			松				
	二階建教室副築（十二月六日） 三学級編成（一・二年 三・四年 五・六年）	三学級編成（一・二年 三・四年 五年）						運動場拡張（八月） 二学級編成（一・二年 三・四年）	裁縫室副築				郡名改称（温泉郡）			校舎新築	
828			409	390	361	377	387	円 384									
108	112	97	84	86	89	89	79	79									
16	14	20	24	10	13	18	18	18									
				渡部儀三郎				渡部平太			仙波茂三郎			仙波慶次郎	渡部満弘		
	伊賀寅五郎	正岡景敏	池川磯太郎	為川正房				川崎正吉						土岐資穆（以下校長）		千賀愛敬（訓導）	

3	2	昭和元 15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	大正元 45	44
尋川			瀬		松				校					学			
		教育振興会発会式（十月十七日）						高等科設置 校名改称（四月一日） 四学級編成 尋常科 三 高等科 一	教員住宅建築（五月十四日）						御大典記念植樹（校庭南西隅の桜）		
4509	3984	3911	3664	3751	3852	3801	3497	3747	1605	1078	951	938	944	969	1048	944	878
122 23	115 17	111 20	101 21	108 28	106 24	105 22	116 26	尋 114 高 21	126	127	116	118	116	115	112	108	115
20 9	12 6	16 11	12 9	20 8	19 10	17 11	18 12	尋 15 高 6	22	22	11	23	13	17	22	22	16
		松木喜一						仙波秀一									松木喜一
渡部彦市		新部勧		田中稔之助		大塚義雄		土居源太郎	近藤和雄		高市賢次郎			野間武一		金子本太郎	

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
松瀬川国民学校						常高等小学校											
			本校創立五十週年記念教育祭施行（五月十五日）		校名改称 西堤防石垣土塁工事及運動場拡張（九月十三日）			二宮金次郎石像建立						主婦会の行事として冬季児童に味噌汁給食を開始（一月十日）			校舎改築
6932	1645	1635	1254	2418	1624	1015	4305	4242	4009	3407	3230	3223	3035	2934	2934	3414	3608
136 41	133 40	130 35	122 38	120 32	125 29	118 34	123 36	122 38	116 33	119 29	115 22	113 25	107 26	110 19	107 22	100 22	106 26
28 23	17 17	25 16	19 21	19 12	21 17	13 14	19 19	19 16	21 17	18 11	21 11	13 13	14 10	20 7	15 10	12 9	18 12
	大西時久				三津山保太郎							仙波秀一			渡部荘一郎		
			河野広市	村瀬文雄	佐伯惟揚		仙波恒彦							武田徳右衛門			

22	松瀬川小学校	学制改革により校名改称（四月一日）　六学級編成父母と教師の会（ＰＴＡ）発会式（三月十日）	12573	129	20		八木久徳	
23		校内放送施設	57182	132	21	大西時久		渡部数一
24		松瀬川中学校舎落成式開校（四月十一日）運動場、教員住宅二戸落成	93760	133	29		森貞宗弘	篠森谷三郎
25		ピアノ購入（一月二日）	364114	130	19			渡部頼光
26			166061	125	16		渡部正恵	大石高虎
27		座学室、音楽室落成（四月十五日）	384492	122	26	樋口光春		今井満政
28		幼児学園開設（季節制）（二月二十日）	256220	109	24		首藤重忠	権田八五郎
29			285650	111	19			
30		川上村と川内村と合併して川内村と称す（四月二十五日）運動場土入れ及び下運動場排水溝工事（八月二十三日）	322260	113	20	大窪晴市		大石茂三郎
31		①学校林設定（太郎兵衛谷約十町）（八月二十八日）ＰＴＡが管理②全教室煖房装置完成（十二月二十日）③町制施行（九月一日）	246060	122	18		渡部豊重	
32		創立六十五週年記念事業 ①学校給食調理室落成、給食開始（十月一日） ②学校図書館法の適用を受け児童図書充実（十一月二十日）	578330	123	11			今井満政
33		①中学校統合され校舎は小学校に移管（四月一日） ②校歌制定（十月一日） ③小学校沿革誌整備	402093	129	16			

○明治三十四年以降五ケ年平均在籍児童数

性別	年	明治二八年	明治四〇年	明治四三年	大正四年	大正九年	大正一四年	昭和五年	昭和一〇年	昭和一五年	昭和二〇年	昭和二五年
男		四八	四九	五八	五五	尋 五五	五一	五六	五七	六〇	六六	六四
						高 一六	一六	一三	一四	一八	一七	
女		三七	三五	四八	五六	尋 六四	五五	五四	五六	六一	六一	
						高 八	七	一〇	一〇	一六	一八	
計		八五	八四	一〇六	一一三	尋計 一一九	一〇六	一一〇	一一三	一三	一二七	一三
						高計 一四	一三	一三	一四	一四	一五	
学級編成		二	二	三	三	大正八年四月より学級数四尋常科（三）高等科（一）	四	四	四	昭和十二年四月五学級となる尋常科（四）高等科（一）		
備考		尋常科四年制（明治四〇年迄）		明治四一年より義務教育六年となる		大正八年四月より高等科併置						

年度	金額	備考
明治四三	八二五、一七	
四四	八七八、一九	
四五	九四四、八七	
大正二	九八一、九三	
三	九六九、五七	
四	九五〇、三四	
五	九四四、三	米価自三円—至一七円
六	九五一、五四	
七	一、二三一、三五	八月一五日米騒動起る 本年米価自二四—四三円 高等科併置学級増
八	一、九七七、〇三	
九	三、七四四、一六	米価自五三円—至二九円
一〇	三、四九七、〇〇	
一一	三、八〇一、三八	
一二		昭和二二年四月より小学校のみとなり学級数六 昭和二二年四月一日より六・三制実施

○明治四十三年以降松瀬川校（青年学校、中学校を除く）教育費

一二	三、六六二、〇〇〇	
一三	三、七五一、一五五	
一四	三、六五四、〇〇〇	
一五	三、九三一、〇〇〇	
昭和二	三、八四四、〇〇〇	
三	四、五〇九、〇〇〇	
四	三、六〇八、〇〇〇	
五	三、四一四、〇〇〇	
六	二、九三四、〇〇〇	米価一七―三円
七	二、九三四、〇〇〇	
八	二、〇三五、〇〇〇	
九	三、二三三、〇〇〇	
一〇	三、二七七、〇〇〇	
一一	三、四〇七、〇〇〇	
一二	四、〇〇九、〇〇〇	
一三	四、二四二、〇〇〇	
一四	四、三九〇、〇〇〇	
一五	一、四九二、〇〇〇	教員給県費支辨となる
一六	二、三三〇、〇〇〇	
一七	二、九二七、〇〇〇	
一八	三、四一八、〇〇〇	
一九	一、六三五、〇〇〇	旅費諸手当等県費支辨となる
二〇	一、六四五、〇〇〇	
二一	三、九九八、〇〇〇	
二二	二、五三二、〇〇〇	
二三	八三、三四二、〇〇〇	
二四	九三、七六〇、〇〇〇	

夜学会　大正二年八月松瀬川農業補習学校開設までは松瀬川小学校及び川筋（中村）に在る観音堂に於て夜学会を設け青年教育を為す。

川上村立松瀬川農業補習学校　充当青年訓練所

大正二年八月六日　松瀬川尋常小学校え川上村の松瀬川農業補習学校附設の認可あり。

同年九月一日　補習学校開校

大正十五年六月二十五日　松瀬川農業補習学校を青年訓練所に充当すること認可されこれより青年学徒に対する軍事教育を為す。

昭和三年四月十六日　学則改正松瀬川農業補習学校に女子部を設置（これまで女子部は川上農業補習学校に通学してゐたが遠路のため次第に就学者も減じ後には希望者が集り松瀬川小学校住宅に於て裁縫のみ指導を受けてゐた）

松瀬川青年学校

昭和十年七月二日　学則改正、校名変更松瀬川青年学校と改称。

昭和十八年七月七日　川上、三内二ケ村組合之東温青年学校開設に伴ひ松瀬川青年学校はこれに合併せられ生徒は川上まで通学することゝなつた。

昭和二十年九月　大東亜戦争終結に伴ひ従来行はれてゐた学徒軍事教育並に戦時訓錬及学校防空関係訓訓練等は禁止された。

昭和二十二年四月一日　六、三制実施に伴ひ青年学校普通科

四　歴代教員　（附録参照）

三、青年（補習）学校

停止。普通科一、二年修了者は中学校二年、三年に編入（本科一年修了者中希望者は三年に編入）但し青年学校義務制二十二年度に於ては実施さる。

昭和二十三年三月三十一日　青年学校廃止

四、松瀬川中学校

昭和二十二年四月一日改正憲法に規定する教育機会均等の主旨徹底と国民の文化水準の向上を図り平和的文化国家の根基に培うために義務教育年限を延長し小学校六年中学校三年のいわゆる六、三制の実施となり修業年限三ケ年の中学校を置き従来の高等小学校及青年学校は廃された。本村に於ても同日より全村一円を校区とする川上中学校が開設せられたことは川上中学校の項で述べた通りである。

其の後奥松瀬川校区は其の地理的位置の関係上生徒の通学の上に多大の不便があり延いてはその修学の上にも一方ならぬ支障と困難が痛感せられる至り子弟を思ふ父兄の切々の情は終に関係当局を動かし昭和二十三年四月松瀬川中学校設立の認可を得昭和二十四年四月十一日開校のはこびとなつたものである。

松瀬川中学校

昭和二十三年四月十一日　松瀬川中学校設立認可

昭和二十三年十二月十五日　校舎新築起工式挙行

昭和二十四年四月六日　校舎完成

昭和二十四年四月十一日　開校式並に入学式挙行

○生徒数　男二八　女二九　計五七〇　学級数三

○教員数六

昭和二十四年四月十八日　中学校運動場新設に付着工

同年四月三十日　運動場完成

同年五月十六日　校舎竣工式挙行

昭和二十五年四月二日　校舎周囲排水溝工事完了

同年四月八日　三内村（土谷相の谷）より生徒委託さる。一七名　男一　女一六

○昭和二十五年四月　○生徒数　男三二　女四三　計七五

○学級数三　○教員数五

歴代校長

川上小学校

氏名	校歴	就任年月	退任年月
金子長斉	久米第一小学校教員	明治六	
	時雍小学校		
	河東小学校		
	翌松小学校		
	松尾小学校		
	臼杵小学校		
	北方尋常小学校		
	道向尋常小学校		
	松瀬川簡易小学校		
坂本里信	川上尋常小学校教員	明治三、七	明治三、七
伊賀上政三郎	〃	三、七	三四、三
相原直温	川上高等小学校長	三六、四	〃
〃	川上尋常高等小学校長	三四、四	明治三九、四

川上中学校 川上青年学校

氏名	校歴	就任年月	退任年月
重松太郎	川上実業補習学校長（兼）	明治四四、四	明治四四、二
大野鬼千三	〃	大正四、三	大正九、三
松田恵雄	〃	九、三	九、六
八束寿弘	〃	九、六	一〇、三
渡部薫	〃	元、四	四〇、三
田辺万次郎	〃	四〇、三	四〇、五
香川男仲	〃	四〇、五	四三、三
重松太郎	〃	四三、四	四四、二
大野鬼千三	〃	四四、三	大正九、三
松田恵雄	〃	九、三	九、六
八束寿弘	〃	九、六	一〇、三
伊藤元三郎	〃	一〇、三	一四、八
近藤和雄	〃	一四、八	昭和四、三
高橋環	〃	昭和四、三	八、三
安平章	〃	八、三	一〇、三
渡部佐一郎	〃	一〇、三	一三、三
大西堅九郎	〃	一三、三	一五、三
玉井清吉	川上国民学校長	一五、三	二〇、三
池内嘉晴	〃	二〇、三	二三、三
加藤栄安	川上小学校長	二三、三	三三、三
武智惇	〃	三三、三	

松瀬川小学校 松瀬川中学校 松瀬川青年学校

氏名	校歴	就任年月	退任年月
伊藤元三郎	川上農業補習学校長（兼）	一〇、三	一四、八
近藤和雄	〃 川上青年練所長	一四、八	昭和四、三
高橋環	〃	昭和四、三	八、三
安平章	〃 川上青年学校長（兼）	八、三	一〇、三
渡部佐一郎	〃	一〇、三	一三、三
大西堅九郎	〃	一三、三	一五、三
玉井清吉	〃	一五、三	一七、三
渡部鹿太郎	（独立校となる）	一七、	一八、九
仙波直記	東温青年学校長	一八、九	一九、八
都子野清茂		一九、八	二〇、三
渡部常盤		二〇、三	二三、三
田中良雄	川上青年学校長 川上中学校長（事務代理）	二三、四	二四、一
日下部正剛	〃	二四、一	二四、三
渡部渉	〃	二四、四	三三、三
近本光蔵		明治二一、	
野本英和	松瀬川尋常小学校	二一、	
大内穀親	〃	三三、	
宮原坦	〃	三三、	
金子元太郎	〃	三五、六	
千賀愛敬	〃	三五、一〇	

土岐贅穆	〃	二九、	
川崎正吉	〃	三四、	
為川正房	〃	三八、	
池川磯五郎	〃	三九、	
正岡景敏	〃	四〇、	
伊賀寅五郎	〃	四一、	
金子本太郎	〃	四四、	
野本武一	〃 松瀬川農業補習学校併設	大正 三、四	
高市賢次郎	〃	四、四	
近藤和雄	松瀬川尋常高等小学校長	七、四	
土居源太郎	〃	一〇、四	
大塚義雄	〃	一一、四	
田中稔之助	〃	一三、四	
新部勧	〃	一四、四	
渡部彦市	〃 松瀬川青年訓練所併置	昭和 二、四	
武田徳右衛門	〃 松瀬川青年学校と改称	六、四	
仙波恒彦	〃	一四、四	一五、三
佐伯惟揚	〃 松瀬川国民学校長	一五、四	一七、三
村瀬文雄	〃	一七、四	一八、三
河野広市	〃	一八、四	二二、三
八木久徳	松瀬川小学校長 松瀬川中学校長	二二、四	二四、三
森貞宗弘	〃	二四、四	二六、三
渡部正恵	〃	二六、四	二九、三
首藤重忠	〃	二九、四	三一、三
渡部豊重	〃	三一、四	

教育委員会

教育委員会法　昭和二十三年七月十五日法第一七〇号。

この法律の目的

この法律は教育が不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきであるという自覚のもとに公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行うために教育委員会を設け教育本来の目的を達成することを目的とする。

最初都道府県教育委員会が発足。愛媛県では五人の教育委員が公選せられた。次で昭和二十七年六月法二〇七号によつて地方教育委員会がおかれ、教育委員会には教育長を置き又其の職務権限に属する事項を処理するために事務局を置いた。

本村で最初公選せられし教育委員は左の人々であつた。事務局は川上村役場内にあつて初代教育長は渡部国恵、次は松山市藤原町より永野正を招聘して其の任についてもら

つた。その後公選制は廃されて昭和三十一年十月一日自治庁長の任命制と変更されるに至つた。

地方教育委員　昭和二十七年十月五日実施
昭和二七年六月（公選）―昭和三一年一〇月一日（任命制）

氏名	住所	就任年月日	退任年月日	備考
佐伯藤三郎	川上南方	昭二七、一一、一	昭三一、四、一九	委員長
伊賀富美枝	川上北方	〃	〃	
高須賀筆一	〃	〃	昭三〇、四、二四	合併退任
今井　満政	同　松瀬川	〃	同	同
大西　梅吉	同　南方	〃議会選出		

歴代教育長　昭和二十七年十月五日実施
（公選）―（任命別）

氏名	住所	就任年月日	退任年月日	備考
渡部　国恵	川上村	昭二七、一一、一	昭二六、一、三一	
永野　正	松山市藤原	昭二六、二、一	昭三一、九、三〇	満期

川内町の私立学校

所在地　中之町区
愛媛県公認　川上ドレスメーカ女学院
創立昭和二十五年五月十日　学院長　渡部
内容　洋裁科　編物科　生花科　其他

愛媛県公認　**川上保育園**
所在地　宮　西　区
創立昭和二十八年四月　園主任　高須賀
内容　幼児教育　保護育成

第六章　宗　教

宗教は大部分、習慣的に信仰している。神社は昔からの氏子を持ち、仏教は檀家があつてそれにしたがつている。其の他の宗教は、信者が川上村だけでなく、三内、川上、北吉井、南吉井、その他各地から集つて、川上の教会がその中心となつている。

社寺教会総覧表（川上村）

社寺教会名	所在地	備考
川上神社	大字南方川上	松瀬川（下分）北方南方の大氏宮
五柱神社	大字松瀬川	奥松瀬川小氏神
三島神社	大字北方海上	海上部落小氏神
揚神社	大字北方揚	北方部落小氏神
森正八幡神社	大字南方八幡森	八幡部落小氏神

吉井神社	大字吉久	吉久部落小氏神
熊野神社	大字南方	竹の鼻部落小氏神
天理教分教会	大字北方川上	明治二十二年布教
金光教会	大字北方天神	明治四十一年布教
日本キリスト教会	大字松瀬川（吹上池の上）	明治二十四年創立
医王寺	大字北方宝泉	真言宗
岡之坊	大字北方宝泉	真言宗
上福寺	大字松瀬川小松	真言宗
大興寺	大字北方且ノ上	禅宗本山妙心寺
南昌寺	大字南方竹の鼻	禅宗本山妙心寺
応観寺	大字南方市場	真言宗弘法大師
長泉寺	大字吉久	禅宗本山妙心寺
中山寺	大字南方市場	天台寺門派

神社

神社や仏閣も時代の執政者によって左右されるもので、豫州松山領神社号帳に次のような記事が見えている。

「前略」「以上神社者　当国惣領主　河野家除邑之際　天正十八年十一月大革命之為　神仏領田ヲ歿収　諸堂社廃合　今千七百八十三社　伊豫国全部之内ニ列所也　浅野、福島、増田、戸田、御奉行所ヨリ、粟野、池田、加藤両家、脇坂、伊達、蒲生、松平、一柳ノ諸家ニ引渡ス寺社帳附之内　松山領内十五萬石分抜記

『慶長二年改、寛永四年改、同十三年改、貞享三年改、正徳六年改』等とあつて、昔から度々改められたようである。また、天明年中編の北方村寺社堂庵手鑑帳によると、北方村のみにても、相当数の神仏がまつられていた事がわかる。

其の後、明治四十一年二月十日に、神社合祀に関する規程の発布があつて、無格社は、村社以上の社格ある宮え合併し、その他、村内各所に散在する小祠、末社等は悉く、鎮守境内に遷して、統一維持する方法を講するようになつた。

村内の各神社

川上神社　大字南方、字川上

一、祭神　宇迦之御魂神　伊弉冊尊　瓊々杵尊　稚産霊命　猿田彦神

一、境内神社

荒神社……大無主命　日廼安良魂命
秋葉神社……軻遇突知命　弥都波能売命

一、由緒

往古、北方古宮にあつた当社を、応永三十四年、河野通久公の御心願によつて、現在のところへ御造営奉遷した。其の後、社仏廃合の時合祀して、川上大宮五社大明神と号するようになつた。合わされた五社とは、来名戸宮。豊受宮、饒田宮、倉稲魂宮、浮橋宮である。この宮郷社に列して、北方、南方、松瀬川下分の大氏宮で、後県社に昇格、川上神社と改められた。

（御昇格年は昭和十九年五月十七日

川上神社

指令）宮司　野口秀明

一、川上神社所蔵古文書

㈠　社頭極めの古文書写

御屋形様之御意にまかせ刑部太夫に申付候
一、東はかさが谷さやを、かぎる、同土屋、なめ川、舟のさやを、かぎる
一、同方かさがたには、ちはらの、さぎの、おちやいを、かぎる
一、同方うすざかは、さゝのたにを、かぎる
一、同方ませ川は、さう谷を、かぎる
一、南はゆうちのたうを、かぎる、同浮穴の郡内
一、同方ひつじさる権現を、かぎる吉久郷の内
一、西は八幡の御山を、かぎる、
一、北は三ぼうがただをかぎる、同ふくみをかぎる
右御意之旨にまかせ河上刑部太夫に申付処実也、若於後日違乱之輩あらば堅く御成敗あるべき之状仍為後日如件

善通観（花押）

応永四年丁未卯月日

上記古文書は応永四年に、伊豫国、々守、河野通之公が川上神社の社領を定められた時神主、野口刑部太夫に下附された文書であつて「社領極めの古文書」と呼ばれるものである。

文中「御屋形様」とあるは、河野通之公であることが、河野家の家譜によつて、知られる。

㈡　社殿御造営の古文書写

当社御造営之事為
河野通久御願事終候既上棟時節野口刑部太夫参詣仕御神楽
致丹誠間神妙也於向後加様之時者社参仕御請可申者也仍為
後代之状如件
応永卅四年丁未卯月七日
修理行事菅原季衡（花押）
大観進霊松院昌禅（花押）

上記古文書は、伊豫国、国守、河野通久公が心願により川上神社を北方古宮の地から、現在の地へ遷し、応永三十四年に造営せられた時、神主野口刑部太夫に下附された文書である。

㈢　厳島先達仰付の古文書写

厳島先達之事
通宗可仕判形之旨事如件
天文二年三月十三日
通　村（花押）
河上之源三郎太夫

上記古文書は、河野通村公が、天文二年、川上神社神主、野口源三郎太夫に下附せられた文書であつて、文意は「厳島先達の事は曩に通宗公が命じた先例の通り心得よ」との意であつて、文中「厳島」とあるは、安芸の厳島神社を言い「先達」というは、河野国主が恒例により厳島神社へ社参の時、先着して居つて、河野公が拝礼せらるゝ時、玉串を奉る役を言つたのである。此の事は、宝暦八年に神社から幕府へ差出した書類の控えが神社に現存して居て明らかである。以上三通の古文書は、古来「河野家古文書」と称し、川上神社の重宝である。

かように国主河野家から、特殊な取扱いを蒙つたのは、当社を河野家の御祈願所と定められ、殊の外その崇敬が厚かつたからである。この古文書は宝暦以来、昭和に至るまで、左記の通り閲覧に供しており、殊に重野安繹先生（号成斉）がその著書に掲載せられてから、古文書研究家の間に、普く知られる事になつた。

閲覧者左の通り

寛　歴　八　年　江戸幕府寺社奉行所
寛　政　九　年　松山藩主松平隠岐守定国公
寛　政　十　年　京都神祇管領
明治二十一年　文部省修史局長重野安繹先生

昭和十七年　内部省神祇院考証課
川上神社所蔵口宣案写（クセンアン）

上郷　河野中納言
慶安三年八月十七日　宣旨
藤原盛長
宣任武蔵大掾
蔵人頭右大辨　藤原俊広奉

上郷　広橋中納言
寛政十年十月二十五日宣旨
藤原盛芳
宣叙従五位下
蔵人頭左大弁藤原均光奉

上郷　広橋中納言
寛政十年十月二十六日宣旨
従五位下藤原盛芳
宣任摂津守
藤人頭左大辨藤原均光奉

この口宣案というは、勅命により叙任官をした時、拝戴したものである。

川上神社由緒の概略

一、沿革　当社は初め、川内村大字北方字古宮の地にあつたが、応永三十四年（一四二七）に伊予の主権者、河野通久が現在の地に新たに造営して、河野家の祈願所とせられたのである。当時の社領は河野通之が、応永四年（一三九七）に定められた社領極めの、古文書に依つて明らかである。すなわち東は笠方、西は八幡のお山、南は井内峠、北は温泉周桑二郡の境界三方嶽となつており、その面積は約十四平方里である。下つて江戸時代には、松山藩歴代藩主の崇敬深く毎年、大守または家老の参拝が行われていた。その後、明治四年に郷社に指定され昭和十九年に県社に昇格した。

一、諸祭事　天正十三年（一五八五）に河野氏が滅亡するまではたびたび河野氏の参拝があつた。

当社には河野家の寄進状や武具、什器などを入れた神庫があり、この庫は河野家が直接管理をしており、「国封の庫」と呼んでいた。大祭には、これらの宝物類を陳列して展観させていたといふ。同時代、当社には能舞台があつて河野公参詣の時は大神事を行う時に猿楽を演じていた。江戸時代には代官所の依頼で「郡の祈禱」を当社で執行していた。このお祭には郡内二十余箇村の庄屋組頭郷筒が参列して、おごそかに行われ、社頭からお旅所まで、大鳥毛、熊毛、なぎなた、台がさ、などを棒持した行列が続き、近在近郷からの観衆がつめかけて盛観を呈し地方名物の一つに数えられていた。

一、旱魃年には代官の指令によつて、前記二十余箇村の神主及び庄屋、組頭などが当社に五日乃至七日間、参籠して祈雨祭を厳修することをほとんど恒例としておつた。特に寛政九年（一七九八）閏七月の大旱魃には代官竹柳忠次由道が二回参詣しており、この時、大雨を得たので、来十五俵、金二百疋を奉り和歌を詠進した。

一、五穀成就の祈願は代官所の依頼によつて毎年旧二月の戌の日に代官参列の上、執行された。当時代官の奏上した祝詞が数通現存し社宝とされている。

一、当社の初午講は、江戸時代の初期に始まり毎年盛大に催され

ていたが、維新後、中絶されていた。その後、大正十一年に再興し、松山、上浮穴、周桑、温泉、諸郡の広い地域からの支持を得て、（講数二三〇、講員二、五〇〇人）約二十年間続けて来たが、第二次世界大戦なかばに休講のやむなきに至つたが、近い将来に復興する計画で、目下その準備を進めている。

一、当社境内地は、元、物部塚と、口碑に伝はり古跡の一つに数えられている大きな古墳の場所で（別記旧跡物部塚）、神社の裏山、三百坪は盛り山であつて、千二、三百年前に築造せられた二基の古墳から成りたつておる。この裏山が古墳であるということは、大正二年に発見せられ、その後、各方面で調査研究が続けられたが、昭和二十五年十月十日付で愛媛県史蹟の指定を受けた。

一、指定理由は「前方後円古墳として、墳丘の大部分が現存し、石廓が、窓口式である点及び、発掘当時の状況により、家族墓と推定せられ、原史時代後期築造の古墳として、研究上重要なものであるからである。

一、発掘当時の状況

後円部の古墳、玄室の天井四すみに柄付きの鉄製やじりがつきささされてあつた。（略図イロハニの部分参照）

一、玄室内部の周囲には、鉄やじりが、千本幟の様に、無数につきささされていた。

一、玄室の入口、（A）附近には、約六十箇の祝部式土器が置かれていた。

一、玄室の中央部（B）には、直径約三尺の円形に、灰様のものがあつた。

一、玄室の奥部（C）には、二口の刀剣が置かれてあつた。

前方部の古墳。

一、玄室は東西に石を敷居状に二箇所に並べて、三部に区分し、後部ほど地味が高く造られている。

一玄室の前部（A）には、直径六分位の小石を、厚さ、二寸位に敷きつめてあり、左方には、杏葉四組、馬轡一組、冠と思われるもの一組、右方には、祝部土器、約二十箇が、置かれていた。

一、玄室の中央部（B）には直径三分位の小石を厚さ、二寸位に

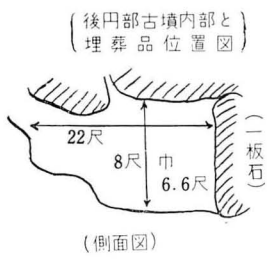

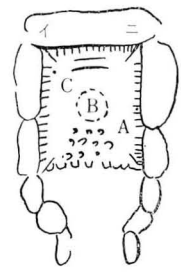

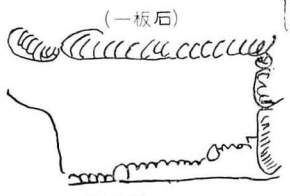

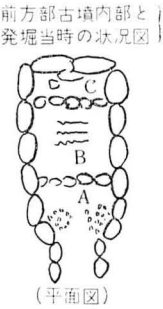

敷きつめてあつた。ここには、三体分の人骨が横たわり、首のあたりと思われる所に、金環、各五箇と、精巧なガラス玉、約十箇があつた。

一、玄室の奥部（C）は、最も狭く、砂利が敷きつめてあり、壁石に、くつつけて、扁平な石が一箇置かれ、その上に、頭骨を南面させて、安置してあり、その石の左前には土器が一箇置かれてあつた。

一、出　土　品

○祝部式土器数種類　約八十箇
○金環・銀環　各　五箇
○ガラス玉　約　十箇
○刀剣（鞘金銅張）　二口
○鐔（鉄製）　一組
○杏葉（鉄地金銅張）　四組
○冠らしいもの（同各）　一組
○やじり（鉄製）　無数

川上大宮神社史略

西園寺源透

欽明天皇御宇前後ノモノト見ユルニ基ノ古墳、神社ニ近接スル北々東ニ在り、一ヲ物部（モノノベ）塚ト呼ビ、二ヲ揚（アガ）リ塚ト称ス、一、二ハ椀貸伝説アルト共ニ、怪奇ノ談柄三件ヲ伝フ、此二基ノ古墳ノ存スルニ因リテ、当地方文化ノ早ク進ミタリシヲ知ルベシ、案ズルニ物部塚ハ河野氏先代ノ某ヲ葬リシ墳ナラン、其故ハ河野氏ノ祖先小千命（オチノミコト）（応神天皇時代ノ人）ハ、饒速日命ノ後裔ニシテ、物部氏ナレバナリ、故ニ当地方ハ古ク河野氏一族ノ蕃衍シタル処ニシテ、又主権者タリシナラン、此地ニ河野氏が当神社ヲ創設シタルノ伝承亦所以ナキニ非ラザルナリ（孝古学者ノ説、及ビ国造本紀）

敏達天皇時代ノモノト認メラルル二基の古墳、神社境内ニ存ス（孝古学者ノ説）此墳ハ発掘シタルコトアリ、後ニ記ス。

神亀五年八月以前、地方ノ領主物部某（河野氏先代）当神社ヲ創立ス、当時神社ハ、川上村大字北方字古宮（中字ヲ中村ト称ス）ニ在リ、（一覧表、伝承）

応永四年四月、国主河野氏ノ執事善通観（ミチニ）（三善通観）河野屋形ノ命ヲ承ケ、当神社及志津川大師ニ就テノ四至ヲ規定シ、社務刊部太夫（野口氏）ニ沙汰ス、其要ハ、東ハ笠ケ谷（面河村）土屋（三内村）滑（ナメ）川、千原落合、臼坂笹ノ谷、（桜木村）松瀬川さら谷（川上村）ヲ限リ、南ハ井内ノ峠（三内村）ヲ限リ、未申ノ方ハ吉久郷ノ権現山（川上村）ヲ限リ、西方ハ八幡ノ御山（久米村）ヲ限リ、北方ハ三方ケ岳（温泉周桑二郡境上）及ビ福見山（吉井村）ヲ限ル、以上四至内ノ面積ハ約十四平方里ニ亘レリ、此広大ノ区域ハ注連下ニシテ、所レ謂縄張内ナリ、而シテ此注連下ノ取締ヲ、河上刑部太夫ニ命ゼラレ、之ヲ冒ス者ハ処罰スルトノ沙汰状ナリ、依シ之観レ是、当時氏子ノ甚ダ多数ナリシコトヲ知ルベシ（応永四年古文書）

応永中、高須賀堯倫、河野家ニ仕ヘ、南方村荘屋ヲ命ゼラル、尋テ其子堯基荘屋トナリ、河野家ヨリ、其祈願所川上稲荷五社大明神（当神社）ノ社之守ヲ命ゼラレ、尚宝庫国封ノ鍵ヲ預ラル、而シテ社之守ハ高須賀家代々継承シ、堯普死スル時ニ至ツテ止

ム（高記、伝承）

応永三十四年四月七日、国主河野通久、心願ニ依リ当神社ヲ造営ス（再建）其上棟式ニ際シ、野口刑部太夫丹誠ヲ凝ラシテ神楽ヲ奏ス、爾後恒例ト定メラル（応永三十四年古文書）

室町時代、神庫（カウクラ）アリ、神庫ハ宝庫ニシテ、国主河野家其他ヨリ施入ノ宝物、什器、能道具、文書記録ヲ蔵ス、惜モ慶安中火災ニ罹リ、悉皆烏有ニ帰ス、此地ハ今ニ「カウクラヤシキ」と称シ神社ヨリ西方四十間ヲ距ル地点ニ在リ、此宝庫ハ封ニシテ、其鍵ハ高須賀家ニ保管リ託サレタルコト前記ノ如シ（指上、伝承）

室町時代、神社ヨリ坤方約十間ヲ距ル処ニ能舞台アリ、河野屋形参詣ノ時、又ハ大神事ヲ行フ時、猿楽リ奥行セシ所ナリ、其遺跡寛文中迄存在セシモ、地下工事（デサゲ）ヲ行ヒ民家トナレリ（同上）

同時代、本社ヨリ南方六町ヲ距ル地点ニ清流アリ、祓川ト曰フ、祭典ノ時奉仕者ノミソギセシ処ナリ（同上）

同時代、当社ヨリ巽方約一町ヲ隔テ市場アリ、神社ヲ中心トナシタル市場ニシテ、毎月某日物々交換ヲ行ヒシ跡ナリ、領主ヨリノ市場免状アリシト云フ（同上）

永享二年八月二十日、野口式部、脇神主タリ、式部は神主家ノ分家ナリ（糸譜）

文明五季四月二十五日、野口右京太夫（本家）神主タリ（同上）

天文二年三月十三日、領主河野通村ヨリ河上ノ源三郎太夫（野口氏）に対シ、先例ニ依リ巌島ノ先達ヲ命ズ、先例ハ前領主河野通宗ノ沙汰状ヲ謂フ此状逸失（以上天文二年古文書ニ依ル）当時安芸ノ巌島神社ニ祭典ハ、頗ル盛大ニシテ、伊与ヨリモ巨万ノ参詣者刹到ス、依リテ河野家ヲ始メ、地方民ノ参詣スルニハ、団躰ヲ組織シ、先達ニ引率セラルルヲ常トス、故ニ先達ハ才幹アル人物ヲ要シ、祭事中絶対ノ権力ヲ有シタリト云フ（伝承）

室町時代、河野家ヨリ、木製狛犬一対奉納セラル（現存、伝承）

室町時代、北方村中村古宮ニ在リシ当神社ヲ、南方村川上ノ丘上ニ移築ス、当時南方が戸口蕃衍シ、地方ノ中心勢力トナリシガタメナリ（伝承）

天正十三年九月、四国征伐アリ、道後屋形河野通直豊臣氏ニ降伏民間ニ下ル、是ニ於テ伊与唯一ノ名族河野氏亡ブ、同時ニ当神社ハ信仰ノ有力者ヲ失ヒ、社運大ニ衰フ（見聞）

江戸時初季、門神（身木像）ニ軀ヲ楼門ニ置ク、今一代破抱ス（現存）

元和四年四月十四日、分家野口左京、脇神主トナル（糸）

寛永四年、高須賀堯章南方村荘屋トナリ、浮穴郡荘屋頭ヲ命ゼラレ、領主ヨリ乗馬ヲ賜フ（南記）当時堯章ハ当神社ノ社頭守タリ（伝承）

寛永十二年七月、桑名城主松平定行、松山十五万石ニ転封、其子孫名十五世継続、当神社ヲ崇敬ス（見聞）

慶安三年十月十七日、神主野口盛長、武蔵大椽ニ任ゼラル（口宣案）尚位階ヲ授ケラレタルモ今位記ヲ失ス、当時僻陬ノ神職ニ対シ、朝廷ヨリ叙任アルハ異数ナリ、依之当神社ノ尋常ナラザリシヲ知ルベシ（見聞）

慶安中、祝融ノ災ニ罹リ、社殿以下悉皆焼燼ス、ヤガテ本殿中殿拝殿ハ再建シタルモ、神楽庫ト神器庫トハ、文化三年ニ至ルモ

尚再建スルヲ得ズ、（願書控）

寛文十二年正月十一日、久米郡南方村ヲ浮穴郡ニ編入セラル（高記）

元禄元年、松山侯ヨリ葵紋付大鈴ヲ奉納セラル（現存）

元禄十三年迄ハ、応永四年国主河部家ニ於テ規定サレタル、注連下加至区域内ノ村里、神社七十五祠、並ニ其社家共当神域ノ支配ニ属シタリシモ、規定漸ク弛ミ遂ニ行ハレザルニ至レリ（東武差上書控）

享保二年九月朔日、川上大明神ノ神主野口方盛ニ、風折烏帽子狩衣着用ヲ許サル（神道裁許状）此種ノ事項多々アルモ、以下省略ニ従フ。

享保十三年二月、本殿屋蓋修繕ヲ出願シ、ヤガテ成ル、此工費米七石、銀一貫三百五十匁ヲ要ス（玉井家記）

享保十五年十二月十九日、祠官従五位下筑後守野口盛豊卒ス。（墓表）同人ハ神主家ノ分流ナリ。

享保十七季、稲禾実ラズ、餓莩道ニ満ツ、之ヲ享保ノ飢饉ト称ス（見聞）

宝暦八年十一月二十日、上司ノ命ニ依リ古文書三通ノ写及ビ申伝表ヲ江戸寺社奉行ニ提出ス（其控、社記）

宝暦十年七月十日、官命ニ依リ、当神社ニ於テ祈雨祭ヲ行ヒ、浮穴郡代官春日嘉寛祝詞ヲ奏ス（其控）

寛政四年五月十六日乃至二十二日、官命ニ依リ請雨祭ヲ行フ、瑞雨多シ、浮穴郡ヨリ賽米九苞供進（社記）

寛政七年六月二十九日乃至七月五日、官命ヲ承ケ蝗虫攘除祭ヲ行フ、官ヨリ十二苞、氏子ヨリ三苞ノ賽米供進アリ（社記）蝗ハ浮塵子ヲ指シタルモノノ如シ（伝承）

寛政九年二月十七日ヨリ五日間官命ヲ奉ケ松山侯松平定国ノ除厄祭ヲ行フ、祭米十苞供進（社記）

寛政九年三月十一日、松山侯除厄祭執行中、南方村農家ヨリ出火シ、忽チ社殿ニ燃移リ、拝殿中殿本殿楼門末社オ悉ク烏有ニ帰ス、一方火勢ハ東方ノ民屋ヲ延焼シ、無慮四十棟ヲ焼燼ス（社記）

同年四月十五日、仮殿ヲ建立シ、五月十二日遷座式ヲ行フ（社記）

同年閏七月二十三日ヨリ十七日、官命ニ応ジ雩祭ヲ行フ、浮穴郡ノ神我悉ク出動ス、神主野口好美、鳴弦蟇目射法ヲ厳修ス、二十八日二十九日雨沛然トシテ降ル、賽米十五苞、金二百疋官ヨリ供進、行事中代官竹栁由道、二回参拝奉幣アリ（社記）

寛政十年正月五日、例ニ依リ神札ヲ配布スルコト下ノ如シ㈠松山侯㈡御家老㈢御奉行㈣諸郡代官㈤京都御留守居、以下略ス（配札日誌）

寛政十年二月二五日、官命ニ依リ、古文書三通ヲ提出ス、松山侯定国、親シ閲覧稀有ノ珍書ナリト感賞セラル、三月三日返付アリ（社記）

同年九月十六日、神主野口好美、松山役所ニ出所、官ヨリ好美ノ行為ヲ賞シ、位階上京費金三十両ヲ賜フ（社記）

同年十月二十五日、神主野口盛芳（好美）従五位下ニ叙セラル（口宣案、位記）

同期二十六日、従五位下野口盛芳摂津守ニ任ゼラル（宣旨）

寛政十一年七月十二日、浮穴郡代官竹柳由道、当神社ニ幣幣シ雨ヲ祈ル、其宝前ニ上リシ歌ニ曰ク「いにしへのこめしを爰に水ぬしの神の恵の雨くごしませ」又曰ク「雨ふりて此川上に水まさば千町の末の小田も八束穂」ト又松山ノ上士越智通浦、之ニ和シテ曰ク「雨こまへ稲を守りの神なれば民のこのみも三つの玉垣」ト（社記）

此時代、松山候ヨリ葵ノ紋付ミ挑灯一対ヲ奉納セラル、内一張現存ス（社記）

寛政十二年七月十五日乃至二十一日、官命ヲ奉ジ雩祭ヲ行ヒ、十八日神主野口盛芳鳴弦射法ヲ修ス、十分ノ瑞雨アリ、代官竹柳由道参拝奉幣アリ、官ヨリ賽米十五苞供進（社記）

完政十三年二月五日乃至十一日、官命ニ依り五穀成就祭ヲ行フ、祭米十二苞供進アリ（社記）

某年（寛政中カ）浮穴久米二部ノ代官邸ヨリ、挑灯一対宛奉納（社記）

享和二年七月二十四日乃至三十日、官命ヲ承ケ、大割持（地ナラシトモ曰フ、土地ノ上中下ヲ組合セ、之ヲ抽籤シテ持主ヲ定ムルヲ云フ）成就祭ヲ行フ、賽米十五苞供進アリ（社記）

文化元年六月二十四日乃至三十日、命ニ依リ雩祭ヲ行フ、官ヨリ祭米十苞供進アリ、而シテ行事中降雨アリ、再ビ米二苞ヲ賽ヤラル（社記）

同年七月十七日、松山ノ家老菅、長沼、両家参拝奉幣アリ、這ハ曩ニ両家職ヲ奪ハレ、逼塞困難中、当神社ニ再興ヲ祈リケルニ、霊験アリテ今般復職セラレタルニ依リ、其報賽ノタメナリ（社記）

文化二年四月二十一日ヨリ九日間、官命ヲ奉ジ止雨祭ヲ行フ、祭米八苞供進（社記）以下官命ニ依ル祈雨祭止雨祭等多々アルモ却テ省略ニ従フ。

文化四年二月、本殿再建成り、遷座式ヲ厳行ス、時ノ神主野口吉見（棟札）

文化七年四月五日、神主野口芳躬、松山候ヨリ金十五両拝領ス、這ハ叙位任官ノ費用トシテ賜ハリタルモノナリ（社記）

同季五月十一日、神主野口芳躬、従五位下ニ叙セラル（口宣案、位記）

同月十四日、従五位下野口芳躬、相摸守ニ任ゼラル（宣旨）

文政五年祭礼ノ時、神主、乗馬三ケ村氏子ヨリ出ス（玉井記録）

文政八年二月一日ヨリ十七日、官命ヲ承ケ浮穴郡大割持制（地均（ナラシ））実施成就祭ヲ行フ（社記）

天保二年八月二十八日、神主野口盛員、従五位下ニ叙セラル（口宣案、位記）

同月三十日、従五位下野口盛員、摂津守ニ任ゼラル（宣旨）

天保十二年九月、氏子頭高須賀堯芳、重松元決（ヒロ）、玉井正昇ヨリ、正二位飛鳥井雅光、正二位鷲尾隆純、正二位三条実萬（サネツム）ノ書シタル和歌額ヲ奉掲ス（其銘）

弘化三年七月九日、未曽有ノ颶風アリ、世ニ午年ノ大風ト称ス（見聞）

安政五年三月二十一日、松山候領内巡視、社前通行、道上ヨリ拝礼アリ（社記）

文久三年正月二十三日、浮穴郡代官代参トシテ郷筒歳右衛門奉

幣ス、金子百疋供進（社記）

元治元年十一月六日乃至二十日官命ニ応ジ太守ノ武運長久祭ヲ行フ、長州征伐アリタルタメナリ（社記）

此時代、浮穴郡代官ノ名代トシテ、郷筒弥助奉幣ス、金百疋供進（社記）

慶応元年閏五月二十日ヨリ六日間官命ニ依リ松山侯ノ戦勝祭ヲ行フ、這ハ領主松平定昭長州征伐ノタメ出征セラレタルニ依リテナリ（社記）

明治初年浮穴郡代官某、就職報告ノタメ奉幣、金子百疋供進（社記）

明治三年十月二十四日、代官名代トシテ郷筒歳右衛門奉幣、金子百疋供進ス（社記）

明治四年、当神社ヲ郷社川上大宮五社大明神ト定称ス、以前ハ大宮、川上社、川上大宮、川上大社、川上大明神、五社大明神、川上鎮守社、川上五社大明神、川上社宇賀神、大宮五社大明神、稲荷五社大明神等ト曰ヒ、其称区々タリシモノナリ（社記、見聞）

同年、則ノ内、河之内、山之内、松瀬川ノ四ケ村、当神社ノ配下ニ属シ、氏子数二千五百戸トナル（社記）

同年七月、当神社郷社ニ列セラル（明細帳、一覧表）

明治四年十一月十八日、当神社ニ於テ初テ大嘗祭ヲ行フ、当時ノ祠官和田清倫、祠掌野口盛一ナリ（社記）

明治十年二月、初テ初午祭ヲ執行ス（社記）案スルニ初午祭ハ古ク行ハレタルモノノ如シ、這ハ再興ナルベシ。

明治十二年九月、神社明細帳ヲ録上ス（社記）

明治十七年十二月十二日、本殿屋蓋修治成就ス（棟札）

明治二十一年四月、修史局編輯長重野安繹（ヤスノブ）（号成斎）来社、古文書三通借上トナリ、二十四年五月返付（見聞）

明治二十三年四月一日、市町村制実施、此時南方、北方、吉久、松瀬川ノ四ケ村ヲ合シテ川上村ヲ置カル、蓋シ川上ハ往古此地方の総称ナリ（官報、見聞）

明治二十四年五月、神社西南ニ石ノ玉垣三十間ヲ設ク、有志者ノ寄進スル所ナリ（見聞）

明治二十七年八月一日、日清開戦、之ヲ二十七、八年ノ役ト曰フ、二十八年四月十七日講和成ル（見聞）

明治二十八年十月二十三日許可ヲ得テ「川上大宮五社神社」ヲ「川上大宮五柱神社」ト改称ス（明細帳）

明治三十五年六月十日、土地二百七十坪ヲ境内ニ編入ス（明細帳）

同季七月七日、社司野口家回禄ノ災ニ罹ル（見聞）

明治三十七年二月十日、日露開戦、之ヲ三十七、八年ノ役ト称ス、三十八年九月五日講和（見聞）

明治四十年三月、陸軍大臣寺内正毅ヨリ、三十七、八年役ノ戦利品（歩兵連発銃一、砲丸玉二、長柄匙一）ヲ奉納セラル（奉納ノ記）

明治四十七年四月十一日、神饌幣帛料供進社ニ指定セラル（県告示）

大正二年九月、神社後丘ノ古墳二基ヲ発掘ス、人骨、刀剣、馬具、鉄鏃、鑓玉、玻璃玉金銀環、祝部土器等多ク出ヅ、這ハ約一

千三百年前ノ武士ノ墳ナリト云フ（孝古学者ノ説、見聞）

大正七年八月、寺田徳太郎ヨリ石鳥居ヲ立ツ、工費一千五百金ヲ要セリ（其銘）

大正九年五月、坂本公徳、名越啓次郎等ヨリ、境外東側（廿三間三尺ノ石造玉垣ヲ建設ス、此工費二千二百金ヲ要セリ（其銘見聞）

大正九年五月、名越啓次郎外有志者ヨリ、境外西側ニ石製玉垣構築長十九間四尺、工費一千八百金（其銘、見聞）

同月、田中藤十郎外有志者等、境外参道石燈ヲ布設ス、長六間、此工費金二千円ヲ要ス（其銘、見聞）

大正十三年九月、初午講ヨリ社務所ヲ建築シテ寄付ス、桁八間梁行六間、工費金二千円ヲ要セリ（其記）

同年九月廿七日、本殿屋蓋修繕了ル、工費金二千五百円、時ノ社司野口秀明ナリ（棟札、其記）

大正十四年一月廿二日、初午講設立許可アリ、今ヤ講数二百七十組、講員二千五百九十戸、其区域ハ松山市、及温泉、伊豫、周桑、上浮穴ノ四郡ニ亘ル（一覧表、其記）

同年六月坂本公徳等有志者、本殿周囲ノ瑞垣ヲ作ル、長九間、高七尺、此工費一千五百金（其記）

昭和三年一月、大祓奉唱普及会ヲ創立シ「大祓之詞」ヲ印刷シテ氏子八百戸ニ頒布シ、臨機奉唱敬神思想ヲ涵養セシム（其記）

昭和九年、社司野口秀明「我等ノ祖先」ヲ著述刊行シテ、之ヲ氏子ニ配布シ、敬神崇祖ノ思想発揚ニ資ス（其記）

昭和十三年二月、弥栄貯金会ヲ創立シ、会員ヨリ醵出セル金壱百円ヲ向フ三百年間据置貯金トシ、神社基本財産壱百万円蓄積ノ基礎ニ供ス（其記）

昭和十五年四月一日、現在ノ基本財産金七千九百四十九円也（一覧表）

昭和十六年四月十二日乃至十九日ノ八日間、愛媛県史跡名勝調査委員西園寺源透来社、当地方ノ史跡ヲ踏査シ、職ヲトシテ神社ニ関スル史料ヲ精査ス（社記）

昭和十六年八月、神社沿革史、及ビ此史略ヲ編纂ス。

○五　柱　神　社　大字松瀬川字大宮三三ノ五〇八番地鎮座

一、祭神　武甕槌命　経津主命　大己貴命　市杵島姫命　猿田彦神

一、由緒　当社は以前、大元宮と称し、武甕槌命、経津主命を祭り、寿永年間、河野氏社殿を改築、別当上福寺を置いてから得能氏、村上氏等も深く崇敬した。元弘三年河野伊豫守神領百貫の地を寄進し、応水元年、河野通能心願によつて社殿を繕治する、天正十八年当社へ大己貴命、市杵島姫命、猿田彦神を合祀して奥大明神と号した。寛永十六年社殿を改造する。本願者長尊院とある。宝暦九年社殿を再建して五柱大明神と改称した。後明治初年

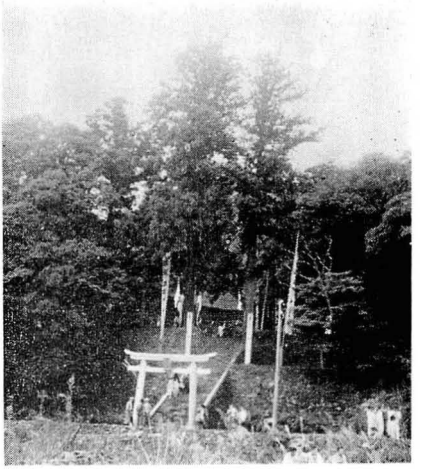

五　柱　神　社

に五柱神社と改称、村社に列格、明治四十年神饌幣帛料を供進する神社に指定され、昭和二十年十二月十五日の神社指令によつて現在に至る。宮司　森市太郎

○一の宮三島神社　大字北方字海上

一、祭神　大山積命

一、由緒　往古から大三島大山積命を勧請する所で、河野の一族、和田通俊は深く尊崇した。延暦二十三年二月、分郷して野々口郷を置いてからこの地方の尊崇殊に厚く天正後、社殿屢々災害にかかりしが、渡部、堀池、木原和田、大西、有岡の諸族等、地方民衆と相計りて維持する。社前の常夜燈は当村最古のもので、元和二年正月建立、一対ありて北分は組中、南分は村内とある。

宮司　野口秀明

○揚　神　社　大字北方字揚

一、祭神　武速須住之男尊

一、由緒　当社元揚神社と唱え、また揚天王社とも称し、伊豫国中、揚社五所の一に加うるの古社である。天平七年九月、再建立、棟札神田附とある外に伝記なく、由緒不明なるも、天皇荒木の宮跡なりとも、また、境内に古墳があるとも申伝えられている。境内にとても大きな樟

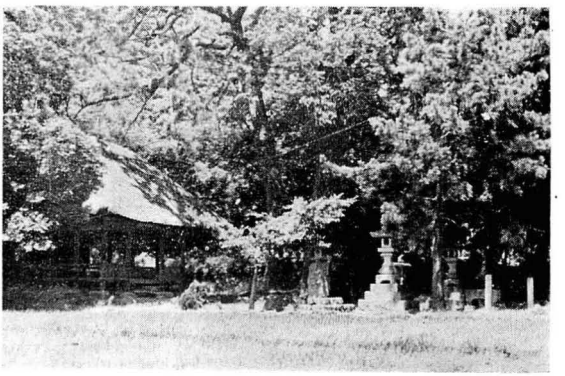

三　島　神　社

樹がある。宮司　野口秀明

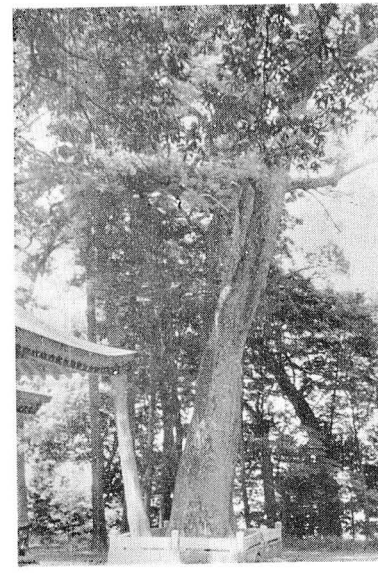

揚　神　社

○森正八幡神社　大字南方八幡
（境内神社は天満神社、大元神社、荒魂神社、奈良原神社）

一、祭神　誉田別命　足仲彦命　息長足姫命

一、由緒　延長元年八月十五日、伊豫守越智息方、筑紫宇佐宮から勧請し、社殿を建営して正八幡宮と号す。其後延久三年八月、河野親経再建、神鏡を寄進する、慶長十七年八月、国守加藤嘉明修理をなし、附田六反五畝十五歩を有していた、慶応二年九月本殿を改築、明治十五年十月村社に昇格、明治四十年七月、神饌幣帛料を供進することを得る神社に指定せらる。

昭和の農地改革によつて社田はなくなつた。宮司野口豊祇

○吉井神社　大字吉久字宮の西
（境内神社天満神社素戔嗚神社）

一、祭神　速玉男命　事解男命　高龗神

森　正　八　幡　神　社

一、由緒　当社は応永二年紀ノ国熊野から勧請したものでこの社は今の社地より南方山麓の滝の傍に建立し、横滝権現と称し、祈雨神として人々の崇敬が深かつた。其後戒能備前守の将、吉井主水介、此地に居するにあたり尊崇厚く、現在の社地に社殿を建立して神霊を移し奉り神

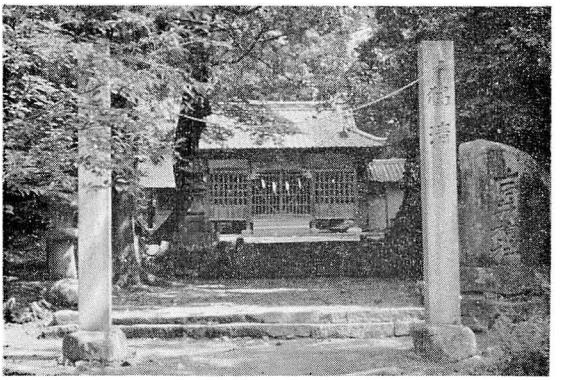

吉井神社

熊野神社

一、由緒　応永二年九月十七日、南方庄屋高須賀堯倫、紀州熊野神社から之を勧請して産土神とする。爾後村人の尊崇厚く、熊野神社と号す。

神社誌に曰く

応永二年九月十七日、地方豪族高須賀堯倫、紀州熊野神社の分霊を南方村竹の鼻に祀る、明治四年他へ合祀されしも、旧氏子七十余戸の請願に依り復旧再興す。

高誌に曰く

応永年中高須賀堯倫、河野家に仕え南方荘屋を命ぜられ、又、堯倫熊野権現を勧請して産土神とす。

浮島神社の社誌に曰く

熊野権現は応永二年九月十七日、紀州熊野より勧請の由緒ありて、一方は高木山に在り、一方は上福寺に在り、之を以つて熊野三所権現と号す。

宮司　野口豊祇

田若干を寄進した。明治二年郷名を取つて吉井神社と改め現在に至る。宮司　野口豊祇

○熊野神社　大字南方字竹の鼻

（境内神社、高木神社、素鵞神社、奈良原神社、和霊神社、加藤神社、寒神社）

一、祭神　速玉男命、伊弉美命、事解男命、菊理姫命

仏閣

○苔谷山　医王寺　　大字北方、字宝泉

一、本尊　薬師如来
一、宗派　古義真言宗
一、本山　高野山金剛峰寺、昭和三十二年より善通寺
一、開山　行基菩薩
一、由緒　大宝二年僧行基の開山にして、医王山宝樹院と号す。神亀三年、聖武帝の詔りにて官寺となり、大宝坊と称し。六十二坊を司る大寺となつて、天長地久を祈る。大同二年僧空海来寺金錫を留む。河野親清以来攸々として禰考の遺烈を追い箕弓の功業を勧す。延久三年源頼義堂宇を再建する。尚、「河野家再建」「松平氏之修繕」等の棟札がある。

1　医王寺棟札

大檀那大梵天王、松山城主松平隠岐守
寛延三庚午年
奉再興医王善逝堂一宇並客殿庫裏遂造営成就
勧進者帝釈天王　大施主　重松彦九郎元浮
北方村　大工　江戸伝右衛門　金右衛門
松山木挽　小右衛門

2　医王寺棟札の裏文

当国松山城主 松平定喬公	御家老 松平藤左衛門 松平藤五郎 管五郎左衛門 永沼源五左衛門	御奉行 山田四郎兵衛 河端藤太夫 関助太夫 三浦正左衛門 三戸新兵衛 在江戸 松永庄兵衛	郡奉行 筵六左衛門 竹村平八郎 野瀬団右衛門 条田武兵衛	久米郡御代官 増田武太夫	元〆手代 松本仙助 払手代 山本勘右衛門 林嘉平太	大荘屋 重松彦九郎 同 目崎五左衛門 改庄屋 高須賀与次右衛門 日瀬与邑 安右衛門

一、喜捨物料記録

一、米六十俵　北方村中　重松彦九郎
一、米五俵　山ノ内村中　山内金右衛門
一、五俵　則ノ内村中　宇和政右衛門
一、三俵　西岡村中　高須賀与次右衛門
一、五俵　南方村中
一、一俵　高須賀安右衛門
一、三俵　松瀬川村中　玉井武平次

一、三俵　樋口村中　高須賀嘉右門
一、四俵　志津川村中　曽根久五右衛門
一、二俵　井内村中　戒能与三右衛門
一、二俵　元浮
一、二斗　北方村組頭半右衛門
其他組頭の名がある。

現住　佐々木明姓

苔谷山医王寺

最近の学者の発見

一、当山の本尊　薬師如来の厨子は鎌倉時代の製作なり、と（昭和三十三年松山市住柳原多美雄の鑑定）云はれ、一般に貴重視される事となつた。又同寺の仁王の山門は珍らしい八角の柱で十二本を以て建られている。久米郡北方村手鑑によると「かやぶき」屋根の門とある。棟札には加藤左右馬助慶長十七年と松板に書かれている昭和三十三年に檀家一同協力してかやぶき屋根を小屋下して京都の寺院建築家の設計により京都風の立派な門となり、本堂と合せて面目を一新し又当山の橡（とち）の大樹は殊の外大きく廻り六、三米もあつてこの寺が千古の古寺院であるを物語つている。

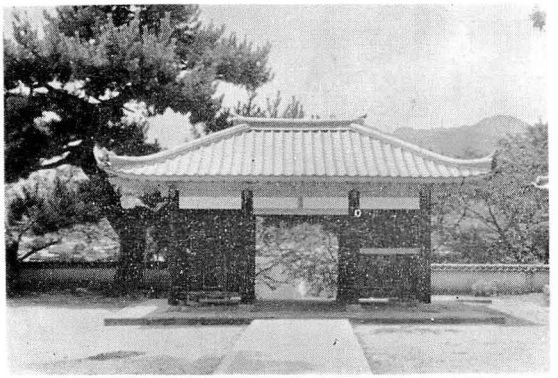

医王寺の仁王門

○岡之坊　大字北方字宝泉

一、本尊　千手観音菩薩
一、宗派　古義真言宗　本山高野山　昭和三十二年善通寺派となる。
一、由緒　慶長十二年医王寺長伝和尚の開基にして爾来法燈相続して今日に至る
現住　神野弘史

岡之坊

○北斗山　上福寺　大字松瀬川字小松

一、本尊　釈迦如来

一、宗派　前法相宗　後真言宗

一、開山　行基菩薩

一、由緒　温泉郡誌によれば「上福寺は初め法相宗なりしが後真言宗に改む。神亀五年八月草創聖武天皇御宇国司散位小子玉純の建営する所、本尊は、釈迦如来、脇立多門天、不動明王、古伽藍本尊地蔵仏なり」とある。

現住　小野田章識

上福寺

○龍雲山　大興寺　大字北方、字旦ノ上

一、本尊　聖観世音菩薩

一、宗派　禅宗

一、本山　妙心寺

一、開山　克仁禅師

一、由緒　豫松御領分寺院名称録によると「建長元年、河野通久公建立、克仁禅師開山、通久甥、得能冠者太郎通秀。鐘楼、山門、寺領余戸郷川上庄寄附、嘉吉二年二月、左馬頭通智。伽藍再建、並鎮守堂共、通久、中山十文字城、岩伽羅城、烏ケ滝、衣掛、塩ケ森城主也、浮穴館云云」とある。明治六年焼失、明治二十七年焼失、明治二十八年再建、昭和十七年茅葺を瓦葺

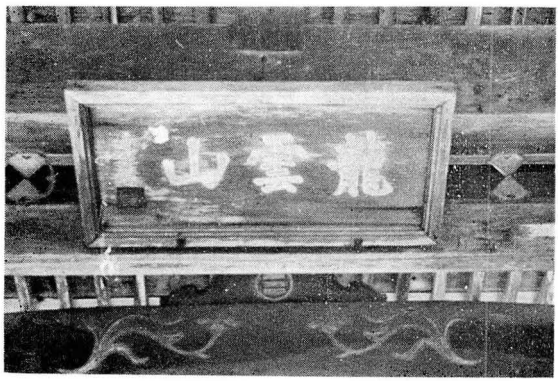

大興寺山門

に改造大修理をなす。

現兼務住職　長泉寺　現住　長野重恭

大興寺縁起　大字北方旦ノ上

一、豫松、御領分、寺院名称録、曰、建長元己酉年十一月十二日勅詔、国守、河野伊豫守通久、得能冠者太郎通秀、同志、伽藍、建立、余戸郷、川上庄、寄附

嘉吉二年二月、同左馬頭通智、伽藍再建並鎮守堂共

一、伊豫古蹟志曰。地方邑有精舎、曰大興、建長之年克仁禅師肇営矣、以鎌倉建長支院。二代為レ無徳禅師、創洪其萬年信福二刹為レ子院、貞和元年疾起、呼レ門弟子、曰、我嗜瀬実蓑荷今、萬年栽植、信福種蓑荷以給我死後之供養勿以他物薦矣、三年丁亥六月二日、寂推樹期年而結実蓑荷冠日茁生焉弟子奉而祭之邑西有レ川、横川原平沙無水

一、豫陽郡郷旧跡漫遊記、曰。北方大興寺、建長元年、河野通久建立、克仁禅師曰開山也、通久甥、得能冠者太郎通秀、鐘楼、山門、寺領、余戸郷、寄附

一、寺院縁起曰。余戸郷川上庄、寄附状有レ之、通秀、中山十文字城、岩伽羅、衣懸、烏ケ滝、塩ケ森城、主也、浮穴御館

一、久米郡北方村。寺社、堂、庵、手鑑帳。本寺京都妙心寺、禅宗、龍雲山大興寺、本尊、木像釈迦如来、御沢壱尺一寸、座像以前観音之由、脇立木像文殊普賢座像、一尺四寸

一、明治六年賊火に会うて全焼し古記禄等も失うと云う其の後再建せられしが　明治二十七年　住職京都へ出張中留守番の火気不始末より出火全焼　山門を残すのみとなり　明治二十八年　住職　総代　世話人檀家協力して再建　大工棟梁　藤田寛治（樋口住人）

総代及び世話人　松本喜一　田中宇蔵　橋本長太郎　渡部伊三郎　住職　和田義孝

一、昭和十六年九月四日　本堂小屋下瓦葺に改修

総代世話人会開催　種々協議　改修に可決す

住職（美濃出身）和田顕宗

一、昭和十八年一月五日　改修落慶法会式挙行

参列者多数

○本有山　南昌寺　大字南方、字竹の鼻

一、本尊　如意輪観世音菩薩

一、宗派　臨済宗

一、本山　妙心寺

一、開山　南明禅師

一、由緒　本院は本有山と号し、寛政五年の開基、古篆慧文の創設にして、南明禅師を請して開山とし、逐次面目を改め、明治十五年、第五世伊山和尚に依り再建。明治十八年以来、漸次伽藍を復修す。特異なる方形の本堂の

屋根も昭和三十一年十方信徒の寄進により修理。面目を一新した。

現住　福住文恭

○西岸山　応観寺　大字南方、字市場

一、本尊　弘法大師
一、宗派　真言宗
一、本山　高野山金剛峯寺

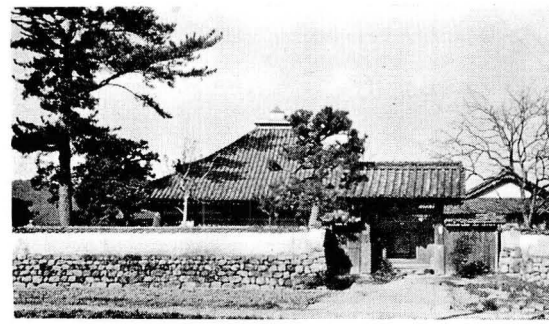

南　昌　寺

応　観　寺

一、開山　不詳なるも初代僧は、秀誉師
一、由緒　寛永十四年、医王寺、秀誉師、退去せし寺也、と、医王寺文章に在り、近年再建して今日に至る。

現住　伊原仁龍

○瑞応山　長泉寺　大字吉久

一、本尊　十一面観世音菩薩一、宗派禅宗
一、本山　妙心寺

長　泉　寺

一、開山　大悲円満国師

一、由緒　本尊の古厨子に「慶雲元年二月造立、天永二年再建し奉る」とあり、僧行基開基にして、大慈円満国師開山、延享元年鷲嶽知仁和尚により再建、今日に至る。

寺内に有名な真柏の太木あり周囲五、六米

現住　長野重恭

○石鉄山一王子

中山寺

大字南方字市場

本尊　青面金剛尊

宗派　天台寺門

宗園城寺末流

開山　創立不詳

由緒概要

慶長七寅年住職清龍和尚の中興にして、松山城主加藤嘉明公の霊夢により祈願所となり其の後、元禄年中、石鉄山中山寺当時の住職、重清和尚　呪力を尽して一宇を再建す其の時三十六の先達に加わり此に一王子を鎮座するに至つた明治四年一時廃寺となりしも明治十年に再興して今日に至る。

現在　日野義教　玉井義一

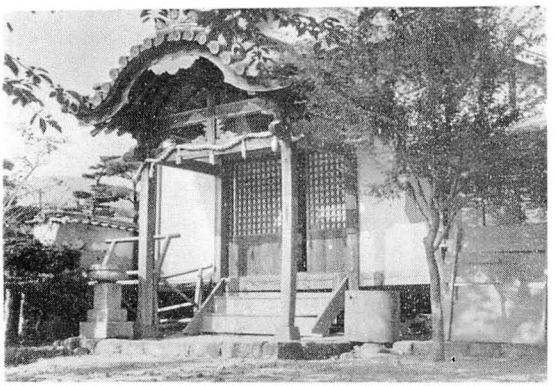

中　山　寺

明治年中からキリスト教、天理教、金光教、黒住教等が布教され、多数の信徒を得ている。特にキリスト教、天理教、金光教は、地方に稀な教会所が村内に設置され、教会所を中心に村内は勿論、遠く村外まで布教々化が盛んに行われている。

○日本キリスト教団川上教会

所在地　大字松瀬川乙ノ一〇二〇番地

創立年月日　明治二十四年七月八日

創立者　城　ノブ

歴代牧師

初代　福地平之進

次　山崎　嘉市

次　佐藤　勇

次　工藤　寛一

次　大崎　俊博　三津教会兼務

次　宇都宮　光　松山番町教会兼務

次　松田　鈴雄　昭和二十二年五月四日就任

その他仙波安司沼野易道二氏の援助及無牧師時代もあつた。本教会は以前日本メソヂスト教会と云う名称であつたが昭和十六年七月、日本キリスト教団が創設され、諸教派合同して教団に加入し、それ以後日本基督教団川上教会と称すようになつた。

教会員数　現住者　三八名

外に別張会員（三年以上教会に出席せず或は住所不明のもの）八五名　計一二三名　戸数二九戸。

○天理教川上分教会

一、所在地　川上村大字北方字川上二一六八番地

一、祭　神　国常立尊　国狭槌尊　豊斟渟尊　大苫辺尊　面足尊　惶根尊　伊弉諾尊　伊弉冊尊　大日霊尊　月夜見尊　是を総称して天理大神と云う。

一、布教沿革

高知県吾川郡伊野町より明治二十二年土居常三郎出帳布教されたのが本村に於けるそもそも天理教の起りである。

教会設立は明治三十三年十一月十四日

一、任命承認事項

歴代会長、就任出身地等左之通りである。

歴代	就任	出身地	氏名
初代	明治三十三年	高知県伊野町	土居常三郎
二代	大正五年	愛媛県温泉郡川上村吉久	大西喜三郎
三代	大正八年	高知県伊野町	松本伊太郎
四代	昭和六年	愛媛県温泉郡川上村	大西　凱儀
五代	昭和八年	愛媛県温泉郡川上村	井手口イシ
六代	昭和二十四年	愛媛県温泉郡川上村	井手口喜六

信徒数　二百五十名

○金光教川上教会

金光教川上教会は、明治四十一年一月、越智郡今治の人松木シナヨ若冠二十五才の身を以つて、金光教今治教会（親教会）より単身川上中ノ町に布教、霊験赫灼たる神徳は、よく五十余粁の周辺に及び、後に初代教会長となつた越智常太郎も亦、菊間よりその徳を慕つて参拝、大患を救はれて遂に教師となり、松木と結婚して、大正三年六月十三日公許を得て、金光教川上教会を設立した。

爾来教勢の進展と共に、住居も宇渋谷を経て、現在の天神山麓南方十五番地の十二に移築、清楚宏壮なる現広前は昭和三十年春、二代現教会長越智祝恵によつて発願竣工さ

れたものである。毎年四月二十五日十月二十五日の春秋大祭には各地より特別バスを列ねて参拝千余の信徒を以て盛大なる祭典が執行されている。

初代教会長越智常太郎は、謹直を以て教団重責の職務に累任し、晩年は四国教区教務所長の要職にあつたが、その逞ましき信念は金光教内においても「川門教流」の名を成し、特異なものとして仰がれていた。又本村学校教育には評議員に推され、教育資材を寄贈されて卒先報徳の誠意をつくされた、昭和十八年吉久地区の水害に当つては信徒を動員して自から指揮され、勤労救援に奉仕された、実に公平無私に終始されたが惜い事に昭和二十年二月三日六十六才を以て帰幽された。

教会二代は現教会長越智祝恵によつて嗣がれ、教勢愈々伸張その実意の性格と熱烈な求道精神と相俟つて堅実な発展を遂げている。

因に信徒数は戸数一六五一　信奉者四五四三人

教会内包団体には、信徒会、婦人会、青年会、教友会、清流会若人会、少年少女会等あり特に少年少女会は県下有数の組織を持つて活躍しつつある。

第七章　民　俗

衣　食　住

村民の衣食住の生活様式は、古くは明治維新、近くは第二次大戦終戦時をそれぞれ境として著しい変化を示したが、こゝには明治維新前後即ち藩政時代と明治維新以後に亘る変遷の実情を探ることゝする。

①　衣　服

礼服については、明治初年まで男子は鼠小紋の羽織に平袴、女子は白無垢にどんすの帯をしめるに過ぎなかつたが、明治三四年頃名字を称することを許されると同時に服装の禁を解かれると、従来禁止されていた絹織物も着用する者が増加した。それまでは、晴着にも表は木綿を用い、裏に絹を用いた。この絹は、畑の縁に桑を植え自家で三枚か四枚の箱に蚕を飼い手製で造つたものである。

ふだん着及び労仂着には、綿花を自家栽培して手織の機織で綿布を得、襦袢及びもゝひきを作つて着用した。

明治初年まで男子の髪は幼時は「たぶさ」で十五才で元服し、中剃り、ちよんまげにした。被り物としては労仂時防暑或は防雨用に竹皮製の「たくらばち」を被り、普通は手拭の頬被り及び鉢巻きを用いた。なお婦女は盛装の被り物として「おこそづきん」を用いた。

履物については、藩政時代には桐下駄の使用を禁じられ

焼き杉にクリハナヲの下駄をはき、労仂には足中（藁草履）をはいた。雨傘は白無地のものに限り使用を許され、蛇の目は百姓町人には許されなかつた。これらの制約は礼服の場合と同様にいづれも明治初年以後撤廃された。

② 食　制

主食について見ると、平常食には麦を主とし僅かに米を混用し、その割合は麦九、米一であつた。凶作時には大豆、粟、そばを植えて食し、たかきびの粉、そば粉をくづ米の粉と混じて、ひき餅を作り代用食とし、或は主食の補いとした。長く保存するためにこれを切り餅やあられにもした。また雑穀粉と米粉とを混じた団子を作り、汁に入れて食し、主食の補いとした。小麦粉団子を用いた。

酒は明治初年までドブ酒が作られたが、酒造税法の制定と共に造酒は免許制となり、酒屋が繁昌した。

漬物は現在も変らず大根漬（沢庵漬）、なつぱ漬、味噌漬を食し、汁の特色あるものとしては、醤油の粕や、「ひしほ」の汁を食した。

明治初年まで獣肉を食することがなかつたが、但し猪肉だけは薬用の意味で食した。すし、もぶり飯、たきごみ等今だに変りなく行われている。

明治以後、主食に用いる米の混用率が漸次増大し、麦七米三となり、半麦半米となつたが純米飯を食することは稀であつた。

食器について見ると、安政年間から明治十七年頃まで三軒屋に陶器製造場があり、「三軒屋焼」を作り地元を販路としていた。これは厚みの厚いのが特色で藍色のものが多かつた。このほか苔谷池の奥にも製陶の「かま」が二つあつたがその年代不詳である。因に西門、渡部蔵五郎設立との説もある。

食事の際に箱膳を用いたことは人のよく知るところである。

臼には四脚のやぐら式（移動臼）及び地臼（固定臼）が用いられた。

食事の回数は、農繁期のみ朝昼お茶及び夕食の四食を喫し、普通は三回であつたことは現在も変りない。

年中行事と食事との関係については、遠く藩政時代の風習の大部分が現在まで伝わつており、われわれは今日の習慣から祖先のそれを偲ぶことができる。

正月三日間は米飯で毎朝雑煮を食し、七日正月にはナヅナ草を雑煮に入れて煮、十五日正月には新たに餅をついた。雛節句のヒシ餅、すし、酒、端午の節句のカシワ餅。盆には、そうめんの贈答が行われた。旧暦八月一日の、たのも節句には「たのも団子」を作り食したがこれは明治末年まで行われた。

氏神の大祭秋祭には餅、すし、酒肴が食せられ、大晦日にはつもごりそばが食せられていた。

③ 住 居

屋敷のとり方についてみると、藩政時代から水害を顧慮して大部分の家屋が北方の高地に敷地を求め、周囲に樹木を植え、裏には竹籔を造り風を防いだ。旧道筋に家屋が比較的密集していたが、明治三十年以後、新国道の開通に伴い、漸次南方の平地に家屋が増加した。富豪は土へいをめぐらしたが、徳川末期まで門は大年寄役、庄屋等の格式をもつ者以外はその築造を許されず、また屋根の瓦葺も禁ぜられ、一般家屋の様式は母屋、納屋、土蔵等いづれも藁葺きまたは茅の類を以て葺き登り、平屋建であつた。農家は普通南向きで間口七、八間、奥行四間位とし半分は庭で上り間、茶の間があり、いろりを切つた。庭の奥にカマドがあつた。

明治以前には、天井は貧農はコモ天井とし中農以上になると板天井を張つた。

火器は明治十年頃までは火打石及びツケ木を用い、爾後漸次マツチが用いられた。燃料としては、松や雑木の柴をたき炊事採暖をなした。木炭使用については年代不詳である。

照明用具として、燭台ろうそく、行燈（種油）が用いられた。もつと以前は肥松なども用いた。

建築用材としては、一般に松、杉その他雑木が用いられ、桧や樒は使用を禁じられた。明治時代まで、建築に鬼門、金神、廻り金神を避けることが行われ、また吉日を選んで建てることが行われた。

祖先の祭祀

私等の祖先は往古から今日まで数えてみると何百代にもなることであろう。

けれども一般に開けておらなかつた時代には、死者を葬るにも、一定の墓地と云うものがなく其の時其の方角を「う

らない」して、それぞれの地に之を埋めその追善供養の様な事も亦極めて単純で、四十九日を過ぎると、その位牌は川に流して棄てたといわれている。

今村内の寺院や旧家について調べてみると、藩政時代より以前の位牌や石塔等（大興寺東方の山に、文明、明応の年号がある石塔が最古のものであろう）は殆んど存在しているものが見当らない。しかし戦国時代若しくは、それ以前に、仏教の盛に行われていた事は、現存している寺院又は部落に残っている寺や庵跡といわれているものに依つて、之を推量することが出来る。今其の一、二のものをあげると

松瀬川中村の長福寺跡

　一樹（いちよう）あり

北方旦ノ上　信福寺。萬年寺跡。十王堂。

北方宝泉　西法寺

北方中村　時見堂跡

其他各所にみうけられる。

その後、時代の指導者によつて、一般に仏教を信仰し、その盛衰はあつたが、徳川時代初期頃から、ようやく世の中が治まると共に、人民も生業に安んじ従つて墓地の一定区劃もでき、埋葬も丁寧に施行されるようになり、仏檀を設けて、位牌を安置し、石塔を建立する者が多くなつた。村内の各寺院や各家の位牌を調べてみると左の年号がある。

天文、慶長、寛永、元和、正保、慶安、承応、明暦、万治、寛文、延宝、貞享、元禄、宝永、正得、享保、元文、延享、寛延、宝暦、明和、安永、天明、寛政、享和、文化、文政、天保、弘化、嘉永、安政、萬延、文久、元治、慶応、明治、大正、昭和。

徳川時代から死者に対する法要はねんごろに行われるようになり、初七日、二た七日、三七日と七日目毎に三十五日間又は四十九日間は特別なまつりをした。又その間は毎日新らしい墓へ詣でて菩提をとむらい、其の後は一週忌三週忌七回忌十三回忌十七回忌二十五回忌三十三回忌五十回忌、時には百回忌百五十回忌二百回忌三百回忌等を営んだ。

新仏に対しては己午正月新盆（盆燈籠を供養する）新彼岸は特にていねいな祭をする。

一般にも春秋の彼岸盂蘭盆には各家とも墓所を掃除し仏

檀を清め供物をして追善供養をなし各寺院でも法会や施餓鬼が行われるようになつて現在に及んでいる。

西法寺墓地と時の御堂（大字北方字中村）

西方極楽浄土の占卜の墓地として有名な場所と古老は伝えている。図の様に西法寺墓地を中心に四方に神の守護あり、其の位置は前方は石鎚連峰を指呼のうちに納め西方は道後平野を一眸に眺める。其の雄大風光明媚な景色は実に西方極楽浄土と云うの外なく、昔は三津松前方面より以東の人々の内には、求めて時の御堂（中村）に時まちして西法寺墓地へ葬つたとの事である。明治維新以来村々に一定の墓地が制定せられこの地は北方住民の墓地となつた。又この墓地の一隅を現在の重信河畔の組合立火葬場が出来るまで火葬場として使用した。

東八幡宮
北神明宮―西法寺墓地―南天平宮
西荒神宮

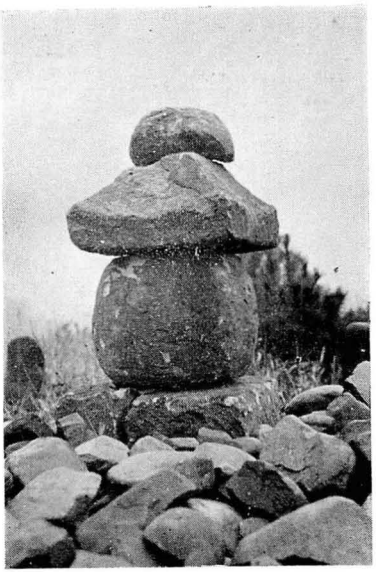

西法寺墓

建長六年三月　慈仏房と彫刻ある五輪塔
昭和三十三年発見　川上地区北方西法寺墓地

午前			
○時	九ツ	真夜	子ノ刻
一時	九ツ半		（三更）
二時	八ツ		（丙夜）
三時	八ツ半	夜	丑ノ刻
四時	七ツ		（四更）
五時	七ツ半	暁	寅ノ刻
六時	六ツ		（五更）
七時	六ツ半	明	卯ノ刻
八時	五ツ		（戊夜）
九時	五ツ半	朝	辰ノ刻
十時	四ツ		
十一時	四ツ半	昼	巳ノ刻
午後			
○時	九ツ	真昼	午ノ刻
一時	九ツ半		
二時	八ツ		
三時	八ツ半	昼	未ノ刻
四時	七ツ		
五時	七ツ半	夕	申ノ刻
六時	六ツ		
七時	六ツ半	暮	酉ノ刻
八時	五ツ		（初更）
九時	五ツ半	宵	戌ノ刻
十時	四ツ		（甲夜）
十一時	四ツ半	夜	亥ノ刻
			（二更）
			（乙夜）

時の御堂で時まちをする其の時の表は上記の様である。

最近この広い墓地より建長六年三月「慈仏房」と彫刻ある五輪塔が渡部彦一によつて発見された。文明、明応の年代より古く約七百年前鎌倉時代の塔とすれば村内では最古のものである。

十王堂（十三様の木像を安置してある）（北方原沖）

十王の事

1、十三、忿怒（フンド）の姿を顕（アラワ）し給う事（初七日、百ケ日、一周忌、三年忌）

2、初七日、秦広王（不動明王）死出の山の事（臨終、中有有闇の旅）

3、二、七日、初江王（釈迦如来）奈河（三途川とも云う）懸衣嫗の事
4、三、七日宗帝王（文珠師利菩薩）業関、苦役の事（邪婬、殺盗）
5、四七日五官王（普賢菩薩）業江大苦脳の事（罪の軽重）牛鬼馬鬼
6、五七日閻魔王（地蔵菩薩）附倶生神並に浄頗梨鏡の事
7、六七日変成王（弥勒菩薩）附鉄丸所並に追善の事
8、七七日泰山王（薬師）闇鉄所の事、六道の辻天道、人間、餓鬼修羅、畜生、地獄
9、百ケ日平等王（観世音菩薩）鉄氷山、大苦の事「遊戯に恥ける」
10、壱周忌都弔王（大勢至菩薩）光明箱の事悪因、善因
11、第三年五道輪転王（釈迦如来）附八大地獄の事

八大地獄　1、等活　2、黒縄　3、衆合　4叫喚　5、大叫喚　6、焦熱　7、大焦熱　8、無間地獄

此の一々の地獄に各々十六の別所あり合せて一百三十六の地獄あり。

等活地獄は人間の下一千由旬にあり縦広一万由旬なり。此の地獄の寿命五百歳なり（人間の九百万年に当る）。

無間地獄は此の地を去ること二万五千由旬なり。

阿鼻城の事。

12、極楽とは阿弥陀如来の報土、娑婆世界から西方十萬億の仏土を過ぎた所にあるという。梵語で須摩提といい、妙楽、安楽、安養、蓮華蔵世界、無量光明土、無量清浄土などともいう。

阿弥陀経に「爾時仏告二長老舎利弗一（ハク）（ニ）従レ是西方過二十萬億仏土一（テ）（ヲ）有二世界一名曰二極楽一（テ）（ニ）其土有レ仏号二阿弥陀一（ニ）（ス）云云

我此土安隠天人常充満

最近堂宇は高須賀忠五郎の肝煎で再建された。

年中行事

年中行事は未開の民族の時代から年々同じ暦時がくれば同じ様式の慣習的な営みとして繰り返されて来たもので永い間に多少の変遷が行はれている。すべて時季と関係して神仏の信仰に関係し、したがつて神仏に供える食物に関係して農耕生活と密接なつながりを持つている。

年中行事は年中をくぎる一つの節（フシないしセツ）で曲折点又は折目なのである。

此の折目即ち節にあたつて神を祭るため静かに忌みつつしんで籠り、神供を設けてこれを人々相共にいたゞく、そういうことを中心に成り立つた行事で伝承されている間に仕事を休んで御馳走が食べられ、たのしく遊べる日として娯楽の日と考えるまでになつて来ているが本旨を忘れてはならない。

昔特殊なもので麦うらし興行がある。即ち上村源之丞又

は吉田伝次郎等のあや操り人形芝居を迎えて一般に無料で観せた。其の世話は各部落の役掛はもとより若連中総出でした様である。（其の荷物も百駄に余つたといはれている。）しかし今は興行師に移つてしまつた。

又お摂待（せったい）といつて若連中が四国遍路のためにそれぞれの場所へ出張して金穀を施す行事をした。今尚これは一部に残つて美風をとどめている。

尚念仏組の行事として虫祈禱、初祈禱、大般若経、荒神講等がある。

新憲法発布後国家の祝日が新に制定されたので此の祝日を年中行事として盛大ならしめるようにせなければならない。年中行事一覧表を附加しておくことにする。

川上村に於ける年中行事表

月	日	年中行事名	主とした行事	食事
一	一日	○元旦（正月）	松竹を立てて正月飾と神事	ぞうに餅
	四日	山びらき		
	七日	七草正月		七草を入れたぞうに餅
		荒神講（旧正五九月）		
	一五日	○成人の日		
	一六日	やぶいり初祈禱	里帰り大般若経を誦する	
二	四日	節分	ひいらぎ飾と豆まき	豆
	一八日	針供養	折針供養	
三	二一日	○春分の日お彼岸	祖先祭	まんじゅうだんご
四	三日	ひな節句	ひな飾、桃の花	ひし餅
	一五日	揚神社祭	神祭	餅
	二九日	○天皇誕生日		
五	三日	○憲法記念日	花まつり、寺参り	あまちや
	五日	○子供の日		
	八日	おしやか様		
	一四日	母の日		
六	五日	しようぶ節句	かしわもち	かしわもち
		田休	こいのぼり、しようぶき	
七	二三日	十七夜（医王寺）	神参り（やくのけ人形）	
	三〇日	虫ギトウ夏越祭	七夕色紙飾	果物だんご
八	七日	七夕	祖先祭	
	一五日	お盆		
	二四日	うら盆施餓鬼		
九	一日	たのもさん	紙人形飾	だんご、まんじゅう
	二三日	○秋分の日彼岸	祖先祭	
一〇	八日	針供養	折針供養神祭、神輿渡御	
	一五日	秋祭		
一一	三日	○文化の日	大清掃	餅
	二三日	○勤労感謝の日		
一二	巳日	みんま		
	三一日	七五三（わたぎ）大みそか		つもごりそば

各月一日、一五日を祝う習慣もある　○印は国家祝日

郷土の伝説

(一) 吉久のお吉泉

今から約五百年の昔、吉久の某農家に、歳若くして嫁いで来たお吉という女があつた。封建的な当時の因習の中にあつて、優しく且つ水の如く従順に姑に夫に仕えていた。ところが、意地悪い姑はそれをよい事にして、何かにつけてお吉につらく当るのであつた。薄暗いこの家庭の上にも歳月は一刻の淀みも無く流れ、お吉は早くも二人の子供の母親となり、やがて三人目の子供さえ生まれる様になつた。坊主憎けりや袈裟まで憎い、の言葉通り、お吉の子供をひどく嫌つていた姑は、一日一日と嫁いじめの度を増すので、お吉は止むを得ず里に帰つてお産をすることにした。その後吉久に帰つては来たものゝ心晴れる日とて一日も無く、姑の度重なる仕打ちに心は千々に乱れ、遂に堪えかねて死を決し、此の泉に投身自殺をはかつたのである。この事があつてからその泉をお吉泉と呼ぶようになつた。

(二) 揚神社の楠の木

北方西之側、揚神社の境内にある楠の木は、今を去る八百年の昔、或る村人がお願ほどきに、その苗木を植えたこのだと云う事である。暖い日光と慈雨とに依つて、誰にきずつけられることなく、すくすくと育つていつた。そして初夏の頃の美しい若葉は、行き交う人々の眼をうるおうす様になつた。すると、名主の眼にも止まらないはずは無く何時か一つの御神体を、この楠の木に入れて祠つたのであつた。土地の人々は一人もれ無く、幼少時代を此の楠の木の周囲に送り、楠の木と共に育つていつたのである。

ところが、何百年かの間、村人から愛され親しまれて来た楠の木も、慾張り爺さんには非常に憎まれなければならなかつた。というのは、少し北に伸びた枝や葉が慾張り爺さんの田の上に僅かの日影をつくる為であつた。爺さんはその附近に田を持つ人達を集めて、楠の木の害になることを力説し、集つた人達も同意したので、遂に木を切ることに決つた。翌朝、手にそれぞれ刃物を携えた老人達は早くから木の下に集つた。一同が集つた頃を見計らつて、慾張り爺さんは、「わしが一番に切る。」と云つて、目の鋭く立つた大鋸をさも得意げに持つて木の下に歩みより、一思いに引き倒さんばかりの勢でさつと引いた。するとその瞬間、爺さんは横腹をおさえてうなり乍らその場にぱつたり

と倒れてしまつた。居並ぶ人々は何が起つたのか不思議でならなかつた。しばらくして一人の仲間が「神様のおたゝりだ。」と言い出したので老人達は断念することにした。然し月日の過ぎゆくに従つて、此の出来事も次第に人々の頭から忘れかけられた頃、一人の樵夫が一もうけをしようと思つて、又切り始めた。すると今度は細い切口からどくどくと鮮血が流れ出し、樵夫は其の場に倒れたまま死んでしまつた。その後は、ずつと今日に至るまで誰一人として切ろうとする者も出ず、しまいには木の周囲に玉垣を作つて祀り始めた。今日でも、雨のしとしと降る夕暮には、白狐黒狐が出るという事である。それを近所の人達は、お白さんお黒さんと呼んでいる。尚一説には、大昔、此の楠の木に神様がお降りになつて宿られたのだとも伝えられている。

(三) 法界門橋

場所は南方天神町、国道が三内村に抜けるところに滝の下橋がある。その川下に最近新しく架けられた橋が法界門橋なのである。これから述べる伝説などは、何も知らない様子で、多くの人々が、下流に展開する佳景を眺めつゝこの橋を渡つている。今でこそ人家が立ち並び商店街をさえなしているが、此の附近一帯は広大な荒野であつて、原の入口には小さい門があり、昼尚暗い森さえもあつたということである。そこを横切つて一筋の路が通じ、川向うに住む人々の川上に出る唯一の交通路となつていた。ところが、夜になると森の中から法界坊が出て来て、日暮の道を急ぐ人々を非常になやました。長い間人々は、誰か法界坊を退治してくれるものは居ないかと願うのみで、誰一人として手出しをするものは無かつた。然し法界坊によつてこうむる害は日毎に増し、他人事ではなくなつた人々は相談をし退治することに話は決つた。

さて、誰が行くかという事になると、一座は水を打つた様に静まり返つて、お互顔を見合わせるのみ——。ややあつて、平素静かな若者が進み出で、「私が行きましよう。」と言つた。一同は意外な感に打たれ、衆目は期せずしてその若者に注がれた。其の眼には、日頃村の若者達に嘲笑されても一言も言わないで引き下る意気地無しに何が出来るか、という気持があり〳〵と表われていた。やがてひそひそと話が始まり、中にはあんなものに何が出来るか、と叫

ぶ者さえ居た。それかと云つて自分が行こうと云う者は無い。何はともあれ、此の若者によつて、さしもの暴威をふるつた法界坊も退治せられ、多年苦しめられて来た人々は安堵の胸を撫で下したのであつた。その後森の木も切り取り、野原は開墾され、流れるまゝに放置されていた川もせばめられて橋が架けられた。村人達は昔法界坊が出て、又橋の処に昔門があつたと云うので、この橋を法界門橋と呼ぶようになつた。

(四) 椀貸伝説の塚

川上神社の東北方約二町の処に椀貸伝説のある塚がある。明治三十年頃までは、面積約二畝を占め、大きな櫨(ハゼ)の木や小笹の密生したおどぐろがあつて、昼間でも何かもの淋しい場所であつたが、次第に開墾されて現在では、一畝位にせばめられ、草木も取り除かれて僅かに昔の面影を偲ぶ事が出来る位である。此の塚は物部塚在原塚と呼ばれ、千数百年前のものだと伝えられている。その昔誰でも深夜此の塚に到り、必要なものをお貸し下さいと云つてお願いしておくと、翌朝その品物が塚の上に揃つていたと云うことである。或る時村人の一人が膳椀二十人分をお貸し下さいと云つて借りた。所が一つだけ破損したのをそのまゝ黙つて返したのであつた。其れから後は、その人に対して何も貸さなくなり、遂には人間に対しては一切貸さなくなつたと云う事である。此の様な伝説のある塚は全国にも処々方々にあつて、昔隣の部落と物々交換をする場所に作られたものだと云われている。従つて椀貸伝説のある処は比較的早くから文化の開けた地方であると云う事が出来る。

塚部原塚物在 川上神社の北に在る

(五) 五輪の塔

北方旦之上に五輪の塔と呼ばれるものがある。此処で昔

大興寺の和尚が、定に入ると云つて生埋めになつたのだと云われている。和尚は穴に入つてから二十日間鈴を鳴らしていた。鈴の音は日毎に弱まりつゝも和尚の死ぬるまで二十日間は旦の上一帯に響いていた。附近の人達は和尚の死後、冥福を祈つて此の地に五輪の塔を築いたのだという。

(六) 与右衛門

昔隣村と北方村との入会山境が判然とせず北方の西方の部落民は毎年山境の事で苦しんでいた。ところが北方村旦の上の百姓与右衛門と云う人の家で古文書が発見されそれを添えてお上へ訴願したので検分の結果古文書の通りで境は判明し以来論争が絶えた。村人は与右衛門のこの犠牲的精神と労苦に感謝し歿後はその菩提の為に毎年油料を村より送る事になつた。昭和二十六年五月二十七日「義人与右衛門翁の碑」として北方その他住民より多額の寄附と労力奉仕があつて立派な碑石が北方原沖に建立された。

(七) 鬼兵吾（大力）

昔は米を売りに行くのに、駄馬を以てした。その馬は綺麗に飾つてあり、朝から馬の鈴も高らかに街道を往復したものであつた。

大字北方生れの人に鬼兵吾という者があつた。馬方連中と城下からの帰り久米村にさしかゝつた時、馬方連中が日頃時折稲をしごくことから口論となつてあわや腕力沙汰にならんとした。この時鬼兵吾は連中の馬方を帰して独り残り、手近にあつた青竹をしごいで襷にかけ、稲木丸太を以て仁王立となり「何れも来い」と身構えたので土地の者どもは僻易して逃げてしまつた。爾後上通りの馬方には文句をつけるなとおそれたということである。

又或る時、北方庄屋重松氏に仕えていた時のことである。松山城下へ公用があつて庄屋が出張することになつた。その時鬼兵吾はお籠を独りでかつぎ新立橋へさしかゝつた「庄屋様よいところを御覧に入れましよう」と籠の棒を橋の欄干にもたせて突き出したということである。

その大力を伝え聞いた武家連中にある日招かれて棒押の仕合をした。鬼兵吾は相手の武士を宙に振り廻したとたん、武士は家を越し堀に投げとばされたということである。

その大力であつたことが今に語り伝えられているとともに鬼兵吾の手形が現存している。

川上村に伝わる迷信

川上村に伝えられている迷信は山間部の特質として数々あるが、その中主なるものを挙げて見ると次の如きものであろうか。尚その中にはいましめの言葉と解されるものも数々あり、迷信の後につけたすことにする。

1 下の歯が抜けた時は屋根の上に、上の歯が抜けた時は床の下に捨てると次の歯が早く生える。
2 七夕祭の日に稲で目をつくと盲者になる。
3 さすり仏をさすると病気が治る。
4 屋敷の中に「ホーズキ」「ビワ」「シユロ」「シキビのハナ」を植えるとその家に死人が出来る。
5 鳥が家の上空を旋廻するとその家に凶事がある。
6 歳の夜の豆を踏むと足の裏に豆が出来る。
7 家の中では竹箒は使われない。
8 満潮の時に家が焼けるとその家は栄える。
9 干潮の時に家が焼けると其の家は衰える。
10 柿、梅の木から落ちると中風がつくか、又は、三年以内に死ぬ。
11 妊娠中の人が火事を見ると生れる子供に「ホヤケ」が出来る。
又「タコ」を食べると頭髪が赤くちぢれる。
12 盗人の足跡にお灸をすると盗人が足が立たなくなる。
13 一般に「サル」と云う言葉を嫌う。
14 金物を井戸へ落すと目が悪くなる。
15 夜爪をつんではいけない。
16 釜の蓋や、お膳の上で物を切ると三ツ口の子が生れる。
17 新しい下駄を夜おろすと早く割れる。（夜おろさぬ事）
18 茶椀の上に箸を一本置いて箸の転ばぬようにお茶をのむと「シヤツクリ」がなおる。
19 蛇に指ざしすると指が腐る。
20 蜜柑の双子を食べると双生子が生れる。

いましめの言葉

1 うそをつくと鬼歯が生える。
2 うそをつくと鬼が舌を抜きに来る。
3 夜家の中で笛や、口笛などを吹くと盗人が入る。
4 御飯を捨てると目がつぶれる。
5 夜「カクレゴツコ」をすると魔が引く。
6 「カニ」を殺すと勉強が出来なくなる。
7 箒を股ぐと箒の子が出来る。
8 お正月にけんかをすると一年中けんかをするようになる。
9 妊娠中の人が水を杓のみすると口の大きな子が生れる。
10 便所に火や、金物を落すと目が悪くなる。
11 雷の鳴る時へそを出していると、へそを取られる。蚊帳の中へ入れ。
12 家の中のひき蛙を殺すと火事が起る。

民謡

現在では農事の改良発達に伴つて農業労仂も労力も省いて機械化されて来たので労仂に伴う俗謡も次第に其跡を絶

つ様になつたが旧来から明治の末期大正の初期に至る頃迄は田植、草取り、籾摺り、麦たゝきを始め、農業労仂殊に共同作業には相唱和して盛んに謡われたので、その為苦しみを忘れ能率が上つたものであつたが、現今では溜池工事の亀の甲音頭等は、其の面影を残して居り、古老の人達が知つて居る位のものである。其の俗謡を拾つて見ると左記の様なものが本村では謡われて居た、之等は「ふし」の付け様で何作業にでも適用出来たものである。

一、田植唄

○今年豊年穂に穂が咲いて
　道の小草に木がしげる（田植唄）
○今年豊年穂に穂が咲いて
　道の小草に米がなる（田植唄）
○おさんばいの神はなにをきておろした
　みのにかさにたつくりに
　みかんをそろえておろした（田植唄）
○私とあなたはやけのゝかずら
　つるはきれても根は切れぬ（田植唄）
○娘十七八はちようちようもとまる
　とまるはずだよ花ぢやもの（田植唄）
○奥山の草刈ばん子栗に花が咲いたかの
　咲いたもの咲いたもの奥にやとうから咲いたわの（田植唄）
○お三ばいの神はあらたな神じやの
　馬かけおりて笠をとれとれとの（田植唄）
○お三ばいの神は何置きておろすがの
　みのに笠に田作りにみかんを揃えておろすの（田植唄）
○土佐は良い国南をうけて
　さつまあらしがそよそよと（草取唄）
○花のお江戸のみくらし御門
　どこの大工が建てたやら（草取唄）
○かずら長いのはまさきのかずら
　花はお江戸の江戸で咲く（草取唄）
○わしとお前は二足のわらじ
　共にはいたりはかせたり（草取唄）
○嬉し目出たの若松様は
　枝も盛える葉もしげる（草取唄）
○辛棒しなされ五年があいだ
　せめてこの子が五つまで（草取唄）
○山田の稲は畦にもたれかゝる
　十七八こいしとのにもたれかゝる（草取唄）

二、庭唄

○くるりくるりと廻るは
　よどのかわせの水事（麦米搗唄）
○君と別れて松原ゆけば
　松の露やら涙やら（麦米搗唄）
○連れて行こうぞや御目さんが出たら

伊豫の金子の御じよもとへ（籾摺唄）
○わたしは加古川本蔵の娘
力弥さんとはにせの縁（籾摺唄）
○あすはお立ちかお名残りおしや
春はきなされ花の頃（籾摺唄）
○奥山で一人米つくあの水車
たれを待つのかくるくると（粉ひき唄）
○はぶの金ざいさんはしらみか
のみかのみはのみでも洒のみじや（地搗唄）

三、山　唄

○わしが若い時おだまでかようた
おだの川原で夜が明けた（山行唄）

四、業　唄

○たとへ山中三軒家でも
住めば都じや我里じや
嫁になりたや木挽さんの嫁に
仲の良い木をひきわける
アラゴツシンゴツシン（木挽唄）
○馬よ歩けよくつ買うてはかす
帰りやおかゝが豆煮てくわす（馬子うた）
○桜三里を夜でこす時にや
親はぜひないつまごいし
咲いた桜にだれか小馬つなぎや
小馬がいさんで花がちる（道中うた）
○旦那大黒かみさん夷子
今度来る子が福の神（亀つきうた）
○お前百までわしや九十九まで
共にしらがの生えるまで（亀搗うた）
○色は黒てもどんこのようでも
ひなずをいれなわしがとの（亀搗のうた）
○思うてかよわば千里も一里
合はず戻らば又千里（亀搗うた）
○来るかお出るかと浜に出て見たら
浜にや松風吾ばかり（亀搗うた）
○思出しては写真をながめ
なぜに写真がもの言はぬ（亀搗うた）
○今度来る時もて来ておくれ
うらの小薮の青梅を（亀搗うた）
○立てばしやくやく、すわればぼたん
歩く姿はゆりの花（亀搗唄）
○こゝの賃ずりさんと迷いの島は
どこのぢ庭でうたうやら（籾摺歌）
○うたえうたえと詰めかけられて
謡は出ませぬ汗が出る（籾摺うた）
○ほれたふりすりやふんだりけたり
まことほれたらころすきか（亀搗うた）
○あなた一人と定めておいて

うわきやその日の出来心（亀搗うた）
○来いと云うたて行かれた道か
道は四十五里浪の上（亀搗うた）
○思や苦となる苦はしやくとなる
しやくは病の種となる（亀搗うた）
○お前さんのようなぼたんの花が咲いて
おります来る道に（亀搗うた）
○お前川上わしや川の下
かいてお流し思惑を（亀搗うた）
○お前思いにこれだけやせた
二よまわりが三よまわる（亀搗うた）

五、祝　唄

高砂やこのうら舟にほをあげて
波のあはじの松風や
遠くなるをのおきすぎて
早すみのえにつきにけり
四海の波静かにてよもに治る
沖の風枝をならさぬ
みよなやれやあいにあいおいの
松こそめでたけれ（嫁入りうた）

六、遊　び　唄

○お金が来たらこそ麦に米まぜて
それにさゝげをうちばらせと（お盆唄）
○夏は木のかげ霜夜にやこたつ
はなれともない主の家（お盆唄）
○色が白いと小雪がほれる
お雪きや太陽が照りや水になる（お盆うた）

七、童　唄

○ねんねんおころりねんねんしな
ぼうやはよい子だねんねしな
山の兎さん何故耳が長いの
小さい時に母さんが
耳をくわえてひつぱつた
それでお耳が長いのよ（子守唄）
○ねんねんころりよおころりよ
ぼうやのお守りはどこえいた
あの山越えて里え行た
里の土産に何もろた
でんでんたいこにしようの笛
それをもろうて何にする
ふいたりたゝいたりして遊ぶ（子守うた）
○ねんねん子たつね子やぐらねこ
やぐらの下には子がねとる
いろてはおくれな大事な子
起きたらまま喰う乳のもう
云うてから親には仕事をさしませぬ（子守うた）
○てんてん手毬てん手毬

てんてん手毬に手がそれて
どこからどこまでとんでいた
垣根をこえて屋根越えて
表の通りえ飛んでいた〳〵
表の通りは何じやいな
紀洲の殿様お国入り
金紋先箱供ぞろい
おかごのそばにはひげやつこ（手毬うた）

○手まりと手まりが行きようて
一つの手毬が云うことにや
姉さん起きて茶々わかせ
ちやんちやん茶がまに水入れて
てんてこ寺に参らんか
てんてこ寺のきじ猫は
門より外でほろゝうつ
ほろろであるでまい傘であろう
傘は何傘越後傘
越後の土産に何もろた
一に鏡台二に鏡三にさなだの帯もろた
帯を結んで花おるの
花おりに花おりに（子守唄）

○お手しやみおとしてお皿
お手ばさみ落してお皿
おちりんこ落してお皿

おみんなお皿
おひどりまいまい鳥お皿
おゝ分れ中寄下寄
そろりとお手ついてお皿
ややちやないやちやない落してお皿
お手つぶしでんでんまい
腹が立ちやとんでこい
おゝ城おゝ城一回お皿
おゝ石おゝ石石垣こわしてお皿
おゝ袖おゝ袖片袖こわしてお皿
お手ばさみお手ばさみ
しかけてたたいてお皿
おゝずいどなたがおきらい落してお皿
お一つ屋の大息子お二つ屋の大息子お皿
おみんなお皿（お手玉うた）

○ぜんまいかずわら
ひよろひよろとかごんだ
後の人どなた（鬼きめうた）

○げたかくしでしの子
まな板のねずみが
ついつめくわえて
さきのいたもんのかちじや（鬼きめ唄）

○いのこいのこいのこ餅ついて
祝はん者はおに産めじや産め

つののはえた子産め
一で俵ふまえて
二でにつこり笑つて
三で酒つくつて
四つ世の中よいように
五ついつものごとくなり
六つ無病そくさいに
七つ何事ないように
八つ屋敷を立てひろめ
九つ小倉をたてならべ
十でとうとうおさめた
この家はんじよせい〳〵　（いのこ唄）

○東に高き石槌の
雪のすがたのうるわしく
西はるかなる小みなとの
はまべの波のしづかなる
ときわの松のかげ受けて
流れたえせぬ谷川の
其の名も清き松瀬川の
我がすむ里の目出たさよ
そとにあらすだすきかえす
いたづき深くしのびつゝ
内に家をし治むるは
農家の主婦のつとめなり
かしこきさとし身にしめて
村のみためをはかりつゝ
女の道をいそしまん
そのいそしみはやがてはや
五尺の稲の穂にいでて
咲くや盛りの富の花
さかえ久しく仰がれん　（松瀬川婦人会の歌）

事物の変遷

明治維新後の事物の変遷には実に目覚ましいものがある其の二三の例を挙げて見よう。

1　マツチの変遷

マツチは明治十年頃より使用する者も一部にはあつたが一般は火打石をもつて火花を散らし、これをにくさに移し附木に燃えつかせて火を得ていた。其後ほとんどマツチの使用は一般的となつたが、太平洋戦争末期に於ては火薬の不足から一時火打石附木等が相当使用されたが昭和の今日ではほとんど使用する者もなくライター等の便利なものも相当数使用する様になつた。

2　燈火の変遷

燈火としては石油が輸入されて後は種子油の代りにこれを使用し、ランプを一部使用する様になつたが、多くは従

来の種子油或は石油を行燈に使用した。しかし其後電気の発達に伴い川上村にも大正年間に川上電気会社が創設され三内村則之内恵雲の井内川に水力発電所を設置し送電したが水不足、又故障が多かったのでその後伊豫鉄電と合併昭和に至り四国配電の所有となり今日に至つている。

3　交通機関の変遷

古の交通機関に於てその主なものは「かご」によるもの或は馬の背によるものであり、此の川上村にも多くの宿屋があり大いに栄えていたが其後馬車、人力車、荷車が発達し、又自動車、オートバイ、自転車の輸入発達に伴つてだん〳〵此の宿屋もなくなり今日は一部その名残を止めているに過ぎない。

川上村民の気質

川上村民の気質の長短に就いて考察するに、本村の地勢風土と城下町を西方に持つ道後平野の一角の住民としての生活、尚又古来からの平安文化の影響等を考察の重要素に入れねばならないものと思う。そのような観点からして次の如き事項を挙げる次第である。

川上村民の気質の長所

1、温厚篤実にして人情味豊かである。

風光明媚の自然の下、野に山に又程遠からぬ海に産する産物に富むと共に、城下町の影響も受けて、言語風俗気質等総て道後平野一般の特色として極めて温和であり、他人に対してやさしく親切であり人情味豊かな点が先づ挙げられる。就中山間部にある当村の如きは、道後平野一般に以上の如き長所と共に純朴さの見受けられる点もある。

2、文化を受け入れる素質がある。

豊富な産物は、自然住民の生活を保証していた為か、又城下町の影響もあつてか能楽、遊芸、茶道、歌舞伎、人形芝居等相当盛に行はれたらしく、やはり今もこの文化生活を享受する気風が学校教育を始め青年教育、果ては成人教育等にも見受けられるのは本村々民の世の文化を受け入れ、文化生活の向上に対するその気質の現れかと思われる。

3、郷土愛の念強く協同一致の美風がある。

南北に山を控え南は又重信川で他と境された平和郷にあつて、衣食足り温厚にして人情味豊かな村民の間には

自然自分の村を愛し和衷協力郷土自治の美風あるを認めることが出来る。現在農協組合の発展振り、就中農協組合の貯蓄高が県下一、二を競う実績を示し、又一方に於いては農地改革の一端として施行されんとしている農地の交換分合に当つてモデル村に指定されて居るが如きは、其の発露の一端に外ならぬものと思われる。

4、業務に忠実勤勉である。

村民の中農家がその七割を占める農村にして其の農家の者は寒暑晴雨に係らず業務に精励するの気風を有し、幾多輩出される篤農諸氏と共に一般農家の経営技術の他の町村に比して遙に進歩して居るは村民一般が業務に勤勉なる所以であろう。

川上村民の気質の短所

1、剛毅の気象に乏しい。

旧幕時代には城下より少しく隔つた地にあり、唯其の影響としては幾多遊芸方面のみ相当に滲透して来たものか、純農村人としてその気質も培われ、従つて現在の村民一般の気風にも小成に安んじ安逸に流れる気風あり、剛毅な気質は比較的乏しいかに思はれる。

2、進取の気象に乏しい。

余りにも天地自然に恵まれ過ぎた環境に馴れた為か、小天地に安んじ他に出でて活動し発展せんとする気概に乏しく、郷土以外から大いに知識を採り入れる気風に欠げ、井底の知識で以て批判しようとする傾向がないでもない。

第八章　保健衛生

(一)　幕末維新川上村衛生状態

本村は道後平野の東端に位し旧金毘羅街道筋、中山越の一歩手前の地点の宿場であつたので、諸国の旅人は常に出入し、従つて自然文化が発達した事は「にぎおう駅路」に見えている。衛生環境にもめぐまれて町筋は実に立派な大建築の酒屋、質店、宿屋、雑貨店、鍛冶屋、石屋等が建ち並び医師（別表）も住居されて病人は直ちに診察が受けられた。そのころ一般に最も治療に困つたのは天然痘であつたが、牛痘種法が我国に伝り種痘法の実施によつて人々は

天然痘禍を征服した。

証

愛媛県伊豫国久米郡北方村何番地
庫次郎　長女
何　　某
齢三年九ケ月
左無類
右無類　右種痘済
愛愛県伊豫国温泉郡
明治十二年七月廿一日　種痘所　温泉郡種痘所之印

当時は上記の様な文書が村役場（戸長）から廻つて来て種痘を村医が一定の場所で実施したのであつた。

(二) 近世の保健状態

本村は比較的環境にめぐまれていたので従来は一般に健康状態は良好であつたが、最近様々なる疾病にかゝる者が多くなつた。特に呼吸器病、皮膚病、眼病等に患る者が多く其の消化器病、神経系病、五管器病等が之に次ぐ。

しかしながら豫防医学の進歩と共に村民が関心をもつことによつて漸次減少しつゝある。

我が村の保健関係の専門家数を参考迄に記せば医師四名、薬剤師一名、歯科医三名、産婆五名、按摩七名である。

(三) 伝染病

終戦後種々の伝染病が全国的に流行したが進駐軍並びに関係当局の適切なる処置指導により漸次減少の傾向にあるが、我々国民はこの伝染病を未然に防ぐように研究と努力をしなければならない。本村の伝染病は次の通りである。

伝染病罹病表

（大正五年―昭和二十五年―三十年）

年次	病名	罹病数	全治数	死亡数
大正五年	腸チフス	三	三	〇
同	コレラ	四	二	二
大正九年	腸チフス	二	一	一
大正十年	腸チフス	一	一	〇
大正十二年	パラチブス	三	三	〇
同	赤痢	一	一	〇
大正十四年	パラチブス	七	五	二
大正十五年	腸チフス	九	五	四
昭和二年	腸チフス	五	五	〇
同	疫痢	一	〇	一
昭和三年	ヂフテリア	一	一	〇
昭和四年	腸チフス	二	二	〇
同	日本脳炎	一	〇	一
同	疫痢	一	〇	一

昭和五年	腸チフス	三	三	〇
同	赤痢	一	一	〇
昭和六年	ジフテリア	二	〇	二
昭和七年	腸チフス	五	三	二
同	日本脳炎	一	〇	一
同	疫痢	一	一	〇
昭和八年	ジフテリア	一	〇	一
昭和九年	腸チフス	二	二	〇
昭和十一年	腸チフス	三	三	〇
昭和十二年	ジフテリア	一	〇	一
同	腸チフス	二	二	〇
昭和十三年	腸チフス	二	二	〇
昭和十六年	赤痢	一	一	〇
昭和十八年	赤痢	五二	四二	一〇
同	腸チフス	二	一	一
昭和二十一年	赤痢	一〇九	一〇三	六
同	腸チフス	一	一	〇
昭和二十二年	赤痢	四	三	一
昭和二十三年	疫痢	六	四	二
同	ジフテリア	一	一	〇
同	赤痢	四	四	〇
同	流行性脳脊髄膜炎	一	一	〇
昭和二十四年	疫痢	四	一	三
同	ジフテリア	一	一	〇
同	日本脳炎	二	二	〇
昭和二十五年	流行性脳脊髄膜炎	一	〇	一
同	疫痢	一	一	〇
同	赤痢	一	一	〇
昭和二十六年	赤痢	二	二	〇
同	疫痢	一	〇	一
同	日本脳炎	一	一	〇
昭和二十八年	赤痢	三	三	〇
同	赤痢疑似	五	五	〇
同	疫痢	四	一	三
昭和二十九年	疫痢	二	〇	二
同	赤痢疑似	一	一	〇
昭和三十年	赤痢	一	一	〇
同	疫痢	二	一	一
同	赤痢疑似	二	二	〇
同	ジフテリア	二	二	〇

(四) 本村に関係ある医師歯科医師薬剤師一覧表

氏名	年代	営業地	出身地	摘要
徳永寿三道房	元文五年正月	小松―川上駅	大字北方字川上	小松御殿医西道寿三居士
高山元伯	宝暦八年	北方中村		
小倉玄俊	慶応二年十月	川上駅	芸州広島	渡部蔵五郎墓石建立
城長州	同 三年九月	同	江戸高輪ニ於テ	誠心院天岳浄日大居士
西玄意	同 四年五月	大畑	享保三年生	北海上組ニ百箪笥薬箱送る
高原祐元	明治始年代	鳥ノ子	松瀬川横灘	松山藩御殿医天岸門人

松浦	同 四年	川上駅宮の西	芸州広島	明治四年九十四才トアル寺小屋先生
柏心斉	同 始年	南方		
城謙三	明治始年頃	川上駅		城長州嗣子ニトナリ長崎ニ遊学シ「シーボルト」ニ医学ヲ修メ岡山ニ於テ医業ヲ為シ后川上駅ニ営ム天保七年十一月生
篠崎喜多		同		
田中		下ノ町		
桧垣		市場		
是沢		広見		
宮地	同三十六年頃	宮東	高知県	
吉田	同 同	川上中ノ町		
武智	明治四十年	川上下ノ町	久米村	
渡部次作		川上駅	川上村松瀬川	
高須賀		天神町	三内村	
仙波磯次郎	明治四十五年	宮東	川上村北方	
山本房次	大正七年	下ノ町	高知県	
田中公明	大正十五年	市場	南方市場	
長野正之	昭和三年	中ノ町	三内村	
仙波香介	昭和二十三年	森	松山	
重松愛祐	昭和三十二年	小坂区	越智郡吉海町	
桑原陽		小坂区	北方中村	歯科
満石正男	昭和二十一年	宮西区		同
樋口秀敏	同 三十二年	市場	北方海上	同
高橋勲	同 三十年	市場	北吉井村	同
渡部静子	昭和二十九年	中之町区	北方川上	薬剤師

(五) 保健施設

消毒所（火葬場）

一、建設理由

従来温泉郡川上村及北吉井村共同事業トシテ温泉郡北吉井村地内ニ消毒用火葬場ガ建設サレテ居タ所今般該地ニ傷痍軍人愛媛療養所建設セラルルニ至リタル為火葬場ヲ取除キ温泉郡川上北吉井村組合事業トシテ左記ニ依リ新シク消毒所（火葬場）が建設サレタ。

二、所在地

温泉郡川上村大字北方三千三百七十番地第二

三、面積

火葬室　一四坪

事務室　五坪

火葬敷地　三〇坪

四、工事着手並落成期

昭和十四年十月五日着手

昭和十四年十一月三十日竣工

五、組合村戸数合（現在）

川上村戸数　一、〇三三戸　人口　六、四八八人

北吉村戸数　六八〇戸　人口　四、〇八〇人

合計戸数　一、七一三戸　人口一〇、五六八人

六、建設物種類

隔離病舎附属消毒用火葬炉弐基

右火葬場家屋弐棟

七、工事費概算

総計費　四〇〇〇円

避病舎

一、所在地　南方字町裏五百八拾四番地

二、面積　弐反五畝廿七歩

三、竣工　明治卅六年

四、建設費　金四千六百拾壱円参拾六銭弐厘

昭和二十八年国立見奈良療養所内に東温六ケ村組合立隔離病舎新設木造平屋建九十坪ベット数十五。

川上村保健室

一所在地　役場敷地内

二、面積　五坪半

三、経費　金一七萬数千円

其後町村合併等により地域の変更なき東温三ケ町村伝染病院と昭和三十年五月改称された。（関係町村名は、川内町、重信町、小野村）

(六) 埋葬墓地一覧表

埋葬墓地管理者名簿（南方）

字名	番地	反別	所有者	墓地管理者	附記
天神	七八	一、二〇七反	南方	神野　渡	北エンマ堂
市場	二〇四	八一〇同		伊原　仁龍	
川上	三八〇	一〇〇同		田中藤十郎	城持坊
同昌司	三九三	八三同			
同	三七七	一〇五	黒川　勘一		
竹ノ鼻	一、六一九	六三南	方	渡部　虎蔵	東昌寺東
同	一、六二四	二四同		同　人	同境内
八幡森	一、九八〇	八四同		田井野丑太郎	
同	一、九八三ノ一	六七同		同	道南
八幡	二、四四七	一、五〇〇同		管野嘉太郎	北東
同	二、四五五	六三同		同　人	南道西
同	二、四五六	七七同		同　人	南道東
同	二、四五八	六〇三同		同　人	井手南北置非十南
同	二、四五二	二七同			

埋葬墓地管理者名簿（北方）

字名	番地	反別	所有者	管理者	附記
三嶋	三五	一〇〇反	桐山武蔵外二名	渡部房芳	
同	三七	七	渡部文六	同人	現樋口朝学所有
同	三五	一三	桐山源八郎	同人	
同	三五	二一	樋口半次郎	同人	
同	三六	二〇三	渡部市太郎	同人	
同	三九	七	樋口末吉	同人	
同	一〇外	八	樋口弥三郎	同人	
海上	一一五	六	樋口平作	同人	
同	一八外	三	樋口啓三郎	同人	
同	一三	七	海上組	同人	
広町	二、三五八	二〇一	同	細川松太郎	
八幡	二、五三一	〇一三	同	桑原伍郎	
同	二、五三三	四〇八	同	同人	曲里
城ケ谷	二、九五五外	〇一七	高木助市	高木助市	
天神	一五ノ一七	三〇〇	小倉市郎太外四四人	村尾喜代吉	天神山
川上	三九三ノ一	一〇三	坂本公徳		城持坊
天神	三五三	二〇三	南方	村尾喜代吉	南ヱンマ堂
同	三五六	〇三〇	同	同人	
市場	三一〇	〇三七	同	満田秋一	
同	23	一〇、六〇〇			

字名	番地	反別	所有者	管理者	附記
荒畑	一、三六〇ノ一	一〇	北野茂八外一名	渡部卯太郎	
同	一、三三五	二三	且之上	同人	
中畑	一、一〇三	六、一〇八	官有地	和田義孝	天神西
同	一、三三	六〇〇	且之上	橋本平太郎	天神東
同	七六八ノ外	六	高須賀ヒサ	同人	
胡ノ元	七六九 八八〇	六	渡部九郎七	同人	
鈍泥	七六八ノ外	二	渡部鶴一	渡部鶴一	
同	一九六ノ外	二〇	同人	同人	
同	一九五ノ外	一八	樋口和一郎	同人	
同	一九三ノ外	四	白田長吉	同人	
同	一九一ノ外	二六	白田弥次郎	同人	
同	一九〇	一六	白田弥次郎外一名	同人	
同	一九九	四	樋口和一郎	同人	
同	一二五外	一七	桐山又吉	同人	
片山	一、四五五	一三	北方	同人	
宝泉	一、五七〇ノ一	四、〇一五	北方西ノ側	花山甚三郎	西法寺下
同	一、五七一	二、九〇〇	大字北方	渡部卯太郎	西法寺中
同	一、五七二ノ一	一、九二三	北方西ノ側	同人	西法寺上
揚リ	二、〇三二	一、〇一八	渡部満弘	渡部愛次郎	
上砂	二、三〇三ノ一	六〇六	東中村組	森房義	五反地
中柴	二、七九九	四三	江戸嘉太郎外六名	野中静	
同	二、七七ノ四	三	野中静	同人	
下正	二、八三ノ一	一六	渡部宗作	同人	
同	二、八四	一〇	花山李三郎	同人	

埋葬墓地管理者名簿（松瀬川）

字名	番地	反別	所有者	管理者	附記
広見	六	二	土岐覚四郎	満田秋一	
並松	一七六ノ一	二〇七	藤岡覚次外十一名	田井団次	
北風	二五四	五〇六	松瀬川下分	三津山保太郎	上福寺下
同	二六七ノ一	一、七〇五	田井周次外三十六人	同人	上福寺裏
横瀬	五八八	七二一	仙波松五郎外二十四人	仙波嘉市	
同		七	渡部長太	同人	
古市	二、九二一ノ外	三	桑原初太郎	渡部鶴一	
田中	二、九三八ノ外	五	渡部作八	同人	
同	三、〇〇九ノ外	二〇	高須賀鶴恵	渡部鶴一	
同	三、〇七三ノ外	一〇	渡部勝次	同人	
同	三、〇六五ノ一				古市念仏土堤
同	三、一四ノ一	三九	渡部松五郎	同人	
同	三、一三四ノ一	二七	桑原長十郎外二名	同人	
同	三、一三五	一、二一〇	堀川長太郎外二十二名	松本文市	西古市共同
川上	二、二〇〇	三九	徳永萬次外二十名	渡部清一	
揚リ	一、九九八	44	大石満平		
西ノ側	一、六四〇	三、三三三 三八	渡部忠右衛門		
ハザ	六七九				
三軒屋	一、一四四ノ二				
同	一、一五六七				
大川	一、一五八				
三軒屋	一、二三〇				
同	一、六〇三				
神子野	二、二六〇				
同	二、二五七				
同	二、二三八				
同	二、四一七				
中村	二、四九七				
同	二、五一五				
程野	三、〇七九				
水越	二、九六八				
坂	三、一三七				
上之段	三、二六一				
同	三、二九八				
水越	二、九五八				
同	二、九六〇				
同	二、九六一				
同	二、九二七				
同	二、九二五				
同	二、九二四				
二七			仙波茂三郎外三人	同人	
六			渡部勘三郎	渡部実義	
二			三内村中岡	伊作	
一五			中岡伊作	同人	
八			渡部常政	同人	
二四			道満嘉平	同人	
三			大石竹次	大野秀吉	
二			大石源作	同人	
五			今井喜作	同人	
八			大石光政	同人	
一〇〇			花山嘉十郎外二十八人	同人	堂元
四			篠森清英外一人	同人	
一三			武田保太郎	篠森佐太郎	
五			篠森作次	同人	
九			萩野義八	道満辨次	
三〇六			菅野又八郎外十五人	同人	
四			佐伯佐五右衛門	篠森佐太郎	
二			篠森清八	同人	
六			篠森好蔵	同人	
八			篠森文八	同人	
四			篠森平太	同人	
九			篠森佐太郎	同人	

坂	三、一五九	四	大野 幸作	大野 秀吉		
同	三、一六二	二	今井 庄平	同人		
同	三、一六七	三	今井 幸吉	同人		
同	三、一五五	六	今井音五郎	同人		
音田	乙三、七〇	九	森 藤五郎	森 市太郎		
鳥ノ子	乙三、八九一	四〇〇	橋本常太郎 外十二人	渡部富次郎		
原	三、八九三	二〇〇	高須賀市五郎 外七人			
三軒屋	三、八二四	一	渡部 竹次	渡部 実義		
同	三、八二五	三	渡部伴四郎	同人		
同	三、八二六	一〇	伊達 寛道	同人		
三軒屋	三、八二九	三	橋本 幾次	同人		
同	三、八三三	三一	田井八次郎 外四十人	同人	上ケナル	
同	三、八三六	三	渡部 浅吉 外一人	同人		
同	三、八三七	一〇	渡部 七蔵	同人		
同	三、八三八	八	同 人	同人		
同	三、八三九	四	渡部 長作	同人		
同	三、八四〇	二	渡部 佐七	同人		
同	三、八四一	一五	渡部十太郎	同人		
同	三、八四二	六	渡部 柳作	同人		
中坪	三、八四八	二〇八	大石 清八 外四人	同人		
添谷	三、八四九	六	渡部源五郎	渡部 儀平		
同	三、八五〇	一〇	渡部 常蔵	同人		
同	三、八五一	一五	渡部 金蔵	同人		

同	三、八二四	一〇六	渡部 兵作 外三人	同人		
同	三、八二五	八	花山 安吉	同人		
同	三、八二六	九	同 人	同人		
高智	三、八二七	三	今井 新吉	大野 秀吉		
中村	三、八二八	三	花山 団次			
同	三、八二九	一四	花山藤四郎	大野 秀吉		
同	三、八六八	九	花山 ツル	同人		
同	三、八六九	一六	花山 芳吉	同人		
同	三、八七〇	一五	花山 団次	大野 秀吉		
水越	三、八七二	三	篠森ノブヨ	篠森佐太郎		
程野	三、八七三	一四	篠森 徳次	同人		
音田	三、八七五	三	今井佐十郎	森 市太郎		
同	三、八七六	四	同 人	同人		
同	三、八七七	一五	大野亀太郎	同人		
同	二、六五二	一、二七	大野 又吉 外十五人	同人		
水越	乙四六〇	二五	篠森 太平 外六人	篠森佐太郎		
黒穂	乙一、〇二四	八〇〇	松 瀬 川	渋谷 岩蔵		
三軒屋	乙九六一ノ二	一〇〇	松瀬川奥分			
黒穂	一、〇五四ノ二	五〇〇	松瀬川共有	高須賀正一		

埋葬墓地管理者名簿（吉久）

字名	番地	反別	所有者	管理者	附記
池ケ谷	六〇六	反 三	吉 久	大西 伝伍	
同	六〇七	一〇三	同	同人	

同	六〇八	二八	同	同	人
同	六一〇	三一三	同	同	人
谷口	六二七	二六	同	同	人
田中	三八ノ二	二〇〇	相原多一郎	同	人
宮西	五一地	六九			
志津川		四五	北吉井川上共同	火葬場	
桟敷					
西打越	三、九六ノ二	三〇	南吉久共同	同	
宝泉	一、五七一	二、九〇〇	川上村	同	
北方田中三、三七ノ三		一〇〇	川上村	獣畜埋葬場	

第九章　交通、通信

道路

本県を通ずる国道二本の内その一本（国道二十一号線松山市一番町県庁前を起点として素鵞、桑原、久米、小野、北吉井、川上、三内、各村を経て周桑郡に入る）が本村を西から東に通じている。この国道三十一号線は大正九年四月一日の内務省告示によつて国道二十一号線と改称せられた。昔の金毘羅街道、又一名讃岐街道と殆ど同一であつて（明治三十年頃に改修に着手して桜三里が竣工したのが、明治三十五年十月であつたと云う）

川上中之町旧道入口
金毘羅道標（野医院前）

昔の川上駅のあつた現在の宮西より長野医院の前に下る道より新道を市場天神に通じ渋谷桧皮峠を経て来見に至る旧街道であつて松瀬川本谷川に沿う。川上村役場から桧皮峠までは約五粁ある。道幅は約四米、勾配は旧道にくらべて緩やかであるが松瀬川に入つて屈曲が多い。人や諸車の交通が多い。

旧讃岐街道は古くからの街道であつて昔の川上駅から東北にのび小鳥越大鳥越から三軒屋に出て七曲り坂を登つて大桧皮峠に至る延長規約二粁道幅三米で周桑郡来見に通じ

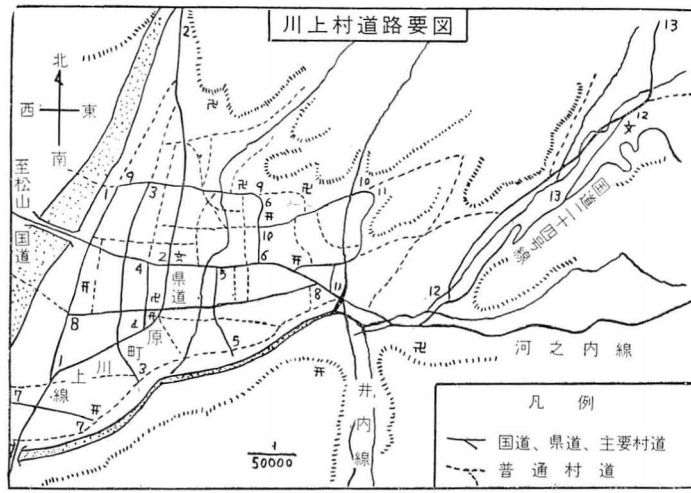

ている道である。昔川上駅が栄えていた頃道前の各地から道後に行き来する人又は金比羅参りの客が徒歩、お籠、馬などのさまざまな姿で通つた頃は相当にぎやかであつたであろう。此の道も今は旧道として修繕もあまり加えられず、石ころが出たり、水たまりが出来たりしてさびれ、里人の道路として残つている。

松山街道は昔の川上駅のあつた所より西、横河原をすぎて松山にゆく重要な道である。その道路の重信川を渡る所には横河原橋がある。昭和五年にかけられたものでその長さ二三六、六米のコンクリート造りである。それ以前は木橋があつた。明治の終頃迄はこの橋のあるあたりを、横河原の渡しと言つて両岸に渡し守の人夫小屋があつて大出水の時は川どめとなつていた。水がへつてくると人夫の背に負はれて人も荷物も渡されていた。車は牛使いがおつて牛でひいて渡してくれたもので東海道五十三次の大井川や天龍川の渡しの絵がよくあるが、あのようにはだかの人夫が働いていたと言うことである。この頃からその後不完全な木橋の頃も川上、三内あたりから松山に通学していた生徒は出水となると川どめとなつて家に帰れず、親類や友達の家に泊つて居たという不便があつた。その後大きな木橋となり、更に現在の様な立派な橋となつたが、太平洋戦争の中途で鈴蘭燈や鉄飾は取除かれてしまつたのは残念である。

横河原橋架橋の前後には人力車が三台あつて横河原の駅と川上町の中央に停留所を設け往来し人々の便利をはかつ

ていた。それより少しおくれて、乗合馬車が一台川上と駅の間を往復し、定時に馬車が長閑な笛を鳴らしながら当時としては広い国道を往き来したものである。その附近の人々は、この笛を聞いて凡その時刻を知り得たと言うことである。

昭和三年頃までは、石槌山の登山者や石槌神社の参詣者の主要道路であつたので、毎年の七月一日から七月十日に至る十日間は多数の登山者が隊をなして通行していた。川上駅はそれらの人々の止宿する所となつて、大にぎわいをし、これを見る人と共に往来する人で雑とうしていたと言はれる。宿屋もこの十日間の収入で一年中の主食費に困らなかつたと言うことである。従つて川上町の名も遠く県内外の人々に知られていたようである。

その後豫讃線が高縄半島の海岸線を通るようになつてから、川上駅も次第に昔の面影を失うていつた。（昭和二年松山国鉄開業、豫讃線が宇和島迄全通したのは昭和二十年であつた。）

客馬車が長閑な笛の音を引いて通つている頃、村人の耳目を驚かしたものは、天神町越智与六によつて始められた乗合自動車であろう。氏は往来の頻繁となるに及んで川上、横河原間を乗合自動車で結んだ、それが周桑自動車会社に合併され、次いで伊豫鉄道会社と合併し現在では伊豫鉄バスの線に平行して瀬戸内バスが本村を西から東に貫く国道を通り、その乗客は一ケ年三萬三千人（川上停留所から乗る人）に及んでいる。

国道も貨物、乗合自動車の往来と自転車の往来が頻繁となるに及んで狭隘を感じるようになり、度々交通事故等に依る死傷者も出るようになつたので村当局では中央政府に向つて小松から横河原に到る間の大改修を要望し機会ある毎に陳情し実現に努めた。

其の後昭和二十七年八月国道第二十四号線（かつての国道第三十一号線）は国道第十一号線と改称され、昭和二十八年一月十三日に至り川上中学校で待望の改修工事起工式が行われて着工の運びに至つた。茶堂より始められた工事は凡そ三年の後昭和三十年三月市場迄開通した。

県道　原町小松線は吉久、道向、板戸、竹ノ鼻を経て国道第十一号線と合する。この線は郡中町、砥部町に通ずる道路である。

村道　村道の大要については図に依つて見られる如きものである。その名称や長さは道路規程に依つて示す。

川上村道路規定（抄）（本文は片仮名使用）

第一条　本村内道路にして国道県道私道を除きたるものとなす。村道の管理は本規定に拠るものとす。

第二条　村道を区分すること左の如し

一、特別路線　部落有財産統一の附帯条件たる松瀬川奥分の特定線をいう。

二、主要路線　村道にして第十九条に指定せる主要幹線をいう。

三、普通路線　村道にして特別路線主要路線を除きたるものをいう。

第三条　主要村道は其の幅員二・八米以上なることを要する。但し昭和三年十二月三十一日以前の改修のものにして「メートル」尺以外の規則に依りたるものに付いては其の幅員の不足五糎までは之を許す。

第四条　主要村道の勾配は二十五分の一より急なることを得ず、但し特殊の箇所に付いては長さ八十米以内は十分の一まで之を許す。

第五条　主要村道屈曲部中心線の半径は四十米以上となすべし。止むを得ざる特殊の箇所は十米迄これを縮少することを得、曲角に於ては角切並に其の他必要の設備をなし危険防止を確実にすべし。

第六条　主要村道路面は浦鉾となし砂利を用いて凸凹なからしめ車載貨物二千瓩の重量に耐ゆる事を要す。

第七条　主要村道路線の橋梁は五千瓩の重量に耐ゆることを要す。

第八条　主要村道橋梁の手前十米の間は屈曲並に勾配を設くべからず。地形上止むを得ざる場合にありては危険防止の設備を確実にすべし。

第九条　主要村道は村長検査の上其の合格したるものは之を認定す。村長の認定したる主要村道台帳に登記することを要す。

第十条　村道の管理は各大字水利組合委員に嘱託す。一路線にして二大字以上に跨がれるものの管理区分は大字区域に依る村道にして二大字の境界を通過するものにつきては其の区間の管理者の合議に依り之を行うべきものとす。

第十一条　管理者は其の大字水利組合補助委員をして村道監視の任に当る。

第十二条　村道沿道土地所有者並に住居者は村道の維持保善に努め其の清掃をなす義務あるものとする。

第十三条　村道に施工し又は特定期間占用せんとするものは管理者の許可を受くべし。但し非常災害に当りては公安上前記の許可を受くる暇なき場合は此の限りにあらず。

第十四条　村道に於て危険物又は左記制限を越え貨物運搬を為さんとするものは管理者の許可を受くる事を要す。

一、長さに於て十米

二、高さに於て五米

三、幅員に於て二米
四、猫車を用いたる場合は一四〇瓩
五、木口切車を用いたる場合は四〇〇瓩
六、其の他車輛を用いたる場合は六〇〇瓩
七、車載せずして牽引する場合は五〇瓩

第十五条　第十三条の場合に於て村道占用十日以上に亘りて施行し又は第十四条の場合設備の適否に関し疑ある場合は管理者は其の許可に当り村長の指揮を仰ぐことを要す。

第十六条　故意に又は重過失に依り村道を破損したる場合は村長は加害者に対し其の復旧を命ずることを得。
前項の命に従はざる場合は村長が復旧をなし其の実費を加害者より徴集することを得。

第十七条　村道の維持修理に要する経費負担は左の区分により予算の定まれる範囲内に於て支弁す。
一、特別路線は村費を以て全額支弁を為す。
二、主要路線は村費を以て其の百分の五十以内を支弁し残額は関係大字土地所有者並に居住者の寄附に拠るものとする。
三、普通路線に対しては村費支弁を為さざるものとする。

第十八条　主要村道維持修繕の工事の簡単にして総工費見積額十五円以内なる時にありてはその設備見積に対する前条の村費負担歩合の全額を関係者に交附し施行せしむることあるべし。

第十九条　村道主要路線を定むること左の如し、（註、道番号のみを記して地図と対照して見やすくし他の事項は略す、本文にはその長さは入つてないが入れることにした）

1、曲里　高曽根線　一八二〇米
2、北方中央線　二五〇〇米
3、海上南方下山口線　一一二三米
4、斉院木板戸線　五六〇米
5、上砂高木線　六五〇米
6、川上西ノ側線　八五〇米
7、吉井神社見奈良線　九〇〇米
8、南方東西線　二二二三米
9、高曽根西側線　一五〇〇米
10、西ノ側松セ川原線　七六〇米
11、市場松瀬川原線　一五五〇米
12、河崎学校線　一九〇〇米
13、船野本谷線　一五〇〇米
14、大宮参詣道線　三七五米

第二十条　村道特別路線を定むること左の如し
1、河崎山の神線　一五〇〇米
2、船野本谷線

（以下一条略）

橋梁の主なもの次の如し。（順次永久橋に架替えられ架設年代は変る）

橋名	長さ	巾	架設年月日
渋谷橋	七・四米	四・三米	昭和二十年
上砂橋	七・五米	四・一米	昭和十八年

滝の下橋	一六・七米	四・一米	明治三十八年		
河崎橋	二一・五米	六・〇米	昭和二十二年		
横河原橋	二三六・六米	五・四米	昭和五年		
法界門橋	三四・六米	三・七米	昭和二十三年		
表川橋	九六・〇米	四・〇米	昭和八年		

村の地橋（明治七年頃）

字	橋名	字	橋名	字	橋名
松瀬川	江野地谷	前松	鳥ノ子下	北方	曲り
松瀬川	茗荷谷	前松	黒穂谷	北方	斎御堂
松瀬川	蛇鎌	前松	荒申	北方	吹矢
松瀬川	二瀬川上	北方	斉院ノ木上下	北方	森
松瀬川	二瀬川下	北方	銭塔	北方	岸ノ下
松瀬川	永寿	北方	五反地	北方	高曽根
松瀬川	仏生川	北方	原	北方	雨乞
		北方	中溝	北方	森ノ木
		北方	池田	北方	中村

交通機関

川上村の交通機関の発達については、その内容ははつきりしていないが、おそらく！北山から野原へ次第に移つて来た大昔の人々は、木を組合せてそりのようなものを造つて、それに荷を乗せて引つぱつたり、扇状地を流れている川を木を組合せてそれにすがつて水を渡ていたことであろうと思はれる。川上神社及その北方の古墳を造つた頃は人々は「ころ」を使つて、大きい石を動かすこと、「てこ」を使つて石を動かすことをやつていたことは、古墳に使つてある大きい石を見ても考へられることである。道路の発達していなかつた此の頃の川上村では、牛馬の背を借りて人や荷を運んだことも想像される。

世の中がだんだん開けて、川上駅の出来た頃になると、松山平野と道前平野を往来する人が、徒歩やお籠や馬に乗つたりして讃岐街道を通つたであろうことも想像される。その頃になつて、上流家庭では、お籠を使つていたことも現在村内の旧家に残つているお籠で推察することができる。農家に於ては、人が踏み固めて造つたようなあぶなげな田圃道を重い荷物を楽に運ぶ方法はないものかと考へた末造られたのが猫車であろう。猫車は四国地方の山間部に古来用いられた車であると文献に出ているから、川上村だけにあつたとは考へられないけれど、川上駅の出来た頃の川上村の文明の利器であつたにちがいない。

荷車の出来たのは極く最近で、荷物の運搬車は鉄輪のものから、タイヤのものに変り、現在では殆どタイヤ車とな

つている。

乗用車としては、自転車であろう。人力車もあるにはあつたが、極く上流家庭の人が時たま使用するか、婚礼用位であつた。病人も時々これを使用していたが、普通病人の運搬は戸板を使用していた。

川上村に最初自転車が入つて来たのは、明治二十五年頃で、今から七十年位前である。その頃今の中年以上の人になつかしい、客馬車が登場して来ている。パパー。と言うあの笛の音を聞いて、馬車に乗れば城下行きの列車が、横河原で待つていたので、心はおどつた。横河原に汽車が着いたのは、今から六十年位前で、明治三十二年であつた、その頃からの交通の発達はめまぐるしいものがあつた。大八車に変つて、オート三輪車、酒屋のマーク入りの前だれに向う鉢巻姿が、オールバツクにジヤンバーの運転手と変り、人力車、客馬車は姿を消して、大正の末期バスが砂ぼこりをあげて走るようになつた。牛車や馬車に代つて、トラツクが疾走するようになつた。現在数を役場の課税対象の調査によつて見ると次のようである。

交通機関 / 調査年	自転車	トラツク	オート三輪車	オート二輪車	リヤカー荷車	馬車
昭和十五年	七五〇	一	二		五一	六
昭和二十五年	八三三	八	四		三三	五
昭和二十六年	八九九				一三六	一
昭和二十七年	一、〇七八				一〇一	一
昭和二十八年	一、〇八五				一一九	一
昭和二十九年	一、三三五				三五一	一
昭和三十年	一、八八八	一三	三四	五〇	四三	一

通　信

川上村郵便局は、明治七年頃より松瀬川伝馬継場の後へ設けられたようである、初代局長宇和川寅太郎、次は川上駅、中の町、下の町と移つて、其の後現在地に新築されたものである。

川上駅にあつた頃、集配の区域も川上、北吉井、南吉井拝志の各村にわたり、集配度数は、駅内は二回、其の他は一回であり、配達する人家は各所に散在するので集配はよほど困難であつたらしい。

電信は、横河原駅に於て取扱われておつたが、松瀬川へは電報の配達が駅から直接なされないので松山局から郵送していたのである。三代局長、坂本公直の時に、電報機を

川上局に取りつけられたのでその不便はなくなつた、だが郵便物は、松山局からの分は、横河原駅まで郵便車によつて往復されていた。

同氏の末期に及んで、南吉井、北吉井、拝志村は分離し当局は、三内村と川上村のみとなつた。

渡部綱久局長のとき、電話の開設があり、中の町より下の町へ局を移して今日に及んでいる。

○川上郵便局所在地一覧表

歴代	局長名	所在地	備考
初代	宇和川虎太郎	宮東区	明治七年頃
二代	渡部満弘	小坂区	明治二十六年頃
三代	城謙三	小坂区	〔明治二十六年より同二十八年頃
四代	城寛平	小坂区	〔明治二十八年より同三十五年頃
五代	坂本公直	中之町区	〔明治三十五年より大正九年頃
六代	渡部綱久	中之町区	大正九年より
		下之町区	昭和四年下之町へ新築移転す
七代	渡部満久	下之町区	昭和十五年頃
		下之町区	〔昭和十五年
			昭和三十年頃

第十章　各種団体

(一)　農業協同組合

事務所　川上村大字北方二八八二の一

沿革

大正四年十二月七日有限責任川上村信用購買販売利用組合（通称産業組合）創立、組合長松木喜一、組合員一九〇名、昭和十九年三月三十一日川上村農会を合併して川上村農業会と改称、会長三津山保太郎。

昭和二十三年二月十日川上村農業会解散と同時に川上村農業協同組合が設立された。

事業内容・活動状況

(一)　信用事業

資金貸付　六一、二一九、〇〇〇円

貯金受入　一六一、七五九、〇〇〇円

(二)　購買事業

肥料　一六、四〇五、〇〇〇円

農機具　一、二九一、〇〇〇円

農薬　三、九一五、〇〇〇円

其の他生産資材　五、九五七、〇〇〇円

生品必需活　七、〇四一、〇〇〇円

(三) 販売事業

供出取扱	六五、九〇九、〇〇〇円
木炭三種等の販売取次	二、八〇四、〇〇〇円
農業倉庫	二一、四四八俵

(四) 加工利用事業

製米麦	六〇七、〇〇〇円
製粉製麺	一一七、〇〇〇円
醤油醸造	一、〇九五、〇〇〇円
自動車	一、五一一、〇〇〇円

(五) 教育文化事業

図書、映画、講習講話	三七、一八〇、〇〇〇円

(六) 生産事業

農業技術の指導、農業経営の指導、種苗、家畜の斡旋	三〇、八五〇、〇〇〇円

(七) 農協共済事業

生命保険契約高	一〇、一五〇、〇〇〇円
建物厚生保険契約高	
火災保険契約高	

歴代川上農協組合長名一覧表

代	組合長名	在職年月日
1	松木喜一	大正一二、昭和元、一二
2	三津山保太郎	昭四、昭一八、四、五
3	大西時久	昭一八、四、六―昭一九、五、二
4	三津山保太郎	昭一九、五、二二―二一、一、三一
5	渡部鹿太郎	昭二一、二、一〇―二三、二、一〇
6	樋口光春	昭二四、二、一―二五、五、二八
7	渡部鹿太郎	昭和二五、六、三四年五月

川上農業協同組合貯金高表（昭和元年より昭和三三年に至る）

年度	貯金高	年度	貯金高
昭和元	一六八、五三一円	昭和二五	四〇、五七、〇〇〇円
〃 五	二五七、九九五	〃 二六	四四、九二〇、〇〇〇
〃 九	二六六、三九五	〃 二七	五五、八〇八、〇〇〇
〃 一三	四六六、三〇一	〃 二八	七一、五三一、〇〇〇
〃 一五	八二九、二五一	〃 二九	七六、〇一六、〇〇〇
〃 一七	一、二七二、一九四	〃 三〇	九一、〇四三、〇〇〇
〃 一九	三、二五六、四四九	〃 三一	一〇六、五九四、〇〇〇
〃 二一	六、二七五、八九九	〃 三二	一三六、七三一、〇〇〇
〃 二三	二〇、四六七、八七八	〃 三三	一四九、三五五、〇〇〇
〃 二四	三、三八六、九二六		

貯金
- 小口当座預金　日歩七厘
- 特別貯金　年五歩七厘六毛
- 定期貯金　年六歩一厘
- 定額貯金　年四歩

貸付
- 信用貸付　日歩三銭
- 担保貸付　日歩二銭八厘
- 公共団体　日歩二銭六厘

明治維新に於ける松山地方と川上村農業協同組合

倉庫の米価表

年月	松山相場 玄米二俵	年月	松山相場 玄米二俵	年月	松山相場 玄米二俵
明治五年	円厘 二、四五〇	明治二五年	六、四七八	大正元年	一九、四七〇 円
〃 六	四、一〇〇	〃 二六	六、六三一	〃 二	一九、二二一
〃 七	六、〇四〇	〃 二七	八、二八四	石当り	
〃 八	五、二四五	〃 二八	八、二九九		一四、七五五 円銭
〃 九	三、六四六	〃 二九	八、八一六	〃 三	一三、八〇
〃 一〇	四、六一〇	〃 三〇	一〇、七四五	〃 六	三五、四五五
〃 一一	五、三九二	〃 三一	一一、四九七	〃 一〇	三五、四五五
〃 一二	七、一五七	〃 三二	九、二九九	〃 一一	三四、一三
〃 一三	九、八七九	〃 三三	一〇、三五四	〃 一四	三四、三三
〃 一四	八、九八四	〃 三四	一二、三六〇	昭和元年	二七、二九
〃 一五	七、九二	〃 三五	一三、一一七	〃 二	二七、二九
〃 一六	八、五〇	〃 三六	一三、四三三	〃 三	二七、二九
〃 一七	四、六五三	〃 三七	一三、七四七	〃 六	四一、四五
〃 一八	五、九三	〃 三八	一三、四一〇	〃 一〇	三〇〇、〇〇
〃 一九	五、八三九	〃 三九	一三、九四	〃 一一	五五、〇〇
〃 二〇	四、三七九	〃 四〇	一五、九一五	〃 一三	一七五、〇〇
〃 二一	四、一七六	〃 四一	一四、九七七	〃 一四	三六〇、〇〇 円
〃 二二	五、一一三	〃 四二	一三、八八二	〃 一五	四二、五〇
〃 二三	七、二六九	〃 四三	一三、八八二	〃 一六	六、七〇
〃 二四	六、四二五	〃 四四	一六、六五五		

(二) 川上村消防組

沿革

一、創立は大正五年であつた、当時火災、水害に際しては近所隣は元より、村内外住民が出動し、水利議員、補助委員、部落総代、組長等の有志の指揮才許によりて防火防水にあたつていた。所が、明治四十年頃川上駅の某大家に火災が起り、消火困難をきわめた。この時より、手押ポンプ購入の機運に向いつつあつたが、大正五年二月二十二日大典記念に、阪本公徳外七名の寄附一、金弐百円を以て松山警察署の世話により、一台を購入、同日の村会に於て消防組設置の件を可決された。

其の組織は、組頭一名、小頭四名、消防手四五名であつた。

一、大正五年八月三十日、田中藤十郎外一一六名の寄附金弐百円を得て広島市方面より直接ポンプ一台を購入してこれを第二部とした。

組織　組頭一名、部頭二名、小頭五名、消防手五〇名とす。

一、昭和四年七月十九日中道式英国製ガソリンポンプ購入当時の村長は松木喜一、助役は仙波卓雄、収入役は樋口光春、消防組頭は仙波卓雄、中道式ポンプ世話人動力組合の北下政吉

一、大正五年、川上村消防組を設立、手押ポンプ二台を購入。

一、昭和四年中道式ガソリンポンプ一台購入、東温地方における機械化消防組の嚆矢とする。

一、昭和二十七年、芝浦ポンプ一台を購入して奥松瀬川桧皮に蔵置所を設置した。ガソリンポンプ二台購入。一、昭和二十九年、大ガソリンポンプ一台購入。

一、名称の改変

(1)　大正五年二月二十二日　　川上村消防組
(2)　昭和十四年三月　　川上村警防団
(3)　昭和二十二年九月二十二日　　川上村消防団

一、本部所在地　川上村役場　大字北方二二七七番地

二、目　的

消防団は郷土愛の精神を以て社会の災厄の防止をなすことを目的とす

三、内　容

(1)　火災、水災の豫防、警戒及び防圧
(2)　火災、水災時の救護
(3)　その他の非常災害の警戒及び救護
(4)　国家非常事態等の警戒及び救護

四、活動状況

川上村消防団創立以来災害時に於ける活動は目ざましくその都度村民に感謝されている。

昭和二十九年～三十年機具其の他調査

動力ポンプ		腕用ポンプ		其の他器具		団構成	
形式	馬力	台数	形式	台数	形式	数	
手引	一七	一	正直二号	二	水管車	三	分団数 四ケ分団
ルビン	一二	一	三号	一	蔵置所	六	団員数 一五二人
芝浦	五	一			警鐘台	五	

川上村歴代消防団長名一覧表

代	氏名	認可年月日	就任年月日	退職年月日	出身地
初	田中孫市郎	大正五年九月四日	即日	大正八年九月二五日	大字北方海上
二	塩出　駒吉	大正八年九月二八日	即日	大正十二年四月十五日	大字南方市場
三	田井　実一	大正十二年四月十五日	即日	昭和四年一月	大字松瀬川西組
四	仙波　卓雄	昭和四年二月	即日	昭和五年八月三十日	大字北方原沖

五	樋口　光春	昭和五年九月一日	即日	昭和七年三月三一日	大字北方海上	
六	田井　団次	昭和七年四月一日	即日	昭和十四年三月三一日	大字松瀬川西組	
七	三津山保太郎	昭和十四年四月一日	即日	昭和十六年三月三一日	大字松瀬川西組	
八	森義　太郎	昭和十六年四月一日	即日	昭和二十年八月三一日	大字北方上砂	
九	三津山保太郎	昭和二十年九月一日	即日	昭和二一年三月三一日	大字松瀬川西組	
一〇	田井　敏光	昭和二十年四月一日	即日	昭和二二年八月三一日	大字松瀬川広見	
二	大西　時久	昭和二二年九月一日	即日	昭和二三年五月十日	大字吉久畑川崎	
三	永井　為蔵		昭和三年五月一〇日	昭和三十年五月一日	大字南方市場	
一三	佐伯伊達留	昭和二八年一月二三日	昭和三十年五月一日消防団長拝命	（現在）	大字松瀬川河	

(三)　川上村婦人会

事務所　川上村役場内

沿　革

大正四年二月農村の不況を打開して生活を改善するため、前松瀬川に戸主会が設立され、これに協力するため、前松瀬川主婦会を結成した。以来今日まで総会を開くこと三十九回に及び本村婦人会発展の原動力となつた。

大正八年当時の政府が民力涵養を唱え、その実践要項などを示して普及に努めたので全国各地に各種の団体が結成され、本村でも松瀬川以外の諸部落に続々主婦会の結成をみたので、新に主婦会連合会が設立された。

昭和十二年頃時局の要請により国防婦人会と改称した。更に又昭和二十一年九月終戦後、国防婦人会を改組して川上村婦人会と改めた。当時の会長には左の人々が選任された。

会長　大西　政恵　昭和二十一年九月
〃　渡部　浪子　昭和二十三年度　昭和二十四年三月
〃　仙波　フデ　昭和二十四年度　昭和二十五年三月
会員　千百十名

事業内容・活動状況

毎月定例常会を開催し、又、成人講座、講習、講演、映画等の会を開催する。

農民祭、慰霊祭、敬老会、共同募金、貯蓄の実行、運動会等に協力する。

その後の役員名一覧表

昭和二十五年度	会長	渡部　忠子	副会長	佐伯　由子
昭和二十六年度	〃	佐伯　由子	〃	菅野ミチエ
昭和二十七年度	〃	佐伯　由子	〃	渡部　ミヤ
昭和二十八年度	〃	菊沢ヨシエ	〃	渡部　ミヤ
昭和二十九年度	〃	菊沢ヨシエ	〃	渡部　清子

(四) 川上村青年団

沿　革

創立　明治四十一年二月十五日、川上村青年団を名越座にて編成す。大正四年二月十一日、川上処女会を結成す、大正四年十一月十一日、川上処女会を改め、女子青年団という。昭和二十三年一月五日、川上村青年団として、男女統合される。団長及び分団長は

団長　松本正己　分団長五名　団員数一三〇名

昭和二十八年　団長　渡部　健介

〃　二十九年　〃　菅野　斗清

事業内容・活動状況

団員の体位知識の向上の為めにする事業

文化資料の配布、会合映画、各種講習、講演、読書、ラジオの集い、運動会

社会事業に対する事業

共同募金、赤十字奉仕団、各種運動、其の他

(五) 川上村商工会

事務所　川上村役場内

沿　革

設立　昭和二十四年三月十四日、村内商工業者の改良発達並に会員の福利増進を図るため設立。

事業内容・活動状況

商工業の改良発達を図るに必要な調査、研究、施設をなす。

会員相互の徳義を進め信用の向上を図る。

会員相互の意志の疏通を図り必要に応じ一致の行動をなす。

営業上に関し官庁の諮問に応じ又は官庁に建議上申す。

知徳練磨の為め、講習会を開き又は研修見学す。

商工業に関する功労者、優良従業員の表彰をなす。

歴代会長名と会員数

代	氏名	就任年月日	会員数
初	田中正一	昭和二十四年三月十四日	一八一
二	大石万平	昭和二十五年四月十五日	一七三
三	田井正計	昭和二十六年五月十日	一四五
四	大西梅吉	昭和二十八年六月二十日	一二二

(六) 川上村森林組合

創立　昭和十七年二月二十六日川上村森林組合を設立。

事務所々在地　川上村役場内

初代組合長　仙波大八郎
理事四名　監事四名　参与員十七名
役員改選　昭和二十三年五月
二代組合長　渡部長作
昭和二十五年三月改選
三代組合長　永井為蔵
組合員　四百二十二名　理事七名　監事三名
参与員　十七名
現在事業内容又は活動状況
一、施業基案による用材及び薪炭材の伐採　二、造林　三、苗樹養成　四、保安林　五、木炭の指導検査　六、森林、火災、国営保険
昭和二十六年　組合長　同人
記録次之通り
加入区域　川上地区一円　所有山林面積　二、二二四町

年度	昭和二七年	二八年	二九年	三十年	三一年	三二年	三三年
組合員数	四三二人	四六二人	四六四人	四六五人	四六五人	四六五人	四七三人

出資金

年度	昭和二七年	二八年	二九年	三〇年	三一年
出資金	二〇六、三〇〇円	二四三、一〇〇円	二四五、四〇〇円	二四八、〇〇〇円	二四八、〇〇〇円

職員及事業状況
男二名、女一名、工員男九名

年度	昭和二七年	二八年	二九年	三〇年	三一年
教育指導	一〇、七三五円	一五、五〇〇	二四、三五〇	五三、一四一	四九、九二〇
貸付施業受託	五二〇、九五一	三三七、八四七	二四七、三二八	二〇七、〇一三	三三〇、六九七
販売	八六、五二〇	六七九、一八三	一五九、〇六四	七八四、二〇八	二一四、六五〇
種苗生産	四四一、三〇五	三九四、七七七	七五七、九四〇	七九八、六八八	一、四四〇、六七七
製造加工	一、四四七、一五五	五、四一一、四三〇	四六七六、二〇五	六、四六六、九八九	六八、八一六、六七九
利用	二一、四〇〇	六三三八、八七五	四八三六、三七五	七一四、一七〇	一、七〇五、一〇〇

(七)　川上村酪農組合

事務所　川上農業協同組合内　大字北方二八八二の一
創立昭和十五年
事業内容
飼育管理、衛生の研究指導、優良牛の導入、牛乳の集荷及び共同処理、一日平均集荷量四斗五升、松山ミルクプラント及村内業者に販売する。
飼料、資材の共同購入斡旋。
村内獣医就任状況
加藤幸雄昭和二十五年十月、次は宮田吉三郎、次は森保

次は岩崎敏明、次は山之内玄実、次は宮田吉三郎、次は越暫清

歴代組合長

初代	渡部満久	昭和十五年より二五年迄
二代	仙波親恵	昭和二六年より二七年迄
三代	桑原時雄	昭和二七年より二八年迄
四代	行元義丸	昭和二八年より二九年迄
五代	渡部鹿太郎	昭和二九年より現在に至る

年度	組合員数	乳量
昭和二六	四二 六一	五〇〇石
昭和二七	四〇 五八	五三〇石
昭和二八	三六 五七	七一〇石
昭和二九	三六 五七	八〇〇石
昭和三〇	三八 五三	八五〇石
昭和三一	五〇 五〇	八二〇石
昭和三二	五三 五八	一〇一〇石
昭和三三	五五 七〇	一二〇〇石

(八) **川上村園芸組合**

創立　大正元年、川上村「旭組」として発足、後川上村園芸組合となり、果実、蔬菜青果一般を扱う。当時、組合員四十名位であつたが戦時中食糧増産の国策に基き平坦部の果樹は殆んど伐採されたが、戦後復活して戦前以上になつた。組合員も百数十名になつた。

事業内容

一、栽培技術の改良　二、共同選果販売　三、資材の斡旋

(九) **川上村煙草耕作組合**

創立　大正十四年始めて本村に耕作、逐年発展し今日では八町歩、耕作人員五十八名。

事業内容

一、改良団を組織し、耕作技術の研究改良　二、資材の斡旋　三、防犯

○昭和二十二年から農業協同組合の内に専売公社収納所も設置されて便利になつた。

(十) **川上村遺族会**

川上村遺族会規約

一、川上村遺族会と称す。

二、本会は事務所を川上村役場に置く。

三、本会は川上村遺族を以て組織す。

四、本会は遺族相互扶助の精神を振起し靖国の英霊を慰め生活の安定を図り以て新日本を建設するを以て目的とす。

五、前条の目的を達成する為め左の事項を行う。

1、慰霊祭を春季に行い英霊を慰む
2、遺家族に対し相互援助振興に関する件
3、生活扶助及び職業及び之れが斡旋指導をなす
4、生業並に厚生事業企図運営に関する件
5、遺族に関する諸調査報告等に関する件

六、本会に左の役員を置く任期二ケ年とす。

1、会長一名、副会長二名、理事七名、顧問一名、幹事若干名、会計一名、書記一名を置く。
2、役員は総会に於て選出し再選するもさまたげなし。
3、役員の任期は二ケ年とす。

七、会費は篤志家の寄附及び必要に応じ会費の分担に依り支弁すること。

昭和二十三年四月十八日決定す。

㈤ 川上ＰＴＡ

昭和二十四年

◎創立　九月三日

会長　渡部満久　副会長　松末虎之助　仙波フデ

予算　一二〇、〇〇〇円

事業　部落出張懇談会、映画会
講演会　井上宮久先生
小学校遊具施設、中学校植樹、運動場整備

昭和二十五年

会長　渡部満久　副会長　高橋有年次　菅野タツ子

予算　一二三、一八七円

事業　部落出張懇談会
川上小学校創立六十週年記念式
川上村のおもかげ編纂
雨傘寄贈（一〇〇本）
中学校　校内放送設備、小学校遊具施設

昭和二十六年

会長　渡部満久　副会長　渡部高義　仙波フデ

予算　一二一、〇〇〇円

事業　部落出張懇談会
中学校第二期工事促進運動、幼児学級青年学級援助、味噌汁給食推進
雨傘寄贈（二二五本）
中学校図書館、小学校郷土教育資料写真製作充実

昭和二十七年

会長　渡部満久　副会長　渡部高義　仙波フデ

予算　一二五、〇〇〇円
事業　映写会（支部巡回）　講演会宮本七郎、渡部碩雄先生
中学校第二期工事落成式
雨傘寄贈（一〇〇本）　中学校暗幕図書、小学校郷土教育資料充実

昭和二十八年
会長　相原　勇　副会長　伊藤茂男　渡部浪子
予算　一二二、〇〇〇円
事業　映写会、講演会
年少指導者講習会（近藤美佐子先生）
大運動場土入れ
中学校図書、小学校教育資料充実

昭和二十九年
会長　相原　勇　副会長　渡部ミヤ　菅野　忠
予算　一六四、〇二八円
事業　映写会、講演会、ＰＴＡ講座（田川先生、武田先生松岡先生、近藤先生）
小、中学校図書郷土資料充実

昭和三十年
会長　渡部満久　副会長　高須賀利一　渡部敏子
予算　一四三、〇一九円
事業　講演会、五島貞雄先生
学校給食実施推進
中学校庭土入れ、大運動場南土手築造
小、中学校図書郷土資料充実

昭和三十一年
会長　渡部満久　副会長　伊賀富美枝高須賀利一
予算　一五八、七一〇円
事業　県の研究ＰＴＡとして指定、表彰を受ける
家庭環境調査、児童生徒の実態調査実施
実践目標決定実施
中予地区研究ＰＴＡ発表大会（三・二七）開催
学校給食実施促進
部落出張懇談会、講演会　鎌田正三先生、森信三先生
運動場土入れ
中小学校図書郷土資料充実

昭和三十二年
会長　渡部国恵　副会長　高須賀利一　大西恒子
予算　一五七、一二五円
事業　映写会
学校給食研究
ＰＴＡ研修会（一二・五）
講演　宮本七郎先生

討議　指導　越智勇次郎、渡部碩雄先生
全国ＰＴＡ大会（松山市）参加
中学校雨傘寄贈

昭和三十三年

◎（小中分離）川上小学校ＰＴＡ創立五月二日
会長　渡部正恵　副会長　高須賀利一　渡部信子
予算　一二〇、〇〇〇円
事業　講演会　藤崎一隆先生　映画会
洗濯機据付
学校林設置並植林作業（二二〇名出動）
運動会臨海学校援助
役員研修会

第十二章　名勝旧跡

名所、所在地、由来略記

五柱神社（松瀬川）

当村の大氏宮で、奥分最古の社自然林を以て囲まれている。

長福寺（松瀬川）

立派な観音様が安置され、裏手の銀杏の巨木は殊に古いものである。

桜三里（松瀬川）

旧街道にて、桜等を三里の間に植えて、古来より名高い。

大桧田峠（松瀬川）

中山越の難所七曲坂急峻と、屈曲できこえている。

鳥越坂（松瀬川）

大鳥越小鳥越と二つあつて、急峻であるが、絶頂は遙に海を望み眺望がよい。

上福寺（松瀬川）

神亀年中河野家祖先の造営で、古刹として有名である。

吹上池（松瀬川）

旧金比羅街道は、この池沿いにて風景が殊によく、又大池とも云う。

黒穂池（松瀬川）

当村最古の池にして、沿道の松並木は公園のようである。

船野砦（松瀬川）

弘長年中新田の一族、堀口堯氏中山口の押としてこゝを守る眺望がよい。

大興寺（北方）

建長元年克仁禅師開山菖蒲井関等と共に名高い。

阿弥陀堂（北　方）

大興寺下の道沿にある小さな野堂で、北方の只一つ残る堂である。

自性庵（北　方）

中村本尊観音、南に四つ足門があり、大庄屋重松、曽根両氏の墓所。又あわしま様とも云つて名高い。

茶　堂（北　方）

往古通行諸人に湯茶の接待をした堂があつたので、名付けて茶堂と云う。

夷子宮（北　方）

えんぎの神としてまつり、小社の森等の址がある。

天神宮（南　方）

天神昔天神山西麓の地に在つて、現今町名となつて、商家が並んでいる。

応観寺（南　方）

市場寛永年中大覚寺宮二品空性法親王二名御巡行記で有名。寛永十四年医王寺秀誉師退去したとも伝わつている。

川上神社（南方川上）

五社の神をまつり、社内の古墳は県の史跡に指定せらる。

川上駅（松瀬川　北方南方）

三ケ村の寄合つた駅町で、伝馬継場、市場、宿場、等近郷の商業中心地で名高い。

善願寺庵（北方、川上）

宝暦三年再建せられ、城長洲先生謙三哲三、渡部喜一郎氏之墓や又、五輪様で名高い。

鎮守社（北方、川上）

川上小坂に鎮座してあつたが、革命後合祀され、今社址のみがある。

山椒崖（南方、滝の下）

今は桜三里の入口とされ、新道より北の方の位置にあり屏風をたてたような絶壁、断層が重畳して実に見事である。

法界門橋

三内と川上の境に架し、近頃新しい木橋が出来た。東西の眺もよく、月見客が多く古くより名高い。

重信川

旧久米川本村の西方を流れ、南は支流表川となり、平常

水が流れて鮎が多い。

塩ヶ森城

南方の南に聳え燈台があり、頂上の鎮座神は石槌権現を勧請してあり、雨乞の霊場である。東北麓の高台は、河野家支族河野某の砦の址で、四方の眺望が殊によい。近年登山者が多い。

南昌寺（南方）

南方中央にあつて、建造風が珍らしい。又川上高等小学校舎に使用していたらしい。

揚天王宮（北方）

伊豫国中揚社五所の一に加へる古社で、楠の巨樹がある。

医王寺（北方）

大宝二年僧行基開基と伝えられ、代々国守崇敬で名高い。

片山（北方）

片山某戦死の地と伝えられる祠がある。又西南のながめがよい。

西法寺（北方）

北に神明、南に天王宮、東八幡西荒神と、四方神の中に在つて、国中三ケ所の一に加えたと云い伝えがある。又一般諸人の埋葬地でもある。

和田様（且ノ上）

河野家の一族和田氏の居た所で、五輪塔があり、又、城ケ台は眺望がよい。

苔谷焼　北方苔谷の池の北山麓にあり、二つの窯を見る。

神明様（北方）

本谷の口にあつて、天照大神を祀るとも伝え。ここの神力をうけた鬼兵吾という人の伝説がある。

一の宮三島社（海上）

一郷一の宮で、当村最古の石燈籠がある。

菖蒲関

往古此の地は野々口邑にあつて、当村水門の要所の地である。

熊野神社（竹の鼻）

当部落の祭神として、旧庄屋の勧請したものである。

地蔵堂（齊院の木）

近く迄堂があつたが、今は地蔵のみが残つている。西方には大樹があつておさや様をまつり、旧道中の休場とし

て有名である。

森正八幡宮（八　幡）

八幡様をまつり、又、八社参り等で崇敬者が多い。

長　泉　寺（吉　久）

行基の開山にして、寺内の（ビヤクシン）の巨樹は廻り五・五米。

吉井神社（吉　久）

横滝権現をまつり、雨乞の神事等を行うこともある。当村の氏宮にして自然林がある。

お　吉　泉（吉　久）

おきちもずくで名高い。

大西霊神（吉　久）

畑川の閑地を開いて此の地に住われ、大西八兵衛正次の徳をたゝえて、後の世の人が小社を造営して祭礼を営み碑石を建立した。

森天神様（森）

天神様菅原道真公を祭り、南の方より拝すれば古社の感にうたれる。

第十二章　人物小伝

城　長　州（詩人）

長州姓は城、通称隆平長州はその号である。江戸高輪に生れたが後紀伊国長島に移る。長州少壮の頃より江戸の佐藤一斎、大窪詩仏、熊谷辨庵、京都の田中大蔵、伊賀の松井彦皐等に就いて詩及び医業を学んだ。後諸国を遊歴して遂に三津に居を構えるに至つた。

長州は特に詩作に長じていた。殊に三津道後温泉往復の途上百種の詩を作つて人々を驚かした。こゝに長州の絶句を摘録する。

嗅薩州飯

豆腐膾炙調香羹　熱飯澆来食有声
鼓腹聊怪猿面老　併呑一百二都城

城　哲　三（学者）

長州は後妻テイの弟謙三を養い後これを世嗣とした。謙三初めは家で学んでいたが、長崎に遊学シーボルトに師事した。業なつて岡山で開業していたが長州の訃を聞いて急遽家を整理して帰郷した。後川上地方十七ケ村里正の懇請

によつて川上に移り住むにいたつた。謙三は五男三女の子福者であつたが、中でも哲三は年十五才で近藤の義塾にて漢学を修めかたわら米人モズレー氏及ネークス博士に英語を学び十八才の時松山二番町に英語学校を創立子弟に教授した。教をうける者が七十余名に及んだ。

明治三十三年赤手を以て城北の地に校舎を建て生徒を教授した。これが北豫中学校の前身である。それから程なく病に襲われ京阪地方に転地療養したが遂に起つことが出来なかつた。年齢僅かに三十一、大阪安倍野に葬らる。明治三十八年四月二日歿城家の墓地は大字北方字川上善願寺庵地内にある。

城長州　慶応二年九月朔日逝
誠心院天岳浄昊居士
妻テイ　明治十三年丙辰旧六月五日
正道院妙勝好紘大姉
城謙三　明治二十八年十一月廿四日永眠
城寛平　明治三十六年九月廿五日永眠
城公平　明治三十四年十二月十二日永眠
城哲三　明治三十八年四月二日逝（大阪安倍野に葬る）

野口盛芳（学者俳人）

寛政の頃野口盛芳という人があつた。翁は川上の大宮社の神官（野口秀明氏の祖）で神儒仏の諸学に通じ多数の後輩を指導した。松山藩主其の功を嘉し金参拾円を下して、位階昇進のため京都御所に参内せしめた。即ち寛政十年十月二十五日従五位下に叙せられ、同二十八日摂津守に任ぜられた。

翁俳諧に遊び道楽翁五百と号し其の名四隣に聞え来り学ぶものが多かつた。文化八年十月四日卒す。

野口芳躬（学者俳人）

野口芳躬翁は同じく川上大宮社の神官で（野口秀明氏の祖）翁も亦松山藩主から藩金をいただいて上京従五位下相模守に叙任せられた。神儒仏の諸学に達し且つ医学をも心得俳句をよくし鈍静と号しその門に学ぶものが多かつた。文化十三年十一月卒す。辞世の句に

かくてこそいつまでも見ん秋の月　鈍静

尚翁は川上神社拝殿正面の俳句の額にも左の句を残している。これは翁晩年の作である。

人の寝る隙を散るなり柿の華　鈍静

この額の中には有名な大洲の十九を始め城下今治小松等の文化年代に於ける知名の俳人のものしたものが多い。

西門渡部喜一郎　（外数人）（功労者）

苔谷池事蹟　新池新田開発工事

渡部喜一郎は（屋号西門）大字北方字川上西門家に生れ代々大年寄役であつた。久米郡第一の人格者であつて時の領主より非常な信頼をうけていた。

北方村字苔谷という地があつて、非常に池床としての条件を具備していた。喜一郎は時の大庄屋重松その他畑地所有者と計つて新池新田の開発を思いたち願い出たところ幾ばくもなくして、大庄屋相原次郎衛門を経て安政五年お許しがあつた。喜一郎外数人は、三ケ年の年月を費して漸く完成した。然し乍ら大工事の為資金も枯渇したので領主より再三資金並に穀物を借り受けなければならなかつた。しかも旱魃等のため収獲も意の如くにはならなかつたからその苦心は並大抵の事でなかつた。こうした先人の苦労の結晶が今日池、田地となつて残つたものである。

瑞典院厚学法善居士　文久元年二月朔日　渡部喜一郎

満積

渡部蔵五郎　（慈善家）

西門家渡部喜一郎にはこどもが無かつたので実弟蔵五郎は西門家の嗣子となつた。村人の信用厚く久米郡第一の高徳者と崇められていた。

性来慈善家である氏は貧民などに惜しげもなく金穀を分与して救済した。皆その徳をしたいその恩を忘れなかつた。川上村成立の時氏の宅は役場となつた。

瑞蔵院慎愛世明居士

明治二十一年六月十四日　渡部蔵五郎

豊竹村太夫　（古典芸術家）

大阪玉造りの生れで吉田伝次郎内とある。浄瑠璃の普及につとめた。現在善願寺庵地内に碑石がある。

豊竹村太夫　文政年中歿　川上若連中建石

願取

初代　小松川良右衛門　上砂
二代　小松川慶蔵　茶堂
三代　小松川四作　西之側
四代　小松川満雄

以上大阪押尾川内にて地方世話人頭取であつた。

渡部豊三郎　（教育功労者）

明治十七年一月一日大字南方に生れた。資性温厚にして責任観念強く教育に精根をうちこんでいた。教育界にある

こと実に五十年、その間親子はもとよりその孫に至るまで師の薫陶をうけたもので全国稀に見る永年勤続者であつた。川上村が二千六百年の式典を挙げた時、第一に教育功労者として表彰をうけた。今川上小学校の応接室に教育功労者として写真が掲げられてある。又師は碧城と号し俳句に精進その句風は書体とともに一家をなしていた事は世人周知の事実である。昭和廿四年十一月一日死去行年六十七才

玉井　正興　（県議）

松瀬川村玉井正貝の二男に生れ明治十九年久米郡より選ばれて議員となり明治二十三年香川県分立以来二十九年迄県会議員を勤め地方河川の為に尽す処が多かつた。明治三十九年二月十九日於松山市歿。

仙波良太郎　（県議）

南方佐伯久次郎の子息として生れ、苦心勉学し、弁護士となつた。明治四十四年選ばれて県会議員となり県政に尽した。昭和五年十一月三日松山市に於て歿した。

仙波覚三郎　（自治功労、宗教家）

松瀬川の人、庄屋廃止の後村民の信望厚く明治七年組頭助勤となり幾多の議員戸長等を務め、明治二十一年組長を最後に信仰の道に入り天理教権訓導奉職地方教化に尽した。今時村のおもかげを著すにあたり氏の残した履歴によつて庄屋以来明治二十三年川上村成立迄の模様を知るを得た。昭和三年六月二日八十三才で死去。

藤井繁太郎　（青年指導果樹先鞭者）

北方藤井虎太郎の長男にて資性温厚にして勉学し永く役場に勤務し又青年指導、果樹栽培の先鞭者とされ又村有植林等に尽し其の今日に見る功績は誠に大きい。昭和六年二月廿八日死去。

田中藤十郎　（商人）

南方田中熊吉の長子として明治元年八月七日に生る。若年にして浄曲に秀で頼太夫と号す。後川上駅に商店を開き隆盛を極め数多社会事業及神仏に多額の金額を寄附した。

仙波茂三郎　（地方開発先覚者）

氏は明治十五年本村南方佐伯文四郎の次男に生れ、幼にして松瀬川仙波家の養子となり松山中学校を経て早稲田大学に学び、帰郷後は専ら地方開発に志し私財を投じて幾多の事業を試みたが、其の重な事業を挙げると地主として小作人を保護助成し、其の信頼厚く、又部落改善理想郷の建

設を目指して大正四年部落戸主会並に主婦会を結成して自治、教育、生活、隣保相助、勤倹貯蓄等の実施に指導に専念其の基礎を作つた。爾来三十五年後の現在尚氏の遺言を継いでいる。又自ら川上水力発電所を設け、川上町附近一帯に電灯を点じて其の恩典に浴さしめたのは一般の記憶に今尚新なる事実である。又大正八年の頃、伊豫米の阪神地方への販路開拓を計らんとし、農業倉庫の前身温泉郡米券倉庫事業を計画し郡内各町村に倉庫建設を実現し、入庫と阪神移出の途を開き、伊豫米の声価を挙げた事は氏の事績中特筆すべき功績で先見の明と進取の気魄を示すものであつた。又郡内青年指導に尽した事実は意気の旺んなりしを物語り青年敬慕の的であつた。要するに卓越せる氏の構想は本村稀に見る人物にして今に健在なりせば社会のため貢献するところが多かつたと思うが昭和十六年五十八才にして病の為物故せられた。

仙　波　秀　一　（自治功労者）

氏は明治十年本村北方の旧家仙波慶次郎の長男に生れ、高等小学校卒業後青年時代は数年を川上小学校に教鞭を執り父君歿後家事整理に人知れぬ苦心を続けられた。後年情の人、熱の人として村民敬仰の的となつた事はこの尊い体験の賜であつたと思う。明治の末期から松木村長の下で村書記就職は自治行政の事務に携る第一歩であつた。爾来本村助役に就任して二期後村長に当選三年余にして一応退職したが、昭和八年再び村長就任二期八ケ年勤続して昭和十六年末退職したのであつた。其の間実に三十余年、村自治行政の為に終始し村民の慈父として尽して来た幾多の功績は枚挙に遑がない。事に当りては至誠着実、情熱人として感憤せしむるの人格は村民の敬服する所であつた。

昭和十三年治績上り自治優良村として県知事から表彰を受け、又同十四年全村貯蓄優良村として国民貯蓄奨励局長官から表彰せられた外大東亜戦争中は出征将兵並に遺家族援護慰安に尽瘁せる心労は一方ならぬものがあつた。殊に昭和十六年川上小学校二階建校舎建築に際し、村有林伐採を村会に提案した当日早朝登庁して、階上に掲げてある歴代村長の肖像の前に端座し、今回校舎建築のため先代各位が心血を注いで育成された模範材木の伐採使用の余儀なきに至つた事を訴え、其の伐採を認められたいと声涙ともに乞願い村会に臨んだ一事を以てしても氏の情と至誠の発露

であつた事を偲ばずにはいられない。退職後の身の疲労甚だしく病のため遂に逝去せられた。本村自治の為殆ど生涯を捧げた氏の人格と功績はながく村民の忘れてならぬ恩人であろう。爾後三内、川上、両村、合併さるゝに至り旧村に於て自治功労者として表彰された。

松木喜一（自治功労者）

川上村大字南方字森、豪農、松木三郎の長男として明治五壬申年十月三日出生、資性温厚にして父母の教養よろしく、成人の後は常に郷里にあつて村人と交際厚く信望を得南方水利議員に当選され、次いで村会議員に当選する事七回に及び、其の間村長に当選する事又四回、其の就任期間十七年有余ケ月、大正八年に至り近郷より懇請されて県会議員に当選される事二回、村長及県会議員を兼ねて就任され大いに地方の為め活動せられた。

其の事績の重なるものを掲ぐると、学校教育振興、産業の改良発達、農会設置、植林事業、村内部落有財産統一、農業倉庫設置、信用組合の創設、金融事業として銀行の誘致、役場事務の向上、国道（第三十一号時代）の改修に当り、土地の交渉に多大の尽力をされた、川上平坦地の耕地整理事業を完遂し耕作に農道改修に村人と共に協力ををしまなかつた。又明治改革以来村々の行政区画は安定せず、合併や分離をくり返し役場、村会所は仮家を充つと云う状態なりしが、大正八年八月本村の中央部大字北方二二七七番の一に水害防禦を考慮に入れた二階建庁舎を建設し本村自治行政の本拠として此処に移転し東温地方に於ける雄村としての面目を一新された。

県会に於ては多年の地方民の宿望たりし横河原橋の架設に対して一段と骨折りをされたと云う。県財政困難の中に木橋が大正八年頃架設されたと云う事は何と云つてもよろこばしい事であつた。其他村内消防施設と進歩せる機具購入に就ては大いに配慮されたと云う、其の外事績は枚挙に遑がない、殆ど生涯を治村の為に捧げられたのであつたが、昭和二十四年十月十二日病の為に他界せられしは惜別の極である。三内、川上両村の合併が成立して、村名は川内村と名附けられ、四月二十五日発足の運となつた時、本村に於ては、本庁舎建設此処に約四十年重大な事務を取扱つた思出多き役場に於て四月二十日閉村式を挙行する事になつた。其の際自治功労者として表彰せられた。其の功績

は永く伝えられ燦然と輝くであろう。

寺田　さだ　（民生事業）

伊豫国久米郡北方村字川上、松木利平の次女として、弘化三丙午年十一月二十日生れ、幼い時から、気だてがやさしく、成人の後は浮穴郡南方村寺田広次に嫁し、一男一女の母となり、種々困難な生活を送る内に、故あつて川上駅において、米田屋旅館を一時経営することとなり、性来の温順と至誠は、諸人の愛敬する所となり、諸国の商人の宿泊、官公吏の指定旅館同様の信用を得て、大いに業績を上げて地方名物とさえいわれた。金比羅宮月参宿、石槌山御縁日の十日間の市には何千人の修業者の宿となり、町を貫ぬく川は、白衣姿の行者の「こおりとり」で賑わつた。この頃は各商店、酒屋共繁昌して川上験の全盛時代と云えよう。

この繁昌の中に、明治三十年前後、キリスト教松山教会米人デコリ宣教師の布教場として使用され、三十七年露国俘虜の白猪滝見物の帰途一泊等、特異な国際的世話をなし、常に信仰心に厚く、慈悲善根に身を尽し、難渋者と見れば物心両面の援助を加え、仕事のない人に、なにかと仕事をみつけ、家庭論争は身を以て解決し、男子も及ばぬ温情を以つてこれにあたつた。又無縁の墓を興しては、香華を供へ、五輪塔堂を建立しては供養をなし、晩年は長子と共に市場に於て、楽しく余生を送る内、長寿を完うして大往生をとげた。其の死を伝へ聞きて哀悼するもの数多く、通夜は連日続き、葬儀は誠に盛大を極めた。それは大正七年七月十四日の事であつた。さだ女の恩沢は永く人々の心に残り、民生事業の我が村に於ける先駆者と云うべき人である。

春　日　山　（力士）

本姓は名越盛行、明治十九年八月に生れ、資性温厚志願兵として、呉海兵団に入隊し日露戦役に従軍累進一等兵曹となつた。其の間相撲道では伏見宮様から春日山の艦名を頂いて名乗り、海軍内の横綱を許されて部内で其の名を轟かした。尚ボート界では春日の鬼クリウーと名され、日本海軍内で恐れられ艦隊対抗競漕にもしばしば優勝した。帰郷後は専ら地方相撲界に努力したため、相撲界は急に盛大となり黄金時代をなすに至つた。其の他野球等各種の運動方面に協力して発展のために尽した。ことに地方相撲界では四国一とさえ言はれ、その大力美技速わざ、しかも卑しからず、ために斯界の人気を一身に集めた。なお村政に関

しては村会議員に推されて絶対多数で当選。見るべきものの多かつたことは、今も人のよく知るところである。又赤貧洗う中に義侠心強く、衣食を分け自他のわきまえさえもつかぬかに見られた。子供好きでせがまれると何でもしてやる。また孝心も極めて厚かつた。あらゆる社会事業にも協力して、争い事の中に入ると如何なる難事も解決を見ない事はなかつた。

ところが昭和九年七月二十二日、四十九才。石鎚登山中遭難した。その報を聞いたものは、そのまま家を出て石鎚山麓に向うこと蟻が列をなしているようにどこまでも続いたとの事である。死体は仲々の難所で決死の一隊は生命を賭して収容、後に春日山でなかつたらあの死体は収容出来なかつたという。盛心義情居士の葬儀の盛んなことは東温にその比を見ない有様であつた。なお村民の思慕の情は碑となり、追善相撲ともなつて昭和十一年五月に施行されたが四国各地から参加があり盛観であつた。其の後昭和三十一年四月に第二回追善相撲の発起人相談会が有志の間にまとまり、たまたま日本相撲協会、時津風部屋、横綱鏡里、大関大内山、一行百二十二名の巡業中を追善相撲として川上村横河原橋東詰北側空地に於て施行するに決定し、村内外有志の多大なる声援と人気をよんで実に盛観であつた。（巡業中の老力士はこう語つた。わしら巡業に出て、これほど広い場所はなく装飾品の幟り、こも樽、八木等立派なものだだつた、今まで出合つたことがない。）老力士の語つた通り空前と云へよう。二回に及ぶ壮挙は人々の思慕去りがたいものあり。ともかくも不思議な魅力をもつた力士であつた。（第一回第二回追善相撲）

城　ノブ（社会教育家）

本籍川内町大字北方、城　謙三の二女として明治五年生れである。娘時代はマサさんとも云つて、「男マサ」の綽名（あだな）があり角帯に男下駄をはいて歩いていたという。勝気で男勝（まさ）りの気性であつたらしい。若くしてキリスト教信者となり、東京市或は兵庫県に住居し、宗教家及び社会教育家として大いに活躍した。神戸須磨の鉄道線路踏切に自殺者が多く出るので、其処（そこ）に「一寸待て」の制札を建てたことは有名な話である。日本キリスト教婦人矯正会兵庫部会長であつたが、昭和三十四年十二月二十日八十八才で神戸市灘区青谷町の自宅に於て逝去した。終世独身を通した人である。

日露戦争 大東亜戦争 戦歿者及遺家族名

日露戦争 戦歿者芳名

戦歿場所	本人氏名	遺族氏名	大字
清国京省	花山峰次郎	花山サダ子	松瀬川
場所不詳	花山　伝次	花山　浅夫	〃
清国盛京省旅順	大野　増次	大野　菊雄	〃
場所不詳	大野　末次	ナシ	〃
〃	藤岡　助次	藤岡惣太郎	〃
山口県防灘姫沖	小倉　伊作	小倉　政雄	〃
清国盛京省救兵台	高須賀愛十郎	高須賀高義	南方
場所不詳	大要安太郎	ナシ	吉久
清国馬郡丹東方	桑原門一郎	桑原　時雄	北方
清国盛京省蘇家大嶺	渡部幸太郎	渡部　彦市	松瀬川
清国盛京省旅順	名越　通熙	名越　明香	南方

大東亜戦争 戦歿者芳名

戦歿場所	本人氏名	遺族氏名	大字
中華民国江蘇省宝山県	宮本　操	宮本　安則	南方
〃	菅野　網弘	菅野カツノ	〃
〃	桑原良太郎	桑原　新郎	〃
中華民国江蘇省常熟県	今井　賢一	今井　ミヤ	松瀬川
善通寺陸軍病院	細川　政雄	細川　伝次	南方
北支山西省太原	渡部　薫	渡部　吉昭	〃
中華民国安徽省全椒県	松田　広	松田マサヨ	〃
天津陸軍病院	松本　春市	松本弥惣次	北方
小倉陸軍病院	一色　照吉	一色　益子	〃
漢口第十三兵站病院	田井　元市	田井　正憲	松瀬川
山西省運城陸軍病院	桑原　貞雄	桑原　勝市	南方
南京陸軍病院	菅野　忠重	菅野フジエ	〃
山西省臨汾	田中　重雄	田中　宗平	〃
広西省邑寧県	渡部　辰雄	渡部シンヨ	松瀬川
北吉井療養所	堀川　静夫	堀川喜十郎	北方
満洲第一野戦病院	篠森　国重	篠森　角次	松瀬川
小倉陸軍病院	渡部　匡泰	渡部　彦市	北方
河南省泌陽県柏香鎮	田中　延雄	田中　清久	〃
満洲虎林県虎林陸軍病院	渡部　文平	渡部　虎一	南方
九洲西北海面	渡部　正雄	渡部　親雄	吉久
湖北省通山県	細川　秀雄	細川　宇市	南方
蘭印方面	宮本　高信	宮本　安則	〃
比律賓呂宋島ベタン洲	名越親二郎	名越　善蔵	〃
ビルマ国マウビ飛行場	大野　貞雄	大野　藤吉	松瀬川
比律賓呂宋島バタン洲	大石　盛夫	大石　義市	南方
北太平洋方面	渡部　弘	渡部　勇	〃
比律賓呂宋島バタアン	渡部　淳雄	渡部　嘉長	北方
西南太平洋方面	花山　芳三	花山米太郎	〃
中支蒲折	渡部　宗雄	渡部　元春	南方
朝鮮平壌飛行場	伊藤　数美	伊藤　房一	〃
東部ニユギニヤ、イスラパニ	高須賀伊勢雄	高須賀カメヨ	南方

南太平洋方面	高須賀満美	南方
熱田島基点二九三度海上	田中　格	〃
ニューギニヤ	高須賀功儀行	吉久
福岡県田川郡大任村	東　春次	松瀬川
ニューギニヤ島マギリ	田中　益雄	〃
ニューギニヤ島ギルワニ	花山　守夫	〃
ニューギニヤ	山本　忠久	〃
中支方面	山田　茂	〃
湖南省石首県石首	内藤　守喜	南方
南方海域	渡部　寛吾	北方
大分飛行場離陸後	菅野　宏	南方
ビルマ国アキヤブ県	花山　保房	松瀬川
南洋群島方面	菅野　源吾	南方
ビルマ国	高須賀芳仙	〃
南太平洋方面	緒方　猪秋	〃
南洋群島	仙波才太郎	松瀬川
満洲国東安省虎林県	河野　種広	南方
南洋群島方面	舛岡　武雄	北方
台湾高雄	高須賀貫一	〃
河南省鄭洲西北方	高木　彦一	南方
鹿児島県大島郡魚津町沖合	和田鬼士雄	〃
マニラ方面	渡部菊次郎	北方
西太平洋方面	梅崎　常雪	〃
ビルマ方面	菅野　富雄	南方
本州南方海面	細川　稔	〃
中支方面	田井　定	松瀬川
南洋群島方面	仙波　安師	北方

高須賀満繁	南方	松瀬川
田中　睿	〃	北方
高須賀儀行	吉久	南方
松瀬川	〃	松瀬川
東　長十郎	〃	〃
田中　春清	〃	〃
花山クマコ	〃	南方
山本　キヌ	〃	〃
山田　サト	〃	〃
内藤　四郎	南方	〃
渡部　薫明	北方	〃
菅野　倫洋	南方	〃
花山弥十郎	松瀬川	〃
菅野　安市	南方	〃
高須賀サツ	〃	〃
緒方　卯一	〃	〃
仙波イワノ	松瀬川	〃
河野　ミツ	南方	〃
舛岡　力蔵	北方	〃
高須賀鶴恵	〃	〃
高木　邦彦	南方	〃
和田　庄作	〃	〃
渡部クニ子	北方	〃
梅崎　鉄雄	〃	〃
菅野　勇	南方	〃
細川　トク	〃	〃
田井カタヨ	松瀬川	〃
仙波マツヨ	北方	〃

スマトラ島パレンバン	渡部　丈次	松瀬川
ビルマ国アキヤブ	高瀬　時雄	北方
南支那海方面	渡部　圭一	南方
ビルマ方面	藤原　稔	松瀬川
マニラ方面	渡部源次郎	〃
比島方面	小綱　敏一	南方
印度国マツサム洲	高須賀茂一	〃
厚木海軍航空基地	橋本　省三	北方
南方方面	近藤　利吉	〃
南太平洋方面	池川　実	南方
ビルマ方面	高須賀虎一	〃
南方方面（生死不明）	花山　一正	松瀬川
菲島東方海面	松本　泉	北方
ビルマ国アキヤブに於いて	高須賀武雄	松瀬川
〃	桑原　重雄	南方
高知陸軍病院	小綱　長由	〃
南洋群島ブラウン島	渡部　春好	北方
台湾方面	行元多喜男	南方
〃	緒方　政光	〃
南洋群島方面	花山　務	北方
〃	伊藤　好春	松瀬川
〃	岡井　保雄	北方
南支那海方面	菅　久雄	南方
南洋方面	和田　彦市	〃
台湾北方面	渋谷　源一	松瀬川
菲島方面	篠森寿安恵	〃
鹿児島県上空（公務旅行中）	中島　義光	南方

渡部　安雄	松瀬川	
高瀬　文子	北方	
渡部　虎市	南方	
藤原　浅吉	松瀬川	
渡部　チヱ	〃	
小綱キヨカ	南方	
高須賀広太	〃	
橋本平太郎	北方	
近藤　喜作	〃	
池川　久吉	南方	
高須賀ナカ	〃	
花山好太郎	松瀬川	
松本栄太郎	北方	
高須賀ミサヲ	松瀬川	
桑原　五郎	南方	
小綱　権吉	〃	
渡部　常光	北方	
行元　ウラ	南方	
緒方　弗市	〃	
花山米太郎	北方	
伊藤　宇八	松瀬川	
岡井　利雄	北方	
菅　信一	南方	
和田ウメヨ	〃	
渋谷忠一郎	松瀬川	
篠森万次郎	〃	
中島　トミ	南方	

南西諸島方面	松末　重明	松末　四郎	吉久
南方方面	山本　君雄	山本ナミ子	松瀬川
満洲国虎林県宝東陸事病院	稲井　重利	稲井　ヨシ	南方
東支那海方面	渡部　雅晴	渡部喜代子	北方
絢旬国方面	菅野二三夫	菅野次太郎	南方
南方方面	仙波　貞一	仙波サカヨ	北方
徳島県方面	仙波　春夫	仙波元三郎	松瀬川
徳島陸軍病院	大野　義行	大野　ちよ	〃
ビルマ方面	緒方　馬吉	緒方　卯市	南方
〃	高須賀重郎	高須賀ツル	北方
高知県浦戸海兵隊	大野　時春	大野　秀吉	松瀬川
南西諸島方面	桑原　良一	桑原　明雄	南方
〃	高須賀広孝	高須賀儀行	吉久
〃	菅野　健蔵	菅野　健一	南方
南方方面	高須賀幸一	高須賀シモ	北方
中支　中華民国広西省方面	秋山　勇	秋山　宗次	〃
比島方面	岡部　彰	岡部　京助	南方
ミレ島に於いて	渡部春三郎	渡部与太郎	〃
〃	渡部　義夫	渡部　幸	〃
〃	高瀬　祐喜	高瀬　ヨシ	北方
黄海に於いて	篠森　新市	篠森ウメヨ	松瀬川
南洋群島カロリン諸島ソレヨン島	渡部　光久	渡部　英子	北方
セブ島カルメン町西方、通称ロレソラショシユツユワ方面	梅崎　寿夫	梅崎　善喜	〃
ニユギニヤウエワクムシユ島に於いて	和田　盛重	和田フジ子	南方
	渡部　義則	渡部茂三郎	〃

宮古島第二十八師団第一野戦病院	菅野　歳夫	菅野嘉太郎	〃
安徽省高塘湖附近	田中　政蔵	田中鬼代太	北方
一三〇師団第二野戦病院	大西秀太郎	大西　総平	〃
山西省溝源省県	越智　田作	越智　朝光	南方
北緯二四度三分東経二八度の地点に於いて	渡部　正夫	渡部鹿十郎	北方
高堆洲中庄第五〇師団第四野戦病院	菅野　巧	菅野　十郎	南方
江蘇尚松江独立混成第六二旅団野戦	寺田　秀一	寺田タミ子	松瀬川
比島ルソン島リサール洲に於いて	田中　政雄	田中ハナ子	北方
広島陸軍病院	林　武宗	林　宗十郎	松瀬川
ソロモン群島ボーゲンビル島アリグワ	渡部スエ子	渡部　鹿雄	南方
中華民国門候県南台第十二号第百四十二兵病院	佐伯　直行	佐伯トメヨ	北方
湖南省衡陽県陽家均野戦隊備病院	渡部　亀一	渡部キヨノ	南方
中華民国山東省青島に於いて	田中　福臣	田中　好子	北方
応召中病気の為	渡部鬼代志	渡部元右衛門	南方
中支南京第一六一師団第一野戦病院	野中　忠雄	野中栄三郎	北方
ソロモン群島方面	三津山朝生	三津山ミネヨ	松瀬川
台湾沖島	田中　拓栄	田中鬼代太	北方
比島ルソン島ラグナ洲サンタマリヤ	樋口　義明	樋口ナミエ	〃
	梅崎　利明	橋本ツタヨ	〃
	高市　義美	高市アヤノ	南方

中華民国広西省臨桂県	緒方　政勝	緒方儀太郎
中支明南省衡山県	渡部　隆	渡部　義隆
黄茶嶺第六八師団野戦病院	二神　朝知	二神伊之助
中支第一五九兵站病院	森　忠男	森　四郎
中支武昌第一二八兵站病院	松岡　鎌清	松岡　庄吉
布哇島シャガルタ洲	御木　一夫	御木光太郎
西部ニユギニヤワイゲオ島	池川　孝栄	友沢　住子
中華民国湖卓省	友沢　義弘	大野　ちよ
ブーゲンビル島アリグワ	大野　明	名越　寅吉
比島方面	名越　利良	松本スミ子
仏印	松本　保	渡部　清子
ソロモン群島方面	渡部　政義	高須賀キミ子
ビルマ国「タラワジ」パダンに於いて	高須賀角平	伊藤　ソウ
「ビルマ国」プロー「ガズニン」戦闘に於いて	伊藤　浅市	伊藤　マキエ
「ニユギニヤ」ゲニムに於いて	菅　久五郎	菅　マキエ
華中湖北省武昌県武昌	高須賀　守	高須賀丈次郎
ビーゲンビル「アリクリ」に於いて	田野岡勝美	田野岡庫吉
中華民国湖南省衡陽県	花山　一雄	花山シズヨ
華中湖南省	石山　清茂	石山　安吉
セブ島カルメン場西	高須賀太郎	高須賀佐代
沖縄本島真栄平に於いて	渡部　末雄	渡部　伊蔵
ニユギニヤサルミに於いて	江戸　公平	江戸　常一
華中湖北省武昌県武昌	佐伯　清	佐伯孫四郎
「ビルマ」ドクに於いて	篠森　白井	篠森徳太郎
	高須賀堯幸	高須賀万平

吉久	松瀬川	
北方	〃	
南方	松瀬川	
北方	松瀬川	
南方	松瀬川	
北方	〃	
南方	〃	
北方	松瀬川	
南方	〃	
北方	〃	
南方	〃	
北方	〃	
南方	〃	
北方	〃	
南方	〃	

朝鮮羅津に於いて	高須賀繁雄	高須賀等子
菲島方面	吉本　春夫	吉本　重美
中華民国湖北省	三浦　英雄	三浦トクノ
沖縄方面	高杉　昇	高杉大次郎
中華民国江蘇省上海第一毛ビルマ「アキヤブ」県コベバサ北方二粁「カツブ」西側	寺田　富三	寺田　米次
西部「ニユギニヤ」センク湖附近に於いて	御木　利彦	御木光太郎
西部「ニユギニヤ」ヤンモ附近に於いて	高須賀繁雄	高須賀ナツ
満洲牡丹江に於いて	和田　長利	和田貴美子
満洲牡丹江兵站	寺田　桐野	寺田　広次
ビルマペグー県ペグー山	戸田　高徳	戸田　弥蔵
比島マニラ東方	中川　政光	中川　房子
沖縄本島	細川　武雄	細川文次郎
ビルマ国「ビルマ」タント県タントに於いて	大石　四郎	大石　シカ
「サンボアンガ」方面	洲之内敦信	洲之内高興
沖縄本島に於いて	田井野喜義	田井野義俊
ビルマ、トングー県ベツトキ混地帯	林　公雄	林　トキ
〃	梅崎　武雄	梅崎初太郎
菲島ミンダナオ島「ザンボアンガ」	渡部　慈顕	渡部孫三郎
サイパン島方面	寺田　芳雄	寺田　億
比島「マニラ」東方マリキナ山中	仙波　重徳	仙波ユリコ
マニラ東方山中に於いて	梅崎　武	梅崎　務
	柴　定行	柴　民三郎

松瀬川	
北方	
〃	
南方	
北方	
南方	
北方	
〃	
南方	
北方	
南方	
北方	
南方	
北方	
南方	

非島方面	渡部亀三郎	渡部　儀市	南　方
比島ルソン島ヌエガビスカヤ州サンタフェ	仙波　周吉	仙波　伸生	北　方
ビルマ国方面	篠森　春重	篠森　万平	松瀬川
比島ルソン島パレテ	渡部　久男	渡部政太郎	北　方
比島ルソン島ヌエズビスカヤ州プログ山	高須賀　満	高須賀佐一郎	南　方
比島ルソン島リガール州	寺田　知一	寺田小四郎	松瀬川
中華民国広東省順徳県	渡部　利一	渡部嘉太郎	北　方
「ソロモン」群島「コロンバンガラ」西北方	渡部　豊	渡部ヨシノ	南　方
「シベリヤ」「マツチエツスカヤ」	高市　信儀	高市カズ子	〃
比島「レイテ」島「カンギポツト山」附近	寺田　功	寺田　暢夫	松瀬川
比島「ミンダナオ島」パレンシヤ」	丹生谷寿美男	丹生谷信太郎	南　方
東部「ニューギネア」マダン	白田　繁男	松山市取扱	北　方
ニユーギニア方面	渡部　哲夫	渡部　国恵	松瀬川
比島ルシン島マウンテン州	名越　進	名越　豊子	南　方
「ボヨ」「マラリア」	渡部　昇一	渡部マサヨ	〃
比島ルソン島バンガシナン州ラブラドル	黒川　時久	黒川　盛栄	〃
比島「ルソン」島マニラ東方山地	田井野　茂	田井野岩元	〃
シベリヤビジヤン病院	桑原　明雄	桑原マサヨ	北　方
比島「レイテ」島ビリヤバ北方	渡部　好文	大石　満政	〃
シベリヤバルナウル収容所	田中　輝雄	田中サワコ	〃

ビルマ国ペグー県コチヤテ	高須賀義次	高須賀筆一	〃
ビルマ国トングー県マンダレーランクーン	渡部　正文	渡部　要雄	〃
比島マニラ方面	和田　寿一	和田　勝男	〃
比島レイテ島ビリヤバ	和田　実	和田シズエ	〃
比島レイテ島ビリヤバ	大西　一男	大西　政幸	〃
比島ルソン島バンガンナコ洲シソンに於いて	二神　正興	二神　兵吉	〃
シンガポール	近藤　嘉雄	近藤　豊吉	〃
	田之岡義光	田野岡政市	松瀬川
マーシヤル群島ミレー島	樋口　一男	樋口　朝学	北　方
シベリヤテルマ	松本　広己	松本　庄松	〃
中支南京にて	二神　政照	二神ヨリ子	〃
中支にて	森　始	森　信一	南　方
	近藤　利夫	近藤　二月	新居郡
ビルマ方面	江戸　重貴	江戸　清一	北　方
台湾高雄洲平頭飛行場	中野　茂利	中野　勝子	南　方
比島方面	河崎　照弥	佐伯　久吉	〃
湖南省がく洲	松本弥五郎	松本ミサヲ	北　方
ビルマ・マダレー	森　秀雄	森　実	〃
台湾沖	中村　幸松	中村　チヨ	〃
ソ連シベリヤタイセツト収容所にて	秋山　敏雄	高山　テフ	〃
シベリヤウオロシロース収容所	渡部　綱興	渡部　熊吉	松瀬川
ビルマ、ベヂー山系中	桑原　伝	桑原ツギ子	南　方
比島ルソン島マカツトに於いて	森　彦市	森　夏子	〃
	石原　十蔵	石原　槌蔵	松瀬川

島ミレ	近藤 市郎	近藤ヤス子	〃
呉海軍工廠電気部待避壕内	東 義弘	東 和五郎	北方
ビルマ国ドングー県キユンゴン南方「リンクリーク」	越智 博文	〃	
比島方面	井上 五月	井上フサヨ	南方
中華民国湖北省礼山県	藤本 智	藤本トシミ	北方
	太田 寿男	太田清太郎	南方
	下南 勲	下南フサノ	北方
	大和田 勇	大和田マツエ	松瀬川
南洋群島方面	鍵籏 茂丸	鍵籏 リウ	井内
ビルマ国「ペンエンゴン」に於て	七条 正	七条 ミキ	南方
	斉藤 重憲	斉藤 良子	北方
比島ルソン島山奈洲サントドミレゴ	戸田 一郎	戸田セツエ	南方
	宮内 要	宮内 幸枝	〃
非島中非「ネグロス」方面	黒河 春雄	黒河 亀市	松瀬川
	中島 芳一	中島寅三郎	南方